

秋田県公文書館

研究紀要

第十四号

【論文】

- 幕末から明治十年代にかけての秋田のコレラ対策
……………菊池保男… 1
- 秋田県における郡役所の文書管理制度の成立について
—「郡区町村編制法」下を中心として— ……柴田知彰… 21
- 市町村における公文書保存
—秋田県公文書館の取り組みを中心に— ……煙山英俊… 41
- 宝永期の秋田藩政と利根川・荒川手伝普請
—「岡本元朝日記」の分析を中心に— ……伊藤成孝… 65
- 秋田藩陪臣社会の構造
—「陪臣家筋取調書」の分析を通じて— ……畑中康博… 81

【史料紹介】

- 秋田藩米家督町に関する一考察
—「米沢町記録」の分析を通じて— ……加藤昌宏… 101

【彙報】

平成20年3月

幕末から明治十年代にかけての秋田のコレラ対策

菊池保男

はじめに

幕末期のコレラ

一 コレラ上陸と流行

二 秋田のコレラ

1 「町触控」などに見える対策

2 蘭学塾入門者と明德館蔵書

3 塵塚と飲み水

4 庶民の対応

明治十年代のコレラ

一 コレラの流行

二 違式註違条例と虎列刺病予防仮規則

三 火葬・消毒など

自由民権運動とコレラ

おわりに

はじめに

最初に、家老宇都宮孟綱が日記で「暴瀉病」について記した箇所をあげる。⁽¹⁾

文久二年八月八日

一 今朝儀助相招、弥御施薬之事被 仰出候間、司へ申合都合次第早

々向々江申渡候様申合候

一 司夕後罷越、御側医調合之都合之宜ニ付儀助江も申談、御長屋触

為指出候、儀助御手前様より被仰含も有之由ゆへ、右之通

通故取斗意之段申聞候

一 御施薬之方

芳香散

桂枝 十匁

益智 五匁

右三味細末

一 御長屋触左之通

乾姜 三匁

此節市中一般暴瀉病流行相聞得候ニ付、前廉手当之薬方御側医江御調合被仰付、御歩行以下軽き御奉公之者へ拝領被仰付候間願之者有之候ハ、其支配ニおゐて早々取調御用処へ可被申出候

一右流行病相煩治療自力ニ及兼候ハ、係稲見升機被仰付候間御歩行以下右同断(略)

江戸で暴瀉病が流行しはじめると、直ちに薬の調合を命じ、必要な分量の薬を準備した上で、担当医を稲見升機とするなど、早々にその対策を講じている。

ここでいう暴瀉病とは「コレラ」のことで、「宇都宮日記」では、これが初見であるが、石井忠行の「伊頭園茶話」では、安政六年に港町能代から流行し、久保田にまで至ったと、記している。

安政五年三都を始め諸国とも暴瀉病流行して黄泉に行しもの夥し、此病をコロリと名づく(ころりと忽果つるといふ心なるべし)畿内辺にてはトンコロ(頓にころりか。ロリ省きていふ)御国は翌六年の末の月能代より流行出す。其もとは同処本山方売木の木番人として下モ浜に住みしもの、加賀越中の材木積船より伝染して市中に及び、三四十人亡ぶ。市中の男女鉦太鼓にて駆廻りて、厄病神送り御足軽町空砲を発す。奇妙なる山王祭礼の山車、上町(カンマチ)丁内の鐘馗を老若男女町中曳巡りしが、其翌日より一人も亡ぶものなしと、能代より出戸大内田森岡鹿渡などと伝染して久保田に至る。

山本郡の釜屋村(八竜町)百軒に足らぬ家数にて七八十人果てる(略)久保田はさのみ痛みなしと、或人より文音也。此時おのれ浪

花にあり(略)彼地は午年の事にて其年の霜月上着せしが過ぎて無かりし也。此年の神無月越後を通りしに、村上辺夜中高張灯し連れ老弱大勢金鼓を鳴らし高念仏にて厄神送りす。その音騒々しく夜半までいねかねたり。(略)⁽²⁾

幕末期のコレラ

一 コレラの上陸と流行

秋田でのコレラの流行は安政年間がはじめのようであるが、コレラはガンジス川流域の風土病が、開国によつて日本にもたらされた伝染病であった。

日本ではじめて流行したのは文政五(一八二二)年で、発病すると二、三日たらずして死ぬので、「三日コロリ」と云われたほか、激しい下痢をとまなう奇病であったので「暴瀉病」とも呼ばれていた。

この後、安政五年、文久二年と流行するが、これら三度のコレラ流行については「虎列刺病流行紀事」から抜粋する。

始メテ虎列刺病ノ日本ニ流行シタル記録ノ信ヲ措クニ足ルヘキモノハ、其年紀今ヨリ五十六年前ニ在リ、其記録ニ曰ク文政五年(略)八月虎列刺始メテ、本邦ニ流行シ、先ツ本島ノ西部山陰山陽ノ両道ニ発シ伝播ノ速ナル僅ニ一月ヲ経テ、既ニ畿内(京都ノ周辺)ニ蔓延シ、病勢甚タ猛劇ニシテ毎戸殆ト其惨害ヲ蒙ラサルハナク、(略)安政五年(略)復タ激烈ナル虎列刺病ノ流行アリ、凡ソ三年間猖獗

ヲ遅ウシ、万延元年(略)ノ末ニ至リ全ク消滅セリ(略)安政五年六月虎列刺病始メテ長崎ニ発シ、其勢ノ猛烈ナル僅ニ一月ヲ経テ速ニ江戸ニ伝播セリ、八月上旬ヨリ中旬ニ至ルノ際、毎日ノ死亡千ヲ以テ数ヘ、其下旬ニ至ルマテ江戸市中ニ於テ死亡シタル者ノ総数万以上ニ及ヘリト云フ、当時長崎ノ市民ハ大ニ此病ヲ恐レ以テ、本邦ノ外国ト和親ヲ結ヒ、貿易ヲ許シタルニ由リテ、此ノ如キ惨害ヲ来セリト、京都・大阪ハ八月ニ発シ且ツ蝦夷及ヒ箱館ハ七月ヨリ始リ、死亡頗ル多シ、然レトモ、江戸ニ比スレバ、其害稍々少ナリキ(略)

文久二年(略)ニ於テ虎列刺再発シタルノ実証アルヲ以テ、前年其全ク本邦ニ跡ヲ絶チシトハ云ヒ難シ、乃チ其年ノ夏麻疹大ニ各地ニ流行シテ漸ク消滅ニ至ントスルニ際シ、虎列刺再ヒ発シ殊ニ麻疹ノ流行シタル地ニ甚シク、加之麻疹ヲ患ヒタル人ニ多カルシト(略)

文政のコレラは、どこから伝播したか記されてはいないが、一八一年にベンガルに始まったコレラが広東、北京に広がり、朝鮮半島、対馬を経て下関に上陸し、山陽・山陰に広がり、畿内周辺まで拡大したと云われている。

秋田でも流行した安政のコレラは、上海から長崎に入港した米船の船員からもたらされ、猛烈な勢いで北上し、箱根を越え江戸に伝播し「数十万以上」の犠牲者を出し、箱館にまで及んだのである。

文久のコレラは、外からもたされたものではなく、残っていたコレラ菌が、麻疹流行の後、猛威をふるったのである。

表 1 文政～慶応にかけての年間死亡者変動

年号	西暦	長崎	熊本	広島	高知	萩	米子	新潟	弘前	高山	上田	江戸	石巻	宮古	計	順位
文政 5	1822	112	85	108		123	126	57	67	79	94	104	74	72	1,101	26
天保14	1843	88	80	85	78	97	85	100	84	80	113	102	89	77	1,158	22
弘化 1	1844	47	78	181	161	77	124	61	100	62	81	85	40	44	1,141	23
弘化 2	1845	71	80	134	111	137	98	61	63	75	87	81	94	37	1,129	24
弘化 3	1846	118	104	77	122	95	79	130	84	183	90	75	60	70	1,287	13
弘化 4	1847	141	153	123	78	91	66	66	78	53	108	102	57	100	1,216	16
嘉永 1	1848	106	69	75	106	103	142	64	72	54	102	97	60	79	1,129	25
嘉永 2	1849	41	100	172	217	121	169	148	71	104	103	136	126	60	1,568	5
嘉永 3	1850	76	68	117	83	95	58	136	84	82	135	76	85	65	1,160	20
嘉永 4	1851	41	103	130	117	71	61	109	75	108	102	111	111	130	1,269	14
嘉永 5	1852	41	172	106	61	97	69	95	71	132	124	96	75	65	1,204	17
嘉永 6	1853	124	73	125	100	77	106	139	109	100	89	76	75	70	1,263	15
安政 1	1854	82	88	164	133	94	123	95	75	86	151	129	40	70	1,330	12
安政 2	1855	94	108	81	83	71	90	84	95	71	119	139	66	58	1,159	21
安政 3	1856	88	87	106	122	79	92	193	63	78	162	106	96	74	1,346	11
安政 4	1857	106	77	102	139	95	97	139	87	115	95	89	106	130	1,377	9
安政 5	1858	212	117	121	144	146	137	182	108	98	105	175	83	98	1,728	3
安政 6	1859	159	147	242	133	148	163	191	132	96	114	100	200	78	1,908	2
万延 1	1860	88	135	96	194	90	87	159	70	126	102	102	72	112	1,433	8
文久 1	1861	135	93	121	67	82	74	91	68	137	110	81	79	51	1,189	19
文久 2	1862	247	178	194	200	172	203	282	207	160	167	258	191	191	2,650	1
文久 3	1863	112	75	91	144	116	110	89	151	87	75	131	174	114	1,469	7
元治 1	1864	59	118	79	111	91	85	116	88	98	78	104	98	72	1,197	18
慶応 1	1865	82	97	281	122	109	145	257	112	102	105		91	110	1,613	4
慶応 2	1866	100	100	106	61	79	98	127	84	171	157		123	151	1,357	10
慶応 3	1867	100	102	81	122	86	97	102	199	114	75	82	177	172	1,509	6
		2,670	2,687	3,298	3,009	2,642	2,784	3,273	2,497	2,651	2,843	2,637	2,542	2,350	35,883	

菊池万雄「江戸時代におけるコレラ病の流行」(「人文地理」30-5)

菊池万雄氏が「過去帳」を集計して、作成された表をもとに作成した表1は、文政から慶応にかけての年間死亡者数の変動を整理したものである。周知のように過去帳には死因などが記入されていないので、数字にはコレラ以外の病気による死亡者も含まれているが、それを考慮しても、コレラの流行を見ることができるといえる。

この二十六年間で、死亡者数が多いのは文久三年、安政五年・六年とコレラの流行年とほぼ一致していることのほかに、コレラがほぼ畿内以西でとどまった文政五年、死亡者百人以上数えるのは、米子・萩・長崎・広島・江戸と、西日本に集中しており、さらにこの流行した三年は、どの都市も死者が他の年に比すると多くなっているからである。

二 秋田のコレラ

次の三つの「日記」からコレラ関係記事を抜粋する。

最初に「山脇弁治日記」をあげる。⁽³⁾

安政五年九月廿一日（前略）前郷村要助殿方へ御越被遊候処、御同人御申ニ仙道ニ而此間ニ夜ニ親子死去致候由御申、コロリと云病之趣、右病マジナイ左之文字衣物之襟ニ入候得は、右病不受由ニ御座候と被申候而教被成候との御物語（略）

安政六年八月八日（前略）予八月中旬久符に行咄候処、能代辺と見受候人モアリ、又能代より来候仁松前也と云モアリ、其比盛ニ能

代湊辺久符辺迄、爰元モ希ニアリ、コロリ病流行致し下旬に及久ボタ町処々に死人、一兩日連、腹痛にて死スル者数アリ（略）
文久二年八月廿三日（前略）頃日足田今泉医者子麻疹ニ付死シ、山田村三左衛門新婦同上ト聞、其外ニモ有リト承ル、是気候ノ不順ナルガ故ナルベシ、（略）庫之助力曰、私盆中廿日ヨリ霍乱ニテ腹痛不容易、爾今全快ナラズトイエトモ麻疹ノタメ詣ル処也（略）

次に「門屋養安日記」をあげる。⁽⁴⁾

（安政五年）十月二日

一 菊地恒助様被仰出候ニ付、コレラ除ケ保養薬方指出候。左の通。

一 不換金正気散、式（或カ）ハ藿香正気散、毎朝焼酎二三勺ヨリ四五勺ニ至り用テヨシ。（略）

（安政六年）九月二十三日

一 大曲より薬種相届申候。大曲辺もコレラ病流行の由、茵蔯・

益知（益智）不足にて、注文通り参不申候

最後に文久二年の「初岡敬治日記」をあげる。⁽⁵⁾

八月廿四日 小野崎専蔵江江戸詰杉村貞吉より申参候は、今年又コロリ病流行四年以前よりも暫時に死候由、御屋敷ニ而十七八人右病ニ而死候而、両国橋死人百人通候へは橋を洗候仕末之所、一日に両度洗候事有之趣也

閏八月廿日 暴瀉病少々流行、一昨日か外町木村某と申もの死去之由、渡部宇吉も此間暴瀉吐瀉にて手足冷候得共、先ツは快方之由

周助承り候、其他所々ニ有之趣、吾妻道順咄に有之由也

閏八月廿七日 吉田元徳咄にはころり病弥流行、此節兩人取扱候由、

島山恭蔵娘も此間右病氣に而今日方少々快方之由也、但小田内に

而聞候事

九月一日 晚小田内江参候所、秀侑参り勘定不致候、コロリ流行に

西も内才助の下人、昨日九月一日歟相果候由 (略)

「山脇日記」八月八日の記事は、「伊頭園茶話」とほぼ一致する記事であるが、能代地域の資料で言及できないのは残念である。安政のコレラが能代から南下したのであれば、南の前郷や大曲だけではなく、北の能代周辺でも猛威をふるったと思われるからである。

文久のコレラについては、山田村の庫之助が霍乱で腹痛の襲われたことや、秋田町でも流行し、外町で死去する者がいたほか、西馬音内の才助の下人が死去したとある。ここに掲げた資料は「南」と「中央」に居住している者の日記であるが「北」について記しているのは、先述の「山脇日記」だけである。秋田町に居住する者にとって上京する際に通る南には、北に対してより関心があったので書き留めたものと思われる。「北」地域の史料の発掘が求められる。

1 「町触控」⁶⁾などに見える対策

安政六年八月二十四日

吐瀉病流行に付、御施薬可被成下被仰渡候事

此度流行之吐瀉病療治方種々有之趣候得共、其内人々心得へき良法左之通

要心薬

一茵陣 一薄荷 一藿香

右等分

右せんしよふ、初はふり出し、後はせんし用ゆへし

芳香散

一桂枝 一益智(朱書) 一就姜「益智、此薬品無之節は壹両之分口

宿砂五分を用べし、砂宿無之節は肉豆蔻三分を用ゆべし右朱書跡

より書加へ被仰渡候」

右等分

右大調合致し、壹式匆宛一時之内に用ゆへし、前廉是を防には、都而身を冷事なく、腹には木綿を巻き、大酒大食を慎、其外こなれかたき食物一切相禁し、要人薬を用ゆへし、若病懸致候は、早々寝所に入て飯食を慎、惣身を温め、芳香散を用ゆへし、吐瀉至惣身冷る程ならば、焼酎壹式合之中江龍腦又は樟腦を一二匆入、あたゝめて木綿之切にひたして、腹并手足へ静にすり込、芥子泥を以下腹并手足江小半時も度々張べし、此度在町極窮之者江右両品とも御施薬被成下候間、願之者は御製薬所江可申出候

要心薬として、茵陣・薄荷・藿香を等分に煎じた薬のほか、桂枝

・益智・乾姜の粉末を混ぜた芳香散の施薬を進めている。芳香散については、「宇都宮日記」にも記されているが、安政五年八月、幕府は触書を出して奨励していることもあって、他の史料でも採られている。

表2 蘭学塾入門者氏名

番号	氏名	記載地名	入門年月日	西暦	師匠など
1	伊藤昌迪	秋田	享和2年9月28日	1802	大槻玄沢
2	佐藤達玄	羽州秋田	文化5年9月	1808	稲村三伯
3	藤井貞民	出羽秋田仙北郡六郷村	文化5年5月11日	1808	華岡青洲
4	内藤南省	出羽秋田佐竹石京太夫家中	文化9年7月29日	1812	華岡青洲
5	神保玄察	出羽秋田佐竹石京太夫家中	文化11年5月15日	1814	華岡青洲
6	渡部元悦	羽州秋田	文政3年4月	1820	小森玄良
7	池田三蔵	羽州秋田	文政3年8月	1820	小森玄良
8	根元文蔵	出羽秋田	文政4年11月	1821	小森玄良
9	三浦文幾	出羽秋田	文政4年11月	1821	小森玄良
10	菅原宗吉	出羽秋田横手	文政5年1月	1822	小森玄良
11	北島元養	出羽秋田家中	文政7年2月3日	1824	華岡青洲
12	高橋椿斎	出羽秋田仙北六郷	文政9年5月	1826	小森玄良
13	松井元仙	出羽秋田湯沢	天保3年1月	1832	小森玄良
14	谷貞元	出羽秋田湯沢	天保11年5月	1840	小森玄良
15	中邑省隣	出羽秋田藩中	天保13年5月25日	1842	華岡青洲
16	田口三頼	出羽秋田久保田	弘化3年5月18日	1846	華岡青洲
17	鈴木玄二	出羽秋田郡久保田	弘化4年4月18日	1847	華岡青洲
18	藤井正亭	出羽秋田	嘉永3年3月26日	1850	華岡青洲
19	柳沢主馬	秋田／(秋田藩)	嘉永6年12月14日入門	1853	佐久間象山
20	渡木今季左衛門	秋田／(秋田藩)	嘉永6年12月14日入門	1853	佐久間象山
21	鈴木升哲	出羽秋田藩	安政2年12月15日入塾	1855	伊東玄朴
22	稲見升機	出羽秋田藩	安政4年4月6日	1857	華岡青洲
23	加藤玄嶺	生駒徳太郎内	文久元年12月入門	1861	伊東玄朴
24	中村東朝	出羽秋田平鹿郡横手町	文久元年9月19日	1861	華岡青洲
25	伊藤立斎	出羽秋田山本郡	文久2年3月1日	1862	華岡青洲
26	佐々木長貞	羽州矢島	文久4年3月28日入塾	1864	伊東玄朴
27	田上宗嶺	羽州秋田藩	慶應3年7月25日入門	1867	伊東玄朴
28	蓮沼友治	(生国)出羽秋田	慶応4年7月20日	1868	(慶應義塾)
29	瀬谷学治	(生国)羽後秋田	明治2年正月28日	1869	(慶應義塾)
30	大平築	(生国)羽後(住所)本庄	明治2年11月1日	1869	(慶應義塾)
31	石垣与一郎	(生国)羽後(住所)本庄	明治2年11月1日	1869	(慶應義塾)
32	谷田部吉治	(生国)秋田(住所)十二所逕	明治2年11月29日	1869	(慶應義塾)
33	佐藤元太	羽後国松嶺	明治3年仲秋入門	1870	松本良順
34	岩谷省達	羽州秋田			緒方洪庵
35	中村省隣	出羽秋田藩			伊東玄朴
36	青木泰順	羽州秋田			土生玄碩
37	小松文仲	出羽秋田			土生玄碩
38	岡田泰順	秋田県下羽後国由利郡西目村岡98番地(明治期)			土生玄碩

「地域蘭学者門人帳人名」国立歴史民俗博物館のホームページのデータベースから作成

日常生活における摂生と養生を求めるものであったが、虎列刺の流
いづれにせよ、吐瀉と体の冷えがコレラの症状であると、とらえ
られ、対処療法として奨励されたのが、大酒大食を慎み、消化のい
いものを摂り、身体を温めることであった。医学的な療法ではなく、

行は、蘭方への関心を高めた。

秋田からの蘭学塾へ入門者を整理した表2に見える稲見が、宇都
宮にコレラ担当医とされたのは、安政四年に華岡青洲が創設した
「春林軒」で学んだことによるものと考えたい。限られたものしか
入門できず、しかも入門者の絶対数が少ないなかでは、任命される
医者といつても限定されていたからである。また記載地名が居住地
をあらわしているものとすれば、全入門者三十八名の内、「北」から
の入門者は二十五の伊藤・三十二の谷田部・三十三の佐藤の三名に
過ぎないことが目につく。

2 蘭学塾入門者と明德館蔵書

次に藩校明德館の蔵書について、「明德館書籍目録」を資料とし
て検討した⁽⁷⁾。この他に手元には二種類の「目録」がある。東山太
三郎と安藤和風がそれぞれ写した二つの「明德館蔵書目録」である。
収録点数をあげれば、「東山目録」千四百九点、「安藤目録」千四百
十八点⁽⁹⁾、「明德館書籍目録」二千二百五十二点⁽⁸⁾で、最後の目録は、
前二つの目録より八百点以上多い。行論に必要な範囲でこれらを比
較すると、前二点の目録では千四百九点、書名をもとに判断する限
り重複しており、東山目録は安藤目録と殆ど同じと見てもいいよう
に思われる。次にこれら二点の目録と、「明德館書籍目録」との重
複点数をみれば、九百九十六点⁽⁹⁾で四十四割程度である。さらに「明
徳館書籍目録」にのみ、医書関係三百四十四点収録されていること
からすれば、この目録は、二つの目録とは関係なく作成されたこと

表3 医 書

整理	書 名	作 者	出版年	西暦
1	傷寒六書	陶華	万暦40年	1612
2	原病式	岡本為竹・吉屋権兵衛	元禄3年・万治2年	1659
3	医学入門	八尾玄長編	寛文6	1666
4	銀海精微	(医学)	寛文8	1668
5	本草綱目	草間直方・堀本好益・貝原益軒・李時珍	(寛文12)	1672
6	本草綱目	草間直方・堀本好益・貝原益軒・李時珍	(寛文12)	1672
7	本草綱目	草間直方・堀本好益・貝原益軒・李時珍	(寛文12)	1672
8	諸証類部	吉田元端	貞享5年	1688
9	治痢経験	加藤謙斎・加藤篤斎	延享3年	1745
10	温故秘録	野喬撰	宝暦8年	1758
11	古方選	江馬蘭斎・小野常建	(宝暦10年)	1760
12	子玄子産論	賀川子玄	明和2	1765
13	子玄子産論	賀川子玄	明和2	1765
14	産論翼	賀川玄迪	安永4	1775
15	張氏医通纂要	張 玉	安永5年	1776
16	救急選方	多紀元簡	享和元	1801
17	医範提綱	宇田川榛斎訳	文化2年	1805
18	和蘭内外要方	吉雄尚貞	文化9年	1812
19	種痘新編	桑田玄真	文化11年	1814
20	和蘭薬鏡	宇田川榛斎	文政3年	1820
21	遠西医方名物考	宇田川榛斎	文政5年	1822
22	産論翼	賀川玄迪	文政8年	1825

「明德館書籍目録」

てもいいように思われる。

この目録は秋田図書館の野紙に記されているので、職員が蔵書を見ながら分類し、目録を作成したものと思われる、書名の読み間違いや、写し間違いがなかったとは言いがたいが、どこがそうなのか判断することはできない。だが、三種類の目録のなかで医書について記しているのは、この目録だけであるから、これを資料として秋田藩の「医書」について考えてみたい。

表3は「国書総目録」などで、著作者など「一応」確認できた医書のリストである。写しや読み間違いではないかと思われる書物もあったが、それらは先述した理由でリストからはずしている。三点の「本草綱目」は同じ筆者のものかどうか、わからないので、同名で著したと云われている全員を著者欄に記入した。⁽¹⁰⁾

コレラに対して効果があるといわれていたコロナボ根について記した宇田川玄真・榕菴の「遠西医方名物考補遺」や、幕府が推奨した芳香薬や芥子泥について記されている宇田川玄真・榕菴「増訂和蘭薬鏡」などがリストされていることが注目される。

明治になっても、医学的に有効な治療法は見いだされず、患者の隔離や患者が出た地域の通行を遮断するほか、危険であると判断された地域の消毒など、およそ治療とは関係がない分野での対策が中心であった。

3 塵塚と飲み水

次に幕末期にコレラ対策として意識的に取られた対策ではなかったが、塵芥や下水の処理などがどのように行われたかについて、概観したい。といっても、これらの問題に言及することができる史料は、「町触控」と「肴町丁代記録」の二点しかないのが現状で、具体的には「秋田町」を事例にして見ていくことにしたい。

最初に飲料水について見ると、明治三十三年でも次のような状況であった。⁽¹¹⁾

秋田市民ノ飲料水ハ古来井水及河水ヲ以テ之ヲ供セリ。其現今ニ

於ル需用区域ヲ示セハ左ノ如シ(表4)

旭川ハ(略)雄物川ニ合スルモノニシテ、上流ニ於テハ前記諸村

水ノ種類	需用区域	人口
井水	旭川左岸(旧称内町)及同右岸(旧称保戸野)	15,527
市街地ニ於テ汲取シタル旭川ノ水	旭川右岸(旧称外町)	13,381

33年10月現在

内町井水調査表

井戸総数	常ニ飲料水ニ供スルモノ	冬期間ノ飲料ニ供スルモノ	全ク飲料ニ供セサルモノ
1,085	161	130	794

「秋田市史」第11巻 近代資料編

ノ田野ヨリ流出スル悪水之ニ注入シ、市街ニ在リテハ家屋ヨリ排除スル下水(又往々尿水)多ク之ニ集ルヲ以テ、其中ニ於ケル水質ノ良ナラサルヤ元ヨリ明白ナリ。又人家ニ備フル所ノ井戸ハ数箇ノ桶側ヲ積ミ重ネタルモノニシテ水面一般ニ深カラス、且下水道ノ不完全ナルカ為メ周囲ノ汚水自ラ其中ニ滲入スルナキヲ保セス、而シテ其水質ノ稍良ナリト称スルモノ亦僅ニ一小局部ニ止ルカ如シ。

秋田町の外町では旭川の水を、内町と保戸野地域では井戸水をそれぞれ飲料水としていた。だがその井戸水もいつでも飲めるのはわずかに十五割に過ぎず、冬期間を加算しても三十割に届かず、七十割の水は飲料水としては使えなかった。旭川の水に依存した外町では、上流地域での悪水や家屋からの下水なども流入している水を、飲料水と

しているのが現状であった。

それでは次に藩政期に、その旭川はどのように利用されたいたか、見て行くことにしたい。

「肴町丁代記録」見る旭川の汚染などについて

天保二年八月二日 旭川洗物免許品目 先頃被仰渡候川筋の儀左之

通可相心得候 酒屋袋あらひ、染屋木めん晒、諸洗たくもの、桶

等あらひもの、但川え、もの捨候儀不相成候、から桶洗候事(略)

安政四年六月二十四日 川中にて馬を洗ひ染物其外青物等に至迄洗

候儀、四ツ時以前不相成儀兼て被仰渡候所、心得違のもの有之趣

粗相聞え不濟事に候 此節別て水旱に候故、家毎借屋長屋に至迄

心得違無之様能々可申渡候、右の趣家毎不洩様可申渡候(略)

天保二年四月六日 川反壺丁目、同三丁目、右式ヶ所塵塚え船を付

置候え共、浜えくず相捨、舟え捨不申趣相見え候、依て兼て被仰

渡候通り、舟えくず捨置候様、家毎え急度可申渡候、不相替候浜

え捨置候者有之、見当候えは厳に無調法被仰付候間、此段急度可

被申渡候川反五丁目、藤林長之助、中村市松、右兩人の浜え勝手

にもくず捨候事不苦候間、是又家毎え被申渡候、尤猥に無之様

可致段可被申渡

天保六年閏七月二十二日 此度専念寺・誓願寺後通へ塵塚被復置候

に付、当八月二日より以来二六四九ヶ月拾二日、捨日に被定置

候間、朝五ツ時より七ツ時迄捨置可申候、猶塵芥の外、不浄のもの

の取捨候儀不相成候

表5 明治12・19年 虎列刺病患者数及び死亡者

整理	所管	患者数	死亡者数	百分比
1	開拓	490	285	58.16
2	青森	765	505	66.01
3	岩手	47	26	55.32
4	宮城	91	44	48.35
5	秋田	916	603	65.83
6	山形	1,679	1,117	66.53
7	福島	498	274	55.02
8	茨城	509	313	61.49
9	栃木	780	434	55.64
10	群馬	165	104	63.03
11	埼玉	635	367	57.80
12	千葉	1,075	695	64.65
13	東京	2,236	1,790	80.05
14	神奈川	2,120	1,493	70.42
15	新潟	5,229	3,360	64.26
17	石川	29,808	21,144	70.93
19	山梨	1,036	567	54.73
20	長野	513	254	49.51
21	岐阜	453	303	66.89
22	静岡	1,506	804	53.39
23	愛知	1,923	1,359	70.67
24	三重	1,575	1,088	69.08
25	滋賀	896	594	66.29
26	京都	1,404	1,109	78.99
27	大阪	9,332	7,311	78.34
28	兵庫	8,991	6,325	70.35
30	和歌山	2,505	1,768	70.58
32	島根	3,313	2,146	64.78
33	岡山	9,085	5,250	57.79
34	広島	6,472	4,557	70.41
35	山口	5,736	3,265	56.92
38	愛媛	14,105	9,321	66.08
39	高知	4,960	3,364	67.82
40	福岡	4,745	2,867	60.42
42	長崎	6,280	3,431	54.63
43	熊本	6,714	3,371	50.21
44	大分	5,274	2,933	55.61
46	鹿児島	1,749	799	45.68
47	沖縄	11,196	6,310	56.36
48	堺	5,414	3,977	73.46
計		162,220	105,627	65.11
	陸軍	368	135	36.68
	海軍	49	24	48.98
総計		162,637	105,786	65.04

「虎列刺流行紀事」明治12年

整理	所管	患者数	死亡者数	百分比
1	北海道	2,933	2,151	73.3
2	青森	6,565	3,775	57.5
3	岩手	520	312	60.0
4	宮城	1,371	938	68.4
5	秋田	4,881	2,824	57.9
6	山形	2,217	1,510	68.1
7	福島	278	170	61.2
8	茨城	875	544	62.2
9	栃木	559	300	53.7
10	群馬	324	228	70.4
11	埼玉	919	626	68.1
12	千葉	3,438	2,334	67.9
13	東京	12,262	9,962	81.2
14	神奈川	5,888	3,165	53.8
15	新潟	9,387	5,953	63.4
16	富山	16,271	10,764	66.2
17	石川	4,502	3,564	79.2
18	福井	6,673	4,791	71.8
19	山梨	1,170	608	52.0
20	長野	3,940	2,282	57.9
21	岐阜	349	247	70.8
22	静岡	737	534	72.5
23	愛知	1,163	869	74.7
24	三重	1,407	1,108	78.7
25	滋賀	409	328	80.2
26	京都	3,274	2,631	80.4
27	大阪	19,768	16,013	81.0
28	兵庫	6,746	5,334	79.1
30	和歌山	3,079	2,236	72.6
31	鳥取	912	582	63.8
32	島根	1,735	1,023	59.0
33	岡山	2,650	1,921	72.5
34	広島	7,625	5,451	71.5
35	山口	3,837	2,526	65.8
36	徳島	952	642	67.4
38	愛媛	5,463	2,957	54.1
39	高知	1,832	1,249	68.2
40	福岡	1,629	1,173	72.0
41	佐賀	1,339	911	68.0
42	長崎	2,360	1,569	66.5
43	熊本	480	288	60.0
44	大分	1,542	934	60.6
45	宮崎	22	16	72.7
46	鹿児島	48	28	58.3
47	沖縄	1,592	1,034	64.9
総計		155,923	108,405	69.5

「日本帝国第七統計年鑑」

尚、空欄は原資料に記載無し

幕末から明治十年代にかけての秋田のコレラ対策

安政五年十二月四日 川端老丁目・船大工町・鍛冶町川端、右三ヶ所塵塚、船往来不相成候に付、今四日より相止候、依之雪中より来春迄、川端三丁目、川端五丁目へ塵塚相立候間、以来二六に相限所え相捨候様家々へ可申渡候、以上⁽¹³⁾

旭川は洗濯、青物洗い、酒屋袋洗い、染屋の木綿晒し、桶洗い、水浴びのほか、馬を洗うのにも使われてた上に、もの捨場としても使われていた。その旭川の水が飲み水とされていたのである。

塵塚は天保二年では川反一丁目と三丁目の二箇所であったが、安

政五年には三丁目がなくなつたものの、三箇所が増えている。塵塚は塵塚につけた船に捨てることや、船の往来ができなくなる冬期間は指定された塵塚へ二六の日に限って捨てるよう達しているが、同様の記録が再三見られるので、あまり守られなかったようである。

天保六年には、二つの寺の後通に塵塚を再度設けたので、月十二回の捨日と時間をよく守るよう達している。これらの資料による限り、達しに従って捨場を使っているには思われない。

次に尿尿処理について取り上げる。といっても今は、「肴町丁代記

録」から次の記事をあげることができただけである。

天保四年十一月十六日 谷橋村五郎 七と申もの町々小便桶相廻し申度 趣願濟候間、此旨御心得家毎江為 御知可被成候以上⁽¹⁵⁾

小便については谷橋村五郎七という者から願いがあつたことと、このことを家ごとに知らせることは記されているが、町々とはどの町のか、願いが認められたのかを含めて、ほとんどわからない。

4 庶民の対応

薬方がコレラに効力を発揮できなかった時、人々は厄災除けのため神仏の加護を求めことになるが、その事例を次にあげる。

安政五年九月二十四日 十九日より流行病二付八幡宮七高山にて二夜三日御祈祷被仰付村々へ廻達ス(略)⁽¹⁶⁾

年号不明(安政六年) 当社神主におみて流行の吐瀉病退散の為二夜三日の御祈祷有之候間家毎参詣可被成候⁽¹⁷⁾

文久二年閏八月二十九日 此度疫病流行には、八橋於山王宮来月二日より同四日まで二夜三日中、御祈祷勤行致度段、神主より申立、被御聞届候間、家毎参詣候様可申渡候以上⁽¹⁷⁾

ここでは、疫病除けのため二夜三日の祈祷をしたとある。今は厄除けの事例は数例しか見ることができないが、おそらく地域の特徴が投影された多種多様な「厄除け」が行われていたものと思われる。

「伊頭園茶話」には「市中の男女鉦太鼓にて駈廻りて、厄病神送り御足軽町空砲を発す」とあり、さらに「初岡日記」の文久二年九月の条には「鐘・太鼓を鳴し斯病を除けとて騒々敷もの也」とあり、祈祷とは別の厄除けもあったからである。

明治十年代のコレラ

一 コレラの流行

明治十年代になって再び、コレラは猛威をふるった。表5・6に

見られるように、十二年と十九年は患者数、死亡者数ともに突出している。次に、統計記録上はじめて十六万を超える患者を出した十二年のコレラが、秋田にはどのような対策が講じられたかを見てみたい。

表6 コレラ病届出患者数および死亡者数とコレラ騒擾発生件数

年	西 暦	患者数	死亡者数	死亡率	件数	府県名
明治10	1877	13,816	8,027	58.1	2	岡山・千葉
明治11	1878	902	275	30.5		
明治12	1879	162,637	105,786	65.0	24	京都・愛知(6)・石川・新潟(11)・福井・埼玉・群馬(2)・神奈川
明治13	1880	1,580	618	39.1	1	群馬
明治14	1881	9,389	6,237	66.4		
明治15	1882	51,631	33,784	65.4	3	群馬・神奈川・福島
明治16	1883	669	434	64.9		
明治17	1884	904	417	46.1		
明治18	1885	13,824	9,329	67.5		
明治19	1886	155,923	108,405	69.5	2	神奈川(2)
明治20	1887	1,228	654	53.3		
明治21	1888	811	410	50.6		
明治22	1889	751	431	57.4		
明治23	1890	46,019	35,227	76.5	2	長崎・岡山
		460,084	310,034	67.4	34	

杉山伸也「疫病と人口」(速水融外編集「歴史人口学のフロンティア」所収) 青木紅二「明治農民騒擾の年次的研究」

病毒発生ノ原因及感染ノ媒介

管内病毒ノ発生スルヤ南秋田郡土崎港ヲ以テ初トス、同港ハ新潟県刈羽郡石地村ノ漁師初テ本患ニ罹リ、山本郡能代港ハ石川県加賀国能味郡安宅村ノ水夫ニテ感染シ、由利郡ハ松ヶ崎、川袋ノ両村ヨリス、川袋ハ船乗業ノ者船中ニ感染シ、松ヶ崎ハ其居民山形県下飛鳥ニ至リ帰途、船中テ発病シ来ル、之ヲ該郡発病ノ源トス、其他飲食物ノ不良、衣被ノ汚穢、患者ノ衣巾、食器等伝染ノ媒介チ為リシ者頗ル多シ、由利郡本荘町ニ一ノ盜竊人アリ、患者ノ衣類ヲ竊ミ去リ、之ヲ着用シテ乍チ伝染セシ者アリ

発熄ノ月日

明治十二年七月三十一日ニ発シ、同十月三十日ニ至リテ病毒全ク撲滅ス、其間日数九十二日

流行地ノ地形他

(前略) 本県虎列刺流行ノ地ハ西海ニ瀕スル南秋田・河辺・由利・山本四郡ノ町村ニ甚タ多クシテ東郡山間ノ郡村ニハ至リテ少シ、然リト雖、北秋田・仙北ノ二郡ハ患者各三十人ニ近く、其他平鹿郡・雄勝両郡ノ如キモ猶一二名ノ患者アリ、故ニ全管九郡中患者ナキノ地方ハ独リ鹿角ノ一郡アルノミ(略)

予防法及治療ノ方法

病勢ノ劇易緩急ヲ量リテ各郡内ニ若干ノ避病院ヲ設ケ、之ニ入院セシメ本県吏員ヲ検疫委員トナシ諸事万般ヲ視察セシメ、可成健康人ヲシテ、患者ニ接近セシメサルノミナラス、専ラ食料飲水等ニ注

意シ、患者ノ吐瀉物等ハ勿論一般ノ塵芥・便処等ニ至ルマテ石炭酸・水硫酸・鉄水等ヲ散布灌漑シ、患者ノ衣巾器具等ハ或ハ之レヲ焼捨、或ハ之レカ消毒ヲ施シ、以テ伝染ノ線路ヲ絶ツ、其他ノ細目治療方法等、概ネ左ニ記載ス

予防消毒法施行ノ障碍

各地流行ニ際シ予防消毒等ノ何物タルヲ知ラス、却テ無根ノ街説ヲ信シ索強附会ノ妄想ヨリ敢テ避病院ニ入ラシメサルアリ、敢テ消毒薬ヲ施サシメサルアリ、総テ官ノ施行スル所ノモノハ、人民ノ疑ヲ容ルル所タリ、然リト雖トモ病勢ノ日ヲ追テ激烈ナルニ随ヒ、漸々之レカ効驗ヲ察スルヲ以テ、竟ヒニハ其実施ヲ妨ケ入院ヲ拒ムモノナキカ如シト雖トモ、発生ヨリ終熄迄総患者九百十六人中、入院スルモノ僅ニ二百八十九人ニ過キス

病毒伝染ノ媒介

病毒伝染ノ媒介トナルモノ独リ飲食食物ノ不良、衣被ノ汚穢等ニ依ルノミ止ラス、必スヤ患者ノ衣巾・食器等、之レカ伝路媒介トナルモノ頗ル多シ、最初虎列刺ナルヲ知ラスシテ彼死亡セル患者ノ仏事等ヲ訪フカ或ハ嘗テ患者アリシ家ニ行キ、其食器等ニ触レテ伝感スルモノ十ノ七八ニ居レリ、其他由利郡本庄町ニ一ノ竊盗人アリ、患者ノ衣類ヲ窃盗シ去リ、之レヲ着用シテ乍チ伝染セシモノアリ

コレラ発生ノ原因、発熄ノ月日、流行地ノ地形、予防法及治療法、予防消毒法施行ノ障碍、病毒伝染ノ媒介などの項目ごとに、秋田の実態を的確に纏めている。が同時に、「総テ官ノ施行スル所ノモノ

ハ、人民ノ疑ヲ容ルル所タリ」と記し、県のやり方に不信が持たれてきていることも認識している。

流行地は海岸地域に集中し山間部の郡村になると少なくなり、鹿角郡では患者が一人もいなかった。また病人の隔離や食料・飲水に注意するのが対策の柱で、患者の吐瀉物の処理や塵芥・便所などの消毒、感染する恐れがある患者の衣服などは、焼き捨てるか消毒してから使用することなどを奨励している。本庄町の窃盗が、患者の衣類を盗み着用して患者になった同じ事が、二度記されているが、このような形でコレラ菌の恐ろしさを強調したものと思われる。

二 違式註違条例と虎列刺病予防仮規則

次に違式註違条例（明治六年十二月七日）を抜粋する。⁽¹⁸⁾

- 二十二条 川掘下水等へ土芥・瓦・礫等ヲ投棄シ、流通ヲ妨クル者
- 第四十七条 禽獣ノ死スル者或ハ汚穢ノ物ヲ往来等へ投棄スル者
- 第五十条 下掃除ノ者、蓋ナキ糞桶ヲ以テ搬運スル者
- 第五十五条 忽ニ依リ人ニ汚穢物及ヒ石礫等ヲ投擲セシ者
- 第九十条 往来並木ノ枝ニ古草鞋等ヲ投掛ル者

これは軽犯罪法の前身ともいえる条例であった。川や堀に塵芥などを投棄する者、禽獣の死骸や汚穢などを往來に投擲する者、使い古した草鞋を並木の枝に投げ掛ける者などが、相当いたのでこのような条例が出されたものである。前の時代の悪しき因習を断ち切る

ために、このような条例が出されたものと思われる。

だが、条例一つで事態がほとんど改善されることがなかったことは、虎列刺病予防仮規則（太政官第貳拾三号―明治十二年六月廿八日）の十四条や十六条からも察することができる。⁽¹⁹⁾

- 第一条 医師ハ虎列刺病ヲ診察スル時ハ、成ル可ク速ニ患者所在ノ郡区吏町村吏、或ハ警察署ニ通知シ郡区吏町村吏或ハ、警察署ハ速ニ之ヲ地方庁ニ届出ヘシ、但医師ノ通知ハ診察ノ後、遅クトモ二十四時間ヲ過ク可ラス
- 第六条 検疫委員ハ医師・衛生掛・警察官・吏郡区吏等、予防消毒ノ趣意ヲ通曉シタル適當ノ人員ヲ撰テ之ヲ命スヘシ
- 第八条 避病院ハ為成丈ケ人家隔絶ノ場所ニ建設シ、其構造ハ極メテ輕易ヲ主トシ（略）
- 第九条 避病院ハ軽症重症及ヒ恢復期ノ患者ヲ分ケ置キ、黄色ノ布ニ「コレラ」ノ三字ヲ墨記シタル標旗ヲ建テ、其境界ニハ制止榜ヲ立テ蔽ニ外人ノ出入ヲ絶ツ可シ、且該院ニ需用スル一切ノ物品ハ使丁ヲ定メテ之ヲ弁セシメ、其使丁ハ病室ニ入り、又病毒汚染ノ物品ニ触ル、ヲ許サス（略）
- 第十三条 虎列刺病者アル家ハ其病名ヲ大書シテ門戸ニ貼附シ、不得止事故アルノ外、他人ノ出入ヲ謝絶スヘシ、但本文ノ病名標ハ病者治癒或ハ死亡ノ後、検疫委員ノ許可ヲ得ルニ非サレハ決して取除クヲ得ス
- 第十四条 虎列刺病流行ノ兆候アルトキハ地方官ハ管内各所ニ人家

井泉隔絶ノ地ヲ撰ミ、火葬埋葬場及ヒ汚穢物焼却ノ場所ヲ定メ置キ、決シテ他ノ便所・下水・芥溜・田圃・河水等ニ虎列刺病者ノ吐瀉物・汚穢物ヲ投棄セシムヘカラス

第十六条 虎列刺病流行ノ時ニ於テ検査委員ハ井泉青井ニ芥溜・下水・溝渠・魚市・屠場等総テ病毒ノ媒介トナルヘキ物件・場所ニ注意シ、掃除方法ヲ施行スヘシ

第十七条 虎列刺病者ノ死屍ハ十分消毒法ヲ行ヒ可成速ニ一定ノ場所ニ於テ火葬或埋葬スヘシ、但火葬シタル遺骨ハ改葬スルモ妨ケナシト雖モ、埋葬ハ深ク之ヲ埋メ決シテ改葬スルヲ許サス

第十九条 虎列刺病者若クハ死者ヲ運搬シ、或ハ病者若クハ屍体ニ触レタル物品ヲ贈与受容スル等ノ事ハ検査委員ノ許可ヲ得ルニアラサレハ行フ可ラス

第二十条 虎列刺病者若クハ死者ヲ運搬スルニハ各地方長官ニ於テ相当ノ手續ヲ定メ、黄色ノ小旗ニ「コレラ」ノ三字ヲ墨記シテ之ヲ掲ケ、世間公用ノ運送器ヲ用フルヲ許サス、且其通路ハ捷近ニシテ人行ノ稀ナル所ヲ撰フヘシ、又排泄物或ハ病毒ニ汚染シタル器具衣服ヲ消毒或ハ焼却場ニ送ルモ同様ノ手續ニ随フヘシ

伝染病患者を診察した医師は、遅くとも二十四時間以内に患者が居住する郡区吏・町村吏などに届け出ることとされ、医師・衛生掛・警察官・吏郡区吏等のほか、予防消毒ノ趣意に通曉した人員から選ばれ、任命された検査委員は、芥溜・下水・溝渠・魚市・屠場など病毒の媒介となるおそれがある場所の掃除方法を施行するなど、

広範な範囲にわたって活動することが求められている。また患者が出た家では病名を大書して門戸に貼付することを求められ、患者が全快又は死亡した後でも検査委員の許可を受けた後でなければ、取り除いてはいけなさとされ、厳しい管理下に置かれたのである。

避病院は治療のためというより隔離のために設置されたものであった。患者の病院への搬送は人通りの少ない道を選び、黄色の小旗に「コレラ」と墨書し公用の運送器を用いないことを求められた。⁽²⁰⁾

虎列刺病者ノ伝播スルヤ甚タ猛劇ニシテ一人ノ禍数千人ニ及ス可ク、実ニ可懼ノ至リニ候所、即今管内各地ニ於テ該病流行ノ慘状ヲ現ハシ候ニ付、此際専ラ予防方法施行ス可クハ勿論弥病勢蔓延スルニ於テハ、避病院ヲモ設立可致筈ニ候得共、差向不得止トキハ人家隔絶ノ寺院又ハ民家ヲシテ該病院ニ借上ケ、患者治療セシムル儀モ可有之候條、其際自己ノ頑見ヲ以テ之ヲ拒ミ、公衆ノ除害ヲ妨クルノ所為等無之様、部内町村エ懇篤可達置、此旨予テ相達候事

明治十二年八月十七日に出された人家隔絶の寺院や民家を、借りあげて病院にする「説諭」が、さほど効果があったとは思われない。

それで「九百十六人中、入院スルモノ僅ニ二百八十九人ニ過キ」なかつたものと思われ、病院設置や病院への隔離に対する理解が得られたとは思われないが、現実的にとることができる対策は、隔離と交通遮断であった。秋田県では、明治十一年二月一日の第三十二番で、便処や下水のほか芥溜めの構造上の欠陥や、それらの掃除がしつかりと行われていないことよって、不潔物が自然に飲み水に混

入し伝染の原因になっているとの認識のもと、便所などの「修繕浄除ノ方法ヲ設ケ、該毒再萌ノ予防精々注意可致」と触示していた。⁽²¹⁾

だが、コレラが大流行した翌十二年十月二十五日には「乙第九十七番」を出して徹底をはからざるを得なかった。⁽²²⁾

虎列刺病毒ノ伝播スルヤ甚タ猛劇ニシテ実ニ可懼ノ悪疫ニ候処、既ニ本年ノ如キハ当管内ニモ侵入シ、其禍害ニ罹ルモノ殆ト千人、加之奎扶斯痢病モ年々各地ニ流行、此上共ニ暴発セハ恐クハ救フヘカラサルニ至ルモ又知ルヘカラス、然ルニ該病毒ヲ始メ流行悪疫予防ノ方法、是迄数回相達置候通ニ候得共、人民多分ハ旧習ヲ固守シ、撰生ノ緊要タルヲ悟ラス、之ヲ遵奉スルノ意ニ乏シ、抑此等ノ劇毒ヲ拒絶スルハ特リ清潔ヲ致シ撰養ヲ慎ムノ外、他ニ良策アルコトナシ、就テハ其施行ノ順序追々一般告達スルハ論ヲ俟タスト雖、差向各郡役処町村役場ニ於テ率先シテ予防方法を実施シ人民ノ標準トナリ、其陋習ヲ改竄セサルヘカラス、因テ下水・糞尿器構造掃除心得別紙相達候事

下水糞尿器構造掃除等心得

第一条 下水溝渠ノ設ナキカ又ハ破壊セルモノハ石或ハ厚板ヲ以テ構造又ハ修繕スヘシ

第二条 下水溝渠ハ時々浚通掃除シ悪水路へ疏通セシメ、決テ溜滞ナキヲ要ス

第三条 糞尿器ハ陶器又ハ油樽等堅牢ニシテ漏出セサル品ヲ用ユルモノトス、但糞尿壺ノ周囲ハ漆喰ニテ搗堅メ、又ハ厚板ヲ以テ取

囲ミ、周辺ヲ高クシ、壺ノ縁ヲ低クシテ、糞尿ヲ壺内へ流下セシムヘシ

第四条 糞尿場ハ日々掃除シ清水ヲ以テ洗浄シ受負人ヲ定メ置キ、時々汲取セ、堆溜セシムヘカラス

第五条 敷地圍内ハ日々掃除シ、塵芥汚物等圍外定メノ場所へ運搬セシムヘシ

第七条 右條款実施検査トシテ衛生警察ノ官吏巡視シテ、其怠惰ナルハ之ヲ督責スルコトアルヘシ

コレラ流行してから幾度となく予防方法を提示しそれに従うよう指導してきたが、因習の前にすべてはね除けられ、ほとんど受容されなかった。此等の劇毒を拒絶するための最良の方法は県の指示に従うことであるが、頑迷な人民に受け入れさせるためには、まず各郡役処や町村役場が率先して予防方法を実施して範を示すことが肝要であるとしたのである。さらに「下水糞尿器構造掃除等心得」で、下水溝渠の構造や糞尿器についても、どのような容器をどのように設置するのが望ましいか、具体的に記し、最後に衛生警察などが進捗状況を巡視し、怠惰である場合は督責することもあり得るとしたのである。前にも記したが、一片の条例で事態が改善されるわけではない。

現実の問題が法律・条例で解決できるなら、なにも問題はない。

これほどコレラが猛威をふるえば、達しの趣旨に従った改善を行うことが必要であると認識した者もいたと思われるが、経済的な裏付

けがなければ、殆ど実行できないことであった。

三 火葬・消毒など

次に墓地と火葬について、明治十五年四月八日の「甲第五十六番」⁽²³⁾をあげる。

第一条 許可ヲ経ルニアラサレハ墓地及火葬場ヲ新設シ、或ハ区域ヲ廣ムルヲ禁ス

第九条 虎列刺・発疹瘰癧及痘瘡（痘瘡ハ流行ニ際シ）病ノ死屍

ハ、通常墓地ニ埋葬スルヲ許サス、但焼後ノ遺骨ハ此限ニアラス

第十三条 前条死屍ヲ埋葬シタルトキハ、其墓地ノ中央ニ必ス何病

死屍ナルヲ標示セル木石ヲ建設スヘシ、但本県墓標ヲ距ル四尺五

寸以内ハ之ヲ発掘シルヲ許サス

墓地や火葬場の新設には許可が必要なこと、コレラなどで病死した死屍の埋葬した時には、墓地の中央に必ず何病に亡くなり埋葬されたを標示した木石を建設することなどが求められた。患者になれば、門戸に「コレラ」と大書され、死後も墓地の木石に病名の標示が求められたのである。

旭川の水については、先述したが、ここでは「米国宣教師が見た一世紀前の秋田」から関係箇所を抜粋する。

生の果物や野菜は、殺菌した水で注意深く洗わないと安全ではなかったが、そうやってさえも注意が必要であった。牛乳や飲み水も

殺菌が必要であった。（略）ただ、私たちがやっていた洗濯の仕方は家政婦にとっては、全く訳の分からない仕事だった。日本の主婦たちは汚れた衣服がたまるまで洗濯しなかった。そして洗濯する際は、川辺や井戸の周りでの主婦らと楽しくおしゃべりをしながら、ほんの少しの時間で済ませた。「外国に行ったら、まず飲み水には気をつけよ」といわれるように、ガルスト夫妻も飲料水には随分気を使つたらしい。消毒剤は多分、持参してきたサラシ粉だったと思われる。当時の久保田町の飲料水は、旭川の東側の内町（旧武士集団）が井戸水、西側の外町（町人集団）は、旭川の流水だった。特に旭川の水は、洗濯にも使われたようだから不衛生きわまりないわけ、明治十二年と、ガルスト夫妻らが来県した翌々年の同十九年（一八八六）にはコレラが大流行し、多数の人命が失われている。ガルストと渡部氏の文書からなっているが、ガルストは生の果物や野菜だけではなく、牛乳や飲み水も殺菌後でなければ、口に入れることができなかった上に、主婦たちの洗濯も汚れを落とすためのもものとは、思わなかったのである。

次が明治十二年八月二十六日の号外である。

本県第百三十八号ヲ以テ青梅・桃・李・杏・林檎・甜瓜・柿・木瓜・塩漬・鮪・蟹・海老・鯖売買差止置候所、詮議ノ次第有之、番外布達ヲ以テ取消候ニ付テハ、自然等閑ニ相心得候者有之哉モ難計、抑果物ハ氣候ニ随ヒ成熟シタルモノ、魚類ハ新鮮ナルモノヲ撰ミ、熟煮シテ適宜ニ食ヒ候得ハ、固ヨリ害ナク候得トモ、万一不熟及ヒ

腐敗ニ近キモノ、其他滋養ノ物ト雖トモ多量ニ食ヒ候時ハ、虎列刺病因ヲ誘発シ、一家親類ハ勿論、鎚ニ公衆ニ伝染シ実ニ惨毒可懼ノ極ニ有之候条、曩ニ差止置候品々等ハ可成喫食セサル様可心付、此旨諭達候事⁽²⁰⁾

禁止していた青梅や鮪・蟹・海老などの販売を解禁することにしたが、果物は成熟したものを、魚類は新鮮なものをよく熟煮して適量摂るようにし、禁止していた品々はできれば喫食しないようにとの、達しであった。

消毒薬について、明治十二年八月十五日に次の達しを出して、石炭酸の販売促進を促している。

甲第四百一十一号 石炭酸之儀ハ平日売買禁之薬品ニ候得共、今般管内ニ於テ虎列刺病伝播ノ兆有之、就テハ当分之中五十倍乃至百倍ノ水ニ溶解セシ石炭酸各人ノ請求ニ応シ発売可致、此旨薬舗へ布達候事⁽²⁰⁾

続いて、祭典や芝居といった多くの人が集まる行事は該病を誘発するおそれがあるので当分の間、差し止めるし、汚水が流れ込んである川での児童などの遊泳も禁止するといった達しを出している。医学的な治療法を見いだし得ないなかでの、対応であった。

明治十二年八月十八日 現今当県下ニ於テ虎列刺病伝播蔓延之景況有之、専ラ予防法方施行候ニ付、諸社祭典・説教公団・芝居・諸寄席等都テ人寄之義ハ該病ヲ誘発スルノ由因タルヲ以テ、病勢衰減迄当分差留候條心得違無之様可致、此旨布達候事⁽²⁰⁾

明治十二年八月二十四日 目下虎列刺流行追々蔓延各自一層予防ニ注意スヘキ之処、児童輩ニ於テハ間々避暑ノ為メ遊泳候者往々有之、右自然汚水ニ浸染シ下痢病ヲ発スルノミナラス、万一虎列刺誘発ノ媒ト相成リ候テハ、不容易儀ニ付川塹等ニテ遊泳候儀無之様、各父兄ニ於テ厚ク注意可致、此旨諭達候事⁽²⁰⁾

コレラ大流行した明治十九年には、六月八日「虎列刺予防消毒心得書」(丙第四十八号)が出された。⁽²⁴⁾

第七条 学校、旅宿、下宿屋、製造所、人足部屋、貧院、囚獄等ノ如キ多人数群居スル家ニ該病發生シタルトキハ先ツ同室者ノ外出散乱散乱ヲ禁シ、直ニ患者ヲ隔離シ、其家ニハ消毒ヲ充分施行シ、其同室者ハ一々入浴セシメ(略)

第九条 排泄物ヲ河中芥溜等ニ投棄シタルコトヲ認知シタルトキハ河中ナレハ、其下流ニ於テ五日以上、其河水ヲ飲料洗濯料トスルヲ止メ、芥溜ナレハ其塵芥ノ焼棄若クハ消毒ノ上、一定ノ場所ニ埋却スヘシ

第十五条 避病院ハ病者ヲ治療スルト病毒ヲ他ニ散乱セシメス、一定ニ隔離シテ予防スルトノ二ツノ目的ヲ達スルカ為ニ設クルモノナリ、然ルニ動モスレハ避病院ヲ嫌悪スルノ感ヲ惹クモノ間々アルカ故ニ、病者取扱方ニハ殊ニ親切ナルヲ要ス

第十九条 市街ニ於テ遮断ヲ実施シタルトキハ、巡查等ヲ以テ充分交通ノ取締ヲ為シ

第二十二条 排泄物ノ受器及消毒

表7 虎列刺予防費などへの献金者一覧

整理	官職など	人数	金額
1	4等属	1	5.000
2	7等属	2	5.000
3	9等属	1	1.000
4	17等属	1	1.000
5	等外1等出仕	1	0.500
6	等外2等出仕	3	1.150
7	等外2等属出仕	1	0.750
8	等外3等出仕	1	0.350
9	等外4等属出仕	1	0.500
10	衛生課給仕	1	0.200
11	衛生課雇	2	0.800
12	衛生課臨時雇	1	0.300
13	7等警部	1	2.500
14	8等警部	5	9.000
15	9等警部	1	1.500
16	10等警部	4	4.600
17	1等巡查	4	1.190
18	2等巡查	3	1.900
19	3等巡查	14	2.200
20	4等巡查	49	5.200
21	監獄署1等守卒	10	3.000
22	監獄署2等守卒	9	2.525
23	監獄署獄丁	15	2.250
24	監獄署丁長	5	1.700
25	監獄署雇	5	0.875
26	由利郡書記	1	1.000
27	秋田病院雇	1	0.500
28	師範校教諭	1	5.000
29	豪商	4	90.000
		148	151.490

明治13年4月中「庶務課諸務掛事務簿」4番

一 排泄物ノ受器ハ磁器ヲ第一トシ（ブリキ箱ニテモヨシ）而シテ其内ニ木炭又ハ灰ヲ入レ置キ、吸収セシムルヲ可トス
 一 其消毒ハ強石炭酸水（石炭酸五分、水百分）強塩化石灰水（塩化石灰四分、水百分）ヲ充分灌注シ、然ル後、焼却スヘシ
 一 巡査が担当する通交の遮断、患者の隔離と消毒の徹底、排泄物の受器やその掃除の仕方など、対処方法は従来とは変わらない。また十九年になってもまだ排泄物を川に投棄したり、避病院を嫌悪する者があり、その対応に苦慮している。

この「心得書」で見ると、是までの指導が「現実的」には、全く受容されていないことになる。

ところでここで巡査の役割が明確にされているが、彼らが患者の隔離や搬送を担当したため、地域住民の怨嗟の対象になったようであるが、その一方感染するおそれがあった。千秋公園お隅櫓近くに建てられた殉難墓碑銘には、明治十二年から十九年までコレラに感

染して殉職した八名の警官の氏名も刻まれている。表7は明治十二年の県職員を中心とした献金一覧で、警官八十一人で二十八円余の割合は高くはない。だが最前線で仕事をせざるを得ない四等巡査の数が突出していることが、彼らは感染するおそれを持ちながら仕事をしていたことを物語っている。

自由民権運動とコレラ

明治十二年八月二十七日の「遐邇新聞」に、掲載された記事をあげる。

予ト隣里ヲ共ニスル同胞諸君ニ向テ一言ス：過日土崎港ニ一二外人患者ヲ舶来セシヨリ、余毒忽チ各処ニ流伝シ、同港並ニ新屋邸、秋田町市街ヲ併セテ該患者亡慮六十余名ニ及フト、今ヤ時已ニ秋冷イニ際スルト再ヒ残暑ノ酷熱ヲ逞スルニアラン、万一予防ヲ今ニ懈リ、若シ其惨毒ヲ蔓延スルニ至ラハ、殆ト将ニ底止スル所ヲ知ラサラント：今既ニ官庁ニ於テハ夫々保護予防ノ術至リ尽セリト雖トモ、予 秋田籍住ノ人民ニシテ豈參稼ノ蔓延ヲ、傍觀黙視スルノ寸ナラシヤ、予、相共ニ協心戮力誓フテ此ノ一大悪毒ヲ杜絶スルニアラスンハ、止マサル可シ、何ソ官ノ保護ヲノミ是レ頼ムヘケンヤ：本会ノ目的ハ我同胞人民ト商リ毎戸ニ予防薬ヲ撒布シ、宅地内ノ汚濁物ヲ排除シ、平生ノ飲食ヲ慎ム等、該患ヲ未然ニ杜絶スルニ在リト雖トモ、或ハ医員ヲ雇ヒ親シク救済シ、漸次資額ノ集力ニ随ヒ各地ニ

表8 寄付金の使途

	種目	支消	小計
薬価	石炭酸	156.700	215.284
	硫酸鉄・硫黄	38.525	
	フランデー	20.059	
給与	阿爾児ノ類	20.059	116.415
	支会五ヶ処	32.879	
	会員旅費日	24.000	
	孤児賑恤	13.156	
需要品代	救済施米	46.380	103.576
	雇賃	27.013	
	薬器并諸器	20.719	
	筆墨紙并書	55.844	
雑貨	予防注意広	55.844	54.094
	会則摺料	45.148	
	本支会六ヶ	2.970	
	家料	0.976	
計	宿直夜具蚊	5.000	489.369
	郵便料		
	会費諸費		

858人が12年8月24日～10月8日迄の間に
寄付292円95銭1厘が残金

「秋田遐邇新聞」12年10月23日

清潔ノ避病院ヲ設ケ、患者十分ノ治療ヲ尽シ、死者ヲシテ憾ミナク生者ヲシテ安カラシムト欲スルニ外ナラス：今此ノ会同ノ挙ヲ称シテ協心会トシ、親睦社員ニ於テ該事務ヲ負担スヘシ

コレラという文字は見られないが、余毒・惨毒・悪毒などがコレラを意味しているのは明らかである。「官」のコレラ対策を評価したうで「官」にだけ任せるのではなく、予防薬を撒布したり、汚濁物を片付けたたり、出来ることはできるだけ協力しようとの呼びかけである。施米・孤児賑恤などの活動も行ったが、七百八十二円三十二銭の寄付金の使途を見れば、活動の中心は予防薬の散布で（薬代が四十四銭）、五ヶ所置いた支会へも予防薬を持って巡回したのではないかと思われる。（表8）

ところでこの会の事務を担当した「親睦社員」が、この後、秋田の自由民権運動の一方の旗頭となる（表9）。十月二十五日の「遐邇新聞」に「本会ヲ以テ将来ニ保持ス可キカ、或ハ之ヲ解止スルカ」

表9 親睦社員

	氏名	経歴	備考
1	大久保鉄作	M12県官	秋田改進黨員
2	大川勇治	M7教員	
3	畑千代記	M7教員	
4	栗田兵馬	M7教員	
5	遠山角助	M12師範教員 M18県官	北羽連合会総代人
6	伊藤順蔵	M7教員	
7	黒木諒助	M12県官	
8	小野岡精一郎	M10・11・12県官	
9	飛田忠顕	M12師範教員	
10	上遠野富之助	M9教員	
11	高橋勝衛	M12師範教員	
12	細井鉄三郎	M7教員、M15県官	
13	西宮藤毅	M7教員	
14	石井魁蔵		
15	山県恭吉		
16	根岸鉄三郎	M13教員	
17	平野貞幹	M13師範教員	
18	守屋斌太郎	M12師範教員	北羽連合会総代人
19	御代弦	M10・11・12県官	
20	吾妻純造		北羽連合会総代人
21	那珂貞治		有舌会員
22	西宮恒雄	M7教員 M15県官	
23	小堀要助		秋田日報社主
24	石井忠彦		遐邇新聞記者
25	武藤猪太郎	M12県官	
26	籠谷定雄		秋田改進黨員
27	宮沢知也	M7教員	

山崎真一郎「秋田県政史」上巻、戸田金一「秋田県教育史」
「秋田職員録」11年・12年・15年、「秋田遐邇新聞」12年8月27日
M=明治 「秋田人名大事典」

おわりに

これまで幕末から明治十年代にかけての秋田のコレラ対策を概観してきたが、幕末期と明治期は資料の性格の違いに規定されていささか、視点が異なってしまったようである。また本来言及してしかなるべき医者については、殆ど触れてはいない。明治八年の「医制」をはじめ、医学校の創設など医療面からのアプローチも重要な視点を

とあるが、残金・二百九十二円余を資金として活動したようである。

たので、意識的に取り上げなかった。いずれにしても幕末・明治十年代の飲み水の確保、塵芥や尿尿処理のほか、明治になってからは、県や県会の動向と医者や養成など出来るだけ具体的に見ていくことが必要となる。

明治十二年の「児玉辰右衛門日記」には、⁽²⁵⁾「四国九州より上方迄コレラ病流行之為、諸県より内務省へ患者届書ノ新聞二日々有之、恐るへキ疫病也」(八月十三日)、「虎列刺病流行既ニ山形県ニ有之、本県ニも土崎港等ニ其兆有之ニ付、予防方敵數數々御達度々ニ相成、飲食果物等ノ事迄 御達ニ相成」(八月十六日)など、連日のようにコレラについて記録している。八月二十五日には「新潟県頑民共米ノ沸騰、尚虎列刺病流行、魚類販売被差止、右予防券々之為、暴動と見ゆる新聞ニ見ゆる」と、コレラ反対一揆とされることについても記している。さらに九月十三日には「流行病ノ為、仙北筋ヨリ川下米無之タメ、益々米相場騰貴、白米県、八円余」と、コレラが米価騰貴の要因になっているとも記している。とすれば、「コレラ」について、自由民権運動やこの時期の米価騰貴とも関連させて、検討してみる余地がありそうである。

註

- (1) 「宇都宮孟綱日記」AS三二二四五一九四
- (2) 「新秋田叢書」第九卷
- (3) 「山脇日記」A三二四・九一三二四、六、十に所収。山脇は雄勝郡郡山村・現羽後町に居住。
- (4) 「近世庶民生活史料 未刊日記集成」第二卷 門屋養庵日記下による。万延元年十二月十六日と明治元年六月廿二日にもコレラ関係記事が掲載されている。
- (5) 「初岡敬治日記」二五―二二―一
- (6) 「秋田藩町触集」下
- (7) 「明德館書籍目録」庚一〇七
- (8) 「明德館蔵書目録」AH〇二九―五 東山目録と表記。
- (9) 「明德館蔵書目録」庵一四四七(「秋田県立図書館所蔵」安藤目録と表記。
- (10) 目録には、雄勝郡横堀出身の賀川玄迪関係の書籍が含まれている。岡本玄適の嫡男として生まれた玄迪は、二十歳で賀川玄悦に入門し、見込まれて師匠の娘と結婚し、養子となって跡を継ぎ、明和年間には京都にいながら阿波藩医となった当時最先端の産科医であった。茶谷十六「シーボルトが紹介した賀川流産科と幕末の秋田」(「歴史地理教育」六二二)
- (11) 「秋田市史」第十一卷 近代 史料編上
- (12) 「肴町丁代文書」2
- (13) 「肴町丁代文書」5
- (14) 「肴町丁代文書」3
- (15) 「肴町丁代文書」7
- (16) 「小川家文書」六(「仁賀保町郷土誌資料」第十五卷)
- (17) 「肴町丁代文書」6
- (18) 「秋田県布達集」二 (原資料は「本県布達留」等に綴じられてい

るが、ここでは当館で原資料を撮影し、写真帳として編集した「布達集」を資料とした。この番号は当館で付けたものである。なお、布達集は閲覧室に配架している）

(19) 「法令全書」第十二巻ノ一

(20) 「秋田県布達集」三七

(21) 「秋田県布達集」三二

(22) 「秋田県布達集」三九

(23) 「秋田県布達集」五二

(24) 「秋田県布達集」八十二

(25) 「協心義会」については、次の記事も参考になる。

「協心義会ナルモノハ仮リニ設ケタル名称ニシテ、親睦社ニテ其名
称ヲ以テ世ニ広告シタルモノ」(明治十二年九月四日)

「協心義会ノ設クルヤ我輩数十名ノ親睦社員ハ合同一致シ、之レカ
発起人トナル者ニシテ、即チ親睦社員ハ協心義会々員ノ一人人ト云
フヘキナリ」(明治十二年九月十三日)

(26) 「児玉辰右衛門日記」二八 県会議員だけあって、新聞で全国の状
況を情報を収集し、表6で見た新潟県で騒擾についても記している。

なお、新潟沼垂町の騒動を取材した新潟新聞主筆古渡資秀は、取材
後コレラのため二十九歳で亡くなっている。これほどコレラの感染
力は強かったのである。(新潟日报社「新潟日報源流130年」)
児玉は山本郡鶴川村・現三種町に居住。

(副館長 きくちやすお)

秋田県における郡役所の文書管理制度の成立について

―「郡区町村編制法」下を中心として―

柴田 知彰

はじめに

- 一 郡役所の編纂保存規定の現存状況
 - 二 「郡区町村編制法」下の文書管理
 - 1 郡役所開庁後の文書管理の状況
 - 2 青山貞県政期の文書管理の再編
- 結びにかえて

はじめに

本稿は、秋田県における郡役所の文書管理制度の成立について、明治十二年（一八七九）の郡役所設置から同二十三年まで、すなわち「郡区町村編制法」下の期間を対象に、編纂保存を中心に整理する試みである。

秋田県の管内には、鹿角・山本・北秋田・南秋田・河辺・由利・仙北・平鹿・雄勝の九郡役所が設置されていた。現在、秋田県公文

書館では、山本・南秋田・平鹿を除く六郡役所の公文書を保存している。これら郡役所文書群は、六郡あわせて九〇〇冊以上にのぼる。その合理的な再整理には、公文書を生み出した郡役所の職務分課とともに、文書管理制度の解明も必要である。かつて秋田県庁文書群の再整理においても、県庁の職務分課と文書管理制度の調査を行なった^④。郡役所の職務分課に関しては、拙稿「秋田県における郡役所の職務分課の変遷について」で既に調査を終えている^⑤。

秋田県庁の文書管理制度を調査した際には、近代的な文書管理制度、すなわち公文書原本による記録保存が導入された過程を重視した。公文書原本による記録保存は、記録の集中管理、類別部目制および保存年限制の成立を伴った。郡役所の文書管理制度を調査する場合も、近代的な文書管理制度の導入過程は極めて重要な視点になると思われる。

さて、記録史料群には組織性と連続性という二つの内的秩序が存在すると考えられる^⑥。このうち組織性の内的秩序の方は、出所の組

織的改編に伴い変化する場合がある。史料群の階層構造の変化であり、「経年変化」とも呼ばれている。⁽⁷⁾『秋田県庁文書群目録』の編成においては、経年変化に対処するため、県庁の機構改正を画期として文書群を時期区分した。⁽⁸⁾組織性の内的秩序の復元を目的とした構造分析目録である。

近代行政文書群を経年変化で時期区分する際には、近代的な文書管理制度の成立後をもって始期と考えたい。近代的な文書管理制度が成立し、初めて類別部目制に基づく簿冊編纂が開始されたからである。⁽⁹⁾『秋田県庁文書群目録』第一集の編成では、県庁における類別部目制の導入時期の調査が遅れ、時期区分に誤りを生じた。⁽⁹⁾本稿紙上を借りて、ここに深くお詫び申し上げたい。

『秋田県庁文書群目録』の後には、郡役所文書群につき構造分析目録の編成が予定される。秋田県管内の郡役所は、廃止までの約五〇年間に計八回の機構改正を経た。⁽¹⁰⁾郡役所文書群にも機構改正による経年変化の発生が予想される。その際、郡役所における近代的な文書管理制度の成立期が、経年変化の回数に大きく関係しているものと考えられる。本稿では、秋田県管内の郡役所における近代的な文書管理制度の成立期を解明し、郡役所文書群の内的秩序を復元する作業の基礎にしたい。

郡役所の文書管理制度を扱った先行研究では、編纂保存に関し、小暮隆志氏による群馬県、清水善仁氏による東京府、丑木幸男氏による奈良・宮城・秋田県の報告がある。また、郡役所廃止後の

文書の保存廃棄に関しては、小暮隆志氏による群馬県、山崎一郎氏による山口県、⁽¹¹⁾栃木智子氏による宮城県、丑木幸男氏による奈良・宮城県・京都府の報告がある。しかしながら、府県庁の文書管理制度の影響に言及したものは、管見の限り見られない。近代的な文書管理制度は、内務省など中央機関から府県庁へ、さらに郡役所へと地方に伝播したと考えられる。

本稿では、「郡区町村編制法」下で、近代的な文書管理制度が秋田県庁から管内郡役所へ伝播した過程の解明も試みたい。

一 郡役所の編纂保存規定の現存状況

本章では、秋田県管内の九郡役所の編纂保存規定について、秋田県庁文書群および各郡役所文書群における現存状況を紹介する。

郡役所の編纂保存規定は、郡役所処務細則の中に取り込む形か、または編纂保存規則を別規定とする形で作成された。⁽¹⁹⁾

秋田県庁文書群では、郡市町村行政の監督を担当した部課の簿冊にそれらが収録されている。各郡長の認可申請した郡役所処務細則や編纂保存規則を綴じた簿冊としては、明治二十二年「各郡処務細則」⁽²⁰⁾、明治二十五年改定「郡役所処務細則」⁽²¹⁾、明治三十一年「三十六年「郡役所処務細則改正ニ関スル綴」⁽²²⁾、大正七年「郡役所処務細則関係書類」⁽²³⁾、大正八九年「郡役所処務細則関係書類」⁽²⁴⁾の五冊が現存する。また、郡役所を行政監査した際の簿冊で郡役所処務細則

表 秋田県公文書館における郡役所の編纂保存規定の現存状況

年代	郡役所	鹿	角	山	本	北秋田	南秋田	河	辺	由	利	仙	北	平	鹿	雄	勝
明治	2 2	○		○		○	○	○		○		○	●	○			○
"	2 5	○		○		○	○	○		○		○		○			○
"	2 9							◎	●								
"	3 1	◎		○		○	●	◎		◎		◎		◎			◎
"	3 4									○							
"	3 5											◎					
"	3 6	◎															
"	4 3	◎					◎								◎		
"	?													◎			
大正	3							◎		◎							
"	4																◎
"	5											◎					
"	7	◎		◎		○	●	◎		◎		○	●	○			◎
"	8						◎										◎
"	9	◎										○					

- ◎ … 郡役所処務細則（編纂保存規定有り）
- … 郡役所処務細則（編纂保存規定無し）
- … 編纂保存規則

※郡役所処務細則および編纂保存規則は制定認可の年を記載

を綴じたものには、明治四十四年「郡役所事務検閲書類」⁽²⁵⁾、大正五年「由利郡役所検閲書類」⁽²⁶⁾、大正七年「山本郡役所検閲書類」⁽²⁷⁾、大正八年「仙北郡役所検閲書類」⁽²⁸⁾の四冊がある。「行政之部」のシリーズの簿冊にも郡役所処務細則を綴じたものがある⁽²⁹⁾。

各郡役所文書群では、郡の布達類を編綴した簿冊の中に、郡役所処務細則や編纂保存規則を収録したものが僅かながら存在する。河辺郡役所文書群の明治二十九年「河辺郡諸達」⁽³⁰⁾と、雄勝郡役所文書群の明治三十二年以降「郡訓令綴」乙の二冊である⁽³¹⁾。郡役所文書群が完全に近い形で残っていた場合、郡役所処務細則や編纂保存規則も数多く収録されていたと考えられる。

表は、右記の各簿冊中に収録された郡役所の編纂保存規定を、年代順に一覧にしたものである。明治二十二年より先に処務細則や編纂保存規則を制定した郡役所の記録も有ったが、それらの条文は現存しない。

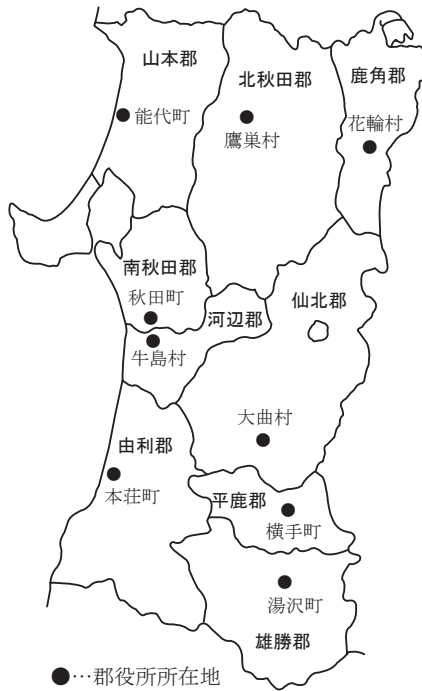
さて、表を見ると、管内九郡役所が一斉に処務細則を改正した時期を認められる。秋田県では、県の布達した準則に基づき、各郡長が郡役所処務細則の制定認可を申請する方式だった⁽³²⁾。郡役所処務細則の一斉改正は、準則が制定・改正された当年または直後の年に集中している。明治二十二年には「秋田県郡役所処務準則」⁽³³⁾、二十五年には「秋田県郡役所分課規程」⁽³⁴⁾、三十一年には「秋田県郡役所処務規程」⁽³⁵⁾が制定され、大正六年に改正された⁽³⁶⁾。その他の年にも、各郡役所の事情でそれぞれ処務細則が改正されているが、表に拾った

以外の散逸分も有ったと推測される。

また、編纂保存規則を処務細則から分離した郡役所の場合、前者が現存するケースは全般的に多くないことも分かる。特に明治二十二年と二十五年においては、全ての郡役所で編纂保存規則を別規定にしているが、二十二年の仙北郡役所のものが残るのみである。

以上のことから、郡役所の文書管理制度の変遷につき編纂保存を中心に整理する際、史料的制約が少なからず存在することを前提にしなければならない。

図 管内郡域図 (明治12~22年)



二 「郡区町村編制法」下の文書管理

明治十一年七月二十二日、「府県会規則」「地方税規則」とともに「郡区町村編制法」が公布された。³⁷⁾「郡区町村編制法」では、それ

までの大区小区を廃し、府県の下部地方単位を郡区町村と定めた。「郡区町村編制法」下の郡は地方官庁たる郡役所をもつ行政区画であり、また郡役所も府県機構の一部であった。

「郡区町村編制法」下の秋田県では、明治十二年に郡役所を開庁したものの、文書管理制度の整備は遅れていた。十九年に青山貞が県令に着任した後、県全体の文書管理制度が再編された。その一環として郡役所の文書管理も本格的に整備されるに至った。そこで本章は、1 郡役所開庁後の文書管理の状況、2 青山貞県政期の文書管理の再編に分けて二節で叙述することにした。

1 郡役所開庁後の文書管理の状況

明治十二年一月十五日、秋田県管内に九郡役所が開庁した。³⁸⁾開庁の以前に、職務分課に関する規程が郡長に宛てた丙号で布達されたものと推定される。³⁹⁾が、十二年分の「丙号達留」が残らないため、その内容は不明である。前掲の拙稿では、雄勝郡役所の簿冊から開庁後の郡役所の職務分課を復元した。⁴⁰⁾庶務・勸業・地理・学務・衛生・出納・租税・県会議員取調の少なくとも八掛が、その設置を確認された。同時期の県庁機構がモデルである。県庁では、庶務課の記録掛が文書管理を担当していた。それゆえ郡役所では、県庁の庶務課にあたる庶務掛で文書管理を担当した可能性が高い。文書の收受発送を分掌したものと推定される。

一方、県庁では、郡役所開庁以前に文書管理改革が行なわれ、近代的な文書管理制度を既に成立させていた。明治八年から九年、す

なわち石田英吉県政期の初頭において「秋田県庁日誌」の類聚編纂から公文書原本による記録保存に転換している。⁽⁴¹⁾それに伴い、記録の集中管理、類別部目制、保存年限制が成立した。九年一月四日には、最初の編纂保存規則である「編輯取扱規則」が庁中に達せられた。⁽⁴²⁾石田権令（後、県令）の在任は、八年五月から十六年三月までの約八年間である。秋田県権令の任命以前は、工部省記録局長として文書管理改革にあたった経歴をもつ。⁽⁴³⁾工部省では、内務省の強い影響下で近代的な文書管理制度が導入された。⁽⁴⁴⁾従って、秋田県庁には、内務省を始源とする近代的な文書管理制度が伝播していたことになる。

秋田県庁とほぼ同時期、熊谷県庁でも近代的な文書管理制度が導入されていた形跡がある。熊谷県の明治九年七月二十日「簿書編纂及図書保存条例」では、庶務課編輯掛での記録の集中管理、類別部目制による簿冊編纂が定められている。⁽⁴⁵⁾熊谷県は、同年八月に栃木県に属していた三郡を統合し群馬県と改称した。⁽⁴⁶⁾群馬県では十一年十二月七日、郡役所開庁に先立ち「郡役所雜則」を制定した。⁽⁴⁷⁾その中で類別部目制につき「凡文書ヲ編冊スルハ各科ニ大別シ尚事類ニヨリ便宜數冊ニ小分シ」と記している。小暮氏は、県庁の「簿書編纂及図書保存条例」に做ったものと推定している。

秋田県で郡役所開庁時に文書管理関係を規定したとすれば、郡長宛ての丙号で布達した筈である。しかしながら、前記のとおり、明治十二年分の「丙号達留」が現存しない。そのため、郡役所開庁時

に文書管理をどのように規定したかは全く不明である。

その後、明治十六年から、警察、監獄、郡役所の職務規程の別体系化が進んだ。警察や監獄では、十六年以前から既に独自の職制が府県官の中でつくられていた。⁽⁴⁸⁾十六年二月二十八日には「秋田県警察本署職制并事務章程」と「監獄署職制并事務章程」が制定された。⁽⁴⁹⁾同年三月八日、県令が石田英吉から赤川鱧助に交替したが、職務規程の別体系化は石田県政期から継承された。六月十二日に「秋田県事務章程」が庁中各課署に公布された際の制定文は、左のとおりである。⁽⁵¹⁾

各課署

本県各課職制并事務章程相廃更ニ別冊之通事務章程相定本月十五日ヨリ執行候条此旨相定候事

但警察本署 監獄本署 郡役所戸長役場等ハ別ニ定ムル所ノ規程

ニヨルヘシ

明治十六年六月十二日 秋田県令赤川鱧助

県令の行政事務に関する職務規程が、県庁、警察、監獄、郡役所、戸長役場の五つに分化した。七月三十一日に制定された「郡役所事務章程」⁽⁵⁰⁾は、県庁の「秋田県事務章程」に対し「別ニ定ムル所ノ規程」に該当する。

右の「郡役所事務章程」は七月三十一日の丙号で布達されたと推定される。十六年分の「丙号達留」が残存しないため、条文内容は不明である。「秋田県沿革史稿」に概要のみが記録されている。現

在、その記録から以下の三点が判明している。⁽⁵³⁾ 第一点は、「郡役所事務章程」が各郡役所で処務細則を制定する際の準則として位置付けられていたこと。第二点は、「郡役所事務章程」が全二章編成であり、第一章で郡長と郡吏の権限、第二章で各部の分掌を定めていたこと。「秋田県事務章程」の章編成に倣い、文書管理に関する章は設けていない。第三点は、郡役所の機構として第一部と第四部が設けられたこと。第二部で庶務と兵事を分掌していた場合、⁽⁵⁴⁾ 文書管理を担当していた可能性がある。

文書管理関係が「郡役所事務章程」と別規定で存在したならば、丙号で布達された筈である。が、前述したとおり、明治十六年分の「丙号達留」が残存せず、関係する布達の有無を確認できない。十七年、十八年分の「丙号達留」に關係布達は見られない。⁽⁵⁵⁾ 群馬県の場合は、十四年十二月二十七日に「郡役所事務規程」を制定し、第三章文書取扱例で編纂保存につき規定している。⁽⁵⁶⁾

秋田県で「郡役所事務章程」を制定した明治十六年には、山本郡役所で注目すべき動きが見られる。二十二年十一月十五日の訓令甲第二五五号で、青山知事から郡役所にて、編纂保存規則の制定と文書の悉皆整理が命じられた。⁽⁵⁷⁾ これに対する同月二十二日の山本郡長成田直衛の上申書には、左のように記されている。⁽⁵⁸⁾

文書編纂及保存期限之義ハ明治十六年中制定アルモ聊カ両三年分ノ文書編纂スル迄ニ付小官奉職以來之レニ注意スルモ当用事務ノ

繁忙ヨリ着手ニ至兼……………

山本郡役所では、十六年中に編纂保存規則を制定していたことが分かる。その内容は不明であるが、県庁の「編輯取扱規則」をモデルにした可能性も考えられる。

山本郡役所で編纂保存規則を制定した当時の郡長は高田眞一であり、明治十六年一月から十八年六月まで在任した。⁽⁵⁹⁾ 高田郡長の在任期には、編纂保存規則に基づき簿冊の編纂をある程度進めていた。成田郡長は十九年九月に着任したが、日常事務の繁忙から編纂保存体制を弛緩させたいらしい。十六年当時、他の郡役所でも編纂保存規則を制定した記録は見当たらない。山本郡役所においても、郡長の交替が編纂保存体制の維持に影響している。各郡役所の文書管理制度の発達には、郡長個人の記録保存に対する意識が少なからず関わっていたことを窺わせる。

明治十六年から十八年にかけては、監獄および警察、また本庁の収税部門において、職務規程の別体系化に伴い文書管理の別体系化も進んだ。十六年十一月十二日制定の「監獄本署各部并二看守長分掌事務規程」では、監獄本署第一部が文書の收受発送を分掌した。⁽⁶⁰⁾ 十八年六月三十日制定の「秋田県警察職務規程」では、警察本署第二科が收受発送と編纂を分掌している。本庁の収税部門では、十七年五月二十日の大政官達で府県に収税長と収税属が配置されたため、独立的な職制が形成されることになった。⁽⁶¹⁾ 同年七月十日の「収税課事務規程」では、総務掛が收受発送と編纂保存を分掌した。⁽⁶²⁾ 翌十八年七月二日の「秋田県収税課処務条例及分掌規程」では、本部

常務掛がそれらを分掌している。⁽⁶⁵⁾ 同年八月二十一日に制定された「収税課事務規程」の条文は現存しないが、本科庶務掛が文書管理を分掌したものと推定される。

郡役所の文書管理も、この時期に別体系化が進んだものと考えられる。明治十七年十月二十七日に「郡役所事務章程」が改正され、機構を第一部と第五部に再編された。⁽⁶⁶⁾ 明治十七年分の「丙号達留」では、条文の記載を省略している。その代わり、雄勝郡役所文書群中の簿冊に、同年十一月二十日付けで「雄勝郡役所処務細則」の更正認可を申請した文書が有る。⁽⁶⁷⁾ 準則とした「郡役所事務章程」の条文をかなり反映したものと推定される。文書管理に関しては、第二部の分掌中に「諸上申并下達ノ事」「諸官衙往復ノ事」「布告布達類ヲ配布スル事」「庁中備書籍ヲ管理シ及諸簿冊ヲ保護スル事」が見られる。第二部で文書の收受発送と書籍や簿冊の保存を分掌したことは判明するが、簿冊の編纂については記していない。この時期の郡役所では、各部ごとに編纂を行っていた可能性がある。⁽⁶⁸⁾

ここで、明治十六年以降、すなわち赤川県政期の文書管理制度を総括してみたい。警察と監獄、本庁収税部門、そして郡役所において職務規程が別体系化するに伴い、文書管理の別体系化も進んだ。これに対し、編纂保存規則の制定は一向に進んでいない。本庁のみが「編輯取扱規則」をもつ状況が続いた。赤川県政期の文書管理制度には、前代の石田県政期ほどの積極性は見出せない。

では、郡役所の文書管理について、開庁以後の実態を史料から見

てみよう。前記の明治二十二年訓令甲第二五五号に対し、山本郡長の他にも、各郡長から文書管理の現状が報告されている。⁽⁶⁹⁾ 明治十年代には大半の郡役所で編纂保存規則が整備されず、山本郡役所などはむしろ稀有な事例だった。⁽⁷⁰⁾ 明治十九年「秋田県郡役所戸長役場巡回誌」の記録から、河辺・由利・仙北・平鹿・雄勝郡役所では、各部ごとに「〇〇台帳」「〇〇元帳」「〇〇名簿」等の表題で簿冊を編纂していたことが分かる。⁽⁷¹⁾ しかし、類別部目制による編纂は導入されていなかったようである。また、多くの郡役所では、明治二十年時点でも開庁以後の未整理文書が残っていたらしい。由利郡長の上申書には「右開庁以来書籍ニ於ル頗ル夥多ニシテ迅速ノ調理難相成」とある。⁽⁷²⁾ 南秋田郡長の上申書にも「本庁従来ヨリ編纂ナラサル書類多ク之カ調査未タ終了ニ及兼ネ」とある。⁽⁷³⁾ 一方、北秋田郡長の上申書には「当役所ニ於テ編纂及保存規則ヲ設ケタルハ客歳十一月ニアリ其前数年ニカヽル事務簿ハ要不要ヲ問ハス年度ニヨリ一切ノ文書ヲ編綴シ置キタルニ過キサレハ」とある。⁽⁷⁴⁾ 北秋田郡役所では、二十一年十一月に編纂保存規則を制定した。それ以前の文書は選別廃棄をせず、全て年度ごとに編綴していたという。

各郡役所の文書管理は、明治十九年以後の青森県政期を迎え、初めて本格的に整備されることになる。

2 青山貞県政期の文書管理の再編

明治十九年二月二十五日、青山貞が県令に任命された。⁽⁷⁵⁾ 青森県令（七月二十日以降、知事）の在任は、二十二年十二月二十六日まで

約四年間である。青山県令は着任後、直ちに県の文書管理の再編に着手した。石田権令による文書管理改革から、ほぼ一〇年を経過した頃だった。国の中央機関では、内閣制への移行に伴う行政改革で、文書管理制度も合理化と効率化の重視へ転換を始めた時期である。⁽⁷⁶⁾

四月六日、秋田県の布達・告示ほか諸達の記号と結文例が厳密に区分された。⁽⁷⁷⁾ 同月八日には、「秋田県事務章程」および「各課事務規程」が制定された。⁽⁷⁸⁾ 「秋田県事務章程」は通則と分掌の二章で、文書管理に関する章を設けていない。「各課事務規程」を見ると、令官房秘書部が官印の管守、枢密文書や訓示内達等の処理と保存、同往復部が文書の收受発送と編纂保存を分掌している。そして、令官房で文書管理の実務を行なう基準として、同月十五日に「文書取扱規程」⁽⁷⁹⁾、その後、六月一日に「令官房往復部文書編纂細則」⁽⁸⁰⁾が制定された。後者は、前者の編纂保存に関する細則と位置づけられる。「令官房往復部文書編纂細則」は、石田県政期に制定された「編輯取扱規程」を元に全体にわたり改正されている。秋田県の編纂保存規則としては、初めて条文中に保存年限が明記された。甲（永久）・乙（五年）・丙（一年）に区分されたが、分類される具体的な文書の種類は示されていない。これより先、四月十四日には「監獄職務章程」が制定され、監獄本署第一科が收受発送と編纂保存を分掌した。⁽⁸¹⁾

青山県政下で文書管理の再編が進められた時期は、内務省におけ

る文書管理の再編期に重なる。六月二十九日に「内務省文書保存規則并細則」が制定された。⁽⁸²⁾ 「内務省文書保存規則」全一〇条と、「内務省文書保存細則」全一五条とから成る。内務省では太政官制時代から近代的な文書管理制度を形成してきたが、「内務省文書保存規則」では類別部目と保存年限が従前よりも遙かに明確な形で定められた。⁽⁸³⁾ 類別部目は表形式の「公文類別部目」で示され、編纂業務上の利便性を高めている。保存年限は、永久・五年・三年・一年の四段階に区分され、該当する文書の種類が具体的に示された。また、「内務省文書保存細則」では、文書の收受登録、整理保管、編纂、閲覧借覧、書庫管理までの実務が詳細にマニュアル化された。そのため後に、「内務省文書保存規則并細則」は、編纂保存規則のモデルとして多くの府県庁から参照されることになる。

青山県政期には地方制度の大きな改正も重なった。七月二十日、従前の「府県官職制」に替わり「地方官官制」が制定された。⁽⁸⁴⁾ 地方官庁の機構は、第一部・第二部・収税部・警察本部の四部で構成することとされた。監獄に関する事務は第二部の分掌中に入り、収税部と警察本部は本庁と別体系の職制になった。

九月八日、「秋田県処務細則」が、「地方官官制」に対応して新たに制定された。⁽⁸⁵⁾ 分課組織、各部通規、分課章程、文書收受、文書弁理、文書送達、文書編纂、非常心得、宿直心得の全九章から構成される。全九章のうち四章を文書管理の關係に割いている。高橋務氏は、文書主義の建て前から、特に文書につき微細に規定している

ことを特徴的とした。⁸⁶⁾ 青山県政下の文書管理の再編も強く反映されていたと考えられる。ただし、文書編纂の章は全五条の簡略さで、保存年限や類別部目については全く記されていない。編纂保存の実務には、さらなる細則の制定を必要とした。また、警察本部と収税部の職務分課が本庁から分離されたため、文書管理も分離されることになった。

「秋田県処務細則」制定の後は、専門分化した警察本部と収税部、そして郡役所で処務細則が再編される段階に進む。まず、九月十一日に「秋田県収税部処務細則」が制定された。⁸⁷⁾ 分課組織と分課章程の全二章から成り、文書管理に関する章は設けられていない。文書管理が本庁から分離したため、専任の文書主務一名と文書取扱員若干名を置き、收受発送と編纂保存を集中させた。

十月二十一日には「秋田県郡役所処務規程」が制定された。⁸⁸⁾ 従前の「郡役所事務章程」に替わる郡役所処務細則の準則である。分課、通規、文書收受、文書弁理、文書送達、文書編纂の全六章から編成された。「秋田県処務細則」の章編成をモデルにしている。郡役所は県庁の出先機関として同じ一般行政分野を扱ったため、処務細則も雛形を作り易かったと考えられる。そのため、「秋田県処務細則」における文書管理の重視が、「秋田県郡役所処務規程」にも反映された。最も注目すべきは、文書編纂の章に近代的な文書管理制度に関わる条文が見られることである。条文は左のとおりである。

秋田県における郡役所の文書管理制度の成立について

第一条 官報及県令達告示諭達等ハ第一課ニ於テ主管シ類ヲ分カ
チ号ヲ遂フテ編纂シ巻頭ニ目錄ヲ附シ且ツ別ニ簿冊目錄ヲ製シ
閲覧ニ便ニスヘシ

但改正増補及ヒ正誤等アルトキハ一々原書ニ記入シ其沿革ヲ
詳ニスヘシ

第二条 命令本書ハ第一課ニ於テ別ニ之ヲ編纂シ目錄ヲ付シ保存
スヘシ

第三条 完結文書ハ各課ニ於テ其類ヲ分チ事務簿ヲ編纂シ巻頭ニ
目錄ヲ記スヘシ

「秋田県処務細則」第七章文書編纂の条文を元に作成されている。公文書原本による記録保存を前提にして、文書の類別編纂が規定された。しかし、本庁で全ての文書を第一部文書課で編纂保存したのに対し、郡役所では記録の集中管理が徹底されていない。郡役所には第一課と第四課が設置され、第一課で文書管理を分掌した。が、官報・県令達・告示・諭達等および命令本書は第一課で編纂保存するものの、一般の完結文書は各課で編纂保存と規定された。郡役所の規模の官庁では、各課での編纂保存で十分と便宜主義的に判断されたのだろうか。また、保存年限に関する条文は未だ設けられていない。「秋田県郡役所処務規程」は、近代的な文書管理制度の萌芽を認められるも、類別編纂の導入のみに留まっている。類別編纂を実際に行なう際の具体的な細則も伴わなかった。

十月の「秋田県郡役所処務規程」制定後、これに基づき管内の各

郡長から郡役所処務細則の制定認可が申請されたものと推定される。第一章の表で見たとおり、明治二十二年より前の郡役所処務細則は現存しない。しかし、各郡役所の処務細則は、いずれも「秋田県郡役所処務規程」に倣って作成され、文書編纂の章で類別編纂を規定していたと考えられる。

十二月六日には「秋田県警察処務細則」が制定された。⁹⁰警察本部、事務分掌、文書弁理、警察署、署務弁理の全五章と書式から成る。警察本部の文書管理は、警務課の分掌とされた。

翌明治二十年一月八日、「秋田県収税部処務細則取扱順序」が制定された。⁹¹第五章文書主務では編纂保存を別規定として、さらなる細則の作成を予定している。

一月十七日には「秋田県庁処務細則」が制定された。⁹¹従前の「秋田県処務細則」と同じ章編成で、文書管理関係の章もほぼ変化が無い。また、「秋田県庁処務細則」に対応し、二月二日に「秋田県警察処務細則」が改正された。⁹²文書管理関係の章にほぼ変化は無い。

そして、六月二十八日、本庁の編纂保存規則として「文書編纂及保存規則」が制定される。⁹³「秋田県庁処務細則」第七章文書編纂に関する細則である。その条文は、明治十九年「内務省文書保存規則并細則」をモデルに作成されている。前年に制定された「令官房往復部文書編纂細則」は、石田県政期の「編輯取扱規則」の系譜を引く秋田県独自の編纂保存規則だった。二十年「文書編纂及保存規則」は、内務省の影響を強く受けて再構築されたものである。その

ため、類別部目と保存年限が、従前の規則よりも遙かに明確に定められている。類別部目は、「内務省文書保存規則」のものをモデルに表形式の「公文類別部目」で示された。また、保存年限は永久・五年・三年・一年の四段階に設定され、各年限に該当する文書の種類が具体的に示された。

前掲の明治二十二年訓令甲第二五五号に対する北秋田郡長の上申書には、二十一年十一月に編纂保存規則を制定したことが記されていた。⁹⁴条文内容は不明であるが、時期的に考えて、本庁の二十年「文書編纂及保存規則」を元に作成された可能性がある。

明治二十一年三月二十三日、「警察本部処務細則」が制定された。⁹⁵分課組織と事務分掌の全二章であり、文書管理に関する章は設けられていない。

翌明治二十二年三月二十八日、「秋田県処務細則」が制定された。⁹⁶本庁・収税部・警察本部の三処務細則が統合され、従前の「収税部処務細則」と「警察本部処務細則」は廃止された。県の機構は、知事官房と第一部・第二部・収税部・警察本部の四部制になった。四月一日からの「市制」「町村制」施行に備えた県機構の整備とも考えられる。章編成は、組織、分掌、文書收受、文書調理、文書發送、職員心得、当直員心得の全七章である。二十年の「文書編纂及保存規則」の制定により、文書編纂の章は省略された。処務細則は統合されたが、文書管理については収税部と警察本部を別体系にした。そのため、収税部と警察本部は、編纂保存規則の制定をそ

れぞれ必要とした。

四月一日、秋田県管内で「市制」および「町村制」が施行された。これに伴い、従前の一、〇七六町村が一市二二六町村に合併された。⁽⁹⁸⁾

町村長は町村会で公選され、町村会議員は制限付きで住民に直接選挙されることになった。

同月二十六日、「秋田県郡役所処務準則」が制定された。⁽⁹⁹⁾ 章編成は、分課組織、各部分掌、文書收受、文書弁理、文書発送、文書編纂、職員心得の全七章である。「秋田県処務細則」をモデルに、新たに文書編纂を加え、当直及宿直員心得を別規定とした。文書編纂の章を見ると、類別編纂に加え、新たに保存年限に関することが左のように記されている。

第四十四条 完結文書ハ各課ニ於テ其類ヲ分チ保存年期ヲ定メ之ヲ管守スヘシ

第四十五条 永遠保存ニ属スル文書ハ前年分ハ翌年六月三十日限り類ヲ分チテ事務簿ヲ編纂シ巻頭ニ索引ヲ付シ尚ホ別ニ索引目録ヲ製シ搜索ニ便ナラシムヘシ

郡役所文書は永年と有期限に保存年限を区分され、永年保存のみを類別編纂の対象にした。ただし、記録の集中管理に関しては、依然とし徹底されていない。郡役所の機構は第一課と第二課に整理統合され、第一課で文書管理を分掌した。重要文書を第一課、一般の完結文書を各課で編纂保存する方式は、従前の「秋田県郡役所処務規程」と変わらない。

また、文書編纂の章では、郡役所処務細則とは別に編纂保存規則を制定することを、左のように指示している。

第四十六条 文書編纂保存期限及編纂ノ類別ハ別ニ之ヲ定ムヘシ郡役所の編纂保存規則の整備は、「町村制」施行に対する文書管理の再編として理解できる。この時期、県庁と町村役場の文書往復、さらには町村行政の監督のため、郡役所の文書管理は特に重要視されたものと推測される。しかしながら、秋田県では、郡役所に対し、編纂保存規則制定の際の準則を全く示さなかった。本庁の編纂保存規則に倣わせることを、当初から前提にしていたのだろうか。群馬県の場合は、明治二十五年七月二日に「郡役所文書保存規程準則」を制定している。⁽¹⁰⁾

さて、以上より、明治二十二年以後は、収税部、警察本部、郡役所で、それぞれ編纂保存規則を整備する段階に入ったと言えよう。

明治二十二年の五月から六月にかけ、管内の九郡長より郡役所処務細則の制定認可が申請されている。⁽¹⁰⁾ いずれも「秋田県郡役所処務準則」とほぼ同内容のものである。しかし、編纂保存規則の制定は遅れていたらしい。

十一月十五日には「警察本部文書編纂規則」が制定された。⁽¹⁰²⁾ 初めて制定された警察文書の編纂保存規則である。収税部に先んじて制定された。類別編纂の基準は、本庁の「公文類別部目」とかなり異なり、個別の簿冊を組織と保存年限ごとに分け警察文書の全体把握を容易にした形だった。また、簿冊の管理は本庁よりも厳重である。

同日に訓令甲第二五五号で「郡役所文書編纂及保存規則規程方」が布達された。内容は左のとおりである。

郡役所

郡役所処務ニ関スル完結文書ハ類ヲ分チ保存年期ヲ定メ毎年事務簿ヲ編纂可致筈ノ所其手續ヲ了セサル向往々有之右ハ事務錯雑ヲ生スルノ原因ニ付此際速ニ文書編纂及保存規則ヲ設ケ従来ノ文書ハ悉皆整頓ノ期限ヲ定メ本月二十五日迄ニ届出テ尚完了ノ上ハ其旨上申スヘシ

明治二十二年十一月十五日 秋田県知事 男爵 青山貞

四月一日の「秋田県郡役所処務準則」では、前記したとおり、各郡役所での編纂保存規則の制定を指示していた。しかし、郡役所の現場では規則の制定が進まず、そのため文書事務に錯雑をきたしていたという。そこで、各郡役所に対して、①速やかに編纂保存規則を制定すること、②従来の文書を悉皆整理する期限を定め十一月二十五日まで届出すること、③悉皆整理の完了後に報告することが命じられた。

十一月に右の訓令甲第二五五号を布達した理由として、郡役所における文書管理の整備の遅れが考えられる。四月の「町村制」施行から既に七か月余を経過していた。地方自治体となった町村を県の監督下に置く際、末端統治機構の文書管理の錯雑は大きな問題だった。しかし、この訓令甲第二五五号を契機として、近代的な文書管理制度が管内九郡役所に一斉に導入されることになる。

十一月十五日の訓令甲第二五五号に対し、大半の郡長が同月中旬に文書の悉皆整理期限を上申した。明治二十二年「各郡処務細則」には、鹿角と河辺を除く七郡長の上申書が綴じられている。南秋田と仙北の両郡長は、期限の上申につき十二月まで延期を願い出て許されている。

山本・北秋田・南秋田・由利の四郡長の上申書については、前節で一部を紹介した。多くの郡役所では、開庁以後の文書が未整理な状態だった。では、各郡役所で予定した文書の悉皆整理期限を見てみよう。最も早い事例では、平鹿郡役所が明治二十二年十二月二十日を予定し、同月二十八日に整理を完了している。郡長の上申書には文書の未整理や作業の困難などの陳述は見られず、以前から文書管理の整備されていた様子を窺わせる⁽¹⁰⁾。北秋田郡役所の場合は、数年来の文書を選別せず年度ごと編綴していたため、整理に三か月かかる⁽¹¹⁾とし翌年二月末日を予定した。整理が困難な理由として、「一〃書類ヲ検シテ其存否ヲ分類スル如キハ一朝夕ノ能ク弁シ得ヘキトニアラス」、また「追テ年末ニカヽリ諸統計等庁務繁忙ノ時期ニ際スルヲ以テ本件ノミニ専ラ力ヲ致ス能ハサル事情モ有之」と記している。平鹿郡役所の早さは全体から見れば特異な事例であり、むしろ北秋田郡役所の方が一般的な実情を反映していたと思われる。由利郡役所も、開庁以来の文書が堆積し迅速な整理は困難として、翌年二月を予定した。しかし、二月末には「数年来之諸帳簿類別編纂夥多存外時日ヲ要候ニ付」との理由で、期限の三月までの延期を

願い出ている。南秋田・仙北・雄勝の三郡役所は、翌年三月までを整理期限に予定した。最も遅い事例では、山本郡役所が翌年六月までを予定としている。

多くの郡役所が明治二十三年二月から三月までを文書の悉皆整理期限としたが、平鹿あるいは山本郡役所のような事例も見られた。

二十二年以前から各郡役所によつて、文書管理に対する意識や書庫の整理状況等に若干の差異ができていたことを窺わせる。

緻密な整理計画を立て文書管理を再編した事例として、南秋田郡役所を取り上げてみたい。郡長黒川春造は、文書の悉皆整理を確実に遂行するため期限の上申を延期して、その間に左の調査書を作成させた。

南秋田郡文書編纂完了見込取調

編纂スヘキ書類員数

第一課

凡ソ五十冊

戸籍兵事ニ係ル分

凡ソ三十冊

学務衛生ニ係ル分

凡ソ五十冊

庶務会計ニ係ル分

計 百三十冊

第二課

凡ソ二十冊

収税ニ属シ明治十七年以前ヨリ編纂ニ至

ラス紛乱セル書類ナルヲ以テ保存年期

又ハ部類分等頗手数ナリ日数ヲ費シ分

凡ソ十冊

収税ニ係ル廿一年度以降分

凡ソ十五冊

勸業土木ニ係ル分

凡ソ十五冊

会計ニ係ル分

計 六十冊

通計 百九十冊

右ハ主務員一名付属雇員三名ニテ専ラ之ヲ負担シ本郡編輯規則ニ拠リ編纂悉皆整頓完了マテ平均一日三冊ツヽト見積リ延日数凡ソ六十三日ノ日子ヲ費シト見込来ル十二月十日ヨリ着手スルト見込シ明治廿三年三月十八日頃ニ至ラサレハ完了シ得サルト見込ニ有之候也

南秋田郡役所では、悉皆整理を行なうため、まず各課で類別部目ごとに編纂される簿冊数を概算した。編纂見込み簿冊の総数を一九〇冊とし、主務員一名と付属雇員三名による一日のノルマを平均三冊とした上で作業日数を六三日と試算した。南秋田郡役所では、現状分析と計画立案に長けた人材が悉皆整理にあたったことを窺わせる。また、悉皆整理は「本郡編輯規則」に準拠し行なうとある。調査書を上申した明治二十二年十二月時点で、南秋田郡役所では既に編纂保存規則を制定していたことになる。

さて、編纂保存規則については、明治十六年に山本郡役所、二十一年に北秋田郡役所で制定したことを前に紹介した。二十二年には右の南秋田郡役所の他にも、仙北、雄勝郡役所で編纂保存規則を制定したことが、訓令甲第二五五号に対する上申書から確認される。⁽¹⁴⁾

他の四郡役所においても、同訓令に従い編纂保存規則が制定されたものと推測される。その中で、仙北郡役所の「文書編纂及保存規則」が、唯一現存するものである。

仙北郡役所の明治二十二年「文書編纂及保存規則」は、文書保存規則と文書編纂の全二章と附則から成る。保存年限については文書保存規則の章、類別部目は文書編纂の章で規定している。本庁の二十年「文書編纂及保存規則」と同名であり、条文もこれを元に作成されている。すなわち、本庁の「文書編纂及保存規則」を介して、十九年「内務省文書保存規則并細則」の影響を受けたことになる。一例として、保存期間満了後の文書処理に関する条文を対比してみよう。

「内務省文書保存規則」第一〇条

保存期限ヲ畢リ又ハ直チニ廃棄スヘキ文書ハ記録課長之ヲ檢シ其書中印章等他ニ移用スヘキノ虞アルモノハ塗抹或ハ裁断シテ之ヲ会計局ニ交付スヘシ

秋田県庁「文書編纂及保存規則」第一条

保存期限ヲ畢リ又ハ直チニ廃棄スヘキ文書ハ文書課長之ヲ檢シ其書中印章等他ニ移用スヘキノ虞アルモノハ塗抹或ハ裁断シテ之ヲ会計課ニ交付スヘシ

仙北郡役所「文書編纂及保存規則」第五条

保存期限ヲ畢リ廃棄スヘキ文書ハ第二課ニ交付スヘシ
但其印章等他ニ移用スヘキ虞アルモノハ交付ノ際塗抹或ハ裁断

スルモノトス

他の郡役所の編纂保存規則も、本庁の「文書編纂及保存規則」をモデルに作成された可能性が高く、内務省の影響を間接的に受けたものと推測される。

しかしながら、仙北郡役所の「文書編纂及保存規則」を本庁のものと比較すると、若干の独自性が認められる。保存年限については、本庁と同じ永久・五年・三年・一年の四段階を設定し、文書を第一種〜第四種に区分している。が、分類された文書の種類には、町村行政に関するものが目立つ。郡役所の末端統治機能が反映された結果と言えよう。

また、本庁では、類別編纂につき「年限保存ノモノヲ除ク」とし、永年保存文書のみを対象にしていた。これに対し、仙北郡役所では「第二条四種ノ書類ハ本条ニ抛ラス仮編纂ニ止ル」とし、第四種すなわち一年保存文書を除く有期限保存文書も永年保存文書と同様に類別編纂の対象にした。写真1は、簿冊表紙の記載様式である。「第何種」は、第一種〜第三種の保存年限区分を記す。有期限保存文書も簿冊にしたため、保存年限満了後の選別廃棄作業を配慮した様式になったと推測される。

さらに仙北郡役所では、編纂保存を担当する編纂主任を各課に置いている。明治二十二年「秋田県郡役所処務準則」で、一般の完結文書を各課に編纂保存させたことに対応したものである。各課内で、編纂主任は課長から送付された完結文書を收受し、類別部目に

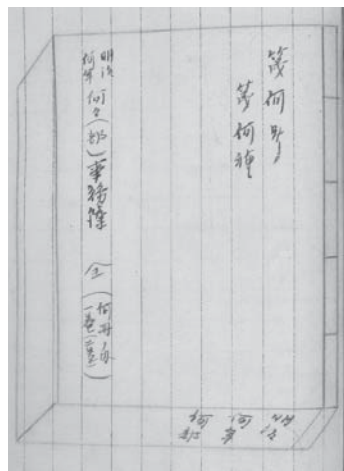


写真1 仙北郡役所の簿冊表紙様式

従って簿冊に編纂した後、職員閲覧用の帳簿目録に登録し管理した。簿冊の各課管理を前提にして、編纂保存規則が作成されている。この前提

は、類別部目にも反映された。仙北郡役所の類別部目は表形式ではないが、本庁の「公文類別部目」の影響を強く受けている。本庁と異なる点は、部名の通し番号を課ごとに振っていることである。第一課で十四号まで、第二課では十二号まで通し番号が設定されている。通し番号は、写真1に見るように、簿冊表紙の右肩に「第何号」と大書された。通し番号は帳簿目録にも登録され、各課内での簿冊管理に役立てられたと推定される。

その一方、仙北郡役所の「文書編纂及保存規則」は、日常における書庫の保存管理に関して本庁ほど徹底されていない。書庫の清掃、開閉の注意、退庁時の施錠、火気使用の厳禁など、本庁で規定された保存管理の条文が一切見られない。僅かに、年一回の曝書と平素の紙魚および湿気予防を規定したのみである。郡役所の職員規模は本庁と比べ遙かに小さく、日常の保存管理を十分に実施する余裕が無かったとも考えられる。

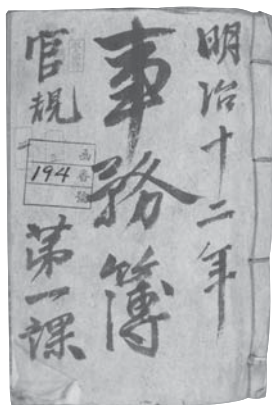


写真2 雄勝郡役所の簿冊表紙

仙北郡役所の「文書編纂及保存規則」に見られる独自性は、他の郡役所の編纂保存規則にも共通していたと推測される。郡役所の末端統治機構としての位置や諸条件が、編纂保存規則に本庁との違いを生んだものと考えられる。

以上、青森県政期における郡役所の文書管理の再編を見てきた。県全体の文書管理が再編された青森県政期の終盤、明治二十二年十一月の訓令甲第二五五号

を契機に、本格的に管内の郡役所へ近代的な文書管理制度が導入された。写真2は、雄勝郡役所文書群の明治十二年「事務簿」官規の簿冊表紙である。表紙左下に記載され

た「第一課」は、十二年当時に存在しなかった機構名である。第一課は、二十二年の訓令甲第二五五号により文書整理が実施された時期に存在した。雄勝郡役所では、二十二年十一月から翌年三月にかけて文書整理をした際、開庁以来の文書も現行の機構に基づく類別部目によって簿冊に編纂したことになる。おそらく大半の郡役所が、同様の方法で二十二年頃から類別編纂を開始したのではないか。

結びにかえて

本稿では、明治十二年から二十三年まで、郡役所の文書管理制度について編纂保存を中心にとどめた。秋田県管内の郡役所では、青山貞政期の文書管理制度再編の一環として、明治二十二年十一月の訓令甲第二五五号を契機に、近代的な文書管理制度が本格的に導入された。

郡役所文書群を構造分析する場合も、組織性の内的秩序の正確な復元には、経年変化を元にした時期区分が必要になる。その際には、近代的な文書管理制度の成立後をもって、時期区分の始期とすべきである。すなわち、類別部目制に基づく簿冊編纂の開始が始期となる。拙稿「秋田県における郡役所の職務分課の変遷について」では、郡役所の機構改正の回数から、郡役所文書群が完全に近い形で残っている場合、時期区分を八期と予想した⁽¹⁶⁾。しかし、明治二十二年、五回目の機構改正下で類別部目制に基づく簿冊編纂が始まったとすれば、時期区分は四期をもって妥当と考えるべきだろう。それでも、各郡役所文書群の実際の残存状況からは、必ずしも理論どおりにゆかないことが予想される。

明治二十三年以後、すなわち「郡制」公布後の秋田県管内郡役所の文書管理制度については、また稿を改めて整理することにした。
い。

註

- (1) 告示第三四九号（明治三十九年十一月二十七日「秋田県報」第二一三三三号）山本郡役所は、明治三十九年十一月九日の火災で三十七年以前の公文書を全焼した。以降の公文書の所在については現在のところ不明である。
- (2) 告示第一号（大正十一年一月六日「秋田県報」第九五九号）南秋田郡役所は、大正十一年一月二日の火災で焼失した。
- (3) 大正十五年十一月十六日「秋田魁新報」第一二七五〇号（秋田県立図書館所蔵）平鹿郡役所は、大正十五年七月一日の郡役所廃止後、十一月十五日の火災で公文書を全焼した。出火原因は、残務処理で夜業した後の飲酒による火の不始末と報道された。
- (4) 高橋務「明治前期秋田県の職務分課の変遷について」（『秋田県公文書館研究紀要』創刊号 一九九五年）、拙稿「明治後期大正期秋田県の職務分課の変遷について」（『同』第九号 二〇〇三年）、「昭和戦前期秋田県の職務分課の変遷について」（『同』第十号 二〇〇四年）、「明治前期秋田県の文書管理制度の成立について」（『同』第十一号 二〇〇五年）、「明治後期秋田県の文書管理制度の確立について」（『同』第十二号 二〇〇六年）
- (5) 拙稿「秋田県における郡役所の職務分課の変遷について」（『秋田県公文書館研究紀要』第十三号 二〇〇七年）右の拙稿中に誤記があったため、お詫びの上で以下のとおり訂正したい。一七頁上段五行目、四二頁上段一行目および下段三行目の「郡区町村編成法」を「郡区町村編制法」、二二頁下段の図1の「能代村」を「能代町」、二三頁上段の図2の「勸業掛（13・4・2設置）」を「勸業掛（12・4・2設置）」。
- (6) 拙稿「記録史料群の内的秩序の復元に関する一考察」（『秋田県公文書館研究紀要』第七号 二〇〇一年）
- (7) 鈴江英一『近現代史料の管理と史料認識』（北海道大学図書刊行

- 会（二〇〇二年）四二五～四三九頁
- (8) 『秋田県庁文書群目録』第一～五集（秋田県公文書館 二〇〇四～二〇〇八年）以後続刊
- (9) 『秋田県庁文書群目録』第一集（秋田県公文書館 二〇〇四年）目録は、①明治六年八月二十五日機構改正下、②明治八年六月二十二日機構改正下、③明治八年十二月二十七日機構改正下、④明治九年六月一日機構改正下で時期区分した。その後、拙稿「明治前期秋田県の文書管理制度の成立について」で、最初の類別編纂は明治九年六月一日の機構下で行なわれたことが推定できた。明治九年以前の公文書も、九年六月一日機構改正下の類別部目により簿冊に編纂されたことになる。したがって、目録第一集は、厳密には四期でなく一期で時期区分されるべきものだった。
- (10) 拙稿「秋田県における郡役所の職務分課の変遷について」
- (11) 小暮隆志「群馬県における郡役所の廃止と文書保存(一)」、『双文』第五号、群馬県立文書館 一九八八年）
- (12) 清水善仁「明治期の郡区役所における文書管理について―郡区町村編制法期の東京府を中心として―」（『中央大学大学院研究年報』三四 文学研究科編、二〇〇五年）
- (13) 丑木幸男「郡役所文書の構造と特質」（『記録と史料』第一七号、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会 二〇〇七年三月）
- (14) 小暮隆志「群馬県における郡役所の廃止と文書保存(二)」、『双文』第六号、群馬県立文書館 一九八九年）
- (15) 山崎一郎「明治と昭和戦前期における萩藩勘場文書と郡役所文書の保存と伝来について」（『歴史学研究』第七九〇号、青木書店 二〇〇四年七月）、「安藤紀一『旧郡衙記録保存之件建議』―大正十五年の郡役所廃止時における文書保存の要望書―」（『山口県文書館研究紀要』第三三三号、二〇〇六年）
- (16) 栃木智子「郡役所文書の引継・廃棄目録について」（『近代史研究』第六号、日本近代史研究会 二〇〇六年）、「郡役所廃止と文書廃棄」（『宮城歴史科学研究』第六一号、宮城歴史科学研究会 二〇〇六年）
- (17) 丑木幸男「郡役所文書の廃棄と保存」（『地方史研究』第三二六号、地方史研究協議会 二〇〇七年四月）
- (18) 水野保「明治期地方官における文書管理制度の成立」（安藤正人・青山英幸編『記録史料の管理と文書館』、北海道大学図書刊行会 一九九六年）、重田正夫「府県公文書管理史ノート―埼玉県と比較しながら―」（『文書館紀要』第二〇号、埼玉県立文書館 二〇〇七年）、拙稿「明治前期秋田県の文書管理制度の成立について」、「明治後期秋田県の文書管理制度の確立について」
- (19) 郡役所が設置されていた期間、県庁で郡市町村行政の監督を担当した部課の変遷は以下の通りである。庶務課諸務掛（明治十一年十二月六日）↓庶務課庶務掛（明治十四年九月二日）↓庶務課第一部（明治十八年九月十二日）↓庶務課庶務部（明治十九年四月八日）↓第一部庶務課（明治十九年九月八日）↓内務部第一課郡市町村係（明治二十三年十一月十五日）↓第一部地方課（明治三十八年四月二十五日）↓内務部庶務課（明治四十年七月十五日）
- (20) 明治二十二年「各郡処務細則」（九三〇一〇三―一〇二二三）
- (21) 明治二十五年改定「郡役所処務細則纏」（九三〇一〇三―一〇二二三）
- (22) 明治三十一～三十六年「郡役所処務細則改正ニ関スル綴」（九三〇一〇三―一〇二二六）
- (23) 大正七年「郡役所処務細則関係書類」（九三〇一〇三―一〇二三七六）
- (24) 大正八～九年「郡役所処務細則関係書類」（九三〇一〇三―一〇二三八二）
- (25) 明治四十四年「郡役所事務検閲書類」（九三〇一〇三―一〇二三三八）
- (26) 大正五年「由利郡役所検閲書類」（九三〇一〇三―一〇二三五二）
- (27) 大正七年「山本郡役所検閲書類」（九三〇一〇三―一〇二三七五）
- (28) 大正八年四月「仙北郡役所検閲書類」（九三〇一〇三―一〇二三八〇）
- (29) 明治二十六年三月～三十一年十二月「第一課郡市町村掛事務簿」行

- 政之部全(九三〇一〇三一〇九四一〇)、明治四十一年十一月〜四十二年十二月「内務部庶務課事務簿」行政全(九三〇一〇三一〇九四三七)、明治四十二年十二月〜四十三年十二月「内務部庶務課事務簿」行政全(九三〇一〇三一〇九四三九)、大正三年一〜十二月「内務部庶務課事務簿」行政之部全(九三〇一〇三一〇九四四五)、大正四年五〜十二月「内務部庶務課事務簿」行政雑之部二番(九三〇一〇三一〇九四四四)、大正七年一〜十二月「内務部庶務課事務簿」行政之部(九三〇一〇三一〇九四四七)
- (30) 明治二十九年「河辺郡諸達」第十一号 郡令、郡達、告諭、訓示、内訓、告示、甲乙訓令、文書主務(九三〇一〇三一〇一五二六)
- (31) 明治三十二年以降「郡訓令綴」乙(九三〇一〇三一〇一七六三)
- (32) 拙稿「秋田県における郡役所の職務分課の変遷について」
- (33) 訓令第四五号(明治二十二年「秋田県訓令」 九三〇一〇三一〇一〇一六)
- (34) 訓令甲第五九号(明治二十五年三月三十日「県報」第四三三三号)
- (35) 訓令甲第六五号(明治三十一年四月一日「県報」第一二四三三号)
- (36) 訓令甲第四九号(大正六年十二月十一日「秋田県報」第五四七号)
- (37) 明治十一年七月二十二日太政官布告第一七、一八、一九号(明治十一年『法令全書』)
- (38) 明治十一年十二月二十三日触示第三七八番(明治十一年「本県触示留」十月三百一番ヨリ十二月三百九十一番マテ 四号 九三〇一〇三一〇一五五六)
- (39) 拙稿「秋田県における郡役所の職務分課の変遷について」
- (40) 同
- (41) 拙稿「明治前期秋田県の文書管理制度の成立について」
- (42) 「秋田県史料」十(独立行政法人国立公文書館所蔵)
- (43) 明治十八年「奏任官履歴」(九三〇一〇二一三〇三五九) また、秋田県庁文書群には明治六年「編輯式」全工部省(九三〇一〇三一〇八二四〇)が存在する。工部省の文書管理事務に関する簿冊であり、
- (44) 石田英吉の秋田県権令着任時にもたらされたものと推定される。
- (45) 拙稿「明治前期秋田県の文書管理制度の成立について」
- (46) 『国史大辞典』第四卷 一、〇五六頁
- (47) 小暮「群馬県における郡役所の廃止と文書保存(一)」
- (48) 高橋、前掲論文
- (49) 明治十六年二月二十八日第三二号、第三三三号(明治十六〜十八年「庁中令達綴」九三〇一〇三一〇九八八)
- (50) 明治四〜二十二年「秋田県沿革史稿」(九三〇一〇三一〇二二三)
- (51) 明治十六〜十七年「庁中令達綴」(九三〇一〇三一〇九八八)
- (52) 明治四〜二十二年「秋田県沿革史稿」(九三〇一〇三一〇二二三)
- (53) 拙稿「秋田県における郡役所の職務分課の変遷について」
- (54) 同
- (55) 明治十七年六月十三日〜十二月十三日「丙号達」自第百廿二号至第三百二十拾八号 式番(九三〇一〇三一〇九七二)、明治十八年七〜十二月「丙号達」自百九十四号至三百八十六号 二番(九三〇一〇三一〇九七三)
- (56) 小暮「群馬県における郡役所の廃止と文書保存(一)」
- (57) 明治二十二年十一月十五日「県報」第七九号
- (58) 明治二十二年「各郡処務細則」(九三〇一〇三一〇二二三)

- (59) 『歴代秋田縣公人録』(瀬谷純一 一九一五年、秋田県立図書館所蔵) 四〇頁
- (60) 明治十六年十一月十二日第一八六号(明治十六〜十七年「庁中令達綴」九三〇一〇三一〇九八一)
- (61) 明治十八年「庁中令達綴」(九三〇一〇三一〇九八三)
- (62) 明治十七年五月二十日太政官達第四七号(明治十七年『法令全書』)
- (63) 明治十六〜十七年「庁中令達綴」(九三〇一〇三一〇九八一)
- (64) 明治十八年「庁中令達綴」(九三〇一〇三一〇九八三)
- (65) 明治十八年「庁中達」(九三〇一〇三一〇九八四)
- (66) 丙第二五九番(明治十七年六月十三日〜二月十三日「丙号達」自百廿二号至第三百二拾八号 式番 九三〇一〇三一〇九七二)
- (67) 明治十八年「事務簿」官規(九三〇一〇三一〇一七六九)
- (68) 明治十九年「秋田県郡役所戸長役場巡回誌」郡役所之部(九三〇一〇三一〇一七六九)
- (69) 明治十九年「秋田県郡役所戸長役場巡回誌」郡役所之部(九三〇一〇三一〇一七六九)
- (70) 明治十九年「秋田県郡役所戸長役場巡回誌」郡役所之部(九三〇一〇三一〇一七六九)
- (71) 明治十九年「秋田県郡役所戸長役場巡回誌」郡役所之部(九三〇一〇三一〇一七六九)
- (72) 明治二十二年十一月二十二日山第一五六〇号「文書編纂期限ノ義ニ付上申」

- (73) 明治二十二年十一月二十七日復第二一七号
- (74) 明治二十二年十一月二十五日北第二六八一号「文書編纂期限ニ付上申」
- (75) 「秋田県沿革史稿」(九三〇一〇三一〇二二〇三)、明治二十五年以前「旧高等官履歴」(九三〇一〇二二〇三三九一)
- (76) 渡辺佳子「明治期中央行政機関における文書管理制度の成立」(安藤正人・青山英幸編『記録史料の管理と文書館』、北海道大学図書刊行会 一九九六年)
- (77) 明治十九年四月六日庁第一号(明治十九年「庁中達」 九三〇一〇三一〇九八六)
- (78) 明治十九年四月八日庁第一三号(同)
- (79) 明治十九年四月十五日庁第四号(同)
- (80) 明治十九年六月一日庁第六四号(同)
- (81) 明治十九年「庁中達」(九三〇一〇三一〇九八六)
- (82) 『法規分類大全』第一編第十一册官職門第七一九官制神祇省・教部省・内国事務局・民部省・内務省(内閣記録局編輯 一八八九年、国立国会図書館所蔵)
- (83) 拙稿「明治後期秋田県の文書管理制度の確立について」
- (84) 明治十九年七月二十日勅令第五四号(明治十九年『法令全書』)
- (85) 明治十九年九月八日庁令第三号(明治十九年「庁中達」 九三〇一〇三一〇九八六)
- (86) 高橋務、前掲論文
- (87) 明治十九年九月十一日庁令第五号(明治十九年「庁中達」 九三〇一〇三一〇九八六)
- (88) 明治十九年十月二十一日秋田県達第一〇八号(明治十九年「秋田県達」九三〇一〇三一〇九〇)
- (89) 明治十九年十二月六日庁令第三二号(明治十九年「庁中達」九三〇一〇三一〇九八六)
- (90) 明治二十年一月八日収丙第一号(明治二十年「庁中令達綴」 九三

- (91) 〇一〇三一〇九八九
 明治二十年一月十七日庁第七号(明治二十年「庁中達」 九三〇一〇三一〇九八九)
- (92) 明治二十年二月二日庁第二四号(明治二十年「庁中令達綴」 九三〇一〇三一〇九八九)
- (93) 明治二十年六月二十八日庁第一六五号(同)
- (94) 明治二十二年「各郡処務細則」(九三〇一〇三一〇一二二三)
- (95) 明治二十一年三月二十三日庁第三一号(明治二十一年「庁中令達綴」 九三〇一〇三一〇九九三)
- (96) 明治二十二年三月二十八日庁第一号(明治二十二年「庁中達訓令綴」 九三〇一〇三一〇〇〇〇)
- (97) 明治二十二年二月十五日秋田県令第一六号(明治二十二年「秋田県令」自一月第一号至五月第五十六号 附諭達 九三〇一〇三一〇九九七)
- (98) 『近代の秋田』(秋田魁新報社 一九九一年) 七六頁
 訓令第四五号(明治二十二年「秋田県訓令」 九三〇一〇三一〇一〇六)
- (100) 小暮「群馬県における郡役所の廃止と文書保存(一)」
 明治二十二年「各郡処務細則」(九三〇一〇三一〇一二二三) 鹿角郡(明治二十二年五月四日申請、同十一日認可)、山本郡(五月三十一日申請、六月認可)、北秋田郡(五月五日申請、同十一日認可)、南秋田郡(五月四日申請、同十一日認可)、河辺郡(五月四日申請、同十一日認可)、由利郡(五月四日申請、同十一日認可)、仙北郡(五月五日申請、同十一日認可)、平鹿郡(五月三日申請、同十一日認可)、雄勝郡(五月四日申請、同十一日認可)
- (101) 訓令甲第二五六号(明治二十二年十一月十五日「県報」第七九号)
 明治十九年「秋田県郡役所戸長役場巡回誌」郡役所之部(九三〇一〇三一〇一二〇七)を見ると、平鹿郡役所では明治十九年時点で「文書取扱規程」をもち、文書管理を整備していたことが推定される。
- (104) 明治二十二年「各郡処務細則」(九三〇一〇三一〇一二二三) 仙北郡役所の場合、明治二十二年十二月十日付第五七六号「文書整理方ニ付上申」の中に「本年訓令第二百五十五号ニ従ヒ当所処務細則第六章第四十六条ニ依リ文書編纂及保存規則別紙ノ通り制定シ」とある。「雄勝郡役所の場合、同年十月二十五日付雄第二六五三号「文書編纂期限之儀ニ付御届」の中に「今般御庁訓令第二百五十五号ニ依リ文書編纂及保存規則ヲ定メ本日認可何達置致候」とある。
 明治十二年「事務簿」官規(九三〇一〇三一〇一七六五)
 拙稿「秋田県における郡役所の職務分課の変遷について」 秋田県において郡役所の機構改正は以下の八回行なわれている。①明治十二年一月、②明治十六年七月三十一日、③明治十七年十月二十七日、④明治十九年十月二十一日、⑤明治二十二年四月二十六日、⑥明治二十五年三月三十日、⑦明治三十一年四月一日、⑧大正六年十二月十一日。
 (公文書班副主幹 しばたともあき)

市町村における公文書保存

―秋田県公文書館の取り組みを中心に―

煙山英俊

はじめに

- 一 秋田県公文書館の取り組み
- 二 公文書が失われる瞬間
- 三 市町村合併後の公文書保存について
おわりに

はじめに

秋田県では、いわゆる平成の市町村合併が一段落し、新しく誕生した市町村名にもようやく慣れてきたところである。ところで昭和の市町村合併の際には旧市町村において公文書が大量に廃棄されたり散逸した反省をふまえて、今回は平成十二年十二月一日に閣議決定された「行政改革大綱」及び、平成十三年六月二十六日の閣議決定「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」による市町村合併が本格化する前から、公文書保存に関する様々な取り組みがなされてきた。だが合併の動きが落ち着いた現

在、果たして公文書が大量に失われる危険性は去ったのだろうか。

私の勤務する秋田県公文書館でも市町村における公文書保存について取り組んできた。本稿は、当館の調査などから浮かび上がった課題をもとに、今後の市町村における公文書保存に向けた可能性について考察するものである。

公文書保存のひとつの契機になったのは平成十三年に施行された情報公開法の存在である。情報公開法第二十二条では、「行政機関の長は、この法律の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする」と定めるとともに、「行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する必要な事項について定め」、一般の閲覧に供しなければならぬとした。

平成の市町村合併に際しての公文書保存の動きが本格化したのは、全国資料保存利用機関連絡協議会（以下、全史料協）での決議からである。全史料協では決議に基づき総務省に対し平成十三年十

一月二十八日付で要請^①を行い、総務省ではこれを受けて各都道府県に対し平成十四年二月十八日付で文書^②を出し、あわせて管内の市町村に対しても公文書等の引継の円滑化と保存の徹底を周知するように要請している。

全史料協自体においても平成十四年度から十九年度にかけ、同会全国大会において、市町村の公文書保存に関するテーマについての報告、研修などが行われた。

また平成十七、十八年度には国立公文書館から総務省への二度にわたる要請^③に基づき、総務省から都道府県に対し、合併市町村の公文書保存について支援するよう通知が出された^④。だがこれらの動きは、その多くが合併市町村の公文書等を対象としたものであり、自立を選択した市町村の公文書保存が今後問題化してくることが懸念される。

全国の合併市町村における公文書の保存状況に関しては、全史料協が平成十四年七月九日付で実施したアンケート^⑤「市町村合併時における公文書等の保存についての調査」により、その概要が明らかになってきている。

各都道府県の公文書館においても公文書保存の活動が行われ、総務省の要請を受けた形で、もしくはその前から館独自で公文書保存について取り組んだ館が多く、市町村の文書管理担当者を集めた会議^⑥や市町村への調査、支援事業などが行われている。中でも公文書を保存、活用するための連絡協議会を立ち上げた広島県の事例^⑦や、

山口県や鳥取県のように、積極的に市町村の公文書保存に関わり、目録の作成や、廃棄予定だった市町村の公文書の評価選別を行った事例もある^⑧。これら地方の公文書館が行った取り組みの概要については、国立公文書館が行った二度のアンケート^⑨にもあらわれてきているが、こうした取り組みは、合併市町村のみならず、管轄下の市町村全体を対象とした取り組みもあり、今後の公文書保存のあり方について示唆するところも大きい。

一 秋田県公文書館の取り組み

平成の市町村合併に対して、秋田県公文書館では、様々な取り組みを行ってきた。秋田県における平成の市町村合併は平成十六年十一月の美郷町誕生以来相次ぎ、旧五十九市町村が合併により十五市町村に再編されるなど、自治体数は合併前の六十九市町村から平成十九年十二月末現在で二十五市町村に減少した。特徴としては広域合併が多いということである。秋田県内の市町村で最も面積が大きい方から二つの市（由利本荘市、北秋田市）をあわせると、ほぼ神奈川県^⑩の面積に匹敵する。ただしこの二つの市をあわせても、人口は十三万人足らずであり、神奈川県^⑩の約一・四％に過ぎない。

秋田県ではまた人口の減少が進んでおり、平成十八年十一月一日から平成十九年十一月一日までの一年間で二・二％、六一二人減少した^⑩。急激な人口減少は地域の社会的機能を弱体となし、その存在根

拠が奪われかねない。それだけに地域を地域たらしめる記憶を確かなものとする公文書の保存は急務の課題である。当館の取り組みのきっかけになったのは市町村合併への動きであるが、地域住民の記憶を支える記録を守るために、合併の有無にかかわらず、全市町村へ公文書保存の働きかけをおこなっている。

1 市町村史料保存機関連絡会議

この会議は市町村の公文書管理担当者や歴史資料を扱う職員を対象に、平成七年から公文書、古文書の保存、公開、利用に関する情報提供や意見交換などを行ってきたものであるが、市町村合併を迎えるに当たって、平成十四年度からは市町村の公文書等の適切な保存を呼びかけるテーマで会議を行ってきた。

平成十四年度（平成十五年一月二十四日）

テーマ 「市町村合併と公文書保存」

報告 秋田県公文書館の業務について

（秋田県公文書館 高橋精一）

昭和の大合併と役場文書く横手と旧市町村の事例く

（横手市史編纂・文化振興室 高本明博）

情報交換 役場文書以外の農協や商工団体等の記録保存

公文書保存に関する県の助言

平成十五年度（平成十五年十一月四日）

テーマ 「市町村合併と公文書保存 II」

報告 市町村合併時の公文書保存に関するアンケート

（秋田県公文書館 柴田知彰）
秋田県庁の公文書保存システム
く公文書作成から公文書館での公開までく

（秋田県公文書館 柴田美保）

市町村合併と古文書資料の保存

（秋田県立図書館 菊池保男）

南外村史編纂事務局の史料保存

（南外村教育委員会 佐々木繁雄）

情報交換

平成十六年度（平成十六年十一月四日）

テーマ 「市町村合併と公文書保存 III」

報告 市町村合併と公文書保存に関する最近の国内動向

（秋田県公文書館 柴田知彰）

太田町史編さんにおける資料整理と公文書について

（太田町史編さん室 黒田貴彦）

情報交換 各市町村における文書管理方法の違の統一

保存場所の確保やデジタル化

平成十七年度（平成十七年十一月二十五日）

テーマ 「公文書等の散逸防止と保存・管理について」

報告 県内外史料所在調査報告

公文書等散逸防止の取組み支援について

公文書等保存マニュアルについて

公文書等保存に関するアンケート調査結果について^①

公文書等の保存状況に関する調査について

平成十八年度（平成十八年十一月二十二日）

テーマ 「公文書・古文書の危機管理」散逸・災害から史料を守る」

基調講演 歴史資料の危機管理「水害・地震・合併の中で」

（新潟県上越市総務部総務課公文書館準備室 山本幸俊）

報告 市町村公文書等保存状況調査報告

（秋田県公文書館 柴田知彰）

三種町、鹿角市の歴史資料調査報告

（秋田県公文書館 伊藤成孝）

「公文書等の災害救済マニュアル」について

（秋田県公文書館 煙山英俊）

情報交換

八峰町峰浜庁舎火災後の公文書復元・整理作業
市町村における公文書館機能設置の動き

歴史資料保存のための文書管理規程整備の事例

平成十九年度（平成十九年十一月十五日）

テーマ 「公文書・古文書の公開と利用」

基調講演 国立公文書館の公開制度「歴史公文書と個人情報」

（独立行政法人国立公文書館 米川恒夫）

報告 市町村における公文書公開に向けて

（秋田県公文書館 煙山英俊）

古文書の公開と利用（秋田県公文書館 畑中康博）

情報交換 歴史資料保存のための文書管理規程整備の事例報告

市町村における公文書保存事例

公文書のインターネットを活用した検索方法

2 市町村公文書等保存状況調査

市町村公文書等保存状況調査は平成十七年度より行っているもので、合併市町村については平成十八年度までに、旧市町村単位に、庁舎（支所等を含む）等の書庫、自治体史編纂室などを市町村の担当職員と一緒にまわり、保存されている公文書、資料の概要や保存環境、管理状況などについて調査したものである。また平成十八年度には議会議事録・広報誌保存状況、自治体史編纂室の状況、合併市町村の文書管理規程についてアンケートを行い、全市町村から回答を得ている。さらに平成十九年度は町村合併を行わず、自立を選じた市町村について調査を行っている。

調査方針（調査の過程で方針として加わった部分もある）

①調査前

- ・市町村長あてに「公文書の保存に関する市町村調査票」（改訂版）を送付し、文書管理担当者に記入してもらおう。
- ・訪問前には市町村の文書管理規程を調査する

②調査当日

- ・極力市町村長に面会し、適切な公文書保存の必要性を説明する（調査目的、国、県の動きなどを説明）

・ 文書管理担当者に全ての公文書書庫・保管場所に同行しても
らう

調査の際には極力市町村長、文書管理の責任者である事が多い総務課長などに、調査の目的、公文書保存の意義などについて話す機会を設けている。よく市町村側から「監査に来たのか？」などと誤解される場合があるが、あくまでも対等な立場での助言や情報交換である。市町村長や担当者の中には、公文書の作成から保存までのライフサイクルをしっかりと見据えた文書管理をすることが、地域住民の権利と義務をめぐる関係を確認するとともに、行政の透明性を高め、説明責任を果たす上でも重要であることをよく認識している方もいるが、各自治体の事情から実現できない部分もあり、公文書館法の「責務」を果たせないジレンマを抱えている市町村もある。

また文書管理担当者に書庫を案内してもらう理由については、当該自治体で公文書の所在情報をつかんでいる職員がいないことがあるためである。そのため事前の調査票記入時も含めて、当該市町村自身の側に、公文書所在と保存の実態を把握してもらうとともに、我々もその情報を共有し、支援策を検討することが重要であると考え、同行をお願いしている。

3 秋田県内市町村の公文書保存状況

現時点までの当館の調査により得られた結果から、秋田県内市町村の公文書保存状況と課題について概観する。

①合併市町村の合併後の庁舎について

表一は秋田県内の合併市町村における組織移動の一覧である。秋田県内における市町村合併後の庁舎設置形態は、「本庁」方式、「総合支所」方式、「分庁」方式に大別される¹²⁾。

まず本庁方式は秋田市、北秋田市がとっている。この形態は本庁に行政機能の大半が集中しており、合併前の各自治体の現用文書が本庁舎に集中する形で移動している。ただし保存期間が過ぎた文書、簿冊については旧自治体の庁舎に残されているものも多い。

次に「総合支所」という名称であるが、秋田県内では五市町が採用している。ただし、ここでの「総合支所」方式は、合併前の旧市町村ごとに置かれ、部課の移動も原則としてはないという定義であり、その意味では由利本荘市、にかほ市、大仙市の三市がこれに当てはまる。この方式では、合併による組織変更はあるにせよ、組織の移動が比較的小規模であり、結果的に公文書の移動が少ない。

最後に「分庁」方式である。ここでいう「分庁」方式とは合併前の旧各庁舎に、合併後の新自治体が議会、部課、行政委員会などの組織を割り振って設置したものである。この場合、公文書、特に現用文書の移動が大きい。特に教育委員会については、秋田県内で合併した十五市町のうち一市町、農業委員会は五市町が本庁以外の庁舎に移動している。各庁舎には移動してしまった組織の出先機関が置かれることもある。

本庁方式と同様に、旧市町村の庁舎（現在は支所など）には、非現用文書が残されることも多い。例えば秋田県内のある市では、旧

表 1 秋田県内の合併市町村における組織移動一覧表

自治体名	名称	本庁機能所在地	本庁・支所・分庁舎・総合支所等名称	本庁舎以外に移動・配置された主な部課・委員会など	備考	
本庁方式	北秋田市	支 所	北秋田市役所	北秋田市役所	鷹巣支所 廃止 (7月1日)	
			(旧鷹巣町役場)	合川支所		
				森吉支所		
	秋 田 市	市民センター	秋田市役所			
			秋田市役所	河辺市民センター		
			雄和市民センター			
分庁舎方式	大 館 市	総合支所	大館市役所	大館市役所		
				比内総合支所		上下水道局
				田代総合支所		教育委員会
	能 代 市	地 域 局	能代市役所	能代市役所		教育委員会・環境課(新設)
				二ツ井地域局		
	にかほ市		象 潟 庁 舎 (旧象潟町役場)	にかほ市役所象潟庁舎		産業部・建設部・農業委員会 市民部・健康福祉部 教育委員会
				金浦庁舎		
				仁賀保庁舎 (金浦勤労青少年ホーム内)		
	潟 上 市		天 王 庁 舎 (旧天王町役場)	潟上市役所天王庁舎		保健福祉部・産業建設部・水道局 市民生活部・教育委員会
				昭和庁舎		
	男 鹿 市	総合支所	男鹿市役所	男鹿市役所		教育委員会・企業局
				若美総合支所		
	三 種 町	総合支所	三種町役場 八竜総合支所 (旧八竜町役場)	三種町役場八竜総合支所		農業委員会 教育委員会
				山本総合支所		
				琴丘総合支所		
	横 手 市		横手市役所	横手市役所		環境福祉部 福祉事務所 産業経済部 建設部 上下水道部 選挙管理委員会・農業委員会 教育委員会
				大雄庁舎		
				大森庁舎		
				増田庁舎		
				十文字庁舎		
山内庁舎						
平鹿庁舎						
雄物川庁舎						
湯 沢 市		湯沢市役所	湯沢市役所	教育委員会 選挙管理委員会		
			稲川総合支所			
			雄勝総合支所			
仙 北 市		仙北市役所 田沢湖庁舎 (旧田沢湖町役場)	仙北市役所田沢湖庁舎	教育委員会 産業観光部 農業委員会 建設部 福祉事務所		
			角館庁舎			
			中町庁舎			
			西木庁舎			
美 郷 町		美郷町役場 六郷庁舎(旧六郷町役場)	美郷町役場(六郷庁舎)	町議会 教育委員会 税務課 住民生活課 福祉保健課 農政課 建設課 農業委員会		
			千畑庁舎			
			仙南庁舎			
総合支所方式	由利本荘市	総合支所	本荘総合支所			
			島海総合支所			
			大内総合支所			
			矢島総合支所			
			岩城総合支所			
			由利総合支所			
	にかほ市		象 潟 庁 舎 (旧象潟町役場)		にかほ市役所象潟庁舎	
					金浦庁舎	
					仁賀保庁舎	
	大 仙 市	総合支所	大仙市役所 (旧大曲市役所)		大仙市役所	
					神岡総合支所	
					西仙北総合支所	
中仙総合支所						
協和総合支所						
南外総合支所						
			仙北総合支所			
			太田総合支所			

町役場にあつた教育委員会の現用文書が、本庁舎以外の他の旧町役場に設置された教育委員会に移動した。ただし保存期間が満了していない公文書でも、残されていたものもあり、また旧町の町議会関係記録（明治期からの議事録、会議録など）も残されていた。この旧町は新市に編入する形で合併したものであるが、これは合併後も旧町における教育・文化活動、行政の歩みや実績を資料として地域に残すことで、地域住民の権利と義務を証し、新市における行政の継続性を求めようという意識が働いたものと考えられ、その意味ではアーカイブ的な発想であるとも言える。

だが大量の公文書が移動したということは、公文書が失われる可能性も大きかつたということである。さらに保存と廃棄について適切な評価・選別が行われていない現状を考えると、旧庁舎に残された非現用文書の存在も危うくなることも考えられる。

②庁舎内（本庁舎、支所など）の保存環境について

庁舎内での保存場所としては机上・キャビネット（箱詰めされているなど）・書庫などがあり、現用文書が中心となる。特に事務室に隣接した書庫は、執務時間中は解放されていることが多く、人の出入りも比較的頻繁で、空調設備等の有無にかかわらず、保存状態が悪い例はなかつた。

庁舎内の二階以上にある書庫は比較的良好的な場合が多いが、地下、または半地下にある書庫は湿度に問題がある場合が多い。中には壁紙が湿気ではがれ落ち、床に水分で足跡が付くほどの書庫もある。

空き部屋や廊下、階段の下などの使用されていなかった空間を仕切つて書架などを設置した場合は倉庫や機械設備を設置した部屋との共用であることも多い。その場合、換気がなされていない、空調設備がない、直射日光が射し込んでいるなど、保存環境に問題があることが多い。

保存場所と保存されている公文書の年代から見ると、現用段階から離れるごとに、同心円状に原課、本庁舎から離れていく傾向にある。このうち議会議事録および現用の議会事務局事務簿は、議会棟ないし議会事務局に置かれていることが多い。ただし議事録以外の事務簿などは、現用段階が過ぎると廃棄されていたケースが大半であり、また議会本会議に至るまでの委員会資料などは残っていないことが多い。

調査した時点では、公文書の保存場所に余裕がある市町村は少なく、書庫が満杯になっている例が複数あつた。

③庁舎外の保存環境について

庁舎外に公文書が保存されている例としては、庁舎外書庫（倉庫など）、図書館書庫、公民館、自治体史編纂室などが上げられる。

庁舎の書庫が狭隘化している自治体が多いせいか、庁舎の敷地内にプレハブなどの建物が建てられ、倉庫、車庫などと兼用で書庫として使用されていることが多い。この場合、空調や定期的な換気などはないことがほとんどである。ただこれもレセプトなどの増大で余裕がないところが多い。

市町村立図書館や公民館書庫の一部、さらに設立された経緯、補助金の出所が違うため名称は別でも同じような機能を持っている施設などに、非現用となった公文書の一部が保管されていることがある。当館の調査の限りでは、図書館施設に保存されている公文書の年代は明治から昭和初期のものが多く、過去に庁舎で文書整理が行われた際、その時点ですでに貴重だと思われるものが移動してきた可能性が高い。ただし本庁舎から離れてからの期間が経つにつれて、本庁舎の職員から忘却された存在になっていることも多い。当館の調査が入ったことがきっかけで「再発見」されたこともある。

また市町村および管轄内にある旧官公庁の建物が書庫代わりになっていることもある。この場合は建物自体が老朽化していることが多く、雨漏りや鼠害・虫害などをしていことが見受けられる。

④文書管理に関する規程、制度の問題

二十五市町村のうち、市町村部局に名称に文書管理をうたっている規程があるのは十九市町村で、その他も処務規則・規程などの中で、文書管理についての規定がある。しかし、実際に調査してみると、規程通りに文書管理がなされていない市町村がある。例えば文書番号を記載する事になっているのに実際には恒常的になされていない、ファイルに保存期限が明記されていないなど、文書管理の基本的な部分からできていない事例があった。当館の調査の際に、市町村の文書管理担当者が、文書管理についての意識を役場内に浸透させる難しさを訴えた事例も多数あり、作成から利用、保管、保存、

アーカイブまでを含めた公文書のライフサイクルについての普及活動がまだまだ必要であることを感じる。また、将来的にこのような状態の公文書群をアーカイブとして保存していくのはかなり大変な作業になることが予想される。

また保存期間を経過した公文書の保存について明確な基準がない自治体も多く、中には所管の長（総務課長・庶務課長・地方機関の長など）が判断すれば、保存期間内でも公文書の廃棄が可能であるとしている市町もある⁽¹³⁾。これらの市町で不適切な公文書の取り扱いが確認されないが、情報公開法施行令第十六条には「行政文書を保存期間が満了する前に廃棄しなければならない特別の理由があるときに当該行政文書を廃棄することができる」とする場合にあっては、廃棄する行政文書の名称、当該特別の理由及び廃棄した年月日を記載した記録を作成することとするものであること」とあり、保存期間満了前の廃棄についてはより慎重な手続が求められる。住民への説明責任を果たすためにも、適切な公文書保存、記録管理のための体制整備が望まれるところである。

⑤保存期間を過ぎた公文書の保存について

公文書館法にもとづく公文書公開については目録の整備が非常に重要であることはいまでもないが、情報公開法および自治体の情報公開条例制定以降、情報公開条例、または文書管理規程の中で、公文書目録の作成を義務づけた自治体が非常に増えてきた。

秋田県内で、文書管理規程の中で、保存文書の引き継ぎの際には

目録を作成することを義務づけている市町村は多く、中には文書管理システムの中で目録化を行っている自治体もある。

また文書管理に関する規程の中で、「歴史的公文書」（非現用文書）等の保存を規定している自治体は八市町ある。⁽¹⁴⁾ これらのうち、いわゆる「歴史的価値」を有するとされる公文書の取り扱いについては自治体史編纂の主管課長と協議、または移管することができるとしている市町が四つあり、自治体史の編纂が終了した後も、その事業を引き継いだ部課で取り扱いを行っている自治体もある。⁽¹⁶⁾ 自治体史の編纂室等が公文書の保存に深く関わっている現状については後述することにする。

ただし、当館の調査では、秋田県内の市町村では、戦前の公文書が多く見受けられた。当館が秋田県内全市町村に行ったアンケートによれば、明治二十二年から昭和二十年までの市町村議会議事録は五十・六%が残存しており、昭和元年から昭和二十年までに限ると、その約五十七・五%が残存している。⁽¹⁸⁾ その他土地台帳類（田畦畔取調帳、地引帳など）、明治から戦前における条例綴、社寺関係（社寺明細帳など）、戸長役場文書、郡役所からの通牒類、庶務事務簿などが保存されていることが多い。また戦後では昭和二十年代からの農業委員会関係の簿冊が多く見られることは、農業が基幹産業である秋田県の特徴ともいえる。規程が未整備の市町村が多い中でも、多くの「歴史的公文書」が保存されており、今後は公開と利用に向けた体制の整備が待たれるところである。

二 公文書が失われる瞬間

これまでの調査及び過去の事例から、公文書が失われる可能性が高い事例について、類型化してみる

①庁舎の移動（新庁舎建設・改築・市町村合併など）

平成の大合併による大規模な公文書の廃棄は、秋田県内では今のところ確認されていない。だが、前述したとおり、組織の移動や組織変更などは広く行われており、公文書の大規模な移動がある以上、公文書が失われる可能性は否定できない。また今後、合併した新自治体において、庁舎の統合や、新庁舎の建設などが行われる際には注意が必要であると考えられる。

また合併した市町村の各庁舎（旧各役場）間で、文書管理に対する意識に温度差があった事例がある。各庁舎には旧自治体の職員が多く配置されていることが多く、旧来の文書管理に対する姿勢がそのまま表れた形になっている。今後、各庁舎間で人事交流を行うことにより、意識の差は解消されていくと考えられるが、そのことによつて旧自治体地域固有の事情を良く踏まえずに、明確な基準なく「文書整理」が行われる可能性もあり、今後も注視していきたい。

②いわゆる「文書整理」による廃棄

公文書はその保存期間を経過すれば廃棄するのが当たり前であり、そのことが行政の効率化につながる、という考えは、限られた場所

・ 規程等一覧 (2007年12月)

(8) 文書目録	(9) 保存文書の閲覧	(10) 文書の廃棄手順 何れ、種が、 どのように	(11) 文書の廃棄方法	(12) 歴史資料の取扱	(13) 歴史資料の公開	(14) 電子文書の取扱	(15) 文書管理システムの有無 簿目・ファイル 管理の別	(16) 合併前の文書の取扱 文書の別
第27条第2項 保存文書を法規課長に引継ぎ又は主幹課長で保存しようとする者は、保存文書目録を文書法規課長に提出し、承認を受けなければならない。	第28条 保存を引き継いだ保存文書の閲覧を受けようとする者は、保存文書目録の承認を受けなければならない。	第29条 主幹課長等は、文書の保存期間が経過したときは、廃棄文書目録を文書法規課長に提出し、承認を受けた後、速やかにこれを廃棄しなければならない。	第29条第2項 秘密等に属するものは、廃棄する等適切な方法を講じなければならない。	第30条第1項 保存期間が経過した文書のうち歴史的価値が認められるものについては、29条第1項の規定にかかわらず、引き続き保存しなければならない。 第2項 歴史資料の保存等に関する必要な事項は、別に定める。 一枚田市歴史資料の保存等に関する要綱	秋田市歴史資料の保存等に関する要綱	第30条第2項 到着した文書が総合行政ネットワークを利用して受領した電磁的記録であるときは、紙に出力し、その余白に「LRM」と記載しなければならない。 第12条 電子メール等により到着した電磁的記録は、その内容が、受領した課等の書頭に属するものであることが必要であると認められるもの、速やかに当該電磁的記録を紙に出力し、これを收受しなければならない。	文書管理システム有り 簿目式	附則1 河辺町及び雄和町の編入の際に河辺町職務規程および雄和町職務規程の規定により保存されている文書の保存期間については、この訓令の規定にかかわらず、それぞれ両町の規程の例による。
第43条第2項 課長は、毎年4月10日までに前年度の文書のファイル基帳及びファイル帳(後継続表)を表を作成し、1部を保存し、他の1部を文書法規課長に提出する。 第3項 課長は、毎年4月10日までに前々年度文書のファイル基帳及びファイル帳(後継続表)を確定させ、これを3部作成。1部を保存し、他の2部を文書法規課長に提出。文書法規課長は、前年に提出されたファイル基帳及びファイル帳(後継続表)を廃棄しなければならない。	第47条 保存文書の閲覧または貸出を受けようとする者は、保存文書目録(貸出簿)に必要事項を記入しなければならない。 第2項 保存文書の貸出期間は、原則として7日以内とする。 第3項 職員は、保存文書の取り扱、取替、添削、転写等をしてはならない。	第48条 文書担当課長は、毎年4月末日までに保存期間が満了した保存文書を廃棄するものとし、文書担当課長は、当該廃棄する保存文書の主管課長に協議し、又は主管課長の立会いを定めることができる。 第2項 主管課長は、毎年4月末日までに、保存期間が1年未満の文書を保存期間が満了したものを廃棄するものとする。 第44条第2項 課長は、永年保存の文書で保存期間が20年を経過した時点において引き続き保存する必要がある文書については、文書担当課長と協議の上、廃棄の手続きをとることができる。	第10条第2項 秘密文書の廃棄は、焼却その他の適切な方法により行われなければならない。	第49条 文書担当課長は、主管課長の協議により、保存期間が満了した文書で歴史的価値があると認めるものは、別に保存しなければならない。	規定なし	規定なし	第38条 文書はファイリングシステムにより整理し、及び保管するものとする。	附則 比内町及び田代町の編入の際に比内町文書取扱規程の規定により保存されている文書の保存期間については、この規程の規定にかかわらず、それぞれ両町の規程の例による。
第33条第4項 課長等は、当該年度において発生使用する簿目、簿目登録簿その他の文書主管課長の前記した方法により登録しなければならない。	第41条 保存簿の責任を担う者は、保存簿職員又は関係しようとする職員は、保存簿を管理し、貸出し、閲覧し、取り扱、取替、書入れ、他の職員等への転貸の禁止。 第4項 貸出し期間は1週間。ただし、文書管理課長の承認を受ければ延長可。	第39条 文書主管課長は、保存簿を管理し、保存する必要のないもの及び永年保存の文書のうち保存期間が20年を経過したものは、主管課長等と協議の上、焼却その他の適切な方法により廃棄しなければならない。 第2項 前項に規定するもののほか、文書の廃棄に際し必要な事項は、文書主管課長が別に定めることができる。	第39条 焼却その他の適切な方法により廃棄しなければならない。	※ (前代市文書管理・保存等に関する要綱 第7条2) 簿目の廃棄に当たっては、歴史的・文化的価値を有する文書のみならず、市民編さん主管課長と協議し、当該課長に保管する。	規定なし	規定なし	第32条 文書管理システム有り 簿目式	附則2 この訓令の前目式で定められた文書取扱規程の規定に基づき保存年限を定められたものとみなす。
第35条 課長は、年度ごとに簿目録(様式第11号)を作成し、毎年業務課長が定める日までにその写し1部を総務課長に提出しなければならない。 第2項 課長は、年度の途中で簿目の追加又は削除により簿目録を変更したときは、その写し1部を総務課長に提出しなければならない。 第3項 簿目録を添えて毎年業務課長に提出する。 第29条 行政文書の整理に際し、当該文書の整理及び保存は、文書管理システムを活用して行うことができる。	規定なし	第44条 保存している保存年限が1年の簿目録については、主管課長が廃棄するものとする。 第2項 総務課長は、保存年限の経過した簿目録について、主管課長と協議の上廃棄することができる。 第3項 総務課長は、永年保存の保存簿(保存期間が20年を経過したもの)のうち、保存の必要がないものについて主管課長と協議の上廃棄することができる。	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	簿目式	附則 この訓令の施行の日の前日までに、合併前の前身市文書管理課長又は若狭町職務規程の規定により定められた部分、その他の行為は、それぞれこの訓令の当該規定により定められたものとみなす。 第3項 合併前の規程等により定められていた様式等については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
第47条 (1) 文書処理システムにより引継ぎする文書データを処理し、保存年限の間に引継ぎ文書目録を作成すること。	第50条 保存文書の貸出を受け、又は閲覧しようとする者は、保存文書目録に必要事項を記入し、総務課長に提出しなければならない。	第51条 保存期間が満了した文書等は速やかに廃棄しなければならない。 第2項 引継ぎした文書の廃棄は総務課長の指示により主管課長が行い、その他の文書等は主管課長が行う。 第3項 主管課長は、保存期間中の文書であっても保存の必要ないと認めるものは、主管課長と協議の上、廃棄することができる。	第35条 この場合において、廃棄行政文書は他に利用されないようして処分されなければならない。	第35条第2項 廃棄する行政文書は他に、歴史的資料として保存が必要と認められるものは、市民編さん主管課長と協議し、当該課長に保管する。	規定なし	規定なし	文書管理システム有り 簿目式	附則2 この訓令の施行の日の前日までに、合併前の前身市文書管理課長又は若狭町職務規程の規定により定められた部分、その他の行為は、それぞれこの訓令の当該規定により定められたものとみなす。
第30条 引継ぎを受けた文書は、保存年限、文書分類番号別に編さんおよび廃棄し、保存文書目録に記載しなければならない。	第52条 保存文書の貸出を受け、又は閲覧しようとする者は、保存文書目録に必要事項を記入し、総務課長に提出しなければならない。 第2項 期間は7日以内。ただし、主管課長の許可を得て長期可能。 第3項 主管課長は、借出期間内において行政文書の返還を求めることができる。	第53条 主管課長は、保管文書の保存期間が経過したときは、歴史的・文化的価値を有するもの、速やかにこれを廃棄しなければならない。 第2項 引継ぎを受けた保存文書の保存年限が経過したときは、歴史的・文化的価値を有すると認めるものは、主管課長と協議の上、廃棄しなければならない。	第53条第5項 廃棄を決定した文書は、焼却、焼却、消その他の適切な方法により廃棄しなければならない。	第53条第3項 前2項の規定により歴史的・文化的価値を有すると認めるものは、主管課長及び総務課長は、市民編さん担当課長へこれを移管することができる。	規定なし	規定なし	文書管理システム有り ファイリング形式	規定なし
第30条 引継ぎを受けた文書は、保存年限、文書分類番号別に編さんおよび廃棄し、保存文書目録に記載しなければならない。	第31条 保存文書目録を作成するときは、保存文書目録に必要事項を記入し、総務課長に提出しなければならない。 第2項 保存文書を庁外へ持ち出してはならないが、特別な理由により文書主管課長の承認	第32条 保存年限の経過した文書は、廃棄文書台帳を編製し、廃棄しなければならない。	第53条 廃棄する文書で、秘密保持を要するもの又は他に使用されるものがあるものは、焼却または廃棄の処分をとななければならない。	規定なし	規定なし	規定なし	文書管理システム有り、簿目式	規定なし

表2 秋田県内市町村 文書管理規則

名称	(1) 文書管理の原則	(2) 文書管理の統括管理者	(3) 各課所長等の職務 文書主任の有無・職務	(4) 文書分類	(5) 文書保存期間	(6) 文書の保管	(7) 文書の引継・保存 引継の有無・保管責任者
秋田市 秋田市役所 文書取扱規程	第3条 文書は、すべて正確かつ迅速に取り扱い、常にその処理過程を明らかにし、事務が能率的に行われるようしなければならない。	第4条 文書法規課長	(課長等の職務) 第5条 課長等は、その課等における文書の取扱いを統括するとともに、常任文書の取扱いを把握し、その所管する事務が、適切かつ円滑に処理されるよう努めなければならない。 第6条 文書取扱主任および文書取扱補助員 課等に文書取扱主任および文書取扱補助員を置く。 第7条 主任の職務 (1) 文書の收受、配付および発送に關すること。 (2) 文書の審査に關すること。 (3) 文書の整理、編集および保存に關すること。 (4) 文書の廃棄に關すること。 (5) 秋田市情報公開条例（平成8年秋田市条例第29号）および秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）の規程による開示等の請求に係る文書の特定に關すること。	別表	第25条 永年 10年 5年 1年	第26条第2項 令和年度の年度末までで 事務課等では事務長 保管期間の責任者は事務長	第27条第1項 保存文書は文書法規課長に引き継ぐ。ただし、特別の理由により事務課等で保管することが適当と認められるものについては、この限りでない。 引継文書の保存責任者は文書法規課長 事務課保存文書の保存責任者は事務課長
大館市 大館市文書 取扱規程	文書取扱の基本 第3条第1項 文書は、責任を明確にして正確かつ迅速に取り扱い、常に整理し、事務効率の向上に役立つよう取り扱われなければならない。 第2項 文書は課長以上の職にある者の指示または承認を受け、これをみだりに他人に示し、又はその写しを手入てはならない。	第4条 文書担当課長	第5条 課長は、課における文書事務が適正かつ円滑に処理されるよう留意し、所属職員を指導しなければならぬ。 第6条 課に文書取扱責任者及び文書取扱員を置く。 第7条 文書取扱責任者は課長の職務を補佐するもの、又は庶務を担当する係長 第7条 文書取扱責任者の職務 (1) 文書の收受および発送の取りまとめに關すること。 (2) 文書の審査に關すること。 (3) 文書の整理、編集および保存に關すること。 (4) 文書の廃棄に關すること。 第2項 文書取扱員は、文書取扱責任者の指示を受け、前各号に掲げる事務を処理する。	第11条	第44条 永年 10年 5年 1年	第38条 文書は課で保管。ただし、文書担当課長が他の保管単位にすることが適当であると認めるときは、に、ファイル基準に保存期間及び引継の引継番号を記入し、文書取扱責任者の職務を系統的に担当課長が定める日に文書担当課長に引き継がなければならない。 第2項 文書担当課長は引継した文書を速に又は文書担当課長に別定める場所へ保存。保管責任者は文書担当課長	第46条 課長は、引き続き保存すべき文書を保存期間別に区分し、ファイル基準の取扱い別に、に、ファイル基準に保存期間及び引継の引継番号を記入し、文書取扱責任者の職務を系統的に担当課長が定める日に文書担当課長に引き継がなければならない。 第2項 文書担当課長は引継した文書を速に又は文書担当課長に別定める場所へ保存。保管責任者は文書担当課長
能代市 能代市文書 取扱規程	第3条 文書は、すべて正確かつ迅速に取り扱い、常にその処理過程を明らかにし、事務が能率的に行われるよう取り扱われなければならない。	第5条 文書主管課長	第6条 課長等は、それぞれの課等における文書の管理を統括するよう留意し、所属職員員の指導に努めなければならない。 第7条第2項 文書取扱主任は庶務担当係長又は主査 第3項 文書取扱主任は、文書取扱主任の職務を補佐し、文書取扱主任が不在のときは、その職務を執行する。 第8条 文書取扱主任の職務 (1) 文書の処理状況の点検及び保管状況の指導改善に關すること。 (2) 文書の審査及び保存期間の決定に關すること。 (3) 文書の收受及び発送に關すること。 (4) 文書の編さん、引継ぎ及び廃棄に關すること。 (5) 朝報の整理に關すること。	第11条 別表第2	第35条 永年 10年 5年 3年 1年	第36条 簿冊は、その完結の期限を定めた簿冊（前年、1年保存、常時使用する簿冊を除く。）を毎年6月30日まで、課で保管。責任者は主管課長	第37条 課長等は、第34条に定める期間を定めた簿冊（前年、1年保存、常時使用する簿冊を除く。）を毎年6月30日まで、課で保管。責任者は主管課長 第38条 文書管理課長は引継ぎを受けた簿冊を整理し、上、書庫等に保管する。 第39条 文書管理課長は、引継ぎを受けた簿冊を整理し、上、書庫等に保管する。 第40条 文書管理課長は、保存期間を超過してもなお保存する必要があると認められた簿冊については、さらに期間を定めて保存
男前市 男前市文書 管理規程	(文書管理の基本) 第3条 文書は、事務が能率的に行われるよう取り扱い、常にその経過を明らかにしておくとともに、市民の利用に役立つよう適切に管理しなければならない。	第4条 総務課長	第5条 課長は、それぞれの課における文書の管理を統括する。 第6条 課に文書取扱責任者及び文書取扱主任を置き、課長の職員のうちから指定する。 第7条 文書取扱責任者の職務 (1) 文書の処理の促進に關すること。 (2) 文書の審査に關すること。 (3) 文書の整理の指導及び改善に關すること。 第8条 文書取扱主任の職務 (1) 文書の処理の促進に關すること。 (2) 文書の審査に關すること。 (3) 文書の整理、保管及び引継ぎに關すること。	規定なし	第42条 永年 5年 2年 1年 第2項 別表	第38条 簿冊は、その完結年度の年度の3月31日まで、課で保管し、責任者は事務課長 第39条第2項 課長は、保存期間を超過してもなお保存しておく必要があると認められる簿冊については、引き続き当該課で保管することができる。	第40条 課長は、簿冊に簿冊引継番号を添えて、毎年総務課長が定める日までに総務課長に引き継ぎ、責任者は事務課長 第41条 総務課長は、引継ぎを受けた簿冊を課長に保存するものとする。事務課長は、引継ぎを受けた簿冊を課長が管理する。保存責任者は総務課長
由利本荘市 由利本荘市 行政文書管理 規程	第3条第2項 行政文書は、正確かつ迅速に取り扱い、事務が能率的に処理されるよう努めるとともに、その処理状況を常に明らかにし、処理後の保管及び保存を確保しなければならない。	第4条 総務副総務課長	第5条 課長等は、常に当該課等における文書事務の円滑かつ適切な取扱いを確保し、その取扱いの促進に努めなければならない。 第6条第2項 文書主任の職務 (1) 行政文書の取扱いの指導及び改善に關すること。 (2) 行政文書の收受及び発送に關すること。 (3) 行政文書の処理の促進に關すること。 (4) 行政文書の整理、保管及び引継ぎに關すること。	第27条第2項 行政文書の整理は、文書分類に基づき文書の整理を行うもの。 別表第1	第30条 永年 10年 5年 3年	第29条 各課等は、常用の行政文書、現年度発生した行政文書及び次年度より保存すべき行政文書を所定の簿冊に整理し、及び保管する。 第2項 総務課長は、各課の整理状況及び保存すべき行政文書の状況を検査し、必要に応じて保管について指示を与えるものとする。保管責任者は事務課長	引継なし
大館市 大館市文書 取扱規程	第3条 文書は、正確、迅速、丁寧に取り扱い、事務が円滑かつ迅速に行われるよう取り扱われ、常にその処理過程を明らかにし、事務が能率的におこなわれるよう管理しなければならない。	第4条 総務副総務課長	第5条 課長は、課における文書事務が正確かつ迅速に行われるよう所属職員を指導監督しなければならない。 第6条 課に文書主任を置く。 第7条 文書主任の職務 (1) 文書の審査に關すること。 (2) 文書の配付及び交付に關すること。 (3) 文書の処理の促進に關すること。 (4) 文書の整理、整理、保管、引継ぎ及び廃棄に關すること。 (5) 資料及び留書の整理、保管及び利用に關すること。 (6) 文書事務の進行管理に關すること。 (7) 文書処理システムの利用の調整に關すること。 (8) 総合ネットワーク文書の收受、配付及び発送に關すること。 第8条 総務課長は、文書主任の指揮監督の下、前各号に掲げ	第39条 文書簿の分類は、文書分類表により行う。 第2項 課長は、文書処理システムにより、文書分類表を作成しなければならない。	第44条 永年 10年 5年 3年 1年	第39条 文書の保管は、課長を単位として行う。ただし、主管課長は、他の保管単位にすることが適当であると認めるときは、関係課と協議して、これを変更することができる。 第40条 庶務課長は引継ぎを受けた文書の整理を行わなければならない。 保存責任者は庶務課長	第41条 保管が終了した文書の保存を必要とするものの引継ぎは、毎年年度終了後又は文書課長が定める日に円滑に行われなければならない。 第2項 文書の規格、数量または性質により、文書の引継ぎ方法を定める。 第48条 庶務課長は引継ぎを受けた文書の整理を行わなければならない。保存責任者は庶務課長
横手市 横手市文書 取扱規程	第3条 文書の取扱は、完全正確、迅速、丁寧に取り扱い、常にその処理過程を明らかにし、事務が効率的におこなわれるよう管理しなければならない。	第4条 総務課長	第5条 各課所長等は、その課における文書事務が適正、円滑に処理されるよう留意し、所属職員を指導しなければならない。 第6条 課長の文書事務を補佐するため、課に文書取扱責任者及び文書取扱員を置く。 第7条 文書取扱責任者の職務 (1) 文書等の処理状況の点検及び保管状況の指導に關すること。 (2) 文書等の審査及び文書等の分類番号、保存期間の決定に關すること。 (3) 文書等を備へて、引継ぎに關すること。 (4) ファイリング・システムの維持管理に關すること。 (5) ファイリング・システムの運用に關すること。 第8条 文書取扱員は、文書取扱責任者の指示を受け、次に掲げる事務を処理する。 (1) 保管文書等の促進に關すること。 (2) ファイリング・システムの指導、ファイル基準の作成に關すること。 (3) ネットワーク、書庫等の点検整理に關すること。 (4) 留書等の整理、入庫、廃棄、前掲文書等の廃棄の調整に關すること。	第11条 別表第2	第49条 永年 10年 5年 3年 1年	第43条第2項 現年度文書又は前年度に発生した文書等は、主管課長において保管し、前年度以前に発生した文書等は、総務課長が主管課長から引継ぎを受け、課長から引継ぎを受け、課長に保存しなければならない。ただし、管理に当たって常時使用する文書等は、主管課長で保管することができる。	第43条第2項 現年度文書又は前年度に発生した文書等は、主管課長において保管し、前年度以前に発生した文書等は、総務課長が主管課長から引継ぎを受け、課長から引継ぎを受け、課長に保存しなければならない。ただし、管理に当たって常時使用する文書等は、主管課長で保管することができる。 第50条 主管課長は、毎年度当初において当該課長が所管する時期に、次の各号に定めるところにより、前年度又は前々年度に発生した文書等を総務課長に引き継ぎなければならない。引継ぎ文書の保存は総務課長、主管課長保存文書は主管課長
湯沢市 湯沢市文書 取扱規程	第4条 文書は、正確かつ迅速に取り扱われ、事務が効率的かつ適正に処理されるよう管理しなければならない。	第5条 文書主管課長	第6条 課長は、課長及び課長以上の職に就いた者が文書を整理保管しなければならない。課に文書管理担当者 第7条 文書管理責任者は、文書取扱責任者を補佐するために、課に文書管理担当者 第8条 文書管理責任者の職務 (1) 文書の收受、配付及び発送に關すること。 (2) 文書の審査に關すること。 (3) 文書の整理及び保管に關すること。	第26条 文書は、文書分類表に基づき整理、保管しなければならない。	第27条 永年 10年 5年 1年	第28条 完了した文書は、完了した日の直前1年間の業務課において整理保管。保管責任者は事務課長	第29条 保管を終了した文書の保存を必要とするものは、保存文書引継ぎ簿を添付し、文書主管課長に引継ぎを提出し、特別の理由により主管課長で保存する場合は、文書主管課長に依頼し、引継文書の保存責任者は文書主管課長、事務課保存文書の責任者は事務課長

(8) 文書目録	(9) 保存文書の閲覧	(10) 文書の廃棄手順 何年、誰が、どのように	(11) 文書の廃棄方法	(12) 歴史資料の取扱	(13) 歴史資料の公開	(14) 電子文書の取扱	(15) 文書管理システムの有期簿冊・ファイル管理の別	(16) 合併前の文書の取扱
第31条第3項(2) 保存文書処理簿	第33条 引継ぎ文書を複製しようとするときは、総務課長の承認を受けなければならない。 第4項 転写または印刷に持ち出すとはできないが、やむを得ない事情のある場合は、期間を定めて許可する。	第31条第1項(1) 保存年限を経過した保存文書は、速やかに廃棄すること。 第34条 保存年限を経過した文書は速やかに保存文書処理簿に記載する。また、主管理課長の承認を受けて廃棄しなければならない。ただし、必要と認められるものは、総務課長と協議の上、期間を定めて保存することができる。	第34条第3項 他人の名誉及び信用に係るもの、秘密に係るもの等は、これを廃却し、印章等他に転用のおそれのあるものは、塗りつぶし、裁断又は焼却しなければならない。	規定なし	規定なし	(電子の処理) 第35条 文書管理システムによることができるものに関しては、電子的にその処理を行うことができる。	文書管理システム ファイル形式	閉削2 この訓令の施行の趣旨に照らし、合併前の文書の取扱いについては、なお従前の例による。
規定なし	規定なし	第42条 保存を要しなくなった文書は、主管理課長において毎月末日の日に簿冊の上、廃棄するものとする。	第42条 前項の規定により廃棄する場合、他に漏れて交雑のあるものは、文は印刷を差用されるおそれのあるものは、抹消、裁断、又は焼却と処分しなければならない。	規定なし	規定なし	規定なし	第39条第2項 簿冊またはファイル形式とする。	閉削2 この訓令の施行の前日までに、合併前の文書取扱い規程若しくは山本町庶務規程又は山本町庶務規程の規定によりなされた手続きその他の訓令の相当規定によりなされたものとみなす。
第29条 行政文書の性質に応じ、当該文書の整理及び保存は、文書管理システムを活用して行うことができる。	第32条 保存行政文書を複製しようとするときは、当該主管理課長の許可を得なければならない。 第2項 期間は7日以内。ただし、主管理課長の許可を得て短期間とする。 第3項 主管理課長は、複製期間中であっても行政文書の返還を求めることができる。 第4項 複製し、転取り、取壊し、貸与の禁止	第35条 主管理課長は、保存期間の満了した行政文書については、文書管理システムに必要な事項を記録し、総務課長と協議の上、廃棄するものとする。この場合において、廃棄行政文書は他に利用されないようして処分しなければならない。	第35条 この場合において、廃棄行政文書は他に利用されないようして処分しなければならない。	第35条第2項 廃棄する行政文書のうち、歴史的資料として保存が必要と認められるものは、市長さん主管理課長と協議し、当該課長に移管する。	規定なし	(総合行政ネットワーク文書の取扱い) 第10条 本項において受領した総合行政ネットワーク文書は、課長等が受領し、文書管理システムに所要事項を記録の上、次に定めるところにより処理しなければならない。 (1) 受領した総合行政ネットワーク文書の電子署名を検証する。 (2) 受領した総合行政ネットワーク文書の形式を確認し、発信者に対して 形式上の誤りがない場合は差支通知を、誤りがある場合は差支通知をそれぞれ	文書管理システム有り 簿冊式	閉削2 この訓令の施行の前日までに、合併前の文書取扱い規程若しくは山本町庶務規程又は山本町庶務規程の規定によりなされた手続きその他の訓令の相当規定によりなされたものとみなす。
第33条 課所長は、作成した簿冊について簿冊台帳を作成しなければならない。 第2項 課所長は、毎年4月30日までに、前年度に作成した簿冊台帳(前条5号に規定する索引目次を添えて、総務課長に提出品目録を提出しなければならない。ただし、会計に係る文書については6月30日までとする。	規定なし	第35条 保存を要しなくなった文書は、主管理課長において簿冊台帳の廃棄年月日の欄に記載のうえ、廃棄換するものとする。	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	簿冊式	規定なし
第50条 文書目録あり	第55条 職員は公開に關しては何時でも保存文書を閲覧することができる。 第2項 保存文書の借手は、各課長の許可を得なければならない。	第56条 保存年限を経過した文書は総務課長が点検し、主管理課長と合議の上、廃棄するものとする。 第58条 保存中の文書であっても保存の必要なくなったときは、廃棄することができる。 第60条 文書を廃棄したときは保存年限を延長したとき	第57条 文書を廃棄する場合は、他に漏れて交雑のあるものについては、塗し、裁断又は焼却と処分をしなければならない。 第2項 秘密文書は焼却して廃棄しなければならない。	規定なし	規定なし	規定なし	簿冊式	規定なし
規定なし	第32条 保存行政文書を複製しようとするときは、当該主管理課長の許可を得なければならない。	第35条 主管理課長は、保存期間の満了した行政文書については、文書管理システムに必要な事項を記録し、総務課長と協議の上、廃棄するものとする。この場合において、廃棄行政文書は他に利用されないようして処分しなければならない。	第35条 この場合において、廃棄行政文書は他に利用されないようして処分しなければならない。	第35条第2項 廃棄する行政文書のうち、歴史的資料として保存が必要と認められるものは、市長さん主管理課長と協議し、当該課長に移管する。	規定なし	(総合行政ネットワーク文書の取扱い) 第10条 本項において受領した総合行政ネットワーク文書は、課長等が受領し、文書管理システムに所要事項を記録の上、次に定めるところにより処理しなければならない。 (1) 受領した総合行政ネットワーク文書の電子署名を検証する。 (2) 受領した総合行政ネットワーク文書の形式を確認し、発信者に対して 形式上の誤りがある場合は差支通知を、誤り	文書管理システム有り 簿冊式	閉削2 この訓令の施行の前日までに、合併前の文書取扱い規程若しくは山本町庶務規程又は山本町庶務規程の規定によりなされた手続きその他の訓令の相当規定によりなされたものとみなす。
第45条第2項 保存箱は、文書保存箱カードより総務課長に引き継ぐものとする。	第46条 保管文書の貸出しを要するときは、当該主管理課長の責任を負うこととする。貸出しカードに所事項を記入しなければならない。	第51条 主管理課長は、保管文書の保存年限が経過したときは、速やかに廃棄しなければならない。 第2項 総務課長は、引継ぎを受けた保存文書の保存年限が経過したときは、主管理課長と協議の上速やかに廃棄しなければならない。ただし、必要と認められるときは、主管理課長と協議の上、保存年限を延長することができる。	第51条第4項 廃棄を決定した文書は、抹消、裁断、焼却の他適切な方法をとり、廃棄しなければならない。 第52条 文書保存カード等に記載された文書の保存期間が経過したときは、当該文書保存箱カードに記載後の廃棄年月日等所事項を記入しなければならない。 第2項 文書保存箱カード等に記載された文書を廃棄したときは、総務課長が所管する当該文書保存箱カードに記載する。3年保管しなければならない。	規定なし	規定なし	規定なし	文書管理システムあり、ファイル形式	閉削2 この訓令の施行の前日までに、合併前の文書取扱い規程若しくは山本町庶務規程又は山本町庶務規程の規定によりなされた手続きその他の訓令の相当規定によりなされたものとみなす。 3 合併前の規程等により保存されている行政文書の保存期間については、なお合併前の規則等の例による。
第30条 完結文書は、主管理課において製本のうえ、保存文書台帳(様式第13号)に記載して保存しなければならない。	規定なし	第33条 引継ぎ文書を複製しようとするときは、総務課長の承認を受けなければならない。 第4項 転写または印刷に持ち出すとはできないが、やむを得ない事情のある場合は、期間を定めて許可する。	2 前項の文書中、他に漏れて交雑のあるものは、文は印刷を差用されるおそれのあるものは、塗りつぶし、裁断又は焼却と処分しなければならない。	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
第40条 課長等は、作成した簿冊について、簿冊台帳(様式第15号)を作成しなければならない。 2 課長等は、毎年度4月30日までに、前年度に作成した簿冊台帳(前条第2項に規定する索引目次を添えて、総務課長に提出品目録を提出しなければならない。ただし、会計にかかわる文書については、6月30日までとする。	規定なし	第42条 保存を要しなくなった文書は、主管理課長において毎月末日の日に簿冊の上、廃棄するものとする。	2 前項の規定により廃棄する場合、他に漏れて交雑のあるものは、文は印刷を差用されるおそれのあるものは、抹消、裁断又は焼却と処分しなければならない。	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし

名称	(1) 文書管理の原則	(2) 文書管理統括責任者	(3) 各課所長等の職務 文書主任の有無・職務	(4) 文書分類	(5) 文書保存期間	(6) 文書の保管	(7) 文書の引継ぎ・保存引継の有無、保管責任者
北秋田市 北秋田市民文書管理規程	規定なし	第5条 総務部総務課長	第2条 課長及び所長は、部下を補助して文書事務が円滑進正に行われるよう努めなければならない。 第3条第2項 文書管理責任者は課内の事務を統括する課長等をもって充てる。 第3項 文書管理責任者の職務 ① 起案書の審査に関する事項。 ② 課内の文書管理についての指導及び調整に関する事項。 第4条第2項 文書管理主任は各課の事務担当とする。 文書管理主任の職務 ① 文書処理の促進に関する事項。 ② 文書事務の指導に関する事項。 ③ 文書の整理及び保管に関する事項。 ④ 文書の引継ぎ及び廃棄に関する事項。 ⑤ 文書管理システムの運用に関する事項。	規定なし	第29条 永年 10年 5年 1年	第30条 当該年度及び前年度の文書は、当該年度中に発生する事業を担当する課の事務室内に保管。その他の保管を必要とする文書は、文書庫等に保管。 当該文書の保管責任者は総務課長。 その他の文書は総務課長第2項 常時使用する文書は、引き続き事務室内等に保管しなければならない。その必要がなくなったときは速やかに保存、廃棄等の処理をしなければならない。	第31条第3項 ② 5年保存、10年保存及び永年保存の文書は、項目ごとの順りに整理して保存箱に収納し、あらかじめ作成した保存文書処理簿とともに、総務課長に引継ぎすること。ただし、主管課において保存する事項ももともとの保管場所と異なる文書については、総務課長と協議の上、主管課で保存することができる。 第32条 総務課長は、引継ぎを受けた文書について、その適合を審査しなければならない。 第2項 総務課長は、引継ぎ文書の検査完了後、保存箱番号等を当該保存箱及び保存文書処理簿に記入して、文書庫等に保管し、保存文書処理簿の1部を総務課長に保管し、1部を主管課に送附しなければならない。
湯上市 湯上市民文書管理規程	第3条 文書は、市政が円滑、適正かつ効率的に行われるよう、正確かつ迅速に取扱われ、常にその経過を明らかにしておくとともに、市民の利便にも役立つよう適切に管理しなければならない。	第8条 総務課長	第9条 課長等は、それぞれの課等における文書の管理がこの規程に従って適正かつ円滑に行われるよう努めなければならない。 第2項 課長等は、文書主任及び文書副主任を定め、総務課長に報告しなければならない。 第11条 文書主任の職務 ① 文書の審査に関する事項。 ② 文書の整理及び管理に関する事項。 ③ 文書の収受及び発送に関する事項。 ④ 文書の整理及び保管に関する事項。 ⑤ 文書の取扱いの指導及び改善に関する事項。 第2項 文書副主任は、文書主任を補佐し、前項各号に掲げる事務を処理する。	第7条 全ての文書は、別に定める文書分類表により分類整理する。ただし、戸籍簿及び住民登録簿に関する文書、その他総務課長において必要がないと認められているものの除く。 第39条第3項 文書の分類は、別に定める文書	第41条 永年 永久 10年 5年 3年 1年	第39条 職員は、常に事務環境の向上を旨とし、文書の整理整頓に努め、火災、盗難等を防止するとともに、重要な文書については、非常災害時に限らず必要措置がとれるようあらかじめ準備しておくなければならない。 第4項 各課長は、毎年3月及び11月において、事務室内の一斉整理の日を定め、文書の整理整頓を行わなければならない。	引継なし
にかほ市 にかほ市文書取扱規程	第3条第2項 行政文書は、正確かつ迅速に取扱い、事務が能率的に処理されるよう努めるとともに、その処理状況を常に明らかにし、処理後の保管および保存状況を適切に管理しなければならない。	第4条 総務課長	第5条 課長等は、常に当該課における文書事務の円滑かつ適正な取扱いに留意し、その取扱いの促進に努めなければならない。 第6条第3項 文書主任の職務 ① 行政文書の取扱いの指導及び改善に関する事項。 ② 行政文書の収受及び発送に関する事項。 ③ 文書管理システムの運用に関する事項。 ④ 行政文書の処理の促進に関する事項。 ⑤ 行政文書の審査に関する事項。 ⑥ 行政文書の整理、保管及び引継ぎに関する事項。	第27条第2項 行政文書の整理は、文書分類表に基づき文書の整理を行うものとする。	第30条 永年 10年 5年 3年	第29条 各課等は、常用の行政文書、年度報告書等の文書及び次年度より保存すべき行政文書を所定の場所に整理し、及び保管する。 第2項 総務課長は、各課の整理保管及び保存すべき行政文書の取扱いを指導し、必要に応じて保管についての指示を与えるものとする。保管責任者は主務課長	引継なし
仙北市 仙北市民文書事務取扱規程	第3条 文書は、市政が円滑、適正かつ効率的に行われるよう、正確かつ迅速に取扱い、常にその経過を明らかにしておくとともに、市民の利便にも役立つよう適切に管理しなければならない。	第7条 総務課長	第8条 課長等は、それぞれの課における文書の管理がこの規程に従って適正かつ円滑に行われるよう努めなければならない。 第9条 文書取扱責任者の職務 ① 文書の審査に関する事項。 ② 文書の整理及び管理に関する事項。 ③ 文書の取扱いの指導及び改善に関する事項。 ④ 文書の取扱いの指導および改善に関する事項。	第6条 別表1	第34条 永年 10年 5年 3年 1年	第30条 職員は、常に事務環境の向上を旨とし、文書の整理整頓に努め、火災、盗難等を防止するとともに、重要な文書については、非常災害時に限らず必要措置がとれるようあらかじめ準備しておくなければならない。 第2項 総務課長は、毎年5月及び11月において、文書の一斉整理の日を定め、整理整頓を行わなければならない。	引継なし
八幡町 八幡町役場 規程 第4章 公文書 第5章 文書の編纂及び保存	第23条 文書は、正確かつ迅速に取扱い、事務が円滑進正に行われるよう処理しなければならない。 第2項 文書は、課長の以上の命令又は承認がなければ本人に示し、又は写を与之えなければならない。	総務課長	第24条 各課に文書主任を置く。 第3項 文書主任は課長の指揮を受け、課内の文書の整理、保管、引継ぎを行う。	第52条 文書の保存管理は、主務課の事務区分にともなう分類表の区分によるものとする。	第53条 永年 10年 5年 1年	第50条 各課長は、文書の整理と心に心血かけ、紛失、盗難等を防止するとともに、重要な文書については、非常災害時に限らず必要措置がとれるようあらかじめ準備しておくなければならない。 第2項 総務課長は、毎年5月及び11月において、文書の一斉整理の日を定め、整理整頓を行わなければならない。	第54条 課長は編集をえた文書を除き速やかに文書目録を添えて総務課長に引継ぎをしなければならない。 第2項 総務課長は、引継ぎを受けた文書に目録を添えて引継ぎを総務課長
三穂町 三穂町市民文書事務取扱規程	第3条第2項 行政文書は、正確かつ迅速に取扱い、事務が能率的に処理されるよう努めるとともに、その処理状況を常に明らかにし、処理後の保管及び保存状況を適切に管理しなければならない。	第4条 総務課長	第5条 課長等は、常に当該課における文書事務の円滑かつ適正な取扱いに留意し、その取扱いの促進に努めなければならない。 第6条 課長等は、文書事務を円滑に行うため、当該課等の職員のうちから適当と認めるものを文書主任に指定するものとする。 第3項 文書主任の職務 ① 行政文書の取扱いの指導及び改善に関する事項。 ② 行政文書の収受及び発送に関する事項。 ③ 文書管理システムの運用に関する事項。 ④ 行政文書の処理の促進に関する事項。 ⑤ 行政文書の審査に関する事項。 ⑥ 行政文書の整理、保管及び引継ぎに関する事項。	第27条第2項 行政文書の整理は、文書分類表に基づき文書の整理を行うものとする。	第30条 永年 10年 5年 3年	第29条 各課等は、常用の行政文書、年度報告書等の文書及び次年度より保存すべき行政文書を所定の場所に整理し、及び保管する。 第2項 総務課長は、各課等の整理保管及び保存すべき行政文書の取扱いを指導し、必要に応じて保管についての指示を与えるものとする。	引継なし
美穂町 美穂町市民文書事務取扱規程	第3条 文書の取扱いは、すべて正確かつ迅速に取扱い、常にその処理状況を明らかにし、事務が能率的に行われるよう努めなければならない。	第3条 総務課長	第3条第3項 課長は常に課における文書事務が適正かつ迅速に行われるに留意し、その取扱いの促進に努めなければならない。 第4条 美穂町行政組織規則に規定する課に文書管理責任者及び文書主任を置く。 第3項 文書管理責任者の職務 ① 文書の取扱いの指導及び保管状況の指導に関する事項。 ② 文書の審査及び文書の分類番号、保存年限の決定に関する事項。 第4項 文書主任の職務 ① 保管文書の整理に関する事項。 ② 文書の整理と心に心血かけ、紛失、盗難等を防止するとともに、重要な文書については、非常災害時に限らず必要措置がとれるようあらかじめ準備しておくこと。 ③ ファイリング・システムの維持管理に関する事項。	規定なし	第46条 永年 10年 5年 3年 1年	第41条 文書は整理と分類を併せて、必要に応じて保管し、又は保存しておくべきものとする。ただし、前年度又は前年度に発生した文書を総務課長に引継ぎしなければならない。 第2項 前年度又は前年度に発生した文書は主務課長の監督下で、前年度以前に発生した文書は総務課長の監督下で保管することとする。ただし、特定の課で保管している文書は、主管課において保管することとする。ただし、特定の課で保管している文書は、主管課で保管することとする。当該年度以前年度の責任者は主務課長、前年度以前の年度の責任者は総務課長	第48条 主務課長は、毎年度当初に於いて総務課長が指定する時期に、次の各号に定めることにより、前年度又は前年度に発生した文書を総務課長に引継ぎを依頼するものとする。ただし、特定の課で保管している文書は、主管課において保管することとする。当該年度以前の年度の責任者は主務課長、前年度以前の年度の責任者は総務課長
小坂町 小坂町市民文書事務取扱規程	第2条 文書は、正確かつ迅速に取扱い、常にその経過を明らかにし、事務が能率的に行われるよう努めなければならない。	第5条 文書主任管理課長	第3条 各課に文書主任を置く。 第2項 課長等は、その課の職員のうちから課長が命じ、その職員名を総務課長に通知しなければならない。 第3項 文書主任は、課長の指揮を受け、課内の文書の整理、保管、引継ぎを行う。 第3条 課長等は、それぞれの課等における文書の管理がこの規程に従って適正かつ円滑に行われるよう努めなければならない。 第10条 課長は、文書主任及び文書副主任を置く。 第11条 文書主任は、その課における次の事項を処理しなければならない。 ① 文書の審査に関する事項。 ② 文書の整理及び保管に関する事項。 ③ 文書の収受及び発送に関する事項。 ④ 文書の整理及び保管に関する事項。 ⑤ 文書の取扱いの指導及び改善に関する事項。 第2項 文書副主任は、文書主任を補佐し、担当内の前項各号に掲げる事務を処理する。 第10条 課等には文書主任及び文書副主任を置く。	第25条 公文書は、令文書及び一般文書とし、令文書以外の文書を一級文書とする。	第31条 永年 10年 5年 3年 1年	第30条 完結文書は、主管課において課本のある文書保管箱に収納し、保存文書処理簿を作成し、保存文書処理簿を添えて引継ぎを総務課長に引継ぎを依頼するものとする。ただし、主管課において保存する事項ももともとの保管場所と異なる文書については、総務課長と協議の上、主管課で保存することができる。	第3条 文書主任は、課長の指揮を受け、課内の文書の整理、保管、引継ぎを行う。 第2項 課長等は、その課の職員のうちから課長が命じ、その職員名を総務課長に通知しなければならない。 第3項 文書主任は、課長の指揮を受け、課内の文書の整理、保管、引継ぎを行う。 第3条 課長等は、それぞれの課等における文書の管理がこの規程に従って適正かつ円滑に行われるよう努めなければならない。 第10条 課等には文書主任及び文書副主任を置く。
鹿角市 鹿角市市民文書事務取扱規程	第3条 文書は、市政が円滑、適正かつ効率的に行われるよう、正確かつ迅速に取扱い、常にその経過を明らかにし、市民の利便にも役立つよう適切に管理しなければならない。	第4条 総務課長	第4条 課長等は、それぞれの課等における文書の管理がこの規程に従って適正かつ円滑に行われるよう努めなければならない。 第10条 課長は、文書主任及び文書副主任を定め、総務課長に報告し、かつ文書主任を指定するものとする。 第11条 文書主任は、その課における次の事項を処理しなければならない。 ① 文書の審査に関する事項。 ② 文書の整理及び保管に関する事項。 ③ 文書の収受及び発送に関する事項。 ④ 文書の整理及び保管に関する事項。 ⑤ 文書の取扱いの指導及び改善に関する事項。 第2項 文書副主任は、文書主任を補佐し、担当内の前項各号に掲げる事務を処理する。 第10条 課等には文書主任及び文書副主任を置く。	第7条 文書目録表(別表第1)	第41条 永年 永久 10年 5年 3年 1年	第37条 職員は、常に事務環境の向上を旨とし、文書の整理整頓に努め、火災、盗難等を防止するとともに、重要な文書については、非常災害時に限らず必要措置がとれるようあらかじめ準備しておくこと。 2 各課長等は、毎年3月及び11月において、事務室内の一斉整理の日を定め、文書の整理、整頓を行わなければならない。	引継なし

(8) 文書目録	(9) 保存文書の閲覧	(10) 文書の廃棄手順 何種、種が、 どのように	(11) 文書の廃棄方法	(12) 歴史資料の取 扱	(13) 歴史資料の 公開	(14) 電子文書の取扱	(15) 文書管理シ ステムの有無 簿冊・ファイル 管理の別	(16) 合併前の文書の取扱
第41条 2 文書の保管は主管課長とする。ただし、主管課長は、年度末日現在すべての簿冊(1年以上保存を要しない雑紙類ものを除く)について、保存文書台帳(様式第16号)を作成し、当該年度の3月31日、総務課長に提出しなければならない。	規定なし	第43条 主管課長は、保管している簿冊の保存期間が経過したときは、速やかに当該簿冊を廃棄するものとする。	規程なし	規定なし	規定なし	規程なし		
第四十三條 総務課長は、前条第一項の規定により引継ぎを受けた簿冊(以下「保存簿冊」という。)を文書保存台帳(様式第16号)に登録したうえで、書庫に整理し、必要に応じて取り出すことができるように保存しておくなければならない。		第四十八條 保存期間を経過した文書は、総務課長が主管課長と協議の上廃棄するものとする。ただし、必要と認めるときは、主管課長と協議の上廃棄期間を延長することができる。	3 文書を廃棄する場合において、秘密を要する文書及び他に転用のおそれのある文書は、焼却、切断等の措置を行い廃棄しなければならない。	4 廃棄を決定した文書で、歴史的、文化的、学術的に価値のある文書又は事務執行上の参考とするための必要ものは、資料として保存することができる。	規定なし			
第37条の2 総務課長は、前項の規定により引継ぎを受けたときは、文書保存台帳に登録しなければならない。		第39条 保存年限を経過した文書は、総務課長が主管課長と協議の上廃棄するものとする。ただし、必要と認めるときは、主管課長と協議の上廃棄期間を延長することができる。	第39条 2 文書を廃棄する場合において、秘密を要する文書、他に転用のおそれのある文書は、焼却、切断等適当な処理をしなければならない。第40条 文書を廃棄したとき、又は保存年限を延長したときは、文書保存台帳にその旨を記入しなければならない。			第35条の2 電磁的記録の保存については、その種別、情報化の進展状況等を勘案して、総務課長がそのつど定めるところによる。第39条の2 電磁的記録の廃棄については、その種別、情報化の進展状況等を勘案して、総務課長がそのつど定めるところによる。		
第36条 2 課所長は、毎年度3月31日現在の簿冊について簿冊一覧表(様式第16号)及び簿冊毎の完結文書一覧表(様式第17号)を作成し、その写し部を3月31日までに総務課長に提出しなければならない。		第42条 課所長は、当該課所に保管している保存期間が1年の簿冊の保管期間が経過したときは、速やかに当該簿冊を廃棄するものとする。2 総務企画課長は、引継ぎを受けた保存簿冊(永年保存のものを除く。)を廃棄しようとするときは、主管課長と協議の上村長の決議を得て廃棄するものとする。第44条 保存中の文書であっても保存の必要がなくなった時は	第43条 文書を廃棄する場合他に転用のおそれのあるものについては、速やかに焼却等適当な処理をしなければならない。	規定なし	規定なし	規定なし		
第30条 取扱責任者は、事務担当から引継ぎを受けた簿冊に基づき、永年保存文書は永年保存文書検索目録(第15号様式)に、それ以外の文書は保管文書検索目録(第16号様式)に所要事項を記入し、保管しなければならない。	第40条 職員以外のものから保存保管文書の閲覧を求められたときには、保存文書にあっては総務課長の、保管文書にあっては課長の承認を得なければならない。	第41条 課長は、書庫にある保管期間を経過した文書に必要なと認められるものは廃棄処分することができる。2 職員は、他の課長の承認を得なければならない。ただし、必要と認められるものは、保管期間を延長することができる。	規程なし	規定なし	規定なし	第40条 職員以外のものから保存保管文書の閲覧を求められたときには、保存文書にあっては総務課長の、保管文書にあっては課長の承認を得なければならない。		
第75条 文書担当課長は、職員から保存簿冊(様式第27号)により保存簿冊の利用の申し出があつたときは、当該保存文書を閲覧させ、又は貸し出すことができる。2 職員は、他の課長の保存簿冊を閲覧し、又は貸し出すときは、当該保存簿冊の主管課長の承認を受けなければならない。	第76条 課所長は、当該課所に保管している保存期間が1年の簿冊の保管期間が経過したときは、速やかに当該簿冊を廃棄するものとする。2 文書担当課長は、引継ぎを受けた保存簿冊(永年保存のものを除く。)を廃棄しようとするときは、主管課長と協議の上村長の決議を得て廃棄するものとする。第78条 保存中の文書であっても保存の必要がなくなったときは、第2条の規定により廃棄することができる。第79条 保存年限を経過した文書であっても必要と認められるものについては、主管課長と協議の上	第77条 文書を廃棄する場合において、秘密を要する文書、他に転用のおそれのある文書は、焼却、切断等適当な処理をしなければならない。	規定なし	規定なし	規定なし	規程なし	規程なし	
第二十六條 2 総務課は、前項の規定により引継ぎを受けた簿冊は、簿冊台帳に記録し、各課長が毎年別に区分し、書庫に収蔵しなければならない。	第二十八條 文書は、主管課長の許可を得て、その指定する場所において閲覧させることができる。	第二十七條 保存期間をすぎたもの及び保存期限内であっても全く保存の必要なくなったものは、総務課長が、主管課長と協議の上、町長の承認を得て廃棄することができる。この場合において、廃棄する文書の印等が他から利用されるおそれがあるものは、抹消又は切断等適宜の処置をしなければならない。	第二十七條 保存期間をすぎたもの及び保存期限内であっても全く保存の必要なくなったものは、総務課長が、主管課長と協議の上、町長の承認を得て廃棄することができる。この場合において、廃棄する文書の印等が他から利用されるおそれがあるものは、抹消又は切断等適宜の処置をしなければならない。	規定なし	規定なし	規程なし	規程なし	
2 総務課長は、前項の規定により引継ぎを受けたときは、文書保存台帳(様式第12号)に登録しなければならない。	第37条 保存文書を供しようとするときは、総務課長の承認を受けなければならない。	第38条 保存年限を経過した文書は、総務課長が主管課長と協議の上、廃棄するものとする。ただし、必要と認めるときは、主管課長と協議の上保存年限を延長することができる。第39条 文書を廃棄したときは、又は保存年限を延長したときは、文書保存台帳にその旨を記入しなければならない。	2 文書を廃棄する場合において、秘密を要する文書、他に転用のおそれのある文書は、焼却、切断等の措置を行い、廃棄しなければならない。					

	名称	(1) 文書管理の原則	(2) 文書管理の統括管理者	(3) 各課所長等の職務 文書主任の有無・職務	(4) 文書分類	(5) 文書保存期間	(6) 文書の保管	(7) 文書の引継ぎ・保存 引継の有無、保管責任者
	鹿屋町	第2条 文書の取扱いは、すべて互換かつ迅速に取り扱い、常にその処理経過を明らかにし、事務が能率的に行われるように務めなければならない。	第3条 総務課長	第5条 課に文書管理者及び文書主任を置く。 2 文書管理者は、課長をもってこれに充て、文書主任は各係長とする。 3 文書管理者は、次に掲げる事務を処理する。 (1) 文書の処理状況の点検及び保管状況の指導改善に関すること (2) 文書の審査及び文書の分類、保存年限の決定に関すること (3) 文書の保管及び廃棄に関すること (4) 行政手続、情報公開及び個人情報保護に関すること (5) 課の保管文書の管理に関すること 4 文書主任は、文書管理者の事務を補佐する。	第38条 文書分類表(別表第1)	第41条 簿冊は、その完了年度の翌年度の3月31日までは課の書架等に、当該日は隣のものについては、指定の保管場所に保管しておくなければならない。 2 文書の保管は主管課長とする。ただし、主管課長は、年度末日現在すべての簿冊(一年以上保存を要しない種類のものを除く)について、保存文書台帳(様式第16号)を作成し当該年度の3月31日、総務課長に提出しなければならない。	第41条 簿冊は、その完了年度の翌年度の3月31日までは課の書架等に、当該日は隣のものについては、指定の保管場所に保管しておくなければならない。 2 文書の保管は主管課長とする。ただし、主管課長は、年度末日現在すべての簿冊(一年以上保存を要しない種類のものを除く)について、保存文書台帳(様式第16号)を作成し当該年度の3月31日、総務課長に提出しなければならない。	引継なし
	八郎畑町	第二条 文書は、事務能率の向上に役立つよう正確かつ迅速に取り扱い、常にその処理経過を明らかにし、事務が能率的に行われるように務めなければならない。	第3条 総務課長	第四十条 課長は、それぞれの課における文書の管理が適正かつ円滑に行われるよう留意し、所属職員を指導し、課に文書取扱責任者を置き、必要に応じて文書取扱者を置くことができる。 2 文書取扱責任者は、課長及び主任の命ずる。ただし、課長補佐が主任に就いては、係長のうちから命ずることができる。文書取扱者は課の職員のうちから課長が命ずる。 3 課長は、文書取扱責任者に通知しなければならないときは、直ちにその職名及び氏名を総務課長に通知しなければならない。 4 文書取扱責任者は、課長の命を受け、課内における次に掲げる事務を処理する。 一 文書処理の指導及び改善に関すること。 二 文書の事前審査に関すること。 三 文書の整理、編纂及び保管に関すること。 四 文書の引継ぎ及び軽易文書の廃棄に関すること。 五 行政手続及び情報公開に関すること。 文書取扱者は、文書取扱責任者の事務を補助する。	第三十八条 課長は、総務課長が別に定める文書分類表に基づき、文書を分類して整理しなければならない。	第四十四年(別表) 十年、五年、二年又は一年	第四十一条 簿冊は、その完了年度の翌年度の3月31日まで、課の書架等に保管しておくなければならない。	第四十二条 課長は、前条に定める期間(以下「保管期間」といふ。)を経過した簿冊(保存期間一年のもの)を除く。これを総務課長に提出し、保管しておくべきものを除き、すみやかに文書目録を作成し、総務課長に引継ぎなければならない。
	上小阿仁村	第15条 文書は、正確かつ迅速に取り扱い、事務が円滑公正に行われるように処理しなければならない。		第16条 各課に文書主任を置く 第22条 課長は、文書の配布を受けたときは、自ら処理するものほか、その処理方針を示して主務者に配布しなければならない。 2 課長は常に課内の文書の処理状況について注意し、その処理の促進を図らなければならない。		第35条 永年 10年 5年 1年		第37条 課長は、編集を終えた文書で各課の事務処理上必要と認められるものを除き、すみやかに文書目録を作成し、総務課長に引継ぎなければならない。
	大湯村	第13条 文書は、正確かつ迅速に取り扱い、事務が円滑公正に行われるように処理しなければならない。	第13条の2 総務企画課長	第13条の3 課所長は、それぞれの課所における文書の管理を統括する。第13条の4 各課に文書担当及び文書副担当を置く。 2 文書担当及び文書副担当は、各課の職員のうちから課所長が指名し、総務企画課長に届けなければならない。 3 文書担当は、次に掲げる事務を処理する。 (1) 文書の取扱いの指導及び改善に関すること。 (2) 文書の処理の促進に関すること。 (3) 文書の審査に関すること。 (4) 文書の整理、保管及び引継ぎに関すること。 4 文書副担当は、文書担当の事務を補助し、文書担当不在のときは、その事務を代行する。	第33条 簿冊分類表(様式第15号)	第38条 簿冊は、その完了年度の翌年度の3月31日まで、課の書架等に保管しておくなければならない。	第37条 課所長は、編集を終えた文書で各課の事務処理上必要と認められるものを除き、すみやかに文書目録を作成し、総務課長に引継ぎなければならない。	第37条 課所長は、前条第1項に定める期間(以下「保管期間」といふ。)を経過した簿冊(保存期間1年のものを除く。)に簿冊引継書(様式第18号)を添えて、毎年6月30日までに総務企画課長に引継ぎなければならない。 第38条 総務企画課長は、前条第1項又は第3項の規定により引継ぎを受けた簿冊について「保管停止」といふ。)を整理した上、書庫に保存するものとする。
	五城目町	第4条 文書は、正確、迅速、丁寧に取扱い、事務が円滑公正に行われるように処理しなければならない。	第5条 町長は、五城目町における文書の管理に関する事務を統括する。 2 総務課長は、文書の処理状況に関し調査を行い、文書事務が円滑かつ適正に処理されるよう指導しなければならない。	第5条 課長は、つねにその課における文書事務が円滑適正に処理されるよう指揮監督するものとする。 2 課長は、その課における文書事務を推進するため、文書管理責任者(以下「管理責任者」といふ。)及び文書取扱責任者(以下「取扱責任者」といふ。)をそれぞれ任命するものとする。 第7条 管理責任者は、その課における次の各号の文書の管理に当たるものとする。 (1) 文書事務の改善に関すること (2) 文書事務の処理の促進に関すること (3) 未処理文書の調査に関すること (4) 起來文書の審査に関すること 第8条 取扱責任者は、その課における次の各号の文書の管理に当たるものとする。 (1) 文書の取扱、発案、発注の取扱い及び処理に関すること (2) 簿冊の整理に関すること (3) 文書検索目録の作成に関すること (4) 簿冊の保管、保存及び廃棄に関すること (5) 簿冊の引き継ぎに関すること (6) 複製及びデジタルデータの活用許可に関すること (7) その他の文書の取扱いに関すること	第3条 (1) 法規文書 (2) 公衆文書 (3) 令和文書 (4) 住民生文書 (5) 部内文書 (6) その他	第34条 永年 10年 5年 1年	第36条 総務課長は、引き継ぎを受けた文書について、これを永年保存庫に保存しなければならない。 第35条 第30条の規定による永年保存文書は、永年保存文書台帳目録を添えて、総務課長に引き継ぎなければならない。	
	井川町	第40条 文書は、正確かつ迅速に取り扱い、事務が円滑公正に行われるように処理しなければならない。	第40条の3 文書主管課所長	第40条の2 文書担当課長は、文書の管理がこの規則に従って適正かつ円滑に行われるよう指導するとともに、必要があると認めるときは、課所に付け文書の管理の実態を調査し、又は文書の管理に関し課所の長(以下「課所長」といふ。)に対し報告を求め、若しくは改善のための指示を行うことができる。 第41条 各課に文書担当及び文書副担当を置く。 2 文書担当及び文書副担当は、各課の職員のうちから課所長が指名し、文書担当課長に届けなければならない。 3 文書担当は、次に掲げる事務を処理する。 (1) 文書の取扱いの指導及び改善に関すること。 (2) 文書の処理の促進に関すること。 (3) 文書の審査に関すること。 (4) 文書の整理、保管及び引継ぎに関すること。 4 文書副担当は、文書担当の事務を補助し、文書担当不在のときは、その事務を代行する。	第65条 設備簿冊は、別に定めるものを除くほか、次に掲げる簿冊及び用紙につき別記第11号によって処理するものとする。	第73条 永年 10年、5年、3年、1年	第71条 文書を保管する倉庫の閉鎖は、これを厳重にし、部外者を出入させなければならない。 2 文書保管倉庫で喫煙し、その火気を使用してはならない。 3 簿冊は、その完了年度の翌年度の3月31日まで、課の書架等に保管しておくべきものを除き、すみやかに当該課所に保管することとする。 4 課所長は、毎年3月31日現在の簿冊について簿冊管理表を作成し、その写し2部を3月31日までに文書担当課長に提出しなければならない。	第71条の2 課所長は、前条第3項に定める期間(以下「保管期間」といふ。)を経過した簿冊(保存期間1年のものを除く。)に簿冊引継書(様式第25号)を添えて、毎年6月30日までに文書担当課長に引継ぎなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、課所に備えておかなければならない簿冊については、引き続き当該課所に保管することとする。 3 前項の場合において、課所長は、当該簿冊を課所に備えておくべきでなくなったと認めるときは、速やかに当該簿冊に簿冊移動引継書(様式第26号)を添えて文書担当課長に引継ぎなければならない。
	羽後町	第十四条 各課で文書の配布を受けたときは、速やかに処理しなければならない。				第24条 永年 10年 5年 2年 1年	第二十三条 完了した文書は、主務課において隔年(会計に関するものは会計年度)毎に完了の日(日)毎に目録をつけて編成し、1年度、簿冊保存期間、主務課長及び簿冊番号を表記してこれを保管しなければならない。	第二十六条 各課は、簿冊を倉庫に収容する場合は、目録と強入換務課に引き継ぎなければならない。 2 総務課長は、前項の規定により引継ぎを受けた簿冊は、簿冊台帳目録に、各課保存別年別区分し、倉庫に収蔵しなければならない。
	東成基村	第15条 文書は、正確かつ迅速に取り扱い、事務が円滑公正に行われるように処理しなければならない。		第16条 課等に文書主任を置く。 2 文書主任は、その課等の職員のうちから課長等が命じ、その職名を総務課長に通知しなければならない。 3 文書主任は、課長等の指導を受け、課内の文書の整理、保管及び引継ぎ等を行う。	簿冊分類表による	第34条(1) 永年保存 (2) 10年保存 (3) 5年保存 (4) 1年保存	第36条 課長等は、編集を終えた文書で課等の事務処理上必要と認められるものを除き速やかに文書目録を作成し、総務課長に引継ぎなければならない。 2 総務課長は、前項の規定により引継ぎを受けたときは、文書保存台帳(様式第12号)を添付しなければならない。	

と予算で業務をこなさなければならぬ自治体においては当然出てくる発想であり、公文書の保存と廃棄に関する明確な基準がない現状では、大量廃棄が起こりうる。

その場合の特徴として、廃棄する時点ですでにかなり古くなってしまったものについては廃棄を免れるものの、保存年限を過ぎたばかりの公文書がなくなっているケースが多い。例えば昭和五十年代前半に庁舎が建て替える際に文書整理が行われたという秋田県内の自治体においては、明治期から戦前のものについては保存されているものの、昭和三十年代から四十年代前半の簿冊がほとんどない、という事例が複数あった。

③ 災害（庁舎火災・水害・地震など）

災害には火災、水害、地震、震災など様々なものがあるが、市町村役場が災害に見舞われた例も多い。災害時にはまず人命が何よりも優先されるわけだが、市町村役場は災害時の中心機関に設定されていることもあり、役場自体が被災すると、その自治体自体の機能が停止することになる。もちろんその原因の一つには多くの公文書が失われるということも含まれる¹⁹⁾。

秋田県では庁舎火災による公文書の焼失例が多い。昭和三十二年には秋田県庁が全焼している。また秋田県の複数の市では、市全体が被災した大火のため、戦前の議会議事録を含む公文書のほとんどが失われている。

平成十八年十月三日八峰町峰浜庁舎（旧峰浜村役場）において火

災が発生した際には、庁舎に保管されていた戸籍の一部や、各課の現用文書、データ類が全て焼失した²⁰⁾。八峰町では焼失した書類やデータ類について、国、県など関係機関から提供をってもらうなどして復旧に努めたが、八峰町は平成十八年三月二十七日に八森町と峰浜村の二町村で合併したばかりだったため、同町のみならず秋田県全体にショックが走った。このニュースを期に、文書管理制度の再点検を始めたという町もあった。

④ 組織の変化（組織再編・消滅・担当者の転勤、忘却など）

組織再編や、組織そのものの消滅は、文書、記録、資料が散逸する可能性を高める。市町村合併がその最たるものであるが、例えばある市では市史編纂室の消滅後、原稿や収集資料・複製物・書類は散逸し、わずかに資料の一部が同市の博物館施設に残されていたが、担当者が専門外のためか、その保存環境も劣悪であった。また他の市では、編纂室に収集された資料は残されていたものの、部屋自体が倉庫になっていた。ほかでも自治体史編纂の事業終了後、管理する職員がいなくなり、収集した資料（複製物を含む）が活用されない状態になっている自治体が複数あった。自治体史の完成によって地域の歴史が記録された、ということから、編纂のもととなった資料自体は不要となった、との認識がこのような状況につながっているとすれば、市町村に対して早急かつねばり強く、住民の生きてきた証を記した原資料の保存と公開の重要性を訴えていく必要がある。

また他のある市の場合、法務局だった建物に市の公文書が保管さ

れていた。過去に本庁等の文書整理で一時的に移動したもののや、市町村合併で本庁舎以外の旧市町村から文書が移動してきたが、本庁舎に保管する場所がなく、庁舎外に置いたということだった。特にこのような場合では、市町村の文書管理担当者も初めて見た、というケースが多く、その所在が解らなくなっているということになる。雨漏りや鼠害も見られたが、単なる保存環境の劣悪さに加えて、その存在自体が忘却されることも、公文書の散逸につながっている象徴的なパターンである。

⑤ 保存環境による劣化

劣化にも様々な原因があるが、当館の調査では、秋田県内の市町村の場合は高湿度による劣化が多い。特に書庫が地下にある場合は、頻繁に使用され、人の出入りが多い場合でも湿度が高いことが多い。中には高湿度のため壁紙がはげ、床が絶えず濡れた状態であったり腐っているなど、文書を保存する環境としては良いとはいえない状態の書庫も複数の市で見受けられた。当然文書にも湿気が含まれており、カビの発生などの危険性が高い。このような場合、書庫内には温湿度計がないか、すでに使えなくなつて久しいと思われる状態である場合が多く、除湿・空調・書庫の移動などの対策が必要であると考えられる。

三 市町村合併後の公文書保存について

1 市町村ができること

① 制度（条例・規程など）の整備

まず文書管理に関する規程についてである。これについてはここまでも述べてきているように、情報公開や行政の説明責任を果たす上で公文書の役割はますます重視されてきているが、表2にみるように、電子文書に関する規程や公文書の引継、「歴史的公文書」の取り扱いなど、規程自体がない自治体が多い項目もあり、時代に応じた規程の整備が図られるべきである。

② 情報公開制度との連携

秋田県内では全ての自治体に、情報公開条例が制定されており、条例に基づく公開がなされている。これは平成の市町村合併以前の段階ですでに全市町村で制定されていたものである。情報公開法施行令第十六条は行政文書の分類、保存、保存期間満了文書の移管と廃棄、文書管理事務監督者の設定などとともに、行政文書の帳簿を作成し一般の閲覧に供しなければならないとしている。

秋田県内の市町村では、行政文書の帳簿作成は情報公開条例制定後、もしくは文書管理規程改正以降の引継公文書に限られている場合も多く、今後は条例制定以前の公文書目録の整備が課題になってくることが考えられる。ただし行政文書の帳簿の整備を年々行うとともに、条例制定以前の公文書目録も徐々に整備していくことにより、公文書館法にもとづく公文書公開も段階的に可能になる。

③ 市町村役場に公文書館法に基づく公文書公開窓口の設置

情報公開条例制定以前の目録整備が今後課題になってくることを

前述したが、このことは、公文書目録さえできてしまえば、公文書館法による公文書の公開・閲覧が、市町村役場の窓口でも十分可能になるということである。したがって新たな施設などを設置しなくとも公文書館機能を果たすことができる。これには公文書の存在の把握が条件になってくることは当然であるが、請求されてから数日後には、公開、閲覧に供することが可能になってくる。

この際にまず問題になってくると考えられるのは非公開情報の取り扱いである。市町村には情報公開制度による公文書公開の経験があり、公開の方法そのものについては特に問題はないと考えられる。

ただし公文書館法による公開には年限経過による場合もあるが、国や都道府県など先行する公文書館の事例を参考にするなどして、明確な基準を設けることによって乗り越えることは十分可能である。目録の整備も課題となってくるが、これについては後述する。

実際に秋田県でも県南部の複数の市で公文書館法に基づく資料保存、公開への動きがあり、今後注目するとともに支援していきたいと考えている。

④保存環境の整備（全体像把握・目録整備・書庫環境の健全化）

まず書庫環境の整備があげられる。合併市町村では、本庁舎以外の庁舎や旧市町村の機関などに余裕のあることも多い。特に旧市町村庁舎の議場などは、二階以上にあり、空調設備なども整っているが、部屋に段差があるなど使い道がないことも多い。また合併の有無にかかわらず、学校の統廃合などで遊休施設があるのも確かであ

る。このような施設の中から、保存環境に適した場所を選択し、書庫に充てることは十分に可能な状態になってきている。その上で目録を整備する段階に入る。特に市町村合併による保存場所の点在化、広域化で、公文書の所在がわかりにくくなっている。目録を整備する際には、どのような資料があるか、ということとともに、公文書の「住所」を明らかにしておく必要がある。目録の作成についてはボランティア（有償・無償）を募るなどの方法もある。

⑤適切な保存と適切な廃棄

適切な保存がされるためには、保存期限が満了した公文書の適切な引継がなされなければならない。市町村の公文書廃棄は、各部署で行われている事が多いが、文書主管課に一括して引き継ぎ、評価・選別されることが理想的である。

公文書の公開については、公文書そのものの公開はもとより、どのような公文書が作成されて、何が保存され、何が廃棄されたのか、住民に対して提示できることが大切である。したがって保存、廃棄の基準は明確なものでなければならない。「歴史的公文書」などの保存について、自治体史編纂室等が関与することが多いことを前述した。歴史資料の保護運動や、自治体史編纂により収集された資料群の保存や活用などを目的として設置された地方公文書館施設も多く、住民の歴史的財産として公文書を保存する、という観点から見ると、決して悪いことではない。だが本来公文書は住民の権利を保護し、地域における様々な営みの記録が失われないために保存、公

開されるべきものであり、自治体史の編纂もこういったものを記録し、住民と記憶を共有するためになされるものである。したがって公文書が「歴史的な価値」という、判断基準が不明確になりかねない視点から評価・選別されることについては課題が残る。自治体史編纂室などが行う場合でも、当該自治体の行政について理解の深い行政実務の経験者等をメンバーに入れるなど、様々な視点からの評価が必要であると考える。

秋田県内の市町村の大部分が戦前の公文書を保存していることは前述したが、これについてはその数が少ないこともあり、その全てが保存されるべきであると考ええる。その際には山口県や京都府、東京都、群馬県、埼玉県のように文化財指定を受けて保存を図ることは有効である。またこれは住民への公文書保存に対する理解を深める一つの方法ともなると思われる。

2 都道府県の公文書館としてできること

① 公文書保存・公開などに関する情報提供

まず情報公開制度とともに公文書館法に基づいた公文書の公開をすることにより、住民に対する説明責任を果たすことができる。また公文書の適切な整理、保存することは行政の効率化や透明性を高めることになる、ということ由市町村に繰り返し訴えていく。

また「(一)市町村ができること⑤適切な保存と適切な廃棄」の中で、評価・選別について触れたが、公文書の評価選別を行うことが市町村の新たな負担を増やすこととなり、結果的に公文書の公開

を遅らせることになっては本末転倒である。したがって当館などの都道府県公文書館施設が、積極的に評価選別についての経験を市町村に伝え、館としての評価選別基準を示して、各市町村に合った評価選別基準の作成を支援していくことは十分に可能である。大濱徹也氏は「地域史料が消滅することは、その地域の「歴史」がなくなるのではなく、地域の人々の「権利」が守られなくなることであり、公文書や古文書は「古文書」として保存されるのではなく、地域の権利・義務を守るために保存される⁽²¹⁾」とされたが、このような意識を市町村職員に伝えていくことも、当館の役割であると考ええる。さらに市町村ごとに、調査結果に基づいて書庫カルテを作成し、資料保存に関する情報として提供するなどして、適切な保存と公開ができる体制を整備するための手助けをしていく。

② 公文書館法に基づく公文書の保存と公開への働きかけ

当館では毎年度、市町村の文書管理担当者や歴史資料の保存機関職員などを対象とした会議を行っており、平成十九年度で十一回を数えた。毎回、公文書等の保存に関するテーマを掲げていることは前述したが、今後もこのような取り組みを継続していく。

また市町村への公文書等保存状況調査では市町村長（または助役・副市町村長）に極力、直接面会して公文書の適切な保存と公開の必要性を説明している。さらに今後は県市長会、町村長会などの機会を利用して、公文書保存を働きかけていくことも大事である。首长の意向は自治体にとっては強い影響力を持つため、担当者への働

きかけと平行して行っていくことが有効である。

③市町村公文書の目録作成への協力

山口県公文書館や鳥取県立公文書館では市町村の保存する公文書を目録化し、公文書保存に役立てる取り組みを行っている⁽²²⁾。すべての公文書館施設などでこのような事業ができるわけではないが、公文書目録の作成は市町村の公文書公開にとって非常に重要であり、この分野におけるの協力や情報提供は大事である。

④合併市町村の本庁舎以外の地域への資料保存呼びかけ

合併市町村において、本庁舎が設置されなかった地域の公文書、歴史資料は、その保存が難しくなっている。例えば合併前の町にあった博物館施設は、合併前は常時職員がおり、展示活動や自治体史編纂の拠点などとして活用されていたが、合併後は常勤職員すら置かれなくなった、という例がある。そのような施設と都道府県、市町村の公文書館が協力して、当該地区に関係した資料を当館所蔵のもと、地元で保存されているものを使用した展示会を行うことは可能ではないだろうか。地域における公文書、古文書等を利用し、できるだけ多くの地元の方々に見ていただくことで、地域の存在意義について改めて考えていただき、地域に関する資料の重要性を啓発することにつなげたい。

⑤学校資料の保存と公開

地域と密接なつながりを持つ学校、特に統廃合などによって散逸の危機にある学校関係資料を地域や統合される新しい学校で保存す

ることを市町村に呼びかけ、資料が児童・生徒や教職員、保護者などの目に触れるようにすることで、地域から学校が失われても、個々の地域、地域資料に対する意識を持てるようにする。

秋田県内の公立学校では、その設立に地域住民が深く関わった事例が多い。統廃合の有無にかかわらず、学校においてアーカイブ機能を充実することで、建学の精神、教育的風土、当該地域に置いて教育を受ける権利などを明らかにすることは、地域や同窓会組織などにとって大事なことであり、学校自身にとっても学校経営の透明化、円滑化、地域とのつながりをより深めるためにも重要である。学校資料の保存・公開に関しては県や市町村の教育委員会などと連携をとりながら、「開かれた学校づくり」の支柱となる体制を整える必要がある。

⑥公文書、歴史資料に関する情報収集

都道府県の公文書館において、管轄内の公文書や歴史資料に関する情報を収集しておくことで、公文書等の情報センター的な役割を果たすことができる。県公文書館に問い合わせれば、どこにどのような資料があるのか、という情報を集約し、多くの利用者に提供することで、市町村の公文書等を利用してもらうことで、市町村の公文書公開に関する体制の整備を促していく。

⑦地域資料を教材として提供（学校教育・生涯教育）

これは各地の公文書館等で行われていることではあるが、地域に⁽²³⁾関係した資料を教材として紹介、提供することで、資料保存の裾野

関係した資料を教材として紹介、提供することで、資料保存の裾野を上げていく活動を行うことは大事である。

3 住民としてできること

① 住民運動としての記録保存

平成十七年七月一日付の日本経済新聞夕刊「現代」を歴史に刻む「アーカイブズの今」では、阪神淡路大震災の記録保存に関する取り組みが紹介され、大災害という残念な出来事がきっかけではあるが、地域社会の再評価、地域における記録の重要性が認識された例が紹介されている。これはいわゆる「古文書」ではなく、現在の住民が生きた証そのものの記録を保存し、その記憶を共有しようとする活動である。また阪神淡路大震災以降、福井県、宮城県、新潟県などで発生した災害を機会として、各地で歴史資料の保存ネットワークが結成されている。こうした動きを公文書保存にも活かしていくことは十分可能であると考ええる。特に資料防災を目的とした団体の、災害時以外の普段からの活動の一環として、市町村への公文書保存と公開を求めることは、市町村の動きを促すうえで有効である。

② 企業などによる利用

企業では最近、商品の復刻版などを発売するケースがあるが、地元企業や商店街などが古い記録を活用して、地元への密着度や企業文化の独自性などをアピールすることができるとしている。そのためには自治体側も、多様な情報を含む公文書を保持する機関として、様々な機

会を捉えて地元住民や企業の記録を保存し活用する意識を持つべきである。

③ 地域活動への利用

地域の行事や祭礼などと関連した資料は、公文書の中に多い。町おこしなどのイベントは各地で行われているが、その多くには行政が何らかの形で関わっている場合が多い。行政の動きだけではなく、地域の成り立ちや過去の反省などを今後の町おこしなどに活かしていく、という発想で公文書を利用することは、地域活動にとって有効であると考ええる。

また地域の祭礼などは明治以降にその形態を変化させた例も多い。途絶した祭りが最近になって復活したこともある。地域の祭礼などは前近代からの歴史を持つものが多いが、明治以降の資料を住民に活用してもらうよう、市町村の側からも情報提供を行い、住民の資料に対する意識を高める。

おわりに

秋田県では人口減少が続き、限界集落という呼ばれ方をされる地域も増えてきた。広域合併が個々の集落、地域を潰す機会になってはならないと思うし、市町村合併が旧市町村の地域の風土や文化、歴史、行政の継続性と一貫性、そして何よりそこに住む人々の権利を記した公文書を失わせる機会になっては決してならない。また自

立市町村においても、なぜ合併という選択肢ではなく、自立の道を選んだのか、近い将来の住民に対する説明責任がすでに発生している。そのためには市町村の努力はもとより、国や都道府県、また住民自身が自らの問題として、今後も取り組んでいかなければならない課題であると考ええる。

註

- (1) 平成十三年十一月二十八日付「市町村合併時における公文書等の保存について(要請)」全国資料保存利用機関連絡協議会
- (2) 「市町村合併時における公文書等の保存について(要請)」(総行文第二十二号)
- (3) 平成十七年六月十六日付「市町村合併時における公文書等の保存について(要請)」(国公文第二三六号)、平成十八年六月二十日付「市町村合併時における公文書等の保存の適正化について」(国公文第一八七号)
- (4) 平成十七年六月二十四日付「市町村合併時における公文書等の保存の適正化について」(総行合第五二五号)、平成十八年六月二十九日付「市町村合併時における公文書等の適切な保存に係る一層の推進について」(総行合第三一号)
- (5) 「市町村合併時における公文書等の保存についての調査」全史料協、平成十四年七月九日付実施
- (6) 北海道立文書館、茨城県立歴史館、栃木県立文書館、宮城県公文書館、京都府立総合資料館、岡山県立記録資料館、徳島県立文書館など
- (7) 広島県市町村公文書等保存活用連絡協議会。これについては「市町村合併と公文書保存」安野福平(「広島県立文書館紀要」第七号
- (8) 平成十五年三月三十一日(広島県立文書館)に詳しい。「山口県文書館における市町村合併に伴う公文書保存の支援活動について」吉田真夫(「山口県文書館研究紀要」第三十二・三十三号)、「鳥取県における市町村公文書管理の現状と課題―市町村公文書保存支援事業から―」清水太郎(平成十六年度「鳥取県立公文書館研究紀要」)
- (9) 国立公文書館「市町村合併時における公文書等の保存について」(平成十七年五月、平成十八年五月)
- (10) 「秋田県の人口と世帯(月報)」平成十九年十一月一日現在(秋田県学術国際部調査統計課)
- (11) 秋田県公文書館ホームページ内でアンケート結果を公表しているの
で、参照されたい。
(<http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/1143419563103/Files/hozon01enqu.pdf>)
- (12) 秋田県市町村課では合併市町村の行政組織を「本庁方式」(各部局が本庁に集中)と「分庁方式」(本庁部局を旧市町村の各庁舎に分散設置)に大別し、それぞれ「総合窓口方式」(旧市町村の各庁舎に住民サービスの総合的窓口のみを設置)と「総合支所方式」(総合支所に企画部門や事業部門の各課を設置)をとっている、としているが、ここでは組織の移動、配置状況を中心に分析した。
- (13) 大仙市・八峰町・井川町・大潟村
- (14) 秋田市・大館市・能代市、由利本荘市、横手市、にかほ市、三種町、八郎潟町
- (15) 由利本荘市、横手市、にかほ市、三種町
- (16) 秋田市など
- (17) 秋田県公文書館「公文書の保存状況に関する補完調査」(平成十八年度実施)による。調査はアンケート形式で行った。残存率は議事録が一冊でも残存している市町村の数を、当時の自治体数から年度毎に割り出したものである。

(18) 註(17)に同じ。

(19) 平成十六年七月十三日、新潟県中之島町役場の被災など。

(20) 非現用文書や議会議事録については他の庁舎や公民館施設の書庫に保存されていた。この火災後、秋田県公文書館では、出勤職員で火災情報を共有。館長に報告後、関係各課と連絡を取り、八峰町へ状況確認、被災文書救済関係の資料提供などを行った。

(21) 平成十九年度国立公文書館 公文書館専門職員養成課程講義

(22) 註(8)に同じ

(23) 群馬県立文書館『授業で使えるぐんまの資料』平成十六年三月など

※ 本稿は平成十九年度国立公文書館公文書館専門職員養成課程修了研究論文を加筆訂正したものである

(公文書班専門員 けむやまひでとし)

宝永期の秋田藩政と利根川・荒川手伝普請

―「岡本元朝日記」の分析を中心に―

伊藤 成孝

はじめに

- 一 大名手伝普請と秋田藩
- 二 秋田藩の宝永期利根川・荒川手伝普請
- 三 幕府と秋田藩江戸藩邸との折衝の実態
おわりに

はじめに

宝永元年（一七〇四）十月、秋田藩は幕府より利根川・荒川筋の普請役を命じられた。江戸藩邸詰の家老岡本又太郎元朝が大奉行を、その実弟で大番頭渋江十兵衛光重が副奉行を務め、翌二年四月には終了している。

ところで、幕府軍役である大名手伝普請についての先行研究は、大名手伝普請を総体的に捉えた善積美恵子氏^①、宝永元年の大和川付替手伝普請に関しては村田路人氏^②、享保期の国役普請については原

昭午氏^③、笠谷和比古氏^④、木龍克己氏^⑤、そして、幕府の治水政策史全般としては大谷貞夫氏^⑥の研究があげられる。また、利根川の治水史についても、かなりの研究の積み重ねがある。

一方、秋田藩の幕府手伝普請については、軍役と財政面から山口啓二氏^⑦や昭和版『秋田県史』^⑧でその概要が説明されている程度であり、特に宝永期の利根川・荒川手伝普請については、史料としては『国典類抄』^⑨にまとめて収録されているほか、「岡本元朝日記」^⑩（以後「元朝日記」とする。）に詳細な記事を見ることができ、その分析は『秋田県史』で触れられているのみで、秋田藩に関するこの分野での研究蓄積は皆無といってもよいと思われる。

そこで、本稿では前述の研究成果を踏まえ、『佐竹家譜』^⑪や『梅津政景日記』^⑫（以後「政景日記」とする。）の分析により、藩政前期における秋田藩の手伝普請について、そして、『国典類抄』と『岡本元朝日記』の分析により、宝永期の秋田藩政と利根川・荒川手伝普請について、特に幕府側の意向とそれに対する秋田藩の対応など

から、この時期の大名手伝普請の実態の解明を試みることにし、このことを今回の問題設定としたいと考えている。

ただし、本稿では河川工事そのものの概要にせまるのではなく、秋田藩による手伝普請を通して、幕府老中や側用人柳沢吉保・勘定奉行萩原重秀と江戸詰家老岡本元朝とのやりとりを重点を置いて分析を行うことをあらかじめお断りしておきたい。

一 大名手伝普請と秋田藩

まず、本節ではこれまでの研究成果（特に大谷貞夫氏の成果¹³）を踏まえて、近世前期の大名手伝普請と秋田藩についてみていくことにする。

江戸幕府は城郭・河川・寺社・御所の普請に対して、特定の大名に手伝を命じているが、これを「御手伝普請」といつている。大名の幕府に対する軍役負担である大名手伝普請は、幕府の諸普請工事の一部、又は全部を將軍の家臣である大名に負担させる課役であり、課された大名は、労働力・資材又は金品を調達し、これを遂行する必要がある。

大名手伝普請はすでに豊臣政権下でも行われていたが、江戸幕府成立後も全国に賦課され、江戸城及び江戸城下町の建設をはじめとして、全国の軍事上・政治上重要な城郭の修築工事が行われた。

こうした統一権力が大名に賦課した普請役は、軍役としての意味

を持つと同時に国役でもあり、その際大名は領国内の家臣団を編成し、幕府「公儀」の役賦課に対応できる体制を固めていった。

十七世紀後半には、社会・経済構造の変化に伴い、夫役の金納化が進んだことにより、大名手伝普請のあり方も変容していくが、土木事は幕府の指示のもと、入札で決められた請負人により進められ、大名は割り当てられた普請場に、監督のための家臣を派遣するのみで、代わりに普請入用金を負担するだけとなった。

近世前期の河川の名大手伝普請は、慶長九年（一六〇四）の三河国矢作川普請（深溝藩）以来、一世紀の間行われていなかったが、元禄十六年（一七〇三）十月、幕府は大和川の改修を実施、姫路藩のち明石藩など五藩にそれぞれ手伝を命じている。

大和川の改修が行われていた宝永元年（一七〇四）、関東地方でも利根川・荒川の普請が計画され四大名に、続いて翌二年（一七〇五）にも江戸近辺の河川の普請が行われ、白河藩など五藩に手伝普請が命じられた。

宝永四年（一七〇七）十一月の富士山噴火により、武蔵・相模・駿河三国内で火山からの噴出物が降雨とともに泥流となって河川に堆積したことから、翌五年（一七〇八）正月、岡山藩など五藩に相模川・酒匂川の浚い普請が命じられた。また、翌六年（一七〇九）七月、津藩・浜松藩に駿河・相模両国の河川の手伝普請が、さらに、翌七年（一七一〇）二月、山形藩など三藩に相模国河川の手伝普請が命じられている。

それでは続いて、近世前期の秋田藩の手伝普請について概要をまとめることとする。慶長期から慶安期までの普請役を一覧にすると(表1)のようになるが、ほとんど断片的な史料しかなく、動員状況も財政負担も不明なものが多い。そこで、『義宣家譜』や『梅津政景日記』等詳細な記事が残されている事例に絞り分析していく。

まずは、慶長十九年(一六一四)の「越後普請」と称された「高田城普請」についてみていく。幕府は東国の諸大名に対して、同年三月三日に命じており、秋田藩においても藩主義宣自ら越後高田に赴き陣頭指揮を執っている(『佐竹家譜』上 第二十一世義宣 慶長十九年四月六日条)。

陣容は芦名主計義勝・佐竹左衛門義種・佐竹将監義賢・小場式部義成・石塚大膳義辰・茂木筑後治良・真壁右衛門重幹・今宮撰津道義・梅津半右衛門憲忠等で構成(但し、佐竹義種は病気のため帰秋。又、物頭・一騎・駄輩・馬添等の名は記されず。)され、米・大豆請取扱役は藤作喜右衛門・石井鞆負、敦賀にて軍役板料銀請取扱役は菅谷隼人(上下十人)・江間主典・武石助之允(各上下四人)、足軽二人、小屋料銀請取扱役は片岡縫殿助、台所役は小野崎太郎左衛門、片岡蔵人、他に上館与兵衛・田中治右衛門・塙治部左衛門・石井弥右衛門・助川小右衛門となっている。この年末に大坂冬の陣があり、秋田藩も出陣するのだが、そうした軍事動員に匹敵するようない門・重臣を中心とした陣容であることがわかる。

次に、元和六年(一六二〇)の「江戸城二ノ丸普請」についてみ

<表1>近世前期の秋田藩の手伝普請

年号	西暦	普請役内容	<出典>
慶長12年	1607	「江戸普請」と称された江戸城修築普請	山口論文
慶長14年	1609	「海上普請」と称された銚子舟入普請	羽陰史略 山口論文 県史
慶長16年	1609	禁裏普請	県史
慶長19年	1614	「越後普請」と称された高田城築城普請	義宣家譜 羽陰史略 山口論文
元和4年	1618	江戸蓮沼御門普請	羽陰史略 県史
元和6年	1620	江戸城二ノ丸普請(沙汰無し) 江戸城一橋御門普請	政景日記 羽陰史略 県史
寛永元年	1624	小田原石垣普請(沙汰無し)	義宣家譜 政景日記
寛永6年	1629	江戸神田橋・麴町後虎口石垣普請	義隆家譜 政景日記 羽陰史略
寛永7年	1630	江戸神田橋川上堀の漏水箇所修繕	義宣家譜 政景日記
寛永8年	1631	江戸神田橋瀧口の漏水箇所普請	義宣家譜 政景日記 羽陰史略
寛永9年	1632	江戸城北の丸破損修繕	羽陰史略
寛永13年	1636	赤坂瑠池普請(江戸御堀浚・石垣普請)	義隆家譜 羽陰史略 県史
寛永14年	1637	堀普請	政景日記 秋藩紀年 県史
正保2年	1645	赤坂御門際より吉祥寺下水道迄堀浚	義隆家譜 羽陰史略 県史
慶安2年	1649	堀普請	県史

ていく。前年元和五年末、江戸参勤中の藩主義宣は、江戸城二ノ丸は奥州の大名が担当するとの情報があることから、まだ幕府から催促は無いが、あらかじめ動員を命じ(「政景日記」元和六年一月十一日条)ており、国元で梅津政景が対応している。

それによれば、この普請人足として江戸御供のほか、蔵入地・知行地を問わず一五〇石に付一人の人足(持道具として鍬一丁ずつ)、また、在郷の足軽三〇〇人を集めるよう命じて

いる。但し、在郷の足軽三〇〇人については、去年参勤した足軽や境目御番を差し引いた二九〇人と、江戸参勤の御供を勤めなかった者一〇人の合わせて三〇〇人を御登衆とすることにした。

こうして人足合計一、二六五人を書き立て、在郷足軽の目録も合わせて提出した。また、普請の綱のための青麻を仙北・阿仁・比内と久保田町で調達したことも報告している。

この普請人足の扶持割の際、政景が慶長十九年の越後高田城普請時の御蔵帳を調べたところ、渋江内膳政光の見積りによれば、米で参勤往復二十日分は一日一升ずつ、越後滞在十日分は一日七合五勺ずつ、都合三十日分の朝昼晩三度扶持方として、米二斗七升五合、銀にして二匁七分五厘（但一斗に付一匁直し）とあり（同年一月十五日条）、それを参考にして見積もりを立てている。ちなみにこの割合で人足扶持方を算出すると、三四七石八斗七升五合、銀にして三貫四七八匁七分五厘かかることになる。

ところが、普請中止の情報から人足触は無用（同一月二十日条）となり、二月には江戸に残された者も帰国（同二月十八日条）している。結局、この江戸城二ノ丸普請について幕府は、米沢藩上杉氏・仙台藩伊達氏・会津藩蒲生氏・山形藩最上氏には催促したが、秋田藩には催促しなかったのであった。にもかかわらず義宣は、材木調達の要請があることを心配して、舟の用意をしておくように命じて（同二月二十五日条）いるのである。

こうした事実は、関ヶ原後に懲罰的な国替を命じられた秋田藩に

とって、幕府の動向には敏感であり、過剰なまでに忠勤を励む必要があったからということが、従来の一般的な見方としてあるが、それだけではまだ幕藩制国家における「役」を通した幕府と藩との関係が明確になったとはいえないものと思われる。

続いて、寛永元年（一六二四）の「小田原石垣普請」についてみていく。同年、大御所秀忠が小田原を御閑居所とするために、来春小田原普請を奥羽諸大名に命じるとの情報を細川越中守忠利より伝えられ、江戸藩邸の留守居信太兵部が石場を案内され、現地の肝煎百姓に引き合わされたとのことであった。

そこで、国元の義宣は、「今回の普請はできれば辞退したいが、正式に決定すれば秋田藩も勤めなければならない。しかしながら、元々秋田に居た者（百姓）も常陸から来た侍も『石垣普請』は不案内であり、できれば『御堀普請』か『御引普請』かいずれにしても『土普請』を命じてほしい旨幕府へ依頼するよう。願いが叶わず『石垣普請』に決まれば、その道具等を調達するように。」と政景に急ぎ江戸へ登り準備するように命じている。但し、義宣は細川忠利に情報提供への礼状を出しつつ、江戸藩邸の留守居信太兵部へは、幕府の年寄衆土井大炊頭利勝や江戸町奉行嶋田次兵衛利正からの正式な指示が無いうちは勝手に動いてはいけなと命じているにもかかわらず、細川の案内で石場を見に行ったことを叱責している（「政景日記」寛永元年七月二十五日条）。

江戸に到着した政景は嶋田利正に会い義宣の意を伝えたところ、

「家光や幕閣からは一切指示は無いが、西国大名は京・大坂の普請を行っており、今回の小田原普請は関東・奥州の大名が担当すべきであり、秋田藩も出願すべきだ。もし、石垣普請ならば、二十間・三十間割りであろうが、義宣の意向については土井利勝と内談する。」（同年八月五日条）とのことであった。

結果として、またしても秋田藩には命令が無かったのだが、ここで注目すべき点は、幕府公儀としては義宣（秋田藩）の身上は、「御普請被遊候身上二候へハ、被仰上候て可然候」（同年同日条）としていることである。各大名は家格（軍役高）が決まっについて、公儀の手伝普請役は、幕府から外様大名勢力削減のために一方的に押しつけられるものではなく、公儀国家を構成する藩がその家格（軍役高）に基づいて当然負担するべきものであると当時は認識されていたと考えられる。

また、「政景日記」の記事によると、幕府との関係（公儀への奉公）を円滑にするため、幕府の意向については、外様大名では幕府と関係の深い細川家、幕臣では徳川家康側近で御使番嶋田次兵衛重次とその子で秀忠側近の江戸町奉行嶋田次兵衛利正などから江戸藩邸の留守居信太兵部らが情報を得ており、この時期の秋田藩における幕府からの情報収集のあり方が伺える。

最後に、寛永六年（一六二九）の「江戸神田橋・麹町後虎口石垣普請」についてみていく。前年寛永五年（一六二八）十一月、来春からの江戸神田橋麹町後虎口の石垣普請の知らせ（「政景日記」寛

永五年十一月朔日条）があり、秋田藩にも命じられ（同年十一月十日条）、普請道具の調達等の準備のため、岡三郎兵衛忠政・菅谷隼人元世、そのほか不肖衆六人が江戸に派遣（同年十一月二十九日・十二月四日条）されることとなった。

そこで、十二月六日梅津政景は兄で家老の半右衛門憲忠の屋敷で、給人は一〇〇石に付一人役・蔵入（扶持方）は二〇〇石に付一人役として普請の人足割りを行い、翌七日に催促状を出している。また、九日には幕府年寄衆より正式に「御普請御触状」が届いている（同年十二月六日・七日・九日条）。

翌六年一月、藩主義宣は普請人足の江戸登りについて、家人であっても百姓であっても脇差しを指させ、衣装は見苦しくないようにさせるよう（同六年一月八日条）命じている。これについては、元和三年（一六一七）六月の上洛御供に際しての「馬乗拵の触」にも同様なことが見られること（同元和三年三月十九日条）から、普請役での江戸登りの軍装が、参勤・上洛御供の場合と同様の重要性をもつて認識されていたものと考えられる。

普請人足の手間銀については、蔵入地の村から二〇〇石一人役で人足を立てた場合は極印銀一〇〇目に定めたので、百姓を人足に立てた場合は、給人より五〇目・一〇〇石の百姓より五〇目で立てるようにとの指示（同七年一月十六日条）を出している。また、二月八日には「普請の法度書」を重臣が吟味し義宣が決裁したうえで定めている（同二月八日条）。

さて、この普請での秋田藩の担当場所は、大御所秀忠の配慮により、上屋敷（当時は神田）近くの勝手の手よい神田橋を普請奉行より割り当てられ、早速土井利勝・嶋田利正に礼状を出して（同閏二月二日条）いる。こうして普請が始まったが、四月十六日には秀忠が神田橋町場へ出、普請の様子を見て、「石垣見事二出来候と被仰出候」と機嫌良く賞賛したとのことで、若殿（義隆）も御目見し、小場式部義成・梅津半右衛門憲忠も御前に召し出され（同四月二十二日条）ている。また、四月二十二日には、將軍家光が日光からの帰りに神田橋普請場を通った際、普請人足扶持方として、軍役人数一杯ずつ拝領（同二十八日条）している。

神田橋の石垣普請は五月中には終了したが、次に麴町後虎口より北方の石垣高さ三間・横七十二間の二番普請を行うこととなり、以前送った銀三三〇貫目では足りないので、改めて一〇〇貫目程追加送金するよう家老梅津憲忠より国元へ指示があり（同六月一日条）、予想以上に費用がかさんでいることがわかる。

この普請も七月十二日には完了（同七月十三日条）し役を果たし終えるのであったが、八月八日には、小場義成・梅津憲忠・菅谷元世・岡忠政が、秀忠・家光に謁し、「御服」を拝領（同八月十八日条）している。それに対して、御進上蠟燭千丁（但百目懸百丁入に十箱拵）、鮭七十尺（秀忠・家光へ二本宛、酒井忠世・土井利勝・嶋田利正へ十本宛）、小袖三十（普請奉行衆へ）等の進物の用意をさせているなど、大御所・將軍・幕閣への念入りな配慮も忘れて

いないのである。

ところで、『国典類抄』の記事によると、江戸御登衆は（表2）の通りであり、御代官の一門小場式部義成・家老梅津半右衛門憲忠が指揮し、普請奉行として菅谷隼人・岡三郎兵衛の二人があたり、それぞれ足軽大将（代人又は奉行が率いる場合有り）の下、久保田三〇六人・在郷三七四人の合計六八一人であり、その他憲忠同道の

<表2>
寛永6年(1629)江戸神田橋・麴町後虎口石垣普請登衆一覧

御代官	小場式部		
御家老	梅津半右衛門		
御普請奉行	菅谷隼人・岡三郎兵衛		
足軽大将	人数		人数
宇留野源兵衛	26	今宮勘解由 (奉行 石井庄兵衛)	14
中川宮内	26	今宮又三郎	16
真崎長右衛門	25	刈和野 足軽 (奉行 古沢助之丞)	86
信太内蔵助	56	奉行 町田半兵衛)	
人見九右衛門	26	羽黒 足軽	69
高屋五左衛門	17	(奉行 斑目作右衛門 奉行 迎十右衛門)	
川井平右衛門	56	檜山 足軽 (奉行 石井助之丞)	30
小野崎太郎左衛門	26	大館 足軽 (奉行 田村勘右衛門)	30
山方内匠	26	十二所 足軽 (奉行 岡本采女)	40
大山孫左衛門	26		
梅津半右衛門	15		
山県清右衛門 (高屋五左衛門召連登)	19		
湯沢 御足軽 (奉行 鹿子玄蕃)	52		
計681人(内306人久保田・374人在郷)			
請取 今井頼母・橋本五郎左衛門			
梅津半右衛門同道19人 小林忠右衛門・石井嘉左衛門・厚木六之丞・杉村又左衛門・清水勘六・桜田金左衛門・赤津惣兵衛・小林藤七・真崎九助・大和田兵右衛門・黒沢源兵衛・(割役人)鈴木三右衛門・(割役人)石井吉右衛門・根本市郎右衛門・国安七右衛門・(御扶持方渡役)大縄七右衛門・川尻牛之助			

<出典>「山方太郎左衛門泰純所持」
『国典類抄』第10巻 軍部全 p723~p724)

役人一九人の体制であった。また、藩はかなり詳細な規定を設けて家臣や百姓に負担を課していたこともわかる。

このように、幕府による大名手伝普請における動員の費用は、藩財政のみならず家臣にとっても極めて大きな負担であったが、藩制国家を構成する秋田藩にとって、公儀の大名手伝普請は遂行しなければならぬ義務（＝身上）と考えられ、領国支配を確立していき、かつ堂々たる家格・権威を示していくためには、こうした奉公を確実に果たしていくことで、幕府との関係を円滑・有利にしておく必要があったものと考えられる。

二 秋田藩の宝永期利根川・荒川手伝普請

宝永元年（一七〇四）は六月十五日から七月三日にかけて、江戸近辺に大水があり、利根川が増水し猿股の堤防が決壊して、下総国古河から行徳、千住・浅草あたりまで一帯にわたる近年に無い洪水（「元朝日記」宝永元年七月一日〜九日条）となった。そこで、破壊された堤防や用悪水施設の復旧が目的で大名に手伝普請が課せられることとなった。

秋田藩江戸上屋敷に幕府老中土屋相模守政直より老中連署の奉書が届き、明朝の登城を命じられた。この時点で藩邸内御用部屋では、本方奉行沢畑市郎右衛門や副役酒寄弥兵衛らが、明日の御用は何事であるか、多分「御普請」ではないかと気を揉んでおり、早く

もその普請費用の心配をしている（同年十月二十日条）。

翌日、藩主義格は叔父の佐竹老岐守義長（分家二万石）同道の上登城し、「利根川・新川（荒川）之川筋御普請御手伝」を命じられた。相役は松平土佐守（山内豊房）土佐国高知藩二〇万二六〇石）・松平隼人正（松平近朝）出雲国広瀬藩三万石）・相良志摩守（相良頼福）肥後国吉藩二万二〇〇石）であった。

この日の晩に、老岐守義長・佐竹式部少輔義都（分家一万石）同席のもと、今回の「普請御用」について、大奉行は国元の家老梅津半右衛門忠昭、元締役は本方奉行寺崎弥左衛門と勘定奉行の内の一人を命じる意向が示された。実際の対応については、江戸詰の家老渋江内膳処光や岡本又太郎元朝は、「江戸城石垣普請のような石切大工等の計画とは違い、今回は検地役による人足の人数や木土の積算が必要なので、秋田から役人が来ないうちすぐには普請工事に取れかねない。また、普請現場は江戸から二・三日離れた場所にあるため、役人・人足の宿泊場所も考えなければならないし、物頭・足軽・中間は火消役からはずれたので余裕はあるが、その他の侍は現在勤務しているものを除けば手の明いている者はいない。だから、どうしても秋田より普請の人員が来なければ取りかかるとはできない。」ということ、担当老中秋元但馬守喬知や勘定奉行荻原近江守重秀に内々に相談することを上申している。そして、荻原には秋田藩お抱え絵師平野喜伯（益信）を、秋元には留守居下山田新五郎を遣わすこととなった（同二十一日条）。

下山田が秋元に伺いを立てたところ、用意が出来次第取りかかるようにとのことであつたが、具体的な指示は無かつた。そこで、詳細な指示は萩原から受けるようにとのことであつたため、喜伯を通して萩原に秋田藩の事情を説明した。一方、秋元の意向は年内着手との感触から、国元へは催促をしながら、秋元・土屋の両老中には、着手延期のお願いをしている(同二十二日条)。

下山田は今回拜命の四藩留守居と相談の上、費用・人数・家臣陪臣の装束まで書付にまとめ(同二十三日条)萩原に提出し相談した

<表3>利根川・荒川手伝普請のため江戸召登衆一覧

役職	名前	上下人数	備考
大奉行	梅津半右衛門		
添奉行	寺崎弥左衛門	15	金子40両
添奉行	平元小一郎	15	金子50両
大目付	清水嘉兵衛	9	金子15両
大目付	平沢主水	9	金子15両
副役	石川伊右衛門	9	金30両
副役	茂呂喜左衛門	9	金30両
御医師	伊勢三近	9	金15両
御医師	林玄察	9	金15両
外科	友田昌頌		江戸より
割役	清水形右衛門	5	金15両
割役	関五郎左衛門	5	金25両
検地	川上治兵衛	5	金25両
検地	館岡武兵衛	5	金25両
本方吟味役	小介川五左衛門	5	金25両
物書	木村吉右衛門	3	金15両
物書	栗田友右衛門	3	金15両
御金役	折内作右衛門	7	金15両
御金役	小室惣兵衛	7	金15両
物書		1	
御扶持方渡	金五右衛門	3	金15両
御扶持方渡	佐藤伊兵衛	3	金15両
物書		1	
御雑用役	疋田太郎左衛門		江戸より
御雑用役	小室権之丞		江戸より
物書	土肥新兵衛		

御普請小奉行
 笹嶋長左衛門・秋山長右衛門・茂木伝之丞・奈良喜兵衛・
 大川六郎右衛門・斎藤弥一兵衛・岩間六右衛門・大山三右衛門・
 篠田喜右衛門・沢畑伝之丞・西野円左衛門・黒子孫助・富岡善七・
 飯塚与右衛門・湊伊兵衛・石川善左衛門・高畑今右衛門・浅野宅右衛門・
 吉田権右衛門・豊田弥五右衛門・岩屋弥兵衛・飛田桑左衛門

<出典>「山方太郎左衛門泰護大御番頭動中日記」(『国典類抄』第10巻 軍部全 p745~p746)

ところ、萩原からは具体的な人数の指示はなく、もし秋元から尋ねられた場合は、萩原の指示で控えている旨答えるようにとのことであり、こうした萩原のはつきりしない対応には元朝もその真意を掴みかねている(同二十四日条)。

こうしたことから、この段階では、秋田藩では従来通りの藩が家臣や人足を動員して行方形式を想定しているものと思われる。

今回の普請にあたって、当初国元秋田へは(表3)のように江戸登衆を命じていた。しかし、江戸藩邸においては、今回普請場の引渡の際にもし家老を派遣することになった場合、誰を派遣したらよいか老岐守義長に伺ったところ、とりあえず、家老からは元朝を、大番頭からは細井伝右衛門を派遣するようにとの指示(同十一月二日条)があつた。

また、萩原からは手伝大名の無駄な出費をおさえるため、総費用の見積もりをたてて入札にかけ、安い方へ落札させる。そうすると動員人数もそれほど必要なく、代官衆から大奉行六人、その手代(家臣)を小奉行として出させ、手伝大名からはなるべく軽輩を派遣させるとの指示があつた。そこで、江戸藩邸においては、国元家臣の江戸登を中止する(同四日条)ことを決定した。

この段階になり、今回はこれまでの手伝普請の形式と違い、入札で請負人を決め、大名は割り当て費用を負担し、現地へは家臣を派遣し監督する形式で行う方針が明らかになった。

<表4>

幕府提出の秋田藩「御普請御用懸」一覧

普請役職	名前	藩役職
惣奉行	岡本又太郎	家老
副奉行	洪江十兵衛	大番頭
元ノ役	寺崎弥左衛門	本方奉行
元ノ役	沢畑市郎右衛門	本方奉行
留守居	下山田新五郎	留守居
留守居	広瀬奎之進	留守居
御普請方	大久保民部	物頭
御普請方	中田治太夫	物頭
目付	羽石助十郎	目付
元ノ副役	酒寄弥兵衛	副役

<出典>「朝見取纏」7月10日条
 (『国典類抄』第10巻 軍部全 p746~p747)

その幕府代官今井九右衛門出入りの江戸町人の情報によると、今回秋田藩は荒川筋の、また、高知藩は利根川筋の担当とのことであったので、中間等を荒川筋へ派遣して、絵図による報告をさせている

そこで、十一月十日、幕閣に今回の普請役拜命への御札の挨拶をし(同十日条)、高知藩との相談のうえ人数を合わせ、幕府に(表4)のような秋田藩の普請担当者を報告している。詳細な普請担当の陣容は、後の褒賞記録(『国典類抄』⁽¹⁵⁾)からまとめると、(表5)のようになるが、大奉行以下合計一八一人であり、後の寛保年間の萩藩一、三九二人・岡山藩一、二二四人の事例と比較しても極めて少人数であった。そして、国元秋田の筆頭家老梅津忠昭の起用は見送られ、大奉行には江戸藩邸詰家老岡本元朝、副奉行には同じく江戸藩邸詰大番頭洪江光重が起用されている。

一方、幕府側の担当者は、勘定奉行荻原近江守重秀と目付伊勢平八郎貞敷指揮のもと、代官衆は関東郡代伊奈半左衛門忠順・代官今井九右衛門兼直・平岡三郎右衛門尚宣・諸星内蔵助同政・小長谷勘左衛門正綱・比企長左衛門某の六名(同七日条)であり、さつそく進物を持参し、挨拶をしている(同十二日・十三日条)。

<表5> 利根川・荒川手伝普請「御用懸」一覧

普請役職	名前・人数	普請役職	名前・人数
大奉行	岡本又太郎		内海八右衛門
添奉行	洪江十兵衛		土野塚安之丞
元ノ役	寺崎弥左衛門		林治部之助
元ノ役	沢畑市郎右衛門		関権兵衛
留守居	下山田新五郎		加藤彦九郎
留守居	広瀬奎之進		高瀬伝左衛門
普請方	大久保民部		高木及兵衛
普請方	中田治太夫		角田宇一兵衛
目付	羽石助十郎		関八郎右衛門
元ノ副役	酒寄弥兵衛		白坂権内
(その他)	井山道説		芦目文右衛門
(吟味役)	友田昌硯		土野塚九右衛門
	和久兔毛		日野清助
	嘉藤弥右衛門		岩堀惣助
	洪谷善左衛門		宮藤伝左衛門
	大越孫右衛門		日野藤内
(金役)	足田多郎右衛門	(19人)	佐川八右衛門
(金役)	小室権之丞	普請場物書	中川四兵衛
(本方物書)	土肥新兵衛	(3人)	高橋造酒丞
(支配目付)	塙治左衛門	掃除坊主	若林伝右衛門
	川野弥兵衛	御足輕	円齋
(12人)	竹内主鈴		65人(内50人杖突・15人小遣御用)
歩行組頭	岸三郎右衛門	御中間	17人
歩行目付	湊常左衛門	小者頭	1人
下奉行	臼井孫左衛門	小者	51人
	滝沢金右衛門		

<出典>「忠昭日記」(『国典類抄』第10巻 軍部全 p749~p751)

(同二十七日・十二月五日条)。また、平野喜伯が荻原重秀に、元朝が今回の普請の費用について情報が無いため心配していることを相談したところ、荻原は、世間では実際はその半分でも、三倍は必要のように言われるものであり、心配することはない(同十二月朔日条)との返事があり、情報が錯綜し、江戸藩邸でも気を揉んでいる様子が伺える。

年末になり荻原から、入札等の準備のためすぐには取りかかれず、

正月二十日頃からになるとの見通しが伝えられ（同十二月二十五日条）、結局年明けの普請着手となった。

翌二年（一七〇五）正月四日、代官衆平岡から、普請の開始は今月末で三月中には終了する見込みであり、現場を視察するよう伝えられ（同二年正月四日条）、七日には本方奉行寺崎弥左衛門が江戸に到着し、利根川普請場所へ向かっている（同七日条）。

そして、いよいよ十九日・二十日に荻原重秀屋敷に於いて普請の入札が行われ、秋田藩では荻原の指示により、（表4）の「普請御用懸」十人が出向くことになった。当日は、大勢の町人・百姓が詰め、十九日に一・二組、二十日に三・四・五組の入札となり、落札した者が「敷金」を代官衆の手代に納めて終了した。その結果、予想以上に費用が安く済み、老中の吟味を経たうえで近日中に割り当てが決まり、月末から来月始めに普請が開始されるとの見通しとなった（同十八日・十九日・二十日条）。

この場合には、荻原・目付伊勢のほか、代官衆六人とその手代（代官衆の家臣）（表6）全員が出席しており、これらの手代は普請終了後、秋田藩から祝儀として代官衆並の金銀を贈られていることから、大谷氏の分析のように、普請の現場で直接指導に当たるなど重要な役割を果たしたものと考えられる。

正月晦日、荻原屋敷の代官衆寄合座敷に於いて、秋田藩・高知藩・広瀬藩・人吉藩の「普請御用懸」（秋田藩は岡本元朝・寺崎弥左衛門・下山田新五郎）が出頭を命じられ、普請の場所割と担当の

<表6>幕府勘定奉行・代官衆及び手代一覧

役職	名前	役職	名前
勘定奉行	荻原近江守重秀	代官	諸星内蔵助同政
荻原手代	新井新右衛門	諸星手代	吉野久右衛門
荻原手代	箕輪茂左衛門	諸星手代	高木平次右衛門
荻原手代	柴山仲右衛門	諸星手代	高木貞六
荻原手代	山中弥吉	諸星手代	吉野久五郎
荻原手代	永井半六	諸星手代	井上藤太夫
荻原手代	新井政右衛門	諸星手代	長山郷助
荻原手代	箕輪吉次	諸星手代	重田郷左衛門
荻原手代	吉田与一兵衛	諸星手代	高林仁太夫
荻原手代	広沢奎之進	諸星手代	小林源内
荻原手代	本間新七	諸星手代	藤村理左衛門
荻原手代	内藤五右衛門	諸星手代	黒沢庄蔵
荻原手代	吉田小左衛門	代官	小長谷勘左衛門正綱
郡代	伊奈半左衛門忠順	小長谷手代	長尾与一兵衛
伊奈手代	新井孫兵衛	小長谷手代	相馬源蔵
伊奈手代	八田茂兵衛	小長谷手代	土方佐五左衛門
伊奈手代	遠山軍太夫	小長谷手代	二井安太郎
伊奈手代	根岸助太夫	小長谷手代	大野源左衛門
伊奈手代	加藤氏右衛門	小長谷手代	小幡吉右衛門
伊奈手代	原七兵衛	小長谷手代	山本伊兵衛
伊奈手代	飯田六左衛門	小長谷手代	山本喜五郎
伊奈手代	荻原源太郎	小長谷手代	佐藤元右衛門

<出典>「御記録所御書物御日記書抜」間4月6日・21日・5月朔日条
 (『国典類抄』第10巻 軍部全 p752~p754)
 「岡本元朝日記」宝永元年11月14日・2年間4月5日・6日条

代官衆、普請入用金、現地に派遣すべき家臣数の指示が伝えられた。
 秋田藩は、利根川筋三十九里、普請入用金は一万九三七〇両余、担当代官衆は伊奈半左衛門・小長谷勘左衛門・諸星内蔵助の三人、下奉行（御步行）二〇人・杖突（押足軽）五〇人の派遣となった。

高知藩は、荒川筋三十八里、入用金一万九〇八〇両、代官衆は比企長左衛門・今井九右衛門、下奉行・杖突は同じで、広瀬藩は、入用金二、八三〇両、代官衆は平岡三郎右衛門、下奉行六人・杖突一五人で、人吉藩は、入用金二、〇七〇両余、代官衆・下奉行・杖突は同じであった。

秋田藩では早速、伊奈・小長谷・諸星より請負人書付・入用金割付書付・絵図帳を受取、絵師渡辺洞昌に写させ準備に取りかかっている(同正月晦日・二月朔日・二日・三日条)。その際、諸星より、諸星担当場所へ下奉行三人・杖突六人の九人、伊奈担当場所へ三十一人、小長谷担当場所へ三十人派遣するよう指示があった(同四日条)ことから、今回の普請では手伝大名の家臣の配置も代官衆が決めて割り当てていることがわかる。

また、今回秋田藩に割り当てられた普請場所は、武蔵国上新郷村から下総国築比地村まで(伊奈半左衛門担当)、下総国座生村から同国行徳まで(小長谷勘左衛門担当)、下総国境河岸から同国布川村まで(諸星内蔵助担当)となった(前掲『国典類抄』・『秋田県史』・「大谷論文」・「元朝日記」等による)。

この普請は、二月五日には行徳筋で始り(同四日・五日条)、以後遅くとも十四日頃には一斉に着手(同十五日条)したものと考えられ、順調に進んでいる(同十八日条)とのことであった。

そして、大奉行の元朝が二月二十一日より、進捗状況を確認するため、利根川普請場所へ巡見することになり、新江(新郷)・川又

村から羽生・栗橋・察手(幸手)・境・布川・野田・流山・松戸・市川・行徳を視察し、三月朔日には江戸藩邸に帰っている(同二月二十日・三月朔日条)。

ところが三月二十日、高知藩割当の普請ができ、高知藩家老石主水が二十日より再巡見に入るとの情報が入った頃、江戸川筋を請負った高野吉右衛門の所で、人夫不足のため遅延していることがわかり、秋田藩はあわてることになる。そこで、代官衆や手代とも綿密に連絡を取りながら、藩の体面を保つべく対応している(同三月十六日・二十日・二十二日・二十三日・二十五日条)。また、二十九日には広瀬藩・人吉藩割当の普請が終了(同二十九日条)し、元朝は気を揉みながらも四月二日から再巡見を行うのだが、方々で請負人を叱りつけながら急がせており、七日には江戸藩邸に帰っている(同四月初日・七日条)。

こうして、四月に入っても一部遅れている状態ではあったが、同役(高知・広瀬・人吉藩)の手前もあり、残された部分は代官衆が対応することで決着し、十八日までには派遣した家臣を引上げ、十九日には何とか普請完了報告をし(同七日・十九日条)、表向きには普請は終了した。

そして、閏四月五日には、当初提出した「御普請御用懸」十人(表4)は、江戸城檜之間にて「御時服・白銀」を拝領することので、この「利根川・荒川手伝普請役」をすべて果たし終えるのであった(同閏四月五日条)。

このようにしてみると、この時期の大名手伝普請の実態は、実際に普請を担当する勘定奉行萩原や代官衆及びその手代が仕切っており、各手伝大名は、それぞれの才覚で幕府公儀に忠節を尽くすというよりは、割り当てられた普請入用金を納め、監督の家臣を現地に派遣し、期限内に無事に役を果たすといった幕藩国家内での幕府と藩（大名）とのいわば「外交儀礼（セレモニー）」の一部を担うようなものといえるのではないかと考えられる。

三 幕府と秋田藩江戸藩邸との折衝の実態

本節では、この「宝永期の利根川・荒川手伝普請」における幕府（幕閣や勘定奉行萩原重秀）と秋田藩江戸藩邸（主に江戸詰家老で普請大奉行である岡本元朝）との「進物」を通じた折衝のやりとりの実態についてみていくことにする。

まず、今回の普請役に伴う費用の調達とその支出について、「沼田文書」⁽¹⁶⁾によりみていく。収支一覧は（表7）の通りで、国元で調達した費用の総額は金にして四万八千六百二匁にのぼった。実際の入用金は、入札直後の段階では一万九千三百七匁（「元朝日記」宝永二年一月晦日条）とされていたが、最終的には一万八千二百兩余であり、調達した金額の約三分の一で済んでいる。

これについては、前節でも触れたが、情報収集によると二・三万兩かそれ以上かかることを想定（同宝永元年十二月朔日条）してお

<表7> 利根川・荒川手伝普請役収支一覧

調達(収入)		割合
阿仁銅山方より上納	銀 1,498貫606匁5分7厘	53.1
六郡村々より人足代上納	銀 621貫750匁	22.1
在々百姓町人御借銀	銀 406貫270匁	14.4
久保田町湊町より御借銀	銀 294貫300匁	10.4
計	銀 2,820貫926匁(金48,636兩2分)	100.0
支出		割合
普請人足賃渡・増普請金	金 18,210兩 銀 10匁1分5厘	37.4
万入用進物遣金諸品	金 3,952兩 銀 14匁4分6厘	8.1
江戸当用諸品御払	金 4,207兩	8.7
江戸貯金	金 5,000兩	10.3
江戸当用追々為相登分	金 9,000兩	18.5
秋田入用	金 1,691兩1分 銀 9匁9分5毛	3.5
宝永元年干魃不作御救米代銀	金 4,224兩	8.7
秋田当用	金 2,350兩2分(銀136貫330匁)	4.8
計	金 48,636兩2分(但兩替凡58匁当)	100.0

<出典>「先御代々御財用向御指線次第書」(沼田文書) 『秋田県史』資料近世編上 p609~p612)

り、おそらくそうした想定に基づいて調達した金額であると思われる。

ちなみに、今回の普請役全体の入用金総額については、当初の代官衆の「内目論見」では金九万兩余であったが、入札時では四万一千五百兩となっており、ことから、情報収集の段階で、四大名分総額の金額と秋田藩割り当ての金額とを混同した可能性も考えられるし、ただ単純に不足を心配して多めに調達したとも考えられる。

この調達した費用

<表8>利根川・荒川普請役御用金の国元(秋田)収支

調達(収入)	
秋田にて調達金	金 48,349両余
支出	
11/7~1/21まで江戸為登	金 23,820両
同断登	金 7,554両3分
普請御用にて被下金	金 1,800両
江戸不断御用に為登	金 9,000両
領内在々御救米代銀	金 4,224両余(銀245貫)
残金	金 1,904両余(銀114貫440匁)
計	金 48,302両余

<出典>「岡本元朝日記」宝永2年6月9日条

の内訳をみてみると、金二万五五四兩二分に当たり五三%を占めるのが元禄十五年(一七〇二)より「御直山」となっていた阿仁銅山からの上納分で、秋田藩にとっていかに鉱山収入が大きいかわかる。次に秋田六郡村々からの人足代銀(高一〇〇石に付銀二百目)、そして、在郷百姓・町人や久保田町・湊町からの借銀となっている。

これに対して、支出の内訳をみてみると、秋田藩が負担した普請入用金(人足賃渡分と増普請金)は前述のように一万八二一〇両余で済み、普請方入用・進物・御遣金の三九五二両余と国元秋田での普請準備や被下金一六九一両余を合わせても、普請役に要した費用は調達した費用総額の約四九%にすぎない。残額は、宝永元年の凶作に対する御救米の代銀二四五貫目(金四二二四兩余(約九%))、江戸藩邸での当面必要な経費分(追加分合わせて)一万三二〇七兩余(約二七%)、国元秋田での当面必要な経費分銀一三六

貫三三〇匁(金二三五〇兩余)(約五%)、さらには江戸藩邸でのいざというときのために五〇〇〇兩の貯金(約一〇%)までして普請のために調達した費用を転用している。

ちなみに、「元朝日記」にも普請役調達金の国元での収支に関する記事があり、(表8)のようになる。それによると、多少の数値の違いはあるが、ほぼ(表7)の支出内訳と一致することがわかる。

以上のことから、実質的な普請に要した経費は阿仁銅山からの上納金で十分まかなえ、半分にあたる残額は藩邸や国元での経費や凶作対策やたまたま貯金といったいわば目的外の形で利用されており、今回の普請役が秋田藩の藩財政において、極めて大きな負担となるような深刻な影響を与えたとはいえないのである。

それでは次に、今回の利根川・荒川手伝普請役に係る秋田藩江戸藩邸に於ける各種「進物」の実態について、「元朝日記」の記事を分析することによりみていく。

進物一覧は(表9)の通りになるが、進物の目的は備考欄にあるように、普請手伝拝命への御祝・御礼、勘定奉行・代官衆への挨拶、年始祝賀、普請開始への祝儀、普請場巡見への挨拶、普請終了の御礼・挨拶、代官衆手代(家臣)ら現場担当者への祝儀など多岐にわたっていて、念入りに贈っていることが伺える。

贈り先の相手は、幕府老中・側用人・若年寄・勘定奉行・目付・代官衆であり、特に回数も多く目をひくのは、(普請役の)幕府担

<表9> 利根川・荒川普請役に関わる進物一覧

月日	贈先役職	贈先名前	進物	秋田藩担当	備考
10月25日	老中	土屋相模守政直	金1枚・1分50粒(肴代)	広瀬李之進	普請手伝拜命御悦
10月25日	老中	小笠原佐渡守長重	金1枚・1分50粒(肴代)	広瀬李之進	普請手伝拜命御悦
10月25日	老中	秋元但馬守喬知	金1枚・1分50粒(肴代)	深谷藤左衛門	普請手伝拜命御悦
10月25日	老中	稲葉丹後守正通	金1枚・1分50粒(肴代)	広瀬李之進	普請手伝拜命御悦
10月25日	老中	本多伯耆守正永	金1枚・1分50粒(肴代)	広瀬李之進	普請手伝拜命御悦
10月25日	勘定奉行	荻原近江守重秀	金10粒	田代七兵衛	普請手伝拜命御悦・無受納
10月27日	側用人	松平美濃守吉保	肴代	深谷藤左衛門	普請手伝拜命御悦
10月27日	側用人	松平右京大夫輝貞	肴代	深谷藤左衛門	普請手伝拜命御悦
10月27日	若年寄	加藤越中守明英	肴代	深谷藤左衛門	普請手伝拜命御悦
10月27日	若年寄	稲垣对馬守重富	肴代	深谷藤左衛門	普請手伝拜命御悦
10月27日	若年寄	井上大和守正峯	肴代	深谷藤左衛門	普請手伝拜命御悦
10月27日	若年寄	永井伊豆守直敬	肴代	深谷藤左衛門	普請手伝拜命御悦
11月10日	老中	秋元但馬守喬知	太刀馬代	洪江内膳他	普請手伝拜命御礼
11月12日	勘定奉行	荻原近江守重秀	太刀馬代	岡本又太郎他	見舞・代広沢李之進・無受納
11月12日	目付	伊勢平八郎貞敷	太刀馬代	岡本又太郎他	見舞・無受納
11月12日	代官	小長谷勘左衛門正綱	太刀馬代	岡本又太郎他	見舞・代中嶋治部右衛門・無受納
11月13日	代官	今井九右衛門兼直	太刀馬代	岡本又太郎他	見舞・代中田藤内・無受納
11月13日	郡代	伊奈半左衛門忠順	太刀馬代	岡本又太郎他	見舞・代沢田弥惣右衛門・無受納
11月13日	代官	平岡三郎右衛門尚宣	太刀馬代	岡本又太郎他	見舞・代清水基内・無受納
11月13日	代官	諸星内蔵助同政	太刀馬代	岡本又太郎他	見舞・代吉野久右衛門・無受納
11月13日	代官	比企長左衛門	太刀馬代	岡本又太郎他	見舞・代田郷彈六・無受納
1月11日	目付	伊勢平八郎貞敷	金1枚	安藤太郎左衛門	年礼
1月11日	大坂町奉行	大久保大隅守忠香	金1枚	田代七兵衛	年礼
1月11日	勘定奉行	荻原近江守重秀	金1枚	田代七兵衛	年礼
2月14日	老中	秋元但馬守喬知	金1枚	下山田新五郎	普請始候爲祝儀
3月11日	目付	伊勢平八郎貞敷	御菓子・鮭塩引	利根川普請場巡見見舞	
3月17日	目付	伊勢平八郎貞敷	御菓子	利根川普請場巡見見舞	
4月22日	勘定奉行	荻原近江守重秀	金140両・蘭溪墨跡	平野喜伯	普請終了御註進御礼
4月24日	勘定奉行	荻原近江守重秀	金50両2分・茶入	平野喜伯	(神尾備前守の仲介)
5月1日	勘定奉行	荻原近江守重秀	金20枚・茶入・鯛		祝儀
5月1日	荻原手代	新井新右衛門	銀子10枚		祝儀
5月1日	荻原手代	箕輪茂左衛門	銀子10枚		祝儀
5月1日	荻原手代	柴山仲右衛門	銀子10枚		祝儀
5月1日	荻原手代	山中弥吉	銀子20枚		祝儀
5月1日	荻原手代	永井半六	銀子10枚		祝儀
5月1日	荻原手代	新井政右衛門	銀子10枚		祝儀
5月1日	荻原手代	箕輪吉次	銀子10枚		祝儀
5月1日	荻原手代	吉田与一兵衛	銀子10枚		祝儀
5月1日	荻原手代	広沢李之進	銀子10枚		祝儀
5月1日	荻原手代	本間新七	銀子10枚		祝儀
5月1日	荻原手代	内藤五右衛門	銀子5枚		祝儀
5月1日	荻原手代	吉田小左衛門	銀子5枚		祝儀
5月1日	郡代	伊奈半左衛門	時服代金20枚・干鯛		祝儀
5月1日	伊奈手代	新井孫兵衛	銀子30枚・干鯛		祝儀
5月1日	伊奈手代	八田茂兵衛	金子15両		祝儀
5月1日	伊奈手代	遠山軍太夫	金子15両		祝儀
5月1日	伊奈手代	根岸助太夫	金子15両		祝儀
5月1日	伊奈手代	加藤氏右衛門	金子15両		祝儀
5月1日	伊奈手代	原七兵衛	金子15両		祝儀
5月1日	伊奈手代	飯田六左衛門	金子15両		祝儀
5月1日	伊奈手代	荻原源太郎	金子10両		祝儀
5月1日	代官	諸星内蔵助	時服代金20枚・干鯛		祝儀
5月1日	諸星手代	吉野久右衛門	金子20両		祝儀
5月1日	諸星手代	高木平次右衛門	金子20両		祝儀
5月1日	諸星手代	高木貞六	金子15両		祝儀
5月1日	諸星手代	吉野久五郎	金子15両		祝儀
5月1日	諸星手代	井上藤大夫	金子15両		祝儀
5月1日	諸星手代	長山郷助	金子15両		祝儀
5月1日	諸星手代	重田郷左衛門	金子15両		祝儀
5月1日	諸星手代	高林仁太夫	金子10両		祝儀
5月1日	諸星手代	小林源内	金子10両		祝儀
5月1日	諸星手代	藤村理左衛門	金子10両		祝儀
5月1日	諸星手代	黒沢庄蔵	金子10両		祝儀
5月1日	代官	小長谷勘左衛門	時服代金20枚・干鯛		祝儀
5月1日	小長谷手代	長尾与一兵衛	金子20両		祝儀
5月1日	小長谷手代	相馬源蔵	金子20両		祝儀
5月1日	小長谷手代	土方佐五左衛門	金子20両		祝儀
5月1日	小長谷手代	二井安太郎	金子20両		祝儀
5月1日	小長谷手代	大野源左衛門	金子15両		祝儀
5月1日	小長谷手代	小幡吉右衛門	金子15両		祝儀
5月1日	小長谷手代	山本伊兵衛	金子10両		祝儀
5月1日	小長谷手代	山本喜五郎	金子10両		祝儀
5月1日	小長谷手代	佐藤元右衛門	金子10両		祝儀

<出典> 『国典類抄』第10巻 軍部全 p752~p754、「岡本元朝日記」(宝永元年(1704)~2年(1705))

当老中秋元但馬守喬知・当時幕府で一番の実力者である側用人松平（柳沢）美濃守吉保・現場の直接の担当者である幕府勘定奉行荻原近江守重秀の三人で、進物を欠かせない相手であることがわかる。逆に、この三人への挨拶・進物（根回し）が無ければ物事をスムーズに進めることができないといえる。

中でも、柳沢には節目節目に挨拶をしており、秋元にもその都度指示を仰いでいることは「元朝日記」の記事にも散見されるが、進物の回数・内容から判断して、秋田藩江戸藩邸において最も重要視しているのが荻原への対応であった。幕府勘定奉行として大きな権限を持ち普請全体を統轄し取り仕切っているのが、まさにこの荻原重秀であったからだと考えられる。

そして、荻原の手代や郡代伊奈・代官諸星・小長谷の手代に対しても、普請終了後に祝儀として金銀が贈られている。これらの手代は、多い者で金二〇両と代官衆本人と同等であり、前節でも述べたが、こうした代官衆の手代らが普請の現場で直接指導に当たるといった重要な役割を果たしたものと考えられ、これがこの時期の大名手伝普請の実態であったといえる。

また、「元朝日記」の記事からは、老中秋元への対応は留守居下山田新五郎・広瀬奎之進、勘定奉行荻原への対応は下山田・広瀬と留守居副役羽石助十郎やお抱え絵師平野喜伯があたっているが、特に荻原への根回しやその意向を探るなどの情報収集には、喜伯が重要な役割を果たしている。さらに、目付伊勢や代官衆への対応は、

下山田・広瀬・羽石と本方奉行沢畑市郎右衛門・寺崎弥左衛門と物頭久保民部・中田治太夫と副役酒寄弥兵衛が交代であったり、特に普請開始前は留守居・本方奉行が、開始後現場では普請方物頭の大久保・中田が折衝にあたっている。

以上の体制で秋田藩江戸藩邸では普請役に係る情報収集や折衝を行い、江戸藩邸詰家老岡本元朝がそれを統轄している。また、特に判断に困るような重要な事は、同じく江戸藩邸詰の上席家老渋江内膳処光や老岐守義長と相談のうえ判断・決裁を得、執行するシステムになっていた。

こうしたことについては、今回の普請役を命じられた際に、家老の岡本元朝が御用部屋の面々に対して、「此度之御公用たとへ御家中御扶持二何も被成候共不被成候てハ不叶儀二候、ケ様之事二候へハ江戸御勤も公儀不叶事ハ格別不断之御進物等は各為聞合了簡可被致候、第一御普請次に江戸御つけとどけと可被存候、是二心をつくし吟味候へハ元々御家中之為二御座候」（同宝永元年十月二十三日条）と今後の様々な幕府公儀との折衝においての心得を言い含めていることからわかるように、普請と同様に何においても進物・付届けにも十分配慮することが秋田藩江戸藩邸首脳の認識であり、そうすることで、幕府側の意向などの様々な情報を入手し、また、秋田藩側の意向をできるだけ汲んでもらうことで、今回のような普請役等の公儀の役目をスムーズに無事に勤め果たすことをねらったものと思われる。

以上、「宝永期の利根川・荒川大名手伝普請」をもとに、この時期の大名手伝普請の実態と幕府と秋田藩江戸藩邸との進物を通じた折衝の実態についてみてきたが、本来は広義の「軍役」負担であるはずの「普請役」負担は、江戸表に於ける幕藩国家内での幕府（將軍）と藩（大名）との間での外交儀礼の一部としての極めて行政的性格の強い役割分担であると考えられ、それを担う藩側としては、進物等を通しての情報収集や折衝により、いかに無事に役目を果たし、藩（お家）の体面（格式）を保つかが藩政上重要な事柄であったといえるのである。

おわりに

本稿では、近世前期の大名手伝普請と秋田藩による手伝普請について、また、宝永期の利根川・荒川手伝普請の実態について、さらには、幕府と秋田藩江戸藩邸との進物等を通じての折衝の実態について、「岡本元朝日記」の分析を中心に試みてきたが、ある程度は明らかにできたのではないかと考えている。

しかし、享保期以降の秋田藩において、「普請役」への対応がどのように変化していくのか、また、そうした幕府公儀から課せられた「役負担」全般への藩当局の認識がどう変わっていくかを分析しなければ、幕藩体制や藩体制そのものがどのように変容していくかが明確にならないのではないかと考えられ、これを今後の課題とし

たい。

註

- (1) 善積美恵子「手伝普請について」（『学習院大学文学部研究年報』十四 学習院大学文学部 一九六八年）
- (2) 村田路人「宝永元年大和川付替手伝普請について」（『待兼山論叢史学篇』二十号 一九八六年）
- (3) 原昭午「幕府法における国役普請制について」（『岐阜史学』五十七号 岐阜史学会 一九七〇年）
- (4) 笠谷和比古「近世国役普請の政治史的位位置」（『史林』五十九卷四号 史学研究会 一九七六年）
- (5) 木龍克己「近世国役普請体制の成立と展開」（『法政大学大学院紀要』十号 一九八三年）
- (6) 大谷貞夫『江戸幕府治水政策史の研究』（雄山閣出版 一九九六年）
- (7) 山口啓二「秋田藩成立期の藩財政」（『社会経済史学』二十四ノ二 一九五八年（『幕藩制成立史の研究』校倉書房 一九七四年 所収）
- (8) 昭和版『秋田県史』近世編上（秋田県 一九六三年）
- (9) 『国典類抄』第十卷軍部全（秋田県教育委員会 一九八〇年）
- (10) 「岡本元朝日記」（混架七―三八〇―一―六十四）史料の概要は、拙稿「岡本元朝と家譜編纂事業」（『秋田県公文書館研究紀要』第十三号 二〇〇七年）を参照してほしい。
- (11) 原武男 校訂『佐竹家譜』上中下（東洋書院 一九八九年）
- (12) 「梅津政景日記」『大日本古記録 梅津政景日記』第一―九卷（東京大学史料編纂所編・岩波書店発行 一九五三年）
- (13) 前掲 大谷貞夫（6）論文
- (14) 『国典類抄』第十卷軍部全 p 七二七―七三四
- (15) 『国典類抄』第十卷軍部全 p 七四四―七五四
- (16) 「先御代々御財用向御指繰次第覚」（『沼田文書』『秋田県史』資料近世編上 p 六〇九―p 六一二）

（古文書班主任学芸主事 いとうまさたか）

秋田藩陪臣社会の構造

―「陪臣家筋取調書」の分析を通じて―

畑 中 康 博

はじめに

- 一 「陪臣家筋取調書」と陪臣社会の構造
- 二 直臣が抱える陪臣の数の検討
- 三 陪臣の取り立て年代について
- 四 陪臣の出身身分
 - 1 近進の場合
 - 2 徒士の場合
 - 3 直臣と陪臣の差別化を図る法令
- 五 陪臣の他家養子について
- 六 陪臣の新規取り立てが増加する要因
おわりに

はじめに

秋田県公文書館を利用する方からの相談で多い部類に入るのは、

先祖探しに関するものである。⁽¹⁾この類の相談を受けた場合、筆者はその都度、利用者の先祖が秋田藩士であるなら判明する可能性が大きい旨の話をする。そして、先祖が藩主の家臣（直臣）であるなら「分限帳」や「系図」を、先祖が家臣の家臣（陪臣）であるなら「陪臣家筋取調書」から調査を開始するように勧めている。

「陪臣家筋取調書」は明治三年（一八七〇）十月に秋田藩士が自家の陪臣の由緒を書き上げて藩庁へ提出したものが合冊されたもので、五冊が現存している。⁽²⁾ここには秋田藩士六十五家の陪臣一三四〇家の取立年代や石高が記されており、中には出身身分や養子関係が記されている場合もある。

先祖探しに関するレファレンスを受ける内に、筆者は「陪臣家筋取調書」の記載内容をデータ化すれば、秋田藩武士社会の末端である陪臣社会の構造が解明できるのではないかと考えるようになった。

ところで昨今の近世武士社会に関する研究の内、陪臣の存在形態の特質を検証したものとしては、徳川將軍家から見れば陪臣にあつた

る旗本用人に関する研究が有名である。宮地正人は、旗本の用人は旗本がある役職に就くと仕官し、その役職を退くと共に浪人したり他家に仕官する流動的な存在であることを述べ、そこから旗本用人の存在を「雇用型実務家集団」と位置づけている。旗本の役の遂行には旗本を支える特殊技能を持った人材の供給が不可欠であり、その意味で旗本用人となるべき人材群を「旗本集団全体の共同財産的存在」とも位置づけている。更に宮地は、特殊技能を持って仕官と浪人・再仕官を繰り返す武士の存在は、江戸の旗本用人に留まらず近代初頭以前の国家論の一テーマとしてかなり普遍化できるのではないか、という予想を立てている。⁽³⁾

また、松本良太も旗本用人について、その身分の流動性の大きさを指摘している。旗本用人は特定の旗本の家臣として定着することは困難で、特に次三男は婿養子に行くか他の旗本へ新規奉公するしかないが、渡り奉公となるケースも多かったことを指摘している。同時に十八世紀以降になると、江戸近郊の上層農民が旗本の用人として身分の上昇を遂げるようになることに着目している。ここから、江戸近郊の農村社会と御家人や旗本用人といった江戸の下級武士社会とは近接するようになったことを述べている。⁽⁴⁾

一方、武士社会を江戸の旗本ではなく大名の家臣団に焦点をあてて論じたのは磯田道史である。磯田は近世大名家臣団の構造が侍・徒士・足軽の三層構造から成っており、由緒を重んじる侍・世襲化する徒士・百姓町人社会と近接する足軽と、それぞれの階層の特質

を述べている。更に磯田は百姓町人は比較的簡単に足軽になることはできたが、足軽から徒士への昇進は困難でありあったことから、近世を侍・徒士以上の「士」と足軽以下の「農」に分離される「士農分離」社会であったと論じている。⁽⁵⁾

こうした研究成果を踏まえて、本稿では「陪臣家筋取調書」の分析から以下の二点の解明を図りたい。

第一は、秋田藩陪臣社会においても磯田モデルである三層構造は存在するのかということである。結論から言えば、秋田藩陪臣社会においても三層構造は存在するが、直臣社会の三層構造とは大きく異なり、身分の流動性が大きいという特色がある。

第二は、身分の流動性の大きいのが陪臣社会の特色だとすると、秋田藩陪臣を旗本用人同様に「雇用型実務家集団」と見なすことはできるのか、言い換えると、秋田藩陪臣社会に宮地予想をあてはめることはできるのかという問題である。この点については、本稿では実証することができないが、大いに可能性はあり得るという見通しを述べる。

一 「陪臣家筋取調書」と陪臣社会の構造

「陪臣家筋取調書」は五冊からなる資料で、明治三年（一八七〇）十月に藩士が自家の陪臣の由緒を藩庁に報告した書類を合冊したものである。

この時期、藩庁が陪臣の由緒を提出させたのは、明治二年（一八六九）六月の版籍奉還と士族身分の創出と関係がある。同年十二月十六日に秋田藩は直臣を上士・中士・下士に区分し、陪臣を由緒により中士・下士・卒族に区分する改革の執達を行った。⁽⁶⁾

「陪臣家筋取調書」の頁をめくると、人名の脇に朱書きで「卒」と書かれている箇所が多々見受けられる。ここから藩庁では各藩士から提出された自家の陪臣の由緒書を「陪臣家筋取調書」として合冊し、この記載内容から陪臣を中士・下士・卒族のいずれに編入するかを決めていたとすることが出来る。

従って「陪臣家筋取調書」は、明治政府による士族身分の創出と藩による家禄の一括支給という国家政策を遂行するために作成された資料であるということが言える。

その体裁であるが、藩主一門や大身の家臣など、抱えている陪臣が多い家は、書き上げを三冊に分冊しているケースが目立つ。その場合必ず、近進・徒士（歩行と表記する家もあるが本稿では徒士に統一する）・足軽（奉公人も含む）ごとに分けている。

「陪臣家筋取調書」五冊に記載のある一三四〇人（家督相続前の部屋住みの者は省く）の身分と、自家の陪臣の由緒を提出した直臣の名前を（表1）で示すが、一三四〇人のうち数が多いのは近進・徒士・足軽で、ここから基本的に秋田藩の陪臣社会もこの三層で構成されていることが分かる。

そこで、藩士の家において、近進・徒士・足軽の扱いはどの

ように異なるのかを『宇都宮孟綱日記』から見る。⁽⁷⁾

一 社参無滞相済候、為祝儀酒三種（式朱二而）富治はしめ家来共へ直々酒振舞申候

一 歩行以下雇共ニ至るまで、右為祝儀百文宛為取候

これは天保十四年（一八四三）七月十八日、初めて江戸家老として参府した宇都宮孟綱が、本貫の地である下野国宇都宮城下の神社を訪れた際の祝儀を記したものである。ここで宇都宮は「富治はしめ家来」、つまりは近進に金二朱を、歩行以下には百文を下賜したとある。ここに酒を振る舞われた（実際には金二朱）近進と、祝儀が奉公人同様の徒士という扱いの違いが見えてくる。従って直臣に仕える陪臣は奉公人として平等に扱われたわけではなく、武士身分を持つ近進、武士身分を持つが奉公人の扱いを受ける徒士、武士身分を持たぬ奉公人の足軽という三つの階層が存在していたということが言える。

二 直臣が抱える陪臣の数の検討

次に「陪臣家筋取調書」一三四〇人のデータの分析に入る。

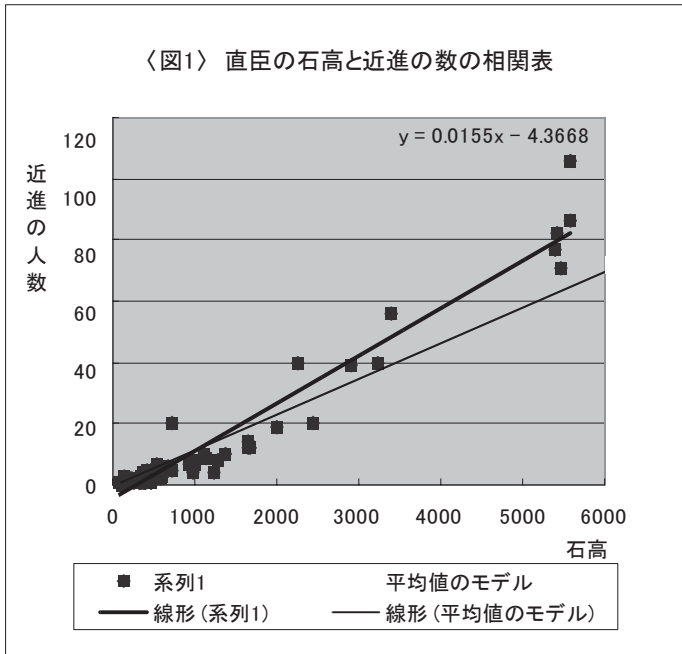
始めに秋田藩の直臣が抱えている陪臣のうち近進以上の数を見る。近進を調査の対象にしたのは、近進が陪臣の中核を占めるからである。近進が少なければ徒士や足軽が多くなるかという点（表1）を見る限りそうとは言えない。ここから直臣が抱える陪臣の数は、

〈表1〉「陪臣家筋取調書」の全体像

主家	石高	近進以上の数			何石で一人の 近進がいるか	近進並												
		族臣	附人	近進		近進並	一代近進	二代近進	醫師	茶道	給人	徒士	一代歩行	小姓	足輕	中間		
佐竹虎菊(北家)	5414.755		20	62	82	66.034	3	1		6	2		35			11	9	149
佐竹源六郎(東家)	5475.818		13	58	71	77.124	1	2		5		16	15			2		112
佐竹源六郎(東家)	5400.01		10	67	77	70.130	13			7	2		29			19	4	151
佐竹九郎(西家)	5578.236	2	9	95	106	52.625	3	3					17	2		40	8	179
石塚源一郎	1657.043			12	12	138.087				1			4					17
大山十郎	712.9			20	20	35.645	1			5			7				3	36
戸村秀雄	5592.803			86	86	65.033		1		11	1		27			7	7	140
今宮斐太郎	525.787		3	4	7	75.112							1					8
小野岡篤雄	1383.305		3	7	10	138.331				1			4					15
岡本又太郎	1131.662			9	9	125.740				1			1					11
古内茂右衛門	350.117			3	3	116.706												3
真壁又十郎	965.284			4	4	241.321		2					1					7
宇都宮四郎	1242.332			4	4	310.583							2					6
多賀谷彦四郎	3394.305	3		53	56	60.613	13	1		6			21	5		4		106
茂木弥三郎	2261.679			40	40	56.542	3		5	4			6			4		62
伊達彦九郎	526.609			3	3	175.536												3
武茂弥五郎	169.52			1	1	169.520												1
箭田野八郎	158.169			1	1	158.169								1				2
塩谷弥太郎	463.885			5	5	92.777							1					6
梅津小太郎	3228.243			40	40	80.706	1			1			4					46
玉尾八郎	200.29			1	1	200.290												1
松野金治	390.871			1	1	390.871												1
梅津藤十郎	1685.444			12	12	140.454				1			3	2				18
大越源十郎	978.415			5	5	195.683												5
小野寺忠見	203.425			2	2	101.713							1					3
梅津平八郎	992.117			7	7	141.731							2					9
山方権大参事	354.234			2	2	177.117	1			1								4
荒川久太郎	365.647			2	2	182.824												2
梅津馬之助	609.394			5	5	121.879							1					6
渋江武之助	1125.139			10	10	112.514							3					13
大塚九郎兵衛	716.664			5	5	143.333				1			1					7
信太紀四郎	591.859			2	2	295.930												2
黒沢友三郎	394.376			1	1	394.376												1
梅津弥三郎	466.155			1	1	466.155												1
疋田久太夫	973.119			8	8	121.640												8
岡谷平八	115												1					1
寺崎藤九郎	531.141			2	2	265.571												2
平元小六郎	342.392			1	1	342.392												1
金保太郎	365.378			1	1	365.378							1					2
介川作美	318.326			1	1	318.326												1
茂木国雄	143.389			3	3	47.796												3
中安泰治	167.403			2	2	83.702												2
小野崎政	240.575			2	2	120.288												2
和田少参事	397.861			2	2	198.931												2
小貫宇右衛門	416.102			5	5	83.220				1			1					7
酒出八郎	363.721			4	4	90.930							1					5
松野弥五郎	390.871			3	3	130.290												3
早川考之助	184.491			1	1	184.491												1
真崎広	1290.508			8	8	161.314							2					10
小田野常也	607.188			3	3	202.396							1					4
戸村賢之助	256.183			1	1	256.183				1								2
小塚為治	1640.108			14	14	117.151							2	1				17
小瀬縫殿助	234			2	2	117.000												2
小野崎三郎	939.723			7	7	134.246				2			3					12
今宮勝太郎	163.742			2	2	81.871												2
茂木乙之助	220.797			2	2	110.399												2
茂木豊治	86.628			1	1	86.628												1
小鷹狩源太	2443.568			20	20	122.178				2			8					30
渋江内膳	2906.147			39	39	74.517	1			3			7					50
須田新三郎	1989.178			19	19	104.694							4					23
田代勝三郎	146.357			1	1	146.357												1
前小屋源七郎	84.235			1	1	84.235												1
石川忠兵衛	73.276			1	1	73.276												1
福原忠三郎	335.506			1	1	335.506												1
佐藤武	676.901			6	6	112.817							1	1				8
	73750.306	5	58	793	856	86.157	40	10	5	60	5	20	217	7	2	87	31	1340

石高は「分限并有高」(AH317-260-1・2)・「在々分限并有高」(AH317-261-1・2)・「秋田藩分限帳」(A317-5)の記載による

〈図1〉直臣の石高と近進の数の相関表

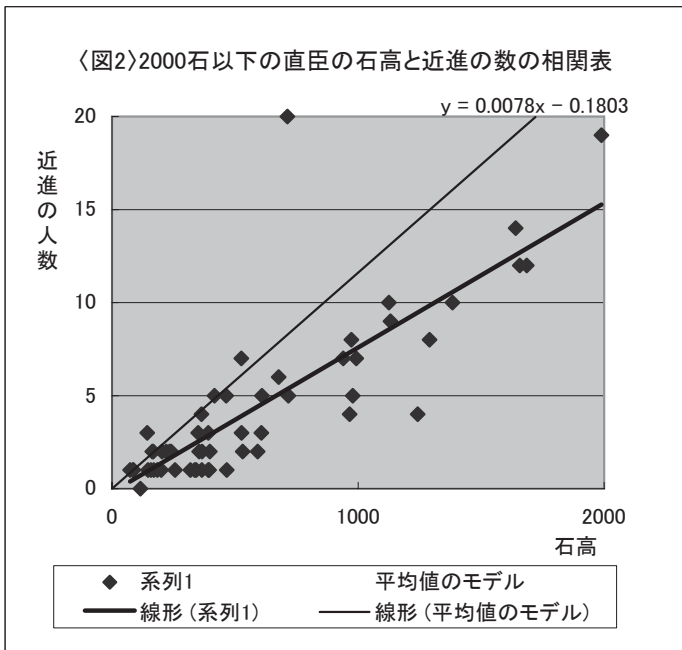


近進の数の趨勢を見ることで、その概要を掴むことができるのである。

〈表1〉で近進以上の人数を合計し、その数字を石高で割ると、平均は86・157となる。つまり、久保田城に登城する八十六石クラスの直臣が一人の近進を連れて歩いていると考えれば良い。

〈表1〉をグラフにしたのが〈図1〉である。相関値は0・97で、

〈図2〉2000石以下の直臣の石高と近進の数の相関表



強い正の相関が見られる。〈図1〉に平均値86・157の直線を入れると、平均値の直線よりも回帰直線が上回ることが分かる。

〈図1〉では一〇〇〇石以下が重なって見にくくなっているので、二〇〇〇石以下の直臣のみ抽出してグラフ化してみた。〈図2〉すると相関値は0・82となり、ほとんどの直臣が平均の線より下回った。とりわけ一〇〇〇石以下になると、平均の線より近進の数が

大幅に下回っている。ここから大身の直臣は平均より多くの近進を抱えているが、小禄の直臣になるにつれて陪臣の数が少なくなるといふ結果を得ることができる。

しかし細かく見ていくと、直臣が抱える近進の数にはばらつきがある。例えば七一二石の大山十郎は近進が二十人いるが、四六六石の梅津弥三郎は一人しかない。また一二四二石の宇都宮四郎に至っても四人の近進しかない。

直臣が抱えなければならない陪臣の数は軍役に応じたものであり、極端に異同があつてはならないはずである。本来であれば、直臣の石高に応じた陪臣の数がいなければならない。しかし〈図1〉〈図2〉を見ると、石高に応じて規則的に陪臣がいるわけではないことが分かる。ここから、秋田藩における石高に基づく軍役システムは、明治四年（一八七二）の廢藩置県直前において、すでに崩壊していたということを指摘することができる。

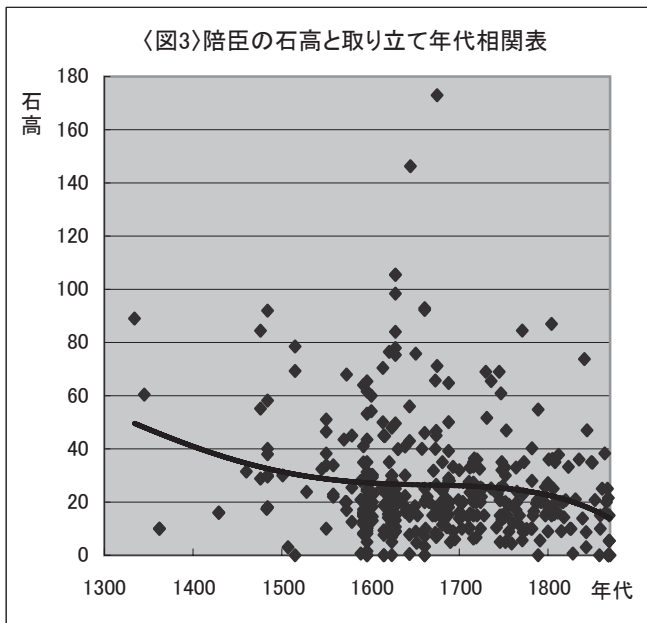
三 陪臣の取り立て年代について

次に「陪臣家筋取調査」に記載されている一三四〇人のデータの内、石高が記載されている近進四百人を抽出し、石高と取り立て年代の相関表を示す。⁽⁸⁾〈図3〉ここから、陪臣の取り立ては近世を通じて行われていたことが分かる。

一般に秋田藩の家臣団構成は、常陸や北関東に由緒を持つ者を中

心に、佐竹氏の出羽入封後に取り立てられた家臣により構成され、元禄の座格制の確立によって藩内における身分は固定したと説明される。⁽⁹⁾しかし〈図3〉を見る限り、従来の説明は秋田藩士のうち直臣を説明したものであつて、陪臣に適用することはできないことが言える。

〈図3〉の相関値は $\Delta 0.17$ で、回帰曲線を入れると緩い減少傾向を示していることが分かる。つまり近世を通じて陪臣の新規取



〈表2〉 秋田藩陪臣の取り立て年代

年代	足軽(人)		徒士(人)		近進(人)	
1601以前	8	12.3%	11	4.6%	197	22.4%
1602~1630	18	27.7%	13	5.4%	118	13.4%
1631~1660	3	4.6%	7	2.9%	56	6.4%
1661~1690	2	3.1%	33	13.8%	90	10.2%
1691~1720	3	4.6%	27	11.3%	62	7.0%
1721~1750	6	9.2%	26	10.9%	38	4.3%
1751~1780	9	13.8%	26	10.9%	49	5.6%
1781~1810	6	9.2%	59	24.7%	79	9.0%
1811~1840	10	15.4%	37	15.5%	67	7.6%
1841~1870	18	27.7%	68	28.5%	124	14.1%
	65	100.0%	239	100.0%	880	100.0%

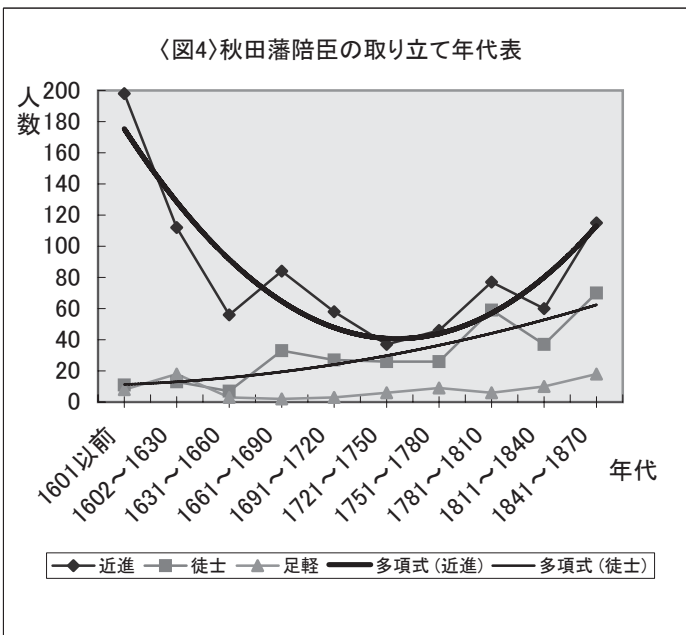
次に陪臣の取り立て年代を見るべく、一三四〇人のデータから取り立て年代の記載のある者を抽出し、かつ年代を三十年ごとに区切った(表2)を示す。すると近進・徒士・足軽で、取り立てられた時期に違いがあることが分かる。すなわち近進は中世の取り立てが一番多く、次に幕末の取り立てが続く。徒士では幕末、近世後期の取り立てが多い。また足軽では出羽入封直後と幕末の取り立てが多い。

ここに常陸出身の近進を中核とした軍団が出羽の在地勢力を足軽に取り込んで家臣団編成を行った初期秋田藩政確立の形跡を見ることが出来る。だがここで問題にしたいのは、近進・徒士・足軽共に近世初期に取り立てられた者のみで陪臣の家臣団が構成されたわけではなく、絶えず人材の補充が行われているという点である。とりわけ近世後期から幕末にかけて新規取り立てが著しい。簡単に考えれば幕末期の軍事改革や戊

辰戦争による取り立てだと結論を下しそうになるが、そうすると一七八一〜一八一〇にかけて徒士の取り立てが急増したことを説明することができない。

そこで(表2)をグラフ化する。(図4)そして近進と徒士のグラフに回帰曲線を入れてみる。すると近進については双曲線のような軌跡を描き、徒士は緩やかな右上がりの軌跡を描く。

〈図4〉秋田藩陪臣の取り立て年代表



つまり、近世後期になると、近進、徒士共に次々と新規取り立てが行われるようになったことが分かる。また興味深いのは、近世中期以降の近進と徒士の新規取り立ての数と年代がほぼ一致しており、折れ線グラフの軌跡が同じような形をしている点である。つまり、近進と徒士の新規取り立てのペースはほぼ同じだったのである。

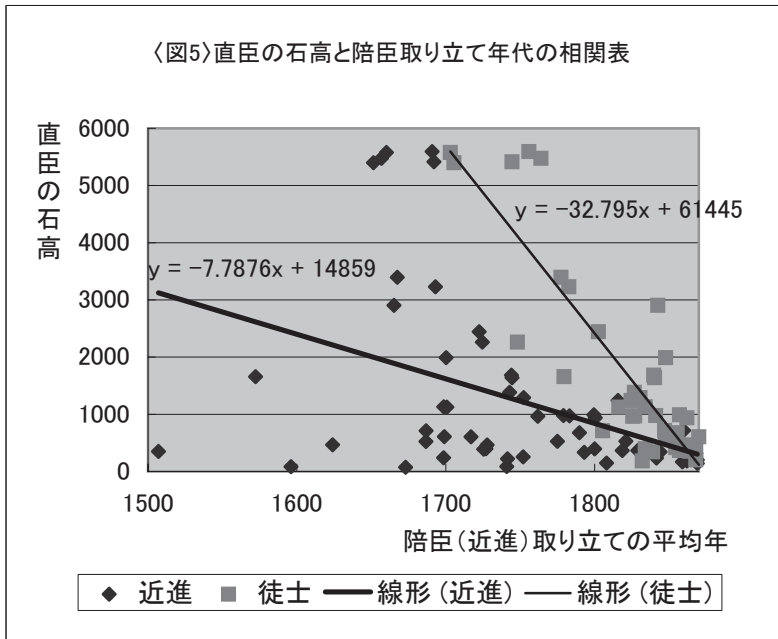
こうした全体的な傾向を踏まえた上で、直臣の禄の高低が陪臣の取立年代と関わりがあるのかについて見る。〈図5〉は〈表1〉の直臣ごとに各家の近進と徒士の取り立て年代の平均年を算出し、そこから直臣の石高と近進と徒士の取り立て平均年の相関を示したものである。ここから次の二点を指摘することができる。

第一は、直臣の禄高の高低にかかわらず、近進の取り立ての方が徒士より古いという点である。〈表1〉の各直臣の近進取り立て年代の平均は一七五二年で、徒士の取り立て年代の平均は一八二二年であった。つまり明治三年（一八七〇）段階では、徒士の方が新規に召し抱えられる者が多かったことを意味し、かつ禄の高低にかかわらず共通した傾向であった。それだけ近進より徒士の身分の流動性が大きかったわけである。

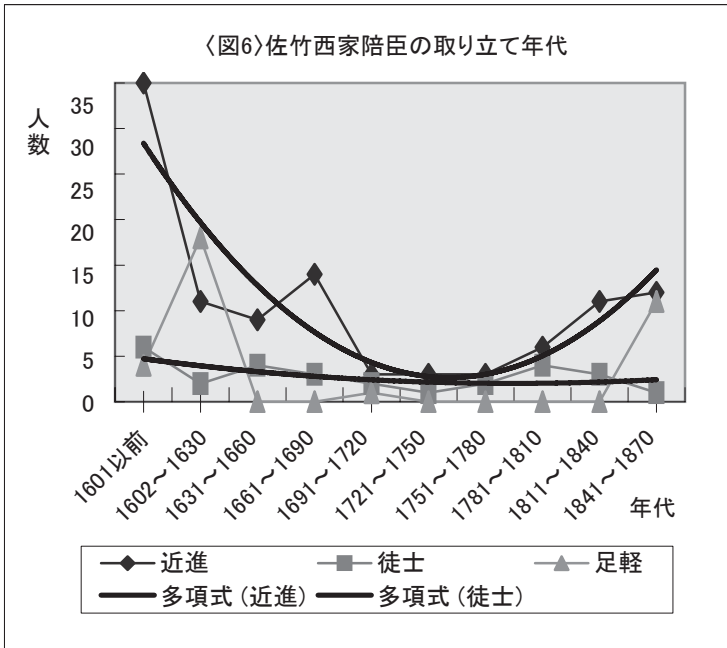
第二は、近進・徒士共に禄の高い直臣ほど取り立て年代の古い者が多く、逆に禄の低い直臣ほど取り立て年代が新しくなるという点である。言い換えると、高禄の直臣には由緒の古い陪臣が多く、逆に低禄の直臣ほど新参者の陪臣が多くなるというわけである。

個別の事例を挙げる。〈図6〉は大館城所預の佐竹西家（五五七八石余）である。近進の中核を占めるのは、中世以来の家臣である。足軽を見ると近世前期に取り立てられた由緒を持つ者が多いが、これは一様に中世の大館領主浅利家の家臣であった由緒を持

〈図5〉直臣の石高と陪臣取り立て年代の相関表



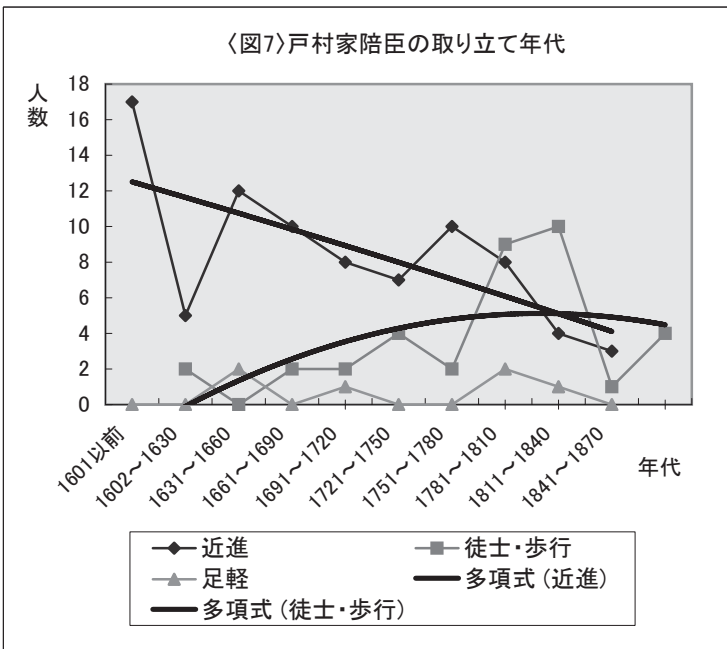
〈図6〉佐竹西家陪臣の取り立て年代



つ。ここから佐竹西家の家臣団構成は、常陸時代に仕えていた近進を中核とした家臣団に新規採用者が若干加わり、近世後期に新規採用が増えるという経緯をたどったことが分かる。

次に横手城所預である戸村家(五五九・二石余)の事例を見る。
 〈図7〉戸村家の近進は中世以来の家臣が多いが、数を減らしなが

〈図7〉戸村家陪臣の取り立て年代



らも近世を通じて新規取り立てが行われたことが分かる。徒士は近世中後期に取り立てられた者が多くいたことが分かる。

更にもう一つ宇都宮家(一二四・二石余)を見る。宇都宮家の陪臣は少ないので表で示す。(表3)先にも登場したが、宇都宮家のもとと下野の戦国大名で、豊臣秀吉により改易され佐竹義宣の家臣

〈表3〉宇都宮家陪臣一覧

位	名前	扶持(人)	職責	和暦	(西暦)	足輕登用年	(西暦)	徒士登用年	(西暦)	近進登用年	(西暦)	備考
家臣	蒲田嘉右衛門	4.5								寛文11	1671	金具師古川鉄之助次男ノ塩谷弥太郎家来中村文治実弟を養子
家臣	三浦 族	3								安政3	1856	洪江内膳より十兵衛分知の際に随従。十兵衛家臣矢口久七郎次男を養子
家臣	野尻小十郎	3								慶応3	1867	慶長年中知行10石で横手御大工頭。宝暦年中久保田へ。その後暇。文政9年足田斎家来となる。
家臣	石橋才助	3								明治2	1869	
譜代歩行	小林文昨		鍵持	文政年中	1818	文政7	1824	文政9	1826			秋田郡虻川村出身。文政年中鍵持として召し抱え。文政7年譜代。
譜代歩行	安田善左衛門		草履取	文政年中	1818	文政5	1822	文政6	1823			山本郡鶴形村出身。文政年中草履取として召し抱え。文政5年譜代に。文政6年歩行に。

となった経歴を持つ。その後重用され、近世を通じて五人の家老を出すに至る。だが〈表3〉を見ると陪臣には中世以来の由緒を持つ者はなく、全員近世中後期に召し抱えられた者であることが分かる。

ここで三つの事例を挙げたが、佐竹西家や戸村家といった五千石を超える大身直臣の陪臣は由緒の古い者が中核を占めているが、千石クラスの宇都宮家になると由緒の古い陪臣はいないのである。

嘉永元年（一八四八）の分限帳によると、秋田藩には知行取の武士は一九五五家あり、そのうち千石以上の禄高の家は二三家があるに過ぎない^①。従って、由緒の古い陪臣を抱えている直臣は一パーセ

ントにも満たないわけで、ほとんどの直臣が新規に取り立てた少数の陪臣を召し抱えているという状態だったのである。

四 陪臣の出身身分

1 近進の場合

次に取り立てられる陪臣はどこから来るのか、陪臣の出身身分を見ることにする。

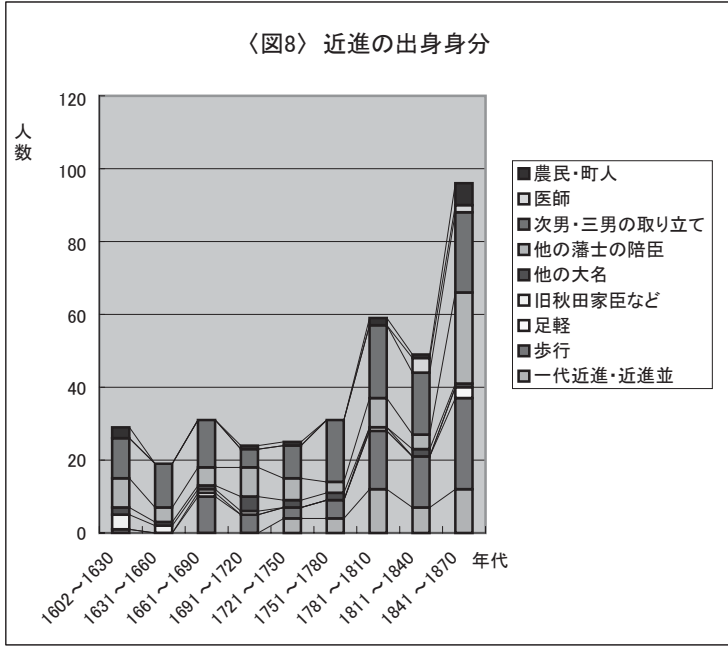
「陪臣家筋取調書」一三四〇名のデータから、近世に取り立てられ、かつ取り立て前の出身身分の記載がある四〇五名を抽出し、取り立て年代と出身身分をグラフで示す。〈図8〉また〈図8〉を百分比にしたグラフが〈図9〉である。

ここから次の四点を指摘することができる。

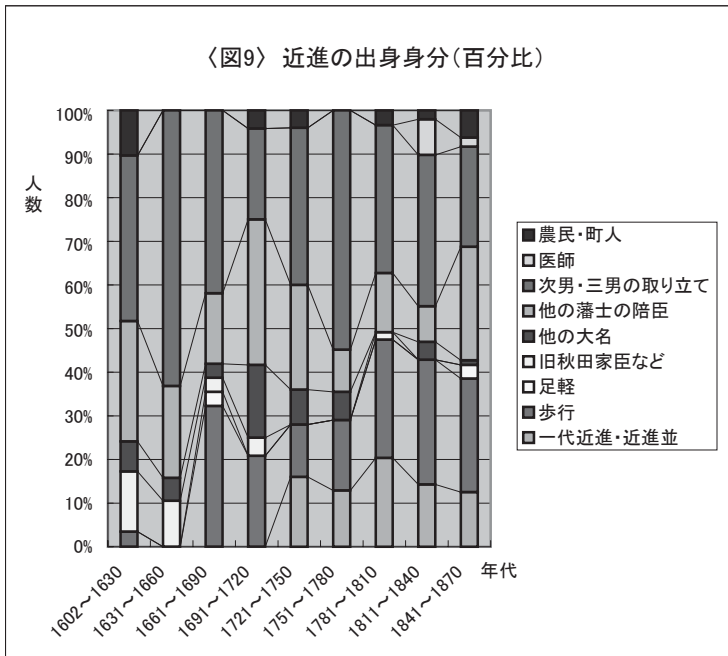
第一は、近世を通じて近進の次三男が新規に取り立てられていることであり、近進の出自の大きな割合を占めている点である。

一般に武士の家で次男以下に生まれた男子は、養子に行くことができなかったら当主の下で冷や飯食いと一生を終えるイメージしがちであるが、〈図8〉や〈図9〉から、次三男であっても別家を立てる形で直臣の家来となる者が多くいたことが分かる。もっとも、これは直臣の家の内部で陪臣の次三男が新規に取り立てられる場合と、他の直臣の家来の次三男が新規に取り立てられる場合がある。

第二は徒士からの内部昇進は一六六一年から、一代近進や近進か



らの内部昇進は一七二二年代から見える点である。これは、直臣の家の内部で徒士から近進に昇進する二段の階段が先にできあがり、そこに一代近進や近進並という階段が後に一段加わり、その結果陪臣の昇進は徒士→一代近進・近進並→近進と三段の階段になったことを意味する。



四〇五名の中から徒士と近進の両方の取り立て年の分かる八十三名を抽出し、徒士に取り立てられた者が近進に昇進を遂げる歳月の平均を割り出すと六十二年であった。更に八十三名の内、一代近進を経て近進になった十六名を抽出し、一代近進から近進に昇進するまでの歳月の平均を割り出すと十八年であった。

ここから徒士から近進への内部昇進は、最初は親や祖父の功績が認められる形で徒士登用の六十二年後に昇進が認められていたのが、後に徒士登用後四十四年で、まずは一代近進や近進並となり、その十八年後に近進に登用されるようになったと理解することができると。

徒士からいきなり近進に昇進させることをせずに、ここに一段階加えるようになった経緯は何故か。

秋田藩直臣の世界を見ると、近世後期に献金することで武士身分を獲得する「新家」と言われた農民や町人の存在が知られている。

「石井忠行日記」には、農民や町人が献金する額で与えられる武士身分料金表の記述もある⁽¹²⁾。

これと同様に、恐らく陪臣の世界でも主家に献金することで身分の昇が認められる者がいたであろうことが想像できる。もし陪臣の身分上昇が主人である直臣に金銭を納めることで許されていたとすれば、身分昇進の階段が二段から三段に増えれば、それだけ直臣の懐に入る金銭は倍となる。しかしこのことは、今のところ証明できない。

第三は、出身身分が他家の陪臣であった者が多い点である。とりわけ近世初期からこの出自を持つ陪臣がいるということは、それだけ陪臣の身分は流動的であったということが言える。

現に「陪臣家筋取調書」を見てみると、小野岡家の杉野慶治の由緒書には「戸村一学の代に人詰」、真壁家の小林祐太の由緒書には

「天保四年疋田家減禄につき召し抱え」等の文言を見ることができると。⁽¹³⁾

ちなみに「天保四年疋田家減禄」とあるのは、天保四年（一八三三）に家老疋田斎が死亡したことと大きな関わりがある。疋田家はもともと千石余の藩士であったが、斎の代に二千石余に増された⁽¹⁴⁾。しかし嘉永元年（一八四八）の分限帳を見ると、斎の子疋田久太夫の禄高は千石余になっている⁽¹⁵⁾。ここから斎の死亡後、疋田家は元の千石へ禄高が減らされたことが分かるが、この影響を最も受けたのが小林祐太のような陪臣で、主家の減禄に伴い「人詰」と称した餓首が行われたのである。また〈表3〉宇都宮家陪臣野尻小十郎も、疋田家陪臣であった経歴を持っており、野尻も小林祐太同様疋田家減禄に伴い餓首された可能性がある。その意味で、禄高の低い直臣に仕える陪臣は、主人の減禄に常におびえる存在であったと言いうことができよう。

秋田藩は近世後期、財政の悪化に伴い藩士からの知行借り上げを行うようになった。またその一方で、役職に就いた者には役料を支給したり一時的な増給を行うようになった。

先に高禄の直臣に仕える陪臣の由緒は古く、低禄の直臣になるに従って新参の陪臣が多くなるという結果を示したが、これは藩内において知行借り上げを乗り切ることができる高禄の直臣と、陪臣の数を減らさなければ乗り切ることのできない低禄の直臣とに分かれたことによるものと説明できる。つまり、秋田藩の陪臣社会は、藩

財政の悪化と共に、その影響をあまり受けない高禄の直臣の由緒の古い陪臣群と、直臣の禄の上下と共に仕官先を変える「渡り陪臣」とも言うべき一群の二極分化が発生していたのである。

すなわち直臣の持つ経済力により、陪臣の家の永続性が保証されるか否かが分かれ、ここに陪臣社会の二極化構造が発生したのである。

秋田藩陪臣のうち近進の人材補充を見ると、陪臣社会内部で完結している。「人詰」と称する餓首が行われたとしても、藩内に仕官先があるということは、結果として秋田藩武士社会に安定をもたらした。だが、身分の流動性の大きい陪臣群は、絶えず問題意識を持って自己啓発していかなければ、秋田藩武士社会で生き延びていくことが難しかったのではないかとという推測も成り立つ。

ここで思い起こされるのが、宮地正人が論じた旗本用人論である。

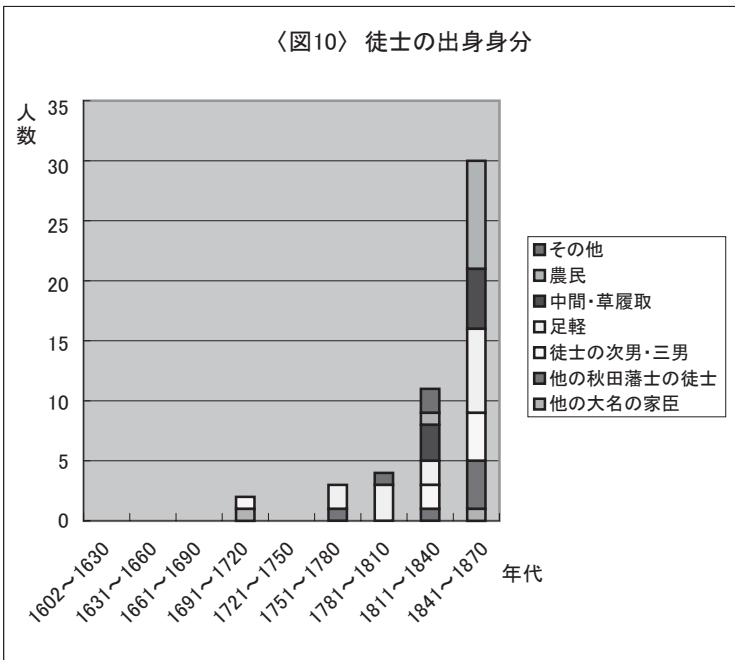
宮地は旗本用人が仕官・再仕官を繰り返して旗本の家臣として渡り歩いていることに着目し、旗本用人を「雇用型実務家集団」と捉えた。そして、こうした下級武士の存在は、普遍化できるのではないかとという予想を立てた。

とすると、多数の直臣の家臣として渡り歩く陪臣群の存在は秋田藩における「雇用型実務家集団」として捉えることができるかもしれない。しかし、直臣を渡り歩く陪臣に求められた資質や技能は何であったのかを見極めなければならない。それは今後の課題とした

い。

近進の出身身分について指摘する第四は、大身直臣の分流として一門扱いの近進となる者はいても、それ以外に出自が直臣であった者は存在しないという点である。つまり、秋田藩陪臣層は家督相続のできぬ直臣の次三男の受け皿にはなっていないのである。従って、

〈図10〉 徒士の出身身分



直臣と陪臣の身分階層は秋田藩武士社会の中で完全に隔絶していたということが言える。

2 徒士の場合

次に明治三年（一八七〇）段階で徒士で、出身身分の判明する五〇名のデータを抽出し、その出身身分を（図10）で示す。グラフは一樣に幕末期の取り立てが目立つ。実は一八四一年以降徒士となった三〇人のうち一四人が戊辰戦争の軍功が認められて徒士となった者で、その中でも五人が農村出身者である。ここに戦争が農民の身分上昇に繋がっていることを見ることができる。

こうした戊辰戦争による身分上昇という要因を除外して、徒士の出身身分を見ると、徒士の次三男の取り立て、他の直臣の徒士からの仕官、そして足軽・中間・草履取といった武家奉公人からの内部昇進を確認することができる。

ここで前節の近進の出身身分と併せて考えると、農村から足軽・中間・草履取といった武家奉公人として秋田藩陪臣社会の最末端に入り込み、そこから徒士に昇進し、六十二年かけて近進に上昇することが可能であったということが出来る。ただ、陪臣の社会は直臣の社会とは隔絶しているので、陪臣の近進になったとしても、そこから直臣へ身分を上昇することは不可能であった。

3 直臣と陪臣の差別化を図る法令

実は近世後期、秋田藩では直臣と陪臣の差別化を徹底する法令を出している。⁽¹⁶⁾

覚

御直参・陪臣自然相混候ては不宜儀ニ付、今般御吟味之旨有之、以来左之通相心得候様被 仰出候。

一陪臣御附人之外は、御直参諸士え相対し殿付にて応対遠慮可有之事。

一惣て陪臣一同之儀ニ候得共、御苗字・引渡之家来共へ諸士相対し呼下致間敷事。

一廻座之陪臣迎も家柄大身之家来共儀は、右に准諸士応対、其心得可有之事。

右之通可被相心得候。

二月

これは藩主佐竹義和の代、文化三年（一八〇六）二月三日に出した法令である。ここでは直臣に対する陪臣の礼法と陪臣間の礼法が説かれている。すなわち、直臣と陪臣の上下関係のみならず陪臣間の上下関係も明文化されているのである。

文面を見れば陪臣は直臣のみならず大身給人の陪臣にも気を遣わなければならないとある。これは一見すると、直臣の身分の上下関係を陪臣にも反映しようとしているように見える。しかし先述した通り藩主一門衆や大身給人の直臣ほど、取り立て年代が古い陪臣が多いという特色があることを考えれば、由緒の古い大身の直臣と身分の流動性の大きい新参の陪臣とを差別することで武士社会の秩序を保とうとしていたとも読むことができる。

ところが弘化年間になると、陪臣層全体を直臣と区別しようとすることが検討された。⁽¹⁷⁾

覚書

小分限直参之ものト陪臣ト之差別、三ツ処紋ト大小之下緒ニて分置候様此間申上候。申含形り一ト通尤ニ候得共、左様致候てハ小苗字并ニ処持チ等ニは故障も在之、早速申渡候事ニも及兼居り申候。殊ニ一統御制服之義御家中一体へ早く申渡可宜旨も之段申上候得共、是ハ此表ニも不限、江戸表之義も御駕籠脇始御制服取調も在之、御着之上ニ無之候得ハ相極り不申候事故、双方相究り候段当表へ表向申渡候事ニ御家老共よりも申上り候間、一ト通心得之為メ申知セ置候。

この資料の包紙には「弘化三年三月十四日目付への下書」とある。ここから弘化三年（一八四六）に、紋の大きさや刀の下げ緒の色で直臣と陪臣の区別を一目判別できるようにしようとしたことが藩庁内部で検討されたことが分かる。

〈表2〉や〈図4〉を見ると、弘化三年頃は近進・徒士共に新規採用が目立っている。右の資料のように直臣と陪臣を徹底的に区分しようとしたのは、農村出身の出自を持つ者が陪臣社会に多数入り込んできたためと考えられる。

しかし右の案は実現に移されることなく保留された。これは文化三年（一八〇六）に陪臣間の差別化を明文化しており、由緒の古い陪臣とそうでない陪臣を同一に扱うことが難しいと判断したため

はないかと思われる。

この問題を整理すると、次のように説明できる。

文化三年時点で問題になったのは、二極化する陪臣の問題であった。高禄の直臣に仕える由緒の古い陪臣と低禄の直臣に仕える渡り陪臣の差別化を図ろうとしたのである。

ところが、その後四十年間にわたり新規に取り立てられる陪臣が増加した。その中には農村出身の出自を持つ者が多くいた。そこで、陪臣層全体を差別化する計画が浮上した。しかし文化三年の法令の趣旨とは合わず実行に移されなかった。

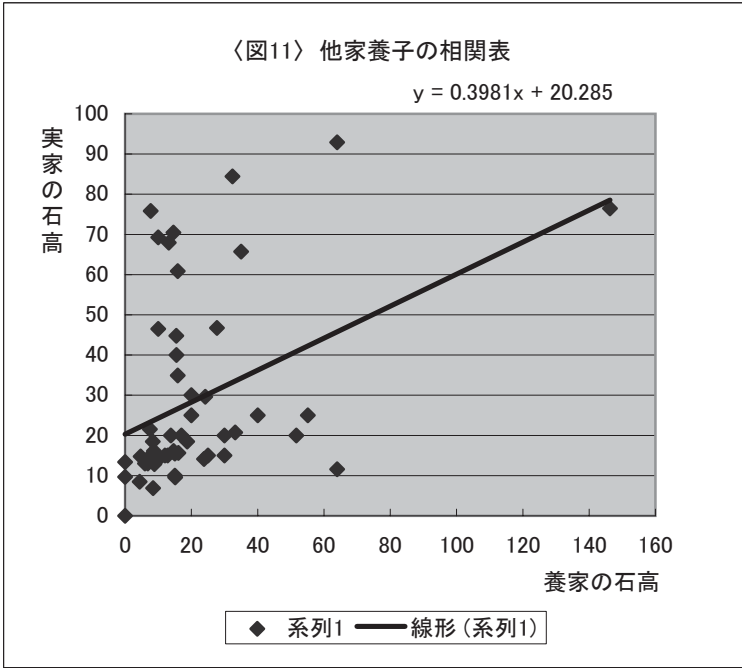
このように見ると、秋田藩が近世後期に直臣と陪臣を完全に区別しようとしたのは、仕官・再仕官を繰り返す陪臣や農村出身の出自を持つ陪臣が次第に増えてきて、直臣の社会とは異なる社会が秋田藩武士社会の末端にできあがってきたことへの対応であるということが言える。

五 陪臣の他家養子について

筆者は先に〈図3〉から、陪臣は近世を通じて取り立てが行われ、小禄の者が増えていると述べた。

では新規取り立てではなく、陪臣間における他家養子を見た場合、実家と養家の禄高差にどのような特色があるのかを検討する。

これは「陪臣家筋取調書」に他家養子の記載があり、かつ両家を



特定できる五十二家のデータを基にする。この結果は〈図11〉で、相関値は0.41となる。しかし、実家と養家の禄を比較してみると、実家よりも養家の方が低い傾向が顕著で、高禄の家の次三男が低禄の家に養子に入る降嫁現象が見られる。更に実家と養家の石高比率を〈表4〉に示す。すると、石高が五

分の一にも満たない家に婿に行った例も多く見られる。

他家養子の形態は東アジアにおいて日本独特のもので、武士社会が永續するのに欠かせないシステムであったということが指摘されている⁽¹⁸⁾。しかし、秋田藩の陪臣社会においては低禄の者が高禄の家へ婿に行くのは容易でなく、他家養子が身分上昇の契機にはならなかったと言える。

〈表4〉実家と養家の石高比率(実家/養家)

5.1倍～	1
4.6～5.0倍	
4.1～4.5倍	
3.6～4.0倍	
3.1～3.5倍	
2.6～3.0倍	1
2.1～2.5倍	2
1.6～2.0倍	6
1.1～1.5倍	3
等倍	3
-1.1～1.5倍	14
-1.6～2.0倍	6
-2.1～2.5倍	3
-2.6～3.0倍	4
-3.1～3.5倍	1
-3.6～4.0倍	1
-4.1～4.5倍	
-4.6～5.0倍	2
-5.1倍～	5

六 陪臣の新規取り立てが増加する要因

最後に近世後期に陪臣の新規取り立てが増えた社会的要因を考える。この点について筆者は先に献金することで武士身分を獲得した「新家」のような存在が陪臣の中にもあったのではないかという推測を述べた。

しかし、ここではこうした経済的な問題以外に、近世後期の秋田藩の軍事動員が陪臣の取り立ての増加に結びついたのではないかということを述べる。

陪臣の新規取り立てが増える要因になった軍事動員には二つあり、一つが戊辰戦争、もう一つが近世後期に秋田藩が割り当てられた蝦夷地出兵である。確かに戊辰戦争は陪臣の新規取り立てが大幅に増加した要因であることは確かだが、〈図4〉を見ると戊辰戦争の以前から陪臣の新規取り立ては増えている。従って、近世後期に秋田藩が割り当てられた蝦夷地出兵も陪臣の新規取り立てが増加した要因として看過することはできないと言える。

秋田藩は文化四年（一八〇七）に箱館へ出兵し、また安政三年（一八五六）から慶応三年（一八六七）まで蝦夷地警備の任務に就いている。筆者はかつて、安政以降の蝦夷地警備の際、身分上昇を図る農民が藩の足軽に取り立てられ蝦夷地に送り込まれたこと¹⁹から、藩の軍事動員が農民の身分上昇の契機となったことを述べた。

次に挙げる資料は文化四年の箱館出兵に第三陣として従軍した横手給人上遠野子之助の日記で、ここに農村から陪臣を取り立てた記述がある。²⁰

一 御加勢被仰付出府之節召連候供人七人名前左之通。

家来 清助

草履取 翁助

二本柳村屋敷百姓 藤八

終始供致候故褒美左之通

一 此度蝦夷地エトロフえ異国船大船致至来及騒乱候二付、箱館御奉行羽太安芸守様より御国え御加勢被仰進候二付、嫡子子之助御加勢御人勢被仰付難有奉御請、然所供人不足二付、其方儀ハ屋敷百姓之事故供人申付候所、不顧生死早速承知致供致候段誠二心切之至り二候。依之屋敷高永々可宛行。猶此末火急之儀有之供人申付候節は兼て可為承知もの也。

文化四年卯七月廿一日 上遠野喜太郎秀英（花押）

仙北郡二本柳村屋敷百姓 藤八殿

（傍線筆者）

文化四年（一八〇七）箱館出兵の折、秋田藩は久保田給人による第一陣・第二陣を箱館へ送り込み、横手給人からなる第三陣を久保田城下で待機させた。文化四年（一八〇七）八月に箱館において幕府役人から秋田藩士は撤収を許可されたため、上遠野子之助が属している第三陣は渡海することなく横手へ引きあげている。

上遠野子之助は一八七石の直臣であり、出兵に際し七人の従者を連れて従軍した。しかし家来が不足していた。そこで上遠野家では知行地である仙北郡二本柳村から藤八を陪臣として取り立てたのである。その条件として「屋敷高永々可宛行」とあるように、上遠野家への年貢を免除している。これは屋敷高を宛われたことと同じ意味である。つまり、藤八は屋敷高の給付と引き換えに上遠野家の陪臣となったのである。

(図6)を見ると、確かに文化四年(一八〇七)の箱館出兵の時期に陪臣の新規取り立てが増えていることが確認できる。だが文化四年に限定すると、この年に陪臣の新規取り立てが急激しているとは言いがたい。

しかし秋田藩では文化四年(一八〇七)の箱館出兵を契機に領内の海岸防備を恒常的に行うようになり、これに従事する直臣は、上遠野子之助のように陪臣を知行地から取り立てることで軍事力の再生を図ったのである。その意味で、戦争は財政の窮乏化によりスリム化していた陪臣社会の様相を大きく変えるものであったということが言える。

また、直臣の軍事力再生が可能であったのは地方知行制による土地支配だったわけで、ここに秋田藩が近世を通して地方知行制にこだわった理由の一つがあると思われる。

おわりに

以上本稿では「陪臣家筋取調査」五冊の分析から、秋田藩陪臣社会の構造の特質を述べてきた。本稿の問題意識は、磯田道史が論じた大名武士社会の三層構造が秋田藩陪臣社会にも存在するのかという点と、宮地正人が論じた旗本用人を「雇用型実務家集団」とする見方を、秋田藩陪臣社会においても適用することができるのか、という点にあった。

結論は、秋田藩陪臣社会にも「近進・徒士・足軽」の三層構造は存在していたが、家格が固定していた直臣社会の三層構造とは異なり、近進・徒士・足軽共に近世を通じて新規取り立てが行われる流動性の大きい社会であることが確認できた。また陪臣社会を細かく見ていくと、中世以来の由緒を持つ一群と仕官・再仕官を繰り返す「渡り陪臣」とも言うべき一群の二極分化が発生していることが確認できた。その意味で後者の陪臣群を、宮地の言う「雇用型実務家集団」と見なすことができるのではないかと予想を持つに至った。

最後に、この検証の過程で明らかになった次の三点を強調しておきたい。

第一は、秋田藩武士社会における身分内差別である。

陪臣の家の永続性は、主家である直臣の経済状態により左右された。秋田藩は財政の悪化から近世中後期以降断続的に知行借り上げを行うが、多くの直臣が陪臣の餓首によって乗り切らなければならなかった。戦国大名の系譜を持つ一二四二石の宇都宮家でも中世以来の由緒を持つ陪臣はいないことから、極一部の高禄の直臣以外の陪臣は身分の流動性が大きかったと言える。

しかし、身分の流動性は大きいとはいえず、取り立てられる陪臣は次第に低禄となり、また陪臣間の他家養子の状況を見ても降嫁現象が見られることから、新参者が秋田藩武士社会の末端である陪臣社会に入り込んだとしても、経済状態を好転させるような身分上昇は

難しかったと言える。また陪臣から直臣へ身分を上昇させる者は存在せず、ここに乗り越えられぬ身分間の断絶があった。これを象徴するのが近世後期の陪臣間の礼法の法制化で、直臣と陪臣を一目で識別できるようにする差別化までもが検討されている。

第二は、秋田藩直臣団における軍役の形骸化である。

直臣が抱えなければならぬ陪臣の数は一定のはずである。本来であれば、禄が高くなるにつれて陪臣の数は規則的に増えていかなければならない。しかし、直臣が抱えている陪臣の数にはばらつきがあった。とりわけ小禄の直臣になるに従って、抱えている陪臣の数が極度に少なくなる傾向があった。

これも財政の悪化に伴い陪臣を減首したからであると理解できるが、それだけに本来直臣が負わなければならない軍役も形骸化している」と理解できる。

第三は、軍役が形骸化しているとはいえ、それが藩の軍事体制の弱体化にはつながらないという問題である。

財政の悪化から陪臣の数を減らしたとはいえ、軍事動員の必要性に迫られれば、知行地から農民を陪臣として召し抱えることが可能だったのである。秋田藩は家臣が知行地を持つ地方知行制を一貫して採り続けたが、この地方知行制こそが直臣の軍事力を再生する基盤になったのである。

ただ、戊辰戦争では総銃隊化した部隊をどれだけ持つかが勝敗の分かれ道となっていた観があり、地方知行制を基盤とした従来型の

軍事力を持っていたとしても、それが戦争の勝利につながらなかったことは言うまでもない。

註

- (1) 当館では本年八月八日に「秋田県公文書館所蔵資料活用講座―先祖調べを中心として―」を開催した。利用者が先祖調べを目的に来館した場合、どのような資料を、どのように探せばよいのかを説明した講座で好評を得た。
- (2) 秋田県公文書館所蔵「陪臣家筋取調書」（県D―8―5―1―5）（以下資料番号を附した資料及び「宇都宮孟綱日記」「石井忠行日記」は同館所蔵）
- (3) 宮地正人「幕末旗本用人論―江戸都市論に旗本社会をどう組み込むか―」（福地惇・佐々木隆編『明治日本の政治家群像』吉川弘文館、平成五年）・「幕末・明治期と官僚制」（『歴博』七九 国立歴史民俗博物館、平成八年十一月）
- (4) 松本良太「近世後期の武士身分と都市社会―下級武士―の問題を中心」（一九九八年度歴史学研究会大会報告）―（近世支配集団の構造と変容）（『歴史学研究』七一六、平成十年）
- (5) 磯田道史『近世大名家臣団の社会構造』（東京大学出版会、平成十五年）
- (6) 『秋田県史』第四卷維新編（秋田県、昭和三十六年）四四九頁
- (7) 「宇都宮孟綱日記」天保十四年七月十八日条
- (8) 「陪臣家筋取調書」の取り立て年代のデータについては、次の三通りの方法に拠った。一つめは取り立て年の記載がある場合は、その年を入力した。二つめは、「元禄年中に取り立て」とある場合である。この場合は「元禄元年」を入力した。三つめは「××様御代に取り立て」とある場合である。この場合、系図資料から「××

様」が当主になった年が判明する場合は、その年を入力した。また、当主になった年が分からない場合は、その人物の生年を入力した。従って本稿で使用したデータは完全に正しいというものではない。しかし、そのようなハンデイがあるとはいえずその誤差は何十年、何百年に至るといってもない。また「陪臣家筋取調書」は、明治三年から過去を振り返った史料であることを考え合わせれば、多少の誤差を含みつつも、大まかな陪臣取り立ての様相は掴めると判断した。

(9) 伊藤成孝「岡本元朝と家譜編纂事業について」(『秋田県公文書館研究紀要』十三、平成十九年)

(10) もっとも、この石高は明治三年(一八七〇)段階のものであり、戊辰戦争の軍功により加増されている者も含まれている。しかし戊辰戦争の軍功による加増があったとはいえず、大きくデータの傾向が変わるものではない。

(11) 『秋田県史』第二卷近世編上(秋田県、昭和三十九年)一五五頁

(12) 「石井忠行日記」文久二年十二月二十六日条

(13) 「陪臣家筋取調書」三

(14) 『秋田武鑑』(無明舎、昭和五十八年)一五八頁

(15) 「御国武鑑分限録」(秋田県立図書館所蔵 庵573)

(16) 「直臣陪臣対心得仰書」(AS317-29)

(17) 「小分限直参・陪臣の差別についての覚書」(AH317-69)

(18) 磯田前掲書、一〇五頁

(19) 拙稿「幕末秋田藩海岸警備考―守備兵の問題を中心として―」

(20) 『秋田県公文書館研究紀要』十三、平成十九年

(21) 「松前箱館御加勢日記」七月二十一日条(A393-2)

「上遠野氏支流系図」(A288.2-663-3)

(古文書班学芸主事 はたなかやすひろ)

《史料紹介》

秋田藩米家督町に関する一考察
——「米沢町記録」の分析を通じて——

加藤 昌 宏

はじめに

- 一 「米沢町記録」の分析
 - 二 米沢町の特徴について
 - 1 米沢町の成立と町由緒形成
 - 2 米沢町の住民構造
- おわりに

はじめに

秋田藩の城下町久保田における町人社会については、豊富な町方史料などに基づき、これまでも数多くの研究が蓄積されている。⁽¹⁾

本稿で取り上げる「米沢町記録」も、代表的な町方史料のひとつとして広く知られ、すでに活用されてきた史料群である。

久保田の場合、町人町として西部に外町が広がるが、米沢町（現在の秋田市榎山）は、久保田南部に設置された足軽町の内部に位置する町人町である。米沢町については、従来の研究により次のよう

な点が明らかにされている。第一に元禄十五（一七〇二）年に米家督を獲得したことである。久保田の場合、家督とは個別の町ごとに与えられた特定商品の営業特権を意味する。この年、従来より米家督を承認されていた米町四丁と同様に、正式に城下町久保田の米家督町とみなされたとされる。第二に牛嶋村をはじめ周辺村々の家督破りの横行に対する米家督争いの様子である。第三に天保期の久保田の米穀流通状況の変化と米家督制度の崩壊の様子である。

しかし「米沢町記録」には町運営や住民構造、経済状況などに関する豊富な情報が含まれている。本稿では「米沢町記録」の史料群としての全体像を紹介したのち、従来明らかにされていない米沢町の特徴について考察を加えることとする。

一 「米沢町記録」の分析

本章では「米沢町記録」の史料群全体像を紹介し、その特徴を明らかにしたい。まずは分析に先立ち、この史料群が秋田県公文書館

の所蔵となるまでの経緯について簡単にまとめる。

平成十四(二〇〇二)年三月、原所蔵者である根津谷禮蔵氏より史料寄贈の申し出があった。同史料は『秋田県歴史資料目録第三集』(昭和四十二年一月刊行)に秋田県歴史資料収集協議会の直接調査による「根津谷文書」一三三点として掲載されている。また、昭和四十一(一九六六)年三月三十日に「古文書 米沢町記録」(指定書記号番号・古2)一三三点として秋田市指定文化財に指定されている。このため申し出を受けたのち、秋田市教育委員会に相談の上、当館で受け入れることとなった。

史料の一部に水損などを要因とする劣化損傷がみられたため、平成十六、十七年度にあわせて三八 points の史料に修復を施したのち、第一次整理をすすめた。受け入れ時点では、文化財指定時と同様に全一三三 points の史料群として受け入れたが、枝番号を施すなどの整理の結果、全一七七 points の史料群として、平成十九年より一般に閲覧公開の運びとなった。

以下、整理作業を通じて明らかになった特徴を取り上げる。

1 日記

「米沢町記録」の中心史料として挙げられるのが、文化元(一八〇四)年から安政五(一八五八)年におよぶ全四〇冊の「日記」である。天保四(一八三三)年の日記が七月以前と八月以降の二分冊となる以外は、一年一冊にまとめられている。

日記記述に関しては、天保三年の日記表紙裏に「諸色會談所より廻文ヲ以御嚙被成置候事、残り無日記帳江相印可申、其外丁内におゐてさしたる事落なく附置申へく事」との記載がある。米沢町における掟の一部であろうか、日記の主目的は會談所からの廻文と町内の出来事を書き残すことであつたといえる。會談所については、町奉行の役屋御町処の中に設けられ、町役人との接触連絡の場所であり、町人町への町触は會談所を通じて行われたとされる⁽²⁾。大町三丁目など久保田の他町では、諸事記録は丁代(町代とも記す)の役割とされる。米沢町の日記にも裏表紙に丁代の名前が記載されるといふ特徴があることから、日記の記載は主に丁代が担当したものと推測され、これらは「丁代日記」とみなすことができると考える。

この丁代日記には以下の特徴がみられる。第一に裏表紙に丁代と錠笥番の名が記されている点、第二に日記冒頭に正月の米相場が記載されている点、第三に米沢町人の組合構成がまとめられている点である。図1はこれらの記載状況を一覧としたものである。

まず丁代と錠笥番について確認する。丁代については「大町三丁目記録永代帳」の記載から、町奉行や庄屋からの連絡を町内に通達したり、町内の動向を控帳にまとめたり、自宅が町内会所となり寄合の用意を行うなど、いわゆる世話役的存在であつたことが指摘されている⁽³⁾。また町の意味に従つて行動することが求められた、町中への奉仕者と位置付けられた存在とも説明される⁽⁴⁾。錠笥番については、例えば天保四年の日記に「御払米之儀者小笹栄八取扱罷有候所

図1 米沢町丁代日記一覧

資料番号	資料名	和 暦	丁数	丁代(町代)	錠筥番	初相場	組合
米沢1	拾老番(日記)	文化元	10			○	○
米沢2	日記 三番	文化9	41	長谷川五左衛門		○	○
米沢3	日記 五番	文化12	27	鈴木久左衛門	大淵吉兵衛	○	○
米沢4	日記 四番	文化14	13	大淵吉兵衛	松田長之助	○	○
米沢5	日記 八番	文化15	26	松田孫右衛門	長谷川五左衛門	○	○
米沢6	日記 拾貳番	文政2	31	松田孫右衛門	大淵吉兵衛	○	○
米沢7	日記 六番	文政3	22	熊谷又兵衛		○	○
米沢8	日記 七番	文政5	39	鈴木久左衛門		○	○
米沢9	日記 拾三番	文政6	19	鈴木久左衛門		○	○
米沢10	日記 拾四番	文政7	10	鈴木七兵衛		○	○
米沢11	日記	文政11	33	松田喜太郎		○	○
米沢12	日記	文政12	39	小笹伊八		○	○
米沢13	日記	天保3	7	松田孫右衛門		○	○
米沢14	日記	天保4	39	小笹久吉		○	○
米沢15	日記	天保4	38	山本惣助	小笹栄八	-	-
米沢16	日記	天保5	12	山本惣助	佐渡屋清松		○
米沢17	日記	天保6	71	佐渡屋清松	小林重蔵		○
米沢18	日記	天保7	76	佐渡屋清松	工藤小平		○
米沢19	日記	天保8	23	小林重蔵	工藤小平		○
米沢20	日記	天保9	26	小林重蔵		○	○
米沢21	日記	天保10	42	工藤小平	山本惣兵衛		○
米沢22	日記	天保11	46	工藤小兵衛	山本惣兵衛	○	○
米沢23	日記	天保12	36	山本惣兵衛	長谷川佐吉	○	○
米沢24	日記	天保13	17	山本惣兵衛	長谷川佐吉	○	○
米沢25	日記	天保14	32	小笹久吉	松田長之助	○	○
米沢26	日記	天保15	4	小笹栄八	小笹伊兵衛		○
米沢27	日記	弘化2	6	山本惣兵衛			○
米沢28	日記	弘化3	8	小笹や栄八	高橋屋金兵衛		○
米沢29	日記	弘化4	6	高橋屋金兵衛	山本屋惣兵衛	○	○
米沢30	日記	弘化5	4	高橋屋金兵衛	山本屋惣兵衛	○	
米沢31	日記	嘉永2	3	加賀屋伝七	小笹屋栄八		
米沢32	日記	嘉永3	4	加々屋伝七	小笹屋栄八	○	
米沢33	日記	嘉永4	20	長谷川五兵衛	加賀屋伝七	○	
米沢34	日記	嘉永5	9	長谷川屋五兵衛	加々屋伝七	○	
米沢35	日記	嘉永6	3	高橋屋金兵衛	根津屋巳之松	○	
米沢36	日記	嘉永7	8	加々屋伝七	根津屋巳之松	○	
米沢37	日記	安政2	7	根津屋巳之松	長谷川五兵衛	○	
米沢38	日記	安政3	5	根津屋巳之松	長谷川五兵衛	○	
米沢39	日記	安政4	10	山本屋惣兵衛	高橋屋金兵衛		
米沢40	日記	安政5	8	小笹栄八	加々屋伝七	○	

「初相場」「組合」の欄は、日記中にそれぞれ記載がある場合に○印を付した。

図1により両役の推移をみると、米沢町では丁代、錠筥番が一人ずつ置かれ、ともに一〜二年で交代している。三年以上連続でつとめている例は確認できず、およそ二年をめどに交代する傾向がうかがえる。

続いて米相場についてであるが、おおむね次のように記載される。

初相場

上米 三斗二付 九百五十文 中米 九百文
 下米 八百五十文
 白米 小売 壹升二付 中白 三十七文
 下白 三十五文

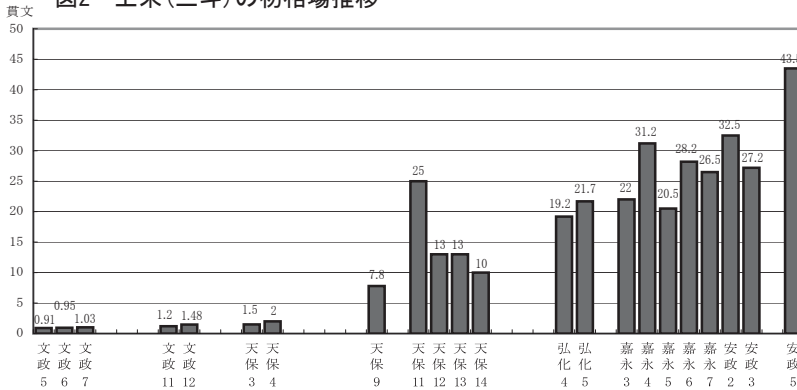
(以下略) 一、嘉永五(一八五二)年の日記に「小間過錢七十貫文 外二袴代廿老貫五百余文受取、錠筥伝七殿(相渡申候)」と記載があり、実際に金銭や米穀を取り扱い、管理する役割であったことが確認できる。なお天保四年の小笹栄八は当時の錠筥番である。

急激な伸びを示していることが確認できる。米沢町は、米家督町として基本的にこの値段での商いが義務づけられたと考えられ、相場の変化は米沢町の経済状況に強く影響することになる。

最後に町内の組合構成についてみる。丁代日記では初相場に続く

年頭部分に、組頭を筆頭に組合構成員の名前が確認できる。これらを一覧にまとめたのが図3である。なお日記裏表紙にみられる丁代と錠笥番をあわせて掲載した。米沢町の組合構成の特徴としては、

図2 上米(三斗)の初相場推移



一組の構成員が一〇人前後に及ぶ場合がある点と、毎年組頭も構成員も、場合によっては町内の組数までも変更されている点があげられる。これが米沢町に限るのか、久保田全体におよぶ特徴であるのかについては判断としない。⁽⁵⁾ また天保十二(一八四二)年には、正月の段階で二組構成とされていた組合が、三月に四組構成に変更されている。そして従来と異なり、同十五年にいたるまで異動した町人以外に組合構成員が変化していない。弘化二(一八四五)年には再び二組構成となるものの、同四年まで

やはり構成員は変化しない。

この組合構成の変化については、その理由や背景の分析が必要であると思われるが、本稿ではこれを指摘するにとどめ、分析・調査は今後の課題としたい。

2 勘定帳

つづいて、まとまった史料として「請払御勘定帳」一一冊と「御勘定一紙目録」一一点が挙げられる。弘化三年から安政五(一八五八)年にわたり、米沢町の収支の一端を確認できる史料である。

嘉永二(一八四九)年を例に内容をまとめたのが図4である。

まず「請払御勘定帳」をみると、正月から十二月まで毎月の金銭出入額が内訳とともに記されている。入金是小間銭のみであり、月の大小により金額が異なるが、定額の入金が確認できる。この金額は弘化三年から安政元年十月までは一定であるが、安政三年からは小の月八五貫八五文、大の月八八貫一九文と値上がりしている。次に支出であるが、内訳を大きくまとめると毎月の役銭、各神社へ奉納する初尾、礼銭など庄屋への支出、丁代の必要経費の四つとなる。後年に一部神社への初尾がみられなくなる以外は、支出を含めて内訳にまったく変化がない。つまりこの勘定帳の内訳は、米沢町における定例支出といえる。そして年間収支が記され、翌年三月に勘定役所から米沢町に渡された史料が一紙目録となる。嘉永二年分の一紙目録は、次のように記載されている。

図4 米沢町勘定收支一覧(嘉永2年)

月	「入」計	「入」内訳	「払」計	「払」内訳	入払の過・不
正月	49.077 (貫文)	49.077	33.186	25.620 役せん 0.492 矢橋天神宮初穂 1.230 箱岡神明宮初穂 3.075 上野神明惣社宮初穂 0.246 藤倉山初尾 0.308 杉生初尾 0.369 古四王宮初穂 0.185 北野天神宮初尾 0.369 大八幡宮初尾 0.369 広田蛭子初尾 0.308 熊野牛王并大黒天礼初尾 0.615 愛宕山初穂	過 15.891
2月	47.441	47.441	25.620	25.620 役銭	過 21.821
3月	49.077	49.077	76.116	25.620 役銭 3.510 町代格礼銀 16.236 庄屋礼せん 30.750 庄屋萬入目	不 27.039
4月	47.441	47.441	25.620	25.620 役銭	過 21.821
閏4月	47.441	47.441	25.620	25.620 役銭	過 21.821
5月	49.077	49.077	46.597	0.308 船越天王初穂 0.308 鹿しま宮初穂 0.615 東正院鹿嶋宮守礼初尾 16.236 庄屋礼せん 3.510 丁代格礼銀 25.620 役せん	過 2.480
6月	47.441	47.441	25.989	0.369 箱岡神明宮初尾 25.620 役銭	過 21.452
7月	49.077	49.077	97.641	25.620 役せん 3.510 丁代格礼銀 21.525 丁代筆墨箋はかま代 16.236 庄屋礼銭 30.750 庄屋萬入目	不 48.564
8月	47.441	47.441	25.620	25.620 役銭	過 21.821
9月	49.077	49.077	45.366	25.620 役銭 3.510 町代格礼銀 16.236 庄屋礼銭	過 3.711
10月	49.077	49.077	25.620	25.620 役せん	過 23.457
11月	47.441	47.441	25.620	25.620 役銭	過 21.821
12月	49.077	49.077	72.119	1.230 山王宮御献供并初穂 0.308 川井権現初穂 16.236 庄屋礼銭 3.510 町代格礼 25.620 役せん 21.525 丁代筆墨紙袴料 3.690 庄屋年頭年暮	不 23.042
惣	628.185		550.734		過 77.451

「請払御勘定帳」(米沢47)・「嘉永式酉年御勘定一紙目録」(米沢48)より作成

史料1

嘉永式酉年御勘定一紙目録

米沢町

資料番号

米沢四八

正 入 四拾九貫七拾七文 過 拾五貫八百九拾壹文 払 三拾三貫八百八拾六文

入惣 六百式拾八貫八百八拾五文 払惣 五百五拾貫七百参拾四文

(中略)

二 入 四拾七貫四百四拾壹文 払 式拾五貫六百式拾壹文

過 式拾壹貫八百式拾壹文

過 百七拾六貫九拾六文

不 九拾八貫六百四拾五文

差引過七拾七貫四百五拾壹文

戊三月

勘定役所

つまり勘定帳と一紙目録は、米沢町から勘定役所に納められた小間銭と、その支出内容を示した史料といえる。なお、嘉永六年分を例に挙げると、勘定帳と翌年三月の一紙目録の両史料をまとめて包んだ包紙が残されており、両者は一括保管されていたことが確認できる。それでは、この小間銭の收受について若干確認したい。

史料2

米沢一七

小間返銭当十九日被返置候間、丁代・親仁役・小人印判御持参御越可被成候、尤小間銭・御人足代并二五朱銭不納之丁々へ者不返置候間、不納之丁々者早々上納御越可被成候、以上

六月十七日

勘定役所

文化9年(1812)	文化12年(1815)	文化14年(1817)	文化15年(1818・文政元)	文政2年(1819)	文政3年(1820)	文政5年(1822)		
1 松田喜太郎 1 大洲吉兵衛 1 進藤伊三郎 1 鶴田や万藏 1 斎藤仁助 1 佐藤長兵衛 1 佐渡や勘五郎 2 鈴木久左衛門 2 加々屋清松 2 高橋金兵衛 2 古井甚助 2 山田庄左衛門 2 松田鉄五郎 2 飯坂七郎兵衛 3 熊谷又兵衛 3 松田義兵衛 3 鈴木七兵衛 3 山木助五郎 3 石田六太郎 3 松田長之助 3 大森市左衛門 4 小笹嘉吉 4 山口喜右衛門 4 菊地吉右衛門 4 鈴木長助 4 加藤又兵衛 5 佐々木清右衛門 5 長谷川五左衛門 5 小笹太郎兵衛 5 加々野八兵衛 5 高橋喜左衛門 5 松田与七郎	1 小笹嘉吉 1 松田義兵衛 1 長谷川五左衛門 1 佐藤屋勘五郎 1 高橋喜左衛門 1 加々野八兵衛 1 斎藤万助 1 飯坂七郎兵衛 2 熊谷又兵衛 2 鈴木久左衛門 2 高橋金兵衛 2 大洲吉兵衛 2 佐藤長兵衛 2 松田長之助 2 鈴木長助 2 鶴田屋万藏 2 松田鉄五郎 3 鈴木七兵衛 3 佐々木清右衛門 3 松田与七郎 3 嘉藤金藏 3 小笹太郎兵衛 3 菊地吉右衛門 3 山田正左衛門 3 古井甚助 4 松田喜太郎 4 山口喜右衛門 4 田口喜右衛門 4 石田重藏 5 五十嵐惣吉 5 高橋金兵衛 5 進藤伊三郎 5 加々野八兵衛 4 大森市左衛門	1 熊谷又兵衛 1 松田義兵衛 1 加藤金藏 1 五十嵐惣四郎 1 進藤伊三郎 1 加々野八兵衛 1 佐藤長兵衛 1 飯坂七郎兵衛 2 松田喜太郎 2 高橋金兵衛 2 長谷川五左衛門 2 松田与七郎 2 高橋喜左衛門 2 小笹嘉吉 2 大森市左衛門 2 高橋喜左衛門 2 松田鉄五郎 2 佐渡屋勘五郎 3 鈴木七兵衛 3 大洲吉兵衛 3 田口喜右衛門 3 山田庄左衛門 3 石田重藏 3 鶴田屋万藏 3 菊地吉右衛門 3 古井甚助 4 松田長之助 4 佐々木清右衛門 4 鈴木久左衛門 4 小笹太郎兵衛 4 山木助五郎 4 大森市左衛門 4 長谷川新吉	1 鈴木七兵衛 1 長谷川五左衛門 ▲ 1 田口喜右衛門 1 菊地吉右衛門 1 石田重藏 1 山木惣助 1 松田与七郎 1 五十嵐惣四郎 1 佐渡屋勘五郎 1 小笹嘉吉 1 鶴田や万藏 1 大森市左衛門 2 熊谷又兵衛 2 松田儀兵衛 2 鈴木長太郎 2 佐藤長兵衛 2 高橋金[兵衛] 2 高橋[喜左衛門] 2 加々野八兵衛 2 松田鉄五郎 2 佐藤長兵衛 2 大洲万藏 2 山田庄左衛門 2 鈴木長助 3 松田喜太郎 3 松田孫右衛門 3 鈴木久左衛門 3 飯坂七郎兵衛 3 加藤金藏 3 小笹太郎兵衛 3 進藤伊三郎 3 長谷川新吉 3 古井甚助 3 山木助五郎	1 松田喜太郎 1 鈴木久左衛門 1 山田正左衛門 1 山木助五郎 1 高橋金兵衛 飯坂七之丞 1 鶴田屋万藏 1 菊地吉右衛門 2 大洲吉兵衛 2 松田儀兵衛 2 松田与七郎 2 進藤伊三郎 2 鈴木七兵衛 2 熊谷又兵衛 2 佐藤長兵衛 2 長谷川新吉 2 加藤金藏 2 大洲吉兵衛 3 鈴木七兵衛 3 長谷川五左衛門 3 佐々木清右衛門 3 古井甚助 3 松田鉄五郎 3 五十嵐惣四郎 3 石田重藏 3 加々野八兵衛 3 熊谷又兵衛 4 田口喜右衛門 4 松田孫右衛門 4 長谷川新吉 4 小笹嘉吉 4 小笹太郎兵衛 4 佐藤長兵衛 4 大森長之助 4 高橋喜左衛門	1 鈴木七兵衛 1 鈴木久左衛門 ● 1 小笹清兵衛 1 五十嵐惣四郎 1 小笹清兵衛 1 高橋喜左衛門 1 飯坂七之丞 1 松田義藏 2 長谷川五兵衛 2 鶴田屋万藏 2 小笹太郎兵衛 2 山木惣助 2 大洲吉兵衛 2 田口喜右衛門 2 高橋喜左衛門 2 加藤金藏 2 加々野八兵衛 2 鶴田屋万藏 2 佐渡屋勘五郎 3 松田喜太郎 3 石田重藏 3 山田庄左衛門 3 松田与七郎 3 高橋金兵衛 3 長谷川新吉 3 高橋喜左衛門 3 菊地吉右衛門 3 古井甚助	【一】加々屋清松 【一】小玉惣吉 【十】五十嵐惣吉	【一】斎藤万助 【十】長谷川新吉	【一】佐々木清右衛門

文政6年(1823)	文政7年(1824)	文政11年(1828)	文政12年(1829)	天保3年(1832)	天保4年(1833)	天保5年(1834)					
1 長谷川五兵衛 1 鶴田や萬藏 1 小笹多郎兵衛 1 佐渡屋勘五郎 1 高橋喜左衛門 1 古井甚助 1 高橋金兵衛 1 石田重藏 2 松田義兵衛 2 鈴木久左衛門 ● 2 松田義藏 2 飯坂七之丞 2 佐藤長兵衛 2 大洲吉兵衛 2 鈴木長太郎 2 大森長之助 3 鈴木七兵衛 3 山口喜右衛門 3 小笹清兵衛 3 松田与七郎 3 佐々木清右衛門 3 加々野八兵衛 3 山木惣助 3 加藤金藏 4 松田喜太郎 4 熊谷又兵衛 4 菊地吉右衛門 4 山田庄左衛門 4 松田孫右衛門 4 進藤伊三郎 4 五十嵐惣四郎 4 長谷川新吉	1 松田喜太郎 1 鈴木久左衛門 1 松田義藏 1 石田重藏 1 松田与七郎 1 加々野八兵衛 1 高橋喜左衛門 1 佐藤や勘五郎 2 松田儀兵衛 2 大森市左衛門 ● 2 菊地吉右衛門 2 古井甚助 2 高橋金兵衛 2 田口喜右衛門 2 飯坂七之丞 2 加藤金藏 3 長谷川五兵衛 3 鈴木七兵衛 ● 3 大洲吉兵衛 3 小笹清兵衛 3 小笹嘉吉 3 長谷川新吉 3 小笹多郎兵衛 3 大洲吉兵衛 3 小笹多郎兵衛 3 小笹清兵衛 3 加藤金藏 4 五十嵐惣四郎 4 熊谷又兵衛 4 進藤伊三郎 4 山木惣助 4 佐藤長兵衛 4 松田孫右衛門 4 佐々木清右衛門 4 山田庄左衛門	1 小笹清兵衛 1 鈴木久左衛門 1 佐々木清治 1 松田与七郎 1 高橋金兵衛 1 鶴田屋万藏 1 松田義藏 1 加藤金藏 2 石田重藏 2 鈴木七兵衛 2 長谷川新吉 2 加々野正吉 2 田口喜右衛門 2 進藤伊三郎 2 佐藤長兵衛 2 飯坂七之丞 3 松田孫右衛門 3 松田儀兵衛 3 大洲吉兵衛 3 菊地吉右衛門 3 長谷川五兵衛 3 佐渡屋勘五郎 3 五十嵐惣四郎 3 山田庄左衛門 4 小笹伊八 4 熊谷又兵衛 4 鈴木長太郎 4 大森長之助 4 高橋喜左衛門 4 山木惣助 4 古井甚助 4 松田喜太郎 ●	1 松田孫右衛門 1 松田喜太郎 1 鈴木長太郎 1 大森長之助 1 加藤金藏 1 加々野正吉 1 加々野正吉 1 高橋金兵衛 1 松田与七郎 1 長谷川新吉 1 佐渡屋勘五郎 2 小笹久吉 2 松田儀兵衛 2 長谷川五兵衛 2 高橋金兵衛 2 飯坂七之丞 2 小笹栄八 2 栗田幸四郎 2 田口喜右衛門 2 鈴木七兵衛 2 佐藤長兵衛 3 山木惣助 3 熊谷又兵衛 3 進藤伊三郎 3 大洲吉兵衛 3 鈴木久左衛門 3 高橋喜左衛門 3 石田重藏 3 菊地助助 3 鶴田屋万藏 3 飯坂七之丞 3 佐々木清松	1 佐々木清右衛門 1 小笹栄八 1 能とや幸三郎 1 鈴木久左衛門 1 加々野正吉 1 佐渡屋勘五郎 1 佐藤長兵衛 1 鈴木七兵衛 1 長谷川新吉 1 菊地助助 1 松田忠藏 2 小笹久吉 2 小笹久吉 2 松田喜太郎 2 山木惣助 2 高橋金兵衛 2 飯坂七之丞 2 松田与七郎 2 長谷川五兵衛 2 能とや永助 2 田口喜右衛門 2 山田庄左衛門 3 山木惣助 3 松田儀兵衛 3 松田孫右衛門 3 佐藤屋慶松 3 五十嵐長松 3 大洲吉兵衛 3 高橋喜左衛門 3 加藤金藏 3 大森長之助 3 進藤伊三郎 3 鈴木長太郎	1 山木惣助 ● 1 松田喜太郎 1 松田孫右衛門 1 五十嵐惣四郎 1 進藤伊三郎 1 松田与七郎 1 河越万之助 1 長谷川左吉 1 高橋喜左衛門 1 長谷川五兵衛 1 佐渡屋清松 1 松田忠藏 1 田口喜右衛門 1 菊地徳右衛門 1 高橋金兵衛 1 佐藤長兵衛 1 小笹久吉 1 佐藤長兵衛 2 佐々木清右衛門 2 小笹栄八 2 小笹久吉 ● 2 小笹栄八 ▲ 2 鈴木久左衛門 2 鈴木長太郎 2 能登屋永助 2 鈴木七兵衛 2 加藤金藏 2 山田庄左衛門 2 大洲吉兵衛 2 大洲吉兵衛 2 山木惣助 2 能登屋幸三郎 2 佐渡屋勘五郎 2 加々野正吉 2 飯坂七之丞 2 同 五兵衛	1 佐渡屋清松 ○▲ 1 松田儀兵衛 1 松田孫右衛門 1 小笹久吉 1 松田喜太郎 1 高橋喜左衛門 1 松田義藏 1 松田与七郎 1 能登屋幸三郎 1 加々野正吉 1 飯坂七五郎 1 松田忠藏 1 大洲吉兵衛 1 佐藤長兵衛 1 高橋子之助 1 鈴木長太郎 2 佐々木清右衛門 ○ 2 小笹栄八 2 山木惣助 ● 2 五十嵐惣四郎 2 山田庄左衛門 2 加藤金藏 2 佐渡屋勘五郎 2 山木惣助 2 能登屋永助 2 斎藤幸七郎 2 鈴木久左衛門 2 鈴木七兵衛 2 田口喜右衛門 2 小林重藏 2 菊地徳右衛門 2 長谷川左吉 2 同 五兵衛	【+】佐々木清右衛門	【一】吉井甚助 【一】松田義藏 【一】栗田幸四郎 【十】山木惣助兵衛	【一】栗田幸四郎 【一】熊谷又兵衛 【一】鶴田屋万藏 【一】石田重藏 【+】能登屋幸三郎 【+】能登屋永助 【+】松田忠藏 【+】佐渡屋慶松	【一】大森長之助 【+】河越万之助	【一】進藤伊三郎 【一】河越万之助 【一】松田義藏 【一】斎藤幸七郎 【一】小林重藏

図3 米沢町組合構成一覧

注1 町人名の前の数字は筆者が便宜上つけたものであり、同一の数字の町人が同一組合を構成していることを表すものである。
 注2 町人名の後ろの記号の意味は次の通りである。 ●・・・丁代 ▲・・・錠番 ○・・・組頭

史料 3

米沢二二

一 惣町小間銭・人足代、是迄御備方江上納被仰付候得とも此度御吟味之上、佐藤四方蔵・小玉源左衛門両人江右御蔵元被仰付候、今年は佐藤四方蔵年番相勤候間、小間銭・御人足代とも来月二日より同人方江上納被致、右請留勘定役所江可被指出候、尤も御払之義も同人方江書葉指出候間、是又御心得可被成候

史料 2 は、天保六年の日記に記載された、毎月上納している小間銭の残額（史料上の「過」）の返銭に際しての勘定役所からの呼出状である。当時は金銭の受け渡しは勘定役所で行われ、丁代など各町の役人が印判を持参のうえで勘定役所に向いたと考えられる。しかし天保十一年の日記にみられる史料 3 の記事によると、この年に小間銭と人足代を扱う蔵元が任命され、以後実際の金銭は蔵元に納め、勘定役所には領収書にあたる「請留」を提出するという形に変更されている。金銭引き出しの際も勘定役所からは書類のみを發行され、実際の金銭は蔵元から支払われることとなる。また人足代については、万延元（一八六〇）年の願書下書に「米町へ相渡候御人足代、老ヶ年二両丁五拾五貫文ニ被定置、十二ヶ月へ割、月々御勘定御役処より米町へ御渡被成下置候」との記載がある。両丁とは米沢町と隣接する十軒町の二町であるが、米沢町の人足代は勘定役

所を経由して米町に支払われていたことがわかる。

ただし時期が異なる記載を参考にしているため、必ずしも当時の実態とは一致しない可能性もある。また米沢町の収支についても、例えば町内屋敷の購入者が町に納める分一銀（史料 5、後出）など勘定帳には記載されない収入も確認できるため、米沢町の経済実態の解明は今後の課題となる。

3 文化十三年以前の史料

丁代日記と勘定帳類は、いずれも十九世紀以降の史料である。日記史料については、文化年間以前にも作成されたと考えられるが伝来はしていない。残存しなかった理由の一つとして、文化十三（一八一六）年六月朔日の火事が考えられる。この火事については当時の秋田藩士の日記類に「五ツ半頃より出火ニ付出張申候、十軒町・昇町・米沢町・御船町取合五十六拾軒八拾五軒も焼失申候、風強中々防かたき火事ニ有之候⁶⁾」、「朝五ツ過より米澤町出火ニ付懸参り候処御足軽家式拾間斗り町家七拾間斗り焼失致候、米沢町拾軒町は不残類焼ニ御座候⁷⁾」と記される。米沢町が出火元であり、相当な火勢と被害であった。

ところが、この大火以前に作成された史料も存在する（図 5）。町の由緒を示す願書や口上書、町の範囲や地形を示す検地帳や坪割帳、役負担などの様子をあらわす証文類が多く、米沢町の成り立ちや規模、役割などを示す基本史料であるといえる。米沢町の史料管理などを示す記載は未確認であるが、火災で失われた史料の存在が

図5 文化13年以前の史料一覧

資料番号	資 料 名	和 暦	丁数
米沢63	六丁米家督由緒書 老番	慶長年中～明和4	66
米沢64	乍恐御訴訟申上候(米小米売御免の願書)	延宝5	1
米沢65	川尻郷之内米澤町御検地帳	元禄11	10
米沢66	乍恐口上書を以御訴訟申上候御事(小米商売の願書)	元禄15	1
米沢67	乍恐口上書を以御訴訟申上候御事(十軒町長屋建造停止の願書)	宝永元	1
米沢68	米澤町 八番(怪敷米買申者無き旨の手形)	宝永3	7
米沢69	此度牛嶋村ニ而米売買相破申二付御披露致御町共ニ御停止ニ被仰付候間中間掟相定申候事(米沢町拾軒町中間掟取交証文)	宝永4	1
米沢70	米家督歳代記 式番	宝永4	13
米沢71	口上(在々より持参の米小米売相続の許可願書)	正徳2	1
米沢72	乍恐口上書を以申上候御事(米沢町由緒につき口上書)	享保2	1
米沢73	御人足代覚帳 七番	享保13	11
米沢74	米雑石出米於牛嶋村ニ商売ニ御停止被下度願指上候時之諸事覚 六番	享保16	10
米沢75-1	庄屋御礼銀覚帳 八番	享保19	9
米沢75-2	御人足代月割帳 拾番	午	2
米沢76	津軽様御下国之節覚	元文元～安永9	23
米沢77	米沢町之番屋立置地形貸置候證文事	元文元	1
米沢78	米沢町番屋立置候所證文事	元文元	1
米沢79	乍恐口上書を以奉願上候御事(津軽様御下国の御宿御免、歌舞伎芝居御免の願書)	安永5	1
米沢80	乍恐口上書を以奉願上候御事(津軽様御下国御宿につき御米三百石拝借の願書)	安永9	1
米沢81	惣町より家督願丁控 五番	天明6	11
米沢82	町内家毎坪割控 拾老番	天明6	9
米沢83	白米家督 四番	天明6	22
米沢84	両側旧借出銭帳	天明6	19
米沢85	(披仰渡、天明九年町内難渋につき願書など諸綴)		11
米沢86	歳々日記之内要書抜永代帳	寛政2	17
米沢87	両側印形控(此度御与頭衆中格別御相談を以被仰付候ニ付左ニ奉申上候)	寛政4	7
米沢88-1	乍恐口上書を以奉申上候御事(老人扶持拝領につき届)	寛政12	1
米沢88-2	御條目		1
米沢89	(家屋敷売買につき願書など留書)	文化11	16

推測されるなかで、当時から特に嚴重に保管・管理されてきた史料である可能性もうかがえる。

この中では「六丁米家督由緒書 老番」「米家督歳代記 式番」

などが『秋田県史』資料近世編下に取り上げられ、多くの書物に引用されている。一方では、天明六（一七八六）年の牛嶋村との争論についての史料など、これまで注目されていない史料も多く含まれる。

4 突合・願書綴

次に、丁代に提出された証文や願書類の綴りを取り上げる。当館に受け入れられた段階で、次の三つのまとまりが確認できる。

綴 a 「突合覚（人別調べにつき書附綴）」

文政六～天保三年

綴 b 「屋敷譲渡などにつき丁代あて願書類」

天保二～五年

綴 c 「養子、家督相続、屋敷替、請印拝借などにつ

き丁代宛て願書綴」文政八～安政七年

それぞれの特徴について簡単にふれてみたい。

綴 a には三五枚の願書類が綴じられているが、まずは一枚目に綴られている文政六（一八二三）年の事例を紹介する。

史料 4 米沢九〇

突合覚

貴殿御町内鈴木長太郎方へ、此町内三平彦兵衛家内おち

いと申者呉置候間、当御調御帳合可被成候、已上

文政六年未六月 中川口丁代 佐々木佐治兵衛

米沢町御丁代 鈴木久治殿

この史料は表題に「突合覚」と記される。全三五枚中「突合」とされた史料が「覚」に次いで多く確認できる。内容は、中川口の女性おちいが米沢町の鈴木長太郎家に移る際の丁代から丁代への確認書類である。この例のように、三五枚すべてが住民異動に関する提出書類であり、そのうち二九枚が一人ないし二人の個人異動である。

さらに二九枚中二枚が女性の異動であり、多くが婚姻などによるものと推測される。なお、家族単位での異動に関する六枚のうち、新たに屋敷を獲得する事例が二件、困窮を理由とする異動は一件となる。つまり綴aは、基本的に個人異動に関する書類綴である。

次に綴bであるが、三九枚の丁代宛て願書類が綴じられている。内容は、金銭拝借願書類が一〇枚、江戸奉公暇願いや家内失踪届などの個人に関する提出書類が八枚、屋敷譲渡や売却に関する書類が二〇枚、内容不明の断簡一枚である。個人異動が中心であった綴aとは明らかに異なる性格の書類が綴られている。特に屋敷譲渡による町人異動については、屋敷の売主や買主の売却前後の動向を追うことで、その実態をみる事ができる。これについては次章であらためて取り上げる。

最後に綴cであるが、二六枚の願書類が綴じられている。一枚目

が文政八年の養子願、二枚目が天保四年の突合であり、この二枚に限り綴aと時期や内容が重なっている。残り二四枚が綴cの中心であり、天保十四年以降の米沢町丁代宛て願書からなっている。この二四枚の内容は、住民異動に関する願書類が一三枚、借銀などに関する願書類が七枚、組頭御免願い、空地拝領願いなどその他四枚となる。このうち住民異動に関する一三枚には、あわせて八件の異動が記される。このうち米沢町に新たに転入する例はわずか一件にとどまり、他は屋敷の売却・譲渡をとまなう異動、困窮や病気を理由とする転出となる。借銀願いなどとともに綴られることから、厳しい経済状況を読み取ることができる史料といえる。

5 伝来

これまでの確認により、史料群「米沢町記録」は、米沢町の丁代に代々引き継がれた「丁代史料」のまとまりと考えられる。最後に「米沢町記録」の原所蔵先である根津谷家について確認したい。根津谷家については、天保十二（一八四一）年の日記に次のような記載を確認できる。

史料5

米沢二三

佐々木清右衛門家屋敷間口式間六尺奥行町並之処、調銭四百貫文
二飯坂辰五郎中立ヲ以、十軒町渡部多治兵衛借屋根津屋巳之松江
永代売渡申度段奉願上候処、願之通り被仰付候二付、九月五日丁

役人・売主・買主・中立立会之上引配相濟、尤此歩一四拾貫文請
取錠筥江入置申候、佐々木清右衛門義者親類山田九助方江引取入
家内罷成申候

売主	佐々木清右衛門
親類	山田九助
買主	根津屋巳之松
親類	仙北屋善四郎
中立	飯坂辰五郎
組頭	高橋金兵衛
組内一統	
十軒町丁代	中嶋重左衛門
米沢町丁代	山本惣兵衛

丑九月五日

根津谷家の先祖と思われる根津屋巳之松は、もともと隣接する十軒町の渡部多治兵衛借屋であったが、天保十二年に米沢町佐々木清右衛門の屋敷を四〇〇貫文で買い取り、米沢町本町人となったことがわかる。なお、このとき買い取り額の一〇分の一にあたる四〇貫文が錠筥番に納められている。これ以降については、天保十四年に当時御舟町に居住していた母親を米沢町に呼び寄せ、嘉永六（一八五三）年と同七（安政元）年には錠筥番を務め、続く安政二年と同三年には米沢町の丁代を務めたことが確認できる。

その後、丁代は山本屋惣兵衛（安政四）、小笹栄八（安政五）と交代した段階までは確認できるが、以降については不明である。このため、根津谷家が再び丁代を務めたのかどうか定かではないが、こうした経緯により丁代史料の保存・管理に関わりを保ち、明治以降も継続して保管してきたのではないかと考えられる。

二 米沢町の特徴について

1 米沢町の成立と町由緒形成

本節では、米沢町の成立と町由緒形成について考察する。「米沢町記録」には、町の成立経緯や由緒が記された史料として、延宝五（一六七七）年八月四日の願書、元禄十五（一七〇二）年の願書、享保二（一七一七）年九月の口上書が確認できる。⁽⁹⁾ここでは、元禄十五年の願書控を中心に検討したい。

史料6

乍恐口上書以御訴訟申上候御事

米沢六六

- 一 此度被 仰渡候者、米突売其外御書付を以御法度ニ被 仰付候御儀畏入奉存候、併当所者次第御座候故御訴訟申上候御事
- 一 先年私共居所ハ入川橋新橋表通りニ罷有候、然者式拾七年以前延宝四年辰七月十七日被仰渡候者、馬苦勞町門より外新橋迄商人共居申儀堅御法度ニ被 仰付候ニ付、私共居所迷惑仕候故、無抛川尻村之内御指南町と拾軒町之裏ニ下畑七斗三升

八合之所御座候其外皆々大分之沼ふけニ御座候所ヲ私共居所ニ願申上候御事

一 乍恐其年ハ 屋形様江戸ニ被遊御座候、其節中川宮内様郡御奉行被成候時分右之段申上候、依之宇右衛門様・半右衛門様江御披露被遊候者、御飛脚御席を以江戸へ御窺被遊候由ニ而、其後右之在所願之通ニ被下置候由宮内様より被 仰渡、

則御檢使御代九右衛門殿・川野理右衛門殿・菅生庄之助殿御出被成、御見分之上ハ私共屋敷ニ御割被下候、就夫私共大目

成手前普請仕右之沼ふけ埋立可申、則当高式石三斗七升三合

之地方ニ罷成候ヲ私共屋敷ニ被下置候御儀難有奉存候故、右

之外ニ地方茂無御座候得共当高四石壹斗式升七合之過高御注

進仕、当高合六石五斗之御物成去ル式拾五年以前巳ノ秋より

去巳ノ秋まで年之無滞御蔵へ上納仕候、御口役銀ハ屋敷高之

分斗指上過高之分ハ諸役御免ニ御座候、其節町海道之御普請

之儀ハ御人足四百人被下候間埋立可申由ニ而松本角之丞殿・

鶴田文左衛門殿御奉行被 仰付御造り被遊候、右御人足御不

足ニ付加人足式百人被下置、町海通斗御造り被下候御事

一 右私共屋敷ニ御割被下置候節、商売ハ小米小売突売仕度奉存

候段願申上候得ハ、右之通家職ニ米商売可仕由被 仰付候、

則町之名茂米沢町と御改被下置候、米沢町家数式拾五軒御座

候、往還ニも無御座片原ニ御座候故余之商売ハ不被成米小売

突売斗仕露命ヲ続け罷有候、屋敷ハ居下斗ニて田畑とも一切

持不申其上度々洪水ニ遊申候所ニ御座候而、次第二商茂無御座困窮仕候処ニ、弥此度之被 仰渡候御事ニ而何共迷惑ニ奉存、此末続け可申様も無御座候間、御訴訟ニ奉存候御事

一 元禄拾壹年寅ノ三月九日ニ、乍恐 屋形様川尻権現并弘願院江御參詣被遊候、御下向ニ初而米沢町御通被遊、御供ニ福原

彦太夫様、梅津内蔵之丞様之御挨拶被遊、米沢町之由緒御尋

被遊候、其節町海道造り申候事奇特之由 御上意被遊難有奉

存候御事

右之趣、色々之通御慈悲を以小米商売仕露命御助被下置候様ニ

被 仰上被下度、乍恐御訴訟ニ奉存候以上

川尻村之内米沢町 町代 藤拾郎

同 利左衛門

八右衛門

元禄十五年

午ノ六月十四日

肝煎 九右衛門

岡崎郷右衛門様

元禄十五年、藩からは米突売禁止の仰せが出される。家督破りの横行に対する米家督保護を目的とした仰せであり、禁止対象に含まれた米沢町が抗議として提出した願書がこの史料6である。なお裏

書に「表書之通奉願候得者米町扱ニ被仰付候、尤米町なミニ米商売可仕由丁中寄合致申渡候以上、午ノ八月十一日」とあり、結果的に米沢町が正式に米家督町と認められた際の願書ということになる。

さて願書内容をみる。延宝四年七月十七日、馬苦勞町門から外新橋の間に居住する商人に対して居住禁止の仰せが出された。延宝五年願書には「商人宿借、月晦日ニ家量罷有可申候由」とある。そして、当時入川橋新橋表通りに居住していた商人が新たに居所として願い出た場所が、わずかな畑地のほかは湿地が広がる「川尻村之内御指南町と拾軒町之裏」である⁽¹⁰⁾。これが認められ、検使による見分のうえ屋敷割が行われた。これが米沢町の原形となる。屋敷割後、商人自ら埋め立てた湿地が当高二石三斗七升三合の土地として屋敷に下された。商人たちは、この土地の他に田畑が無いにも関わらず当高四石一斗二升七合の過高を注進し、計六石五斗の物成を上納することとなった。以後滞りなく上納しているとす。この屋敷割の際、人足六〇〇人による町海道の普請が行われたとする。また同じく屋敷割の際に彼らが「小米小売突売仕度奉存候段」を願い上げたところ「家職ニ米商売可仕由」仰せつけられ、町名が米沢町に改められたとする。そして最後に元禄十一年に藩主佐竹義矩が米沢町を通過し、町由緒を尋ねられた事実が記載される⁽¹¹⁾。このとき米沢町では自ら町海道普請を行い、これについて藩主から「奇特」と評価されたとする。

以上、願書の内容から米沢町の成立と町由緒について確認したが、

このような経緯や由緒がまとめられた背景について考察したい。

当初入川橋新橋表通りに居住して商売を行っていた商人たちは、久保田の町人地である外町に基盤が無い、あるいは関係が薄い商人たちであったと推測される。藩から退去命令が出された背景や、居住の代替地が外町から離れた理由、川尻村肝煎扱いとなった理由からも外町との関係の希薄性や対立がうかがえる。移住後の彼らは米商売を始めるが、成立期から認められた権利であると主張する彼らに対し、すでに藩から米家督の承認を受けている米町側は、明らかに家督破りであり許されるものではないとの認識を持つ⁽¹²⁾。このような状況のなかで米沢町が提出した元禄十五年願書については、家督に対する当時の認識を確認する必要があると考える。

元禄十五年願書は、はじめに米沢町の成立事情を説明して町機能維持のための保護の必要性に触れ、次いで物成上納による公役負担の事実を説明し、最後に藩主との直接な結びつきを強調して、家督の承認を願い出ている。久保田の家督については多様な側面があることが指摘され、第一に成立当初の町の保護、第二に公役に対する反対給付、第三に各町のアイデンティティー形成の契機とする分析があるが、元禄十五年願書からうかがえる米沢町の家督認識はほぼこれに一致している。つまりこの願書にみられる町由緒は、米家督獲得を目的として形成された由緒としてとらえる必要がある。

これは享保二年口上書と比較してもその特徴がうかがえる。享保口上書は、藩主佐竹義峯入国に際して町家督を書き上げて庄屋に提

出した口上書であるが、おおむね同内容であるものの、米沢町への改称と米家督承認を関連させずに説明している点、藩主義処の米沢町通行をまったく取り上げていない点の二点で元禄願書と異なる。

提出目的が異なるほか、すでに正式に米家督を承認され、それ以前の経緯を主張する必要性が希薄となったことにより、由緒内容が元禄願書と異なつたと考えられる。反対に元禄願書で述べられている、町成立事情と米商売との密接な関連についてと、アイデンティティ形成の契機としての藩主との接点については、家督獲得のためには不可欠な内容であると認識されたと考えられる。

以上、米沢町の成立経緯や由緒については、米家督の獲得を目指すなかで、当時の家督認識を反映した由緒が形成された経緯をふまえて理解する必要があるといえる。

2 米沢町の住民構造

本節では、米沢町の住民構造について考察する。

まずは米沢町全体の住民規模を確認できる史料として「津軽様御下国之節覚」⁽¹⁴⁾を取り上げる。この史料は、元文元（一七三六）年から安永九（一七八〇）年までの津軽藩主通行時の記録を抜粋したものであると思われる、津軽藩を出迎える秋田藩家老への宿舍提供、通過の際の昼食提供など米沢町の役割を確認できる興味深い史料である。ところがこの史料は人別帳の一部を反故紙として利用し、裏面部分にも情報が含まれる。複数年の人別帳の記載が混在し、詳細な復元は困難であるが、享保十四（一七二九）年六月に当時の米沢町丁代進

藤久右衛門が庄屋二木六左衛門に提出したことが明確な部分からは、当時の米沢町の惣人数が一七一人であることが確認できる。なお、同年のものとの推測できる部分の情報を加えると、享保十四年の住民状況は次のとおりと復元できると思われる。

男	一〇二人（内 二歳二人、一歳一人）
女	六九人（内 一歳二人）
七歳以下	一七人（内 男一三人、女四人）
借家人数	三四人
去御調人数	一七五人
入人	三一人（内 男一六人、女一五人）
出人	三五人（内 男一七人、内三人死） 女一八人、内三人死

「去御調」の時期が不明であるが、後出の天保期を参照すると、久保田ではおおむね四年ごとの切支丹調べとその間の人別調べが確認できることから、ここでは去御調を二〜四年前と推定しておく。

この間の住民異動は、出生による自然増五、異動による社会増二六、死亡による自然減六、異動による社会減二九ということになる。惣人数では一七五人から一七一人への四人減であるが、全体の一七〜一八パーセントの住民が入替わっていることになる。

次に、天保期の米沢町人口については、丁代日記の記載から天保十年（一八三九）に一三三人、十二年に一三一人、十四年に一三七人であることが確認できる。天保十、十四年は「判突致候人別」、

十二年は「切支丹御調」の実施による記載である。切支丹御調については「四ヶ年御調」との表現もみられる。この期間内では一三〇人台での推移となっているが、享保期と比較すると二割を超える減少率である。町の規模の縮小は、住民生活にも少なからぬ影響を与え、生活にも町の役割にも変化をおよぼすと考えられるが、両時期には一〇〇年の開きがあり、その間の詳細も現段階では不明であるため、ここでは数字の比較にとどめたい。

次に、いわゆる本町人にあたる人数を確認する。

天明六（一七八六）年作成の「町内家毎坪割控」は、屋敷地ごと

に町人名、坪数、人足代、間口、南北間数を記載した史料である。

この史料に基づき、当時の様子をあらわしたのが図6である。⁽¹⁵⁾米沢町では、町海道を挟み東西に屋敷を所持する者が本町人とされ、史料中では「両側」と記されることが多い。天明六年段階では本町人数は三三人となっている。なお天明六年の米沢町については、公役の滞納分が顕著となり町役所から呼び出しを受けていることが確認できる。⁽¹⁶⁾滞納分は一部負担を免除される形で、二六人の町人が三五年賦で納めることとされた。つまり「町内家毎坪割控」は、町負担の再確認、負担割当の明確化を目的として作成された可能性が高く、いわば米沢町再建とでもいべき状況をあらわす史料といえる。

さて、米沢町の本町人数であるが時期により増減がみられる。確認できた分を並べると次のようになる。

享保十三年

三一人

享保十九年

三一人

安永九年、天明六年、寛政四年

三三人

文化元年以降については、図3の組合一覧を参照にすると、三一人で推移するが、弘化二、三年に二七人、弘化四年に二八人と減少する。なお、天保十二年から十五年にかけては「掛屋敷」が含まれた数字となっている。掛屋敷とは屋敷持不在の家屋敷であり、多くの場合他の借家人を抱えおいたとされる。⁽¹⁷⁾つまり、この期間の米沢町本町人の実数はさらに減ることとなる。また天保九年には町人名の重複が確認でき、この年も町人実数は減ることとなる。傾向としては、三三人状態の維持に努力しながら、天保期後半から弘化年間には困難となりつつあったといえる。

あらためて図3により、米沢町の本町人の推移についてみる。文化・文政期についてはそれほど町人の異動はみられない。とくに文化十四（一八一七）年から文政十一（一八二八）年までは、十年以上にわたり本町人の異動がまったくないといつてよい。⁽¹⁸⁾ところが天保三年以降は、十年以上にわたり毎年のように本町人の異動がみられるようになる。この時期は、天保四年八月二十五日に「今年米直段非常之高直二付、格別之御吟味ヲ以今年限り家督町之外町々ニ而米売買いたし不苦候間、勝手之者ハ商売可致候」⁽¹⁹⁾、同七年八月にも「御吟味を以家督町々外丁々ニおいて小売米売買当分不苦候間、勝手之もの商売可致候」⁽²⁰⁾との町触が出され、米家督町以外の町々での米売買が藩から認められている。米沢町にとっては実質的に米家督

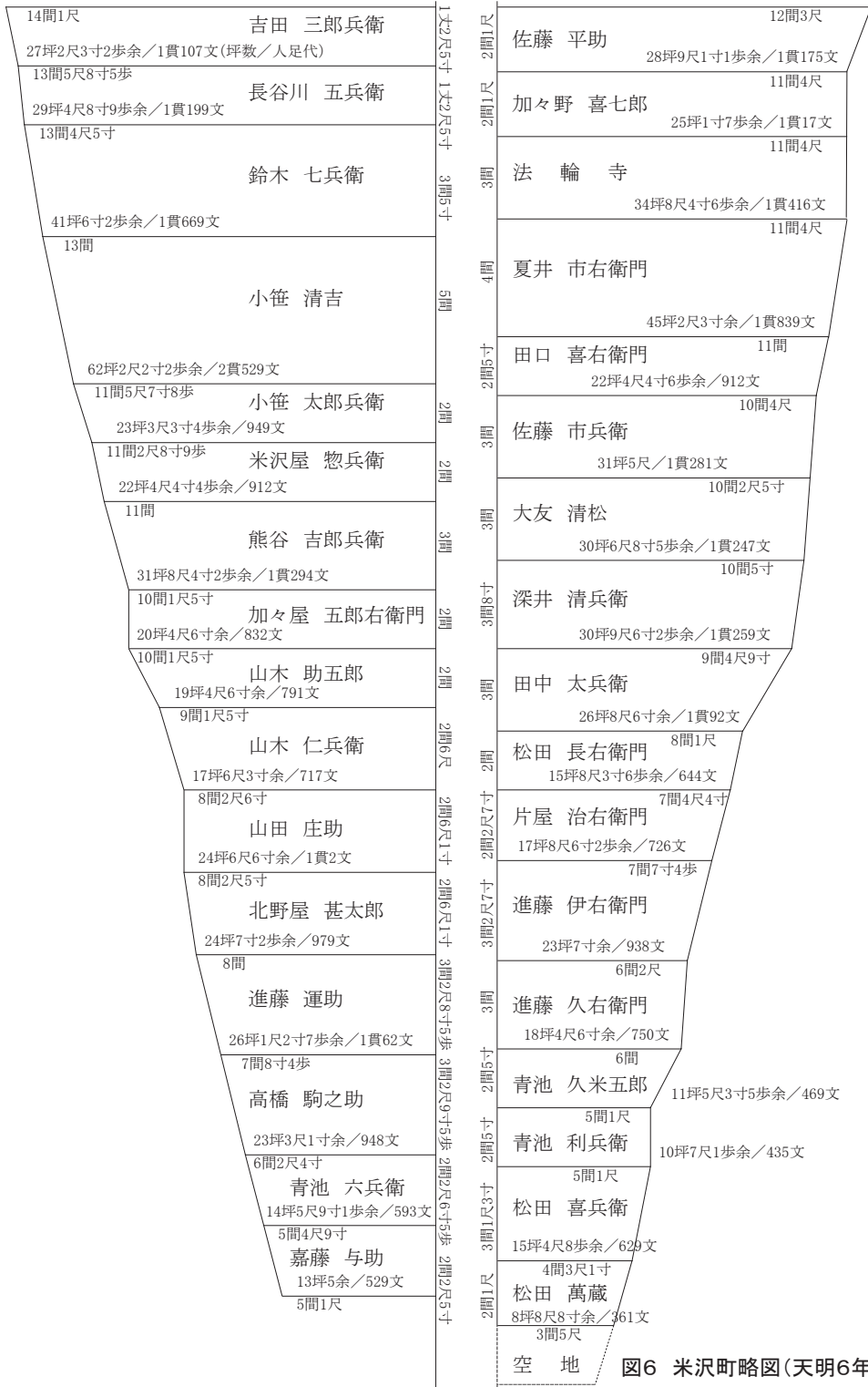


図6 米沢町略図(天明6年)

の特権が喪失していった時期といえる。つまり、町人異動には当時の経済状況が影響し、米沢町の場合は、文化・文政期には比較的安定していたが、天保四、七年を中心とする秋田藩の米穀流通政策の影響により、天保期以降は本町人を中心とする住民全体の生活がしだいに不安定となる傾向がうかがえる。

ここで、実際に本町人異動の事例を確認したい。前章で紹介した丁代宛願書類が綴じられた綴りから、河越万之助という人物を取り上げる。

史料7⁽²¹⁾

乍恐以書附奉願上候

米沢九六一三〇

私儀是迄御丁内様御介抱ヲ以家内相統仕「罷在」難有仕合奉存候、

然所此度大森長之助屋敷永代七貫文ニ買求メ申度、内々相談仕候

所「」相談ニ罷成申候間、於御丁内御障無御座候ハ、「

」通被仰付被下置度奉願上候、尤長之助家内之儀者私方ニ而引

受可申候間、御丁内様御憐愍ヲ以願之通り被仰付被下置度偏ニ奉

願上候

右之趣宜敷御執成ヲ以願之通り被仰付被成下度奉願上候以上

天保三年辰二月

河越 萬之助(印)

御丁代 松田孫右衛門殿

乍憚以書付奉願上候

私儀是迄御町内様御介抱以家内相統仕難有御儀奉存候、然者近年米高直附売買不融通罷成然自困窮ニ相成罷在候処、此度高橋子之助家内斎藤喜七郎殿より、中立進藤権「蔵」以私屋敷永代買求申度儀ニ御座「候」、代錢拾貫文ニ而内々相談仕候、御組内ニ而「」御障無之候、依而御丁内ニおみて御障「無御」座候ハ、願之通り被仰付被成下置度奉願上候、私家内引取之儀者御町内長谷川左吉方江、長之助引取之儀者同小笹久吉方江引取可申候間、何卒御憐愍以願之通被仰付被成下度奉願上候

右之通宜敷様以御執政願之通被仰付被成下度偏ニ奉願上候以上

天保三年辰十月

河越 万之助(印)

御丁代 松田孫右衛門殿

史料9

覚

米沢九六一六

一 其御丁内能登屋幸三郎借屋川越万之助女房おきく合三人、

「」私引受申候所実正ニ御座候、当人共如何成御上様へ

相掛り候六ヶ敷儀出来致候而も、私申訳其御丁内江御苦柄筋

掛ケ置申間敷、当御調内調後之事故、当御調其御丁内ニ而被

成下置候、私御丁内へ入人突合之儀ハ御調後相改メ可申、為

後日之為念引受取證文如件

史料8

米沢九六一九

本丁四町目

天保五年午二月廿七日

木屋与兵衛長や 萬之助

米沢町御丁代衆

天保三（一八三二）年二月、河越万之助は丁代松田孫右衛門に対して願書を提出（史料7）、大森長之助の屋敷を七貫文で購入することを願ひ出た。綴bの他史料では、当時の河越は米沢町人能登屋幸三郎の借屋であり、河越と大森は親類であることが確認できる。⁽²³⁾ また、大森の屋敷売却理由は「窮困」とされ、⁽²⁴⁾ 屋敷売却後、大森の家族はそのまま河越に引き取られている。

しかしその年の十月、早くも河越から丁代へ「困窮」を理由に屋敷売却の願書が提出される（史料8）。河越屋敷の購入を希望したのは米沢町町人高橋子之助家内の斎藤喜七郎である。翌年二月に同内容の願書があらためて河越から提出され、⁽²⁵⁾ 屋敷売却後は河越の家族は本丁四丁目木屋与右衛門長屋の万之助が引き取り、大森家内は米沢町内の小笹久吉が引き取る予定とされている。小笹は当時の丁代、木屋長屋万之助は河越の親類であり、翌三月には木屋長屋万之助から米沢町丁代の小笹へ宛てた河越の身元引受証文が提出されている。⁽²⁶⁾

ところが一年後の天保五年に木屋長屋万之助から米沢町丁代に宛てられた証文（史料9）をみると、河越について能登屋幸三郎借屋と記されている。屋敷購入以前も河越は能登屋の借屋であったが、身元の引き受けこそ親類である木屋長屋万之助に頼むものの、河越

は屋敷売却後も米沢町に居住し続けた可能性が高い。そして、この年の人別調では河越は米沢町居住とされ、本丁四丁目への「入人突合」は今回の人別調のあとに改めることとされた。

以上、河越万之助の動向から特徴をあげると、第一に屋敷売却の理由には困窮を挙げていること、第二に親類が関与した売買や異動であること、第三に屋敷売却後も町内に留まっていることとなる。この三つの特徴は、大森長之助にもすべて当てはまる。

この件について別の事例も参照したい。例えば、河越から屋敷を購入した斎藤喜七郎であるが、当時斎藤は「高橋金兵衛養弟」⁽²⁷⁾ であるが、自らについて「私親類潰名跡御座候」と記している。図3の組合一覧では文化十二年段階で「斎藤万助」という町人が確認できるが、その後の米沢町内では斎藤という本町人は見あたらない。つまり斎藤にとつて河越屋敷の購入とは、一度本町人から外れた経緯をもつ潰名跡である「斎藤」を名乗り、再び米沢町の本町人として役割を果たすという意味を持つ行動とみることができるところが、この斎藤も天保五年正月には実家高橋子之助に引き取られ、屋敷には留主居として米沢町人小林重蔵の家内進藤権蔵（小林弟）を置くことを願ひ出ている。⁽²⁸⁾ 結果的に翌六年に小林家内の石田東蔵に屋敷を売却している。⁽³⁰⁾ また小林重蔵についても、本来は川端上五丁目に住居していたが、米沢町の実弟進藤権蔵に同居したのち、天保五年に屋敷を弟から譲られた経緯をもつ。つまり斎藤屋敷の留主居を務めた進藤も直前まで米沢町本町人であった者である。

天保期の米沢町において、本町人としての役割維持が困難であったことは想像に難くない。しかし、屋敷の譲渡や売却が必ずしも町からの転出を意味せず、譲渡後の町内居住が一般的であったとすると、この住民異動を、町役を負擔する町人の変更という側面をより強調してとらえることもできるといえる。頻繁な本町人変更は、負擔を抱える町人の増加につながる一方、町全体では多くの住民への負擔の分散となる。米家督の獲得に努力した経緯を持つ米沢町の住民にとって、町機能の維持に対する意識は強く、親類や町内との関係に基づく異動により負擔を分散し、町全体で米家督町としての機能維持に努めた可能性をうかがうこともできるといえよう。

おわりに

本稿では「米沢町記録」という史料群を紹介し、また町由緒と住民構造について若干の考察を重ねた。

第一章で紹介した「米沢町記録」の特徴を列記すると、町役人や町人組合の構造を復元できる丁代日記、町の収支を明記した勘定帳類、町成立や由緒にまつわる文化十三年以前の史料、住民異動を復元できる突合・願書類となる。米沢町の記録として残された内容は、町由緒、住民構造・異動、経済収支であったといえる。そして第二章で考察したように、町由緒の形成には当時の家督に対する認識が反映され、住民異動からは経済的に困難な状態で町機能維持に努め

る姿勢をうかがうことができる。つまり残された史料の特徴は、そのまま米家督町としての米沢町の特徴をあらわしているといえる。

ただし史料群全体を表面的に眺めた上での考察にとどまり、史料解釈についても充分ではない面が多いと思われる。また米沢町についての基本となる情報を可能な限り紹介したつもりではあるが、今後の参考になるかどうか心許ない。この点については史料調査・分析を継続することにより補っていきたいと考えている。

最後になるが「米沢町記録」には従来明らかにされてきた内容以上に、町人の生活や動向に関する情報が豊富に含まれる点をあらためて強調し、城下町久保田の町人社会研究をはじめ、様々な分野で活用されることを期待したい。

註

- (1) 金森正也『近世秋田の町人社会』（無明舎出版、一九九八年）、渡辺浩一「近世久保田の都市空間」（秋田姓氏家系研究会『あきた史記 歴史論考集4』所収、秋田文化出版、一九九七年）、庄司拓也「出羽久保田における庄屋に関する考察」（同前『あきた史記 歴史論考集4』）などがあげられる。
- (2) 今村義孝『秋田藩町触集（下）』（未來社、一九七三年）解題参照。
- (3) 金森前掲書、第二章「都市の行政機構と住民の役負担」参照。
- (4) 同前。
- (5) 町内組合については年代不明「覚（町内組合設置の覚書写）」（米沢一二〇）に「新二組合立置候町ハ五軒組合ニ限り、若割合余り之義有之候ハ、六人組可立置候」とある。一方「古来より組合定來候町内ハ、五人組より拾人組迄ハ是迄之通之組ニ而可申上候、拾人

以上者可相改候」とあり、組合規模については原則五人組であったが一〇人までの組合を認める規則の存在が確認できる。

- (6) 『渋江和光日記 第一巻』(秋田県公文書館、一九九六年)文化十三年六月初日条

- (7) 『黒澤家日記解説資料集(一) 黒澤家日記 文化十一年〜文化十四年』(秋田市立佐竹史料館、二〇〇〇年)文化十三年六月初日条
各史料の資料番号は、綴aは米沢九〇、綴bは米沢九六一〜三九、綴cは米沢九一である。

- (9) 各史料の資料番号は、延宝五年願書は米沢六四、元禄十五年願書は米沢六六、享保口上書は米沢七二である。

- (10) この願い出については、「梅津忠宴日記上」(資料番号 A三二二―二五―一)延宝四年八月廿二日条に「入川橋御足軽町之後、町之者共町やニ拝領仕度由」とあり、忠宴が関連絵図面を伺いのために江戸に送付したことを確認できる。

- (11) 藩主通行については、元禄十一年「川尻郷之内米沢町検地帳」(米沢六五)のなかに「元禄十一年とらノ三月九日 屋形様始テ米沢町御通、此とし町中道ヲ作ル申段御機嫌能当町始リヲ御尋被遊候」との記載がある。

- (12) 『秋田市史 第九卷 近世史料編上』(秋田市、一九九七年)所収「下米町一丁目記録」二〇〇ページ参照。米沢町の元禄十五年願書に対して米町から提出された願書には、「一 米沢町と申ハ式十ヶ年以前ふけ谷地ニ有之ヲ、年貢地ニ御注進申上候由承伝候、是は米商売仕度と申上候ニ而勿論米商売之義御法度ニ無之故、被仰付候幸ニ米沢町と罷成候と存候、然ハ米突売小売之義かくれて罷有候故、米町之者共此義ニまよい詮義も不仕候と相見へ申候、夫より自然と突売小売仕候ニ而可有之と存候事」とある。米町の主張する米家督とは小米の小売・突売の権利であり、米沢町に認められたのは米商売であり小売・突売の権利ではないとの認識であったことがわかる。

- (13) 金森前掲書、第四章「都市における商いと営業統制」参照。

- (14) 資料番号は米沢七六である。

- (15) 図6の東南部の「空地」については、嘉永四年の「乍恐書附を御向奉申上候(空地への村人につき願書)」(米沢一〇九)を参照して補った。

- (16) 天明六年「両側旧借銭出銭帳」(米沢八四)など参照。

- (17) 金森前掲書、第六章「久保田の住民構造」参照。

- (18) 佐々木清右衛門の名前が文政五年にのみ見えないが、何らかの事情があるのか、単なる書き落としか、現時点では判断できなかった。

- (19) 資料番号 米沢一五参照。

- (20) 資料番号 米沢一八参照。

- (21) 史料7〜9について、損傷などにより解説不能な部分を「」で表し、一部推定した部分も同様に「」を使用して表した。

- (22) 資料番号 米沢九六一三六参照。

- (23) 資料番号 米沢九六一二〇参照。

- (24) 前掲註(22)に同じ。

- (25) 資料番号 米沢九六一二一参照。

- (26) 資料番号 米沢九六一二七参照。

- (27) 前掲註(25)に同じ。

- (28) 前掲註(25)に同じ。

- (29) 資料番号 米沢九六一一九参照。

- (30) 資料番号 米沢一七参照。

(古文書班学芸主事 かとうまさひろ)

彙報

(平成二十年一月現在)

一 企画展

○「秋田県の成立と移りかわり

―廃藩置県から平成の合併まで―

八月二十八日～ 十月十九日

本年度の企画展では、秋田県内の市町村合併が一段落した機会に、廃藩置県から平成の合併までの行政区画の変遷を公文書でたどった。館所蔵の秋田県庁文書および郡役所文書と共に、市町村から借用した戦前の貴重な公文書を展示した。展示を通し、県や市町村がどのような歴史を経て現在に至ったか紹介すると共に、市町村公文書を保存する重要性もアピールした。展示手法としては、廃藩置県以降の地方制度や行政区画の変遷の歴史的ストーリー性を縦軸に、大区小区制や明治・昭和の町村合併に関わる史料群、郡制に関わる郡役所文書群、市町村役場文書群の紹介を横軸に構成した。背景には、当館が平成十四年以来実施してきた市町村合併時の公文書保存支援活動、特に十七年度からの市町村公文書等保存状況調査を置いた。

展示室の構成は、左の通りである。

・廃藩置県と秋田県の成立

・大区小区制

・市制・町村制施行と明治の町村合併

・郡制と郡役所

・戦時体制と地方総監府

・地方自治法施行と新県政

・昭和の市町村合併

・平成の市町村合併

・市町村合併と公文書保存

冒頭の「廃藩置県と秋田県の成立」では、旧亀田県や旧本荘県の管内絵図を紹介した。

「大区小区制」では、「秋田県第七大区中第一小区陸中国鹿角郡毛馬内町毛馬内村略絵図」が絵図の貴重さと大きさから、観覧者の目を惹いた。「郡制と郡役所」では、当館が九〇〇冊以上の保存数を誇る郡役所文書群から一部を紹介した。「昭和の市町村合併」では、戦後の県庁文書群から各市町村の合併関係書類を、前期・中期・後期で入れ替え展示した。「市町村合併と公文書保存」では、当館における平成十四年以降の市町村合併時の公文書保存支援活動をパネル紹介すると共に、秋田市、由利本荘市、八峰町から借用した戦前公文書を展示した。八峰町の旧八森村役場文書は、昭和三十八年に施行されていた陪審員制度に関するものである。県内でも珍しい資料であり、平成二十一年五月までに実施予定の裁判員制度との関連で観覧者の興味を惹いた。アーカイブズに過去を学ぶ姿勢と共に、

に、市町村における公文書保存の重要性も強調できたのではないかと思う。

今回の企画展は、秋田わか杉国体の文化芸術プログラムの一環にも組み込まれた。右プログラムは開催地の文化の紹介も目的としており、公文書館では企画展を通して秋田県の近現代史を紹介する役割も果たした。全国大会等との連携を通して自治体の歴史的理想アイデンティティを紹介する資料を提供する機会として、公文書館の今後の可能性を示唆した機会でもあった。(柴田知彰)

二 特選展

○「公文書館所蔵の秋田県指定有形文化財」

十一月二日～二十九日

秋田県公文書館は、県指定有形文化財として昭和二十七年(一九五二)十一月に本県で二番目に指定された「出羽一国御絵図」から平成十八年度(二〇〇六)指定の「日本六十余州国々切絵図」六十九点に至る合計九件で八十六点(詳細な史料点数は一、三四四点)もの史料群を所蔵している。その中には、上記「出羽一国御絵図」や「梅津政景日記」・「国典類抄」などの全国的に見ても特に注目されている史料群も含まれている。

そこで、今回こうした貴重な文化財史料を

広く紹介するとともに、秋田県の歴史や史料に対する関心が深まることを目的として特選展示を開催することにした。

また、この機会に当館が次期文化財指定の史料候補として挙げている「秋田県庁近代文書群」（一万余千点）も合わせて紹介することにした。

今回の展示史料は「出羽一國御絵図」（複製・一点）、「梅津政景日記」（原本・一点）、「佐竹北家日記」（原本・一点）、「国典類抄」（原本・一点）、「羽陽秋北水土録」（原本・一点）、「秋田領給人町絵図」（複製・七点）、「久保田城下絵図」（複製・三点）、「日本六十余州国々切絵図（出羽国）」（複製・一点）、「秋田県庁近代文書群」（原本・九点）の二十五点ほどである。

結果、期間中は二〇〇名を上回る方々にご覧いただき、また、閲覧請求や問い合わせも寄せられるなど反響があった。

今後もこうした機会を通して、より多くの所蔵史料を紹介していきたいと考えている。
(伊藤成孝)

三 講座

○古文書解読講座

・基礎講座

三回シリーズでⅠ期とⅡ期に分けて開催した。

第一回 「国典類抄」に見る吉良上野介
七月七日・八月十八日

第二回 系図関係資料を読む
七月二十一日・九月一日

第三回 大久保彦左衛門の「三河物語」を読む
八月四日・九月十五日

この講座は、初めて古文書を学びたいと考えている方を対象とし、募集定員二十名という少人数制で実施した。

・専修講座

第一回 七月二十四日

「秋田藩家蔵文書 天英公（義宣）から小場源左衛門宛の書状を読む」
(講師・越中正一)

「江戸のベストセラーを読む」
(講師・畑中康博)

第二回 九月十八日

「利根川・荒川手伝普請と秋田藩」
(講師・伊藤成孝)

「東遊雑記」がしるす近世中期の東国秋田く古河古松軒の秋田観く」

(講師・渡部紘一)

第三回 十一月十三日

「天保の国絵図と森吉嶽」
(講師・加藤昌宏)

「明治二年、庄内取締」
（或る久保田藩士の日記から）
(講師・嵯峨稔雄)

専修講座は、古文書解読の経験のある方を対象にしているだけあり、活発な質疑応答が成された。また第一回はグループ・ワークによる実習形式で行った。各班とも講座参加者同士で助け合いながら古文書を解読している姿が見られた。

○歴史講座

第一回 六月八日

「南北朝の内乱と北羽」
(前秋田市史編纂中世部会長・塩谷順耳)

第二回 七月二十七日

「関ヶ原合戦と秋田の変動」
（統治をめぐる中央と地方の葛藤）
(講師・加藤民夫)

第三回 八月二十四日

「岡本元朝と秋田藩の修史事業」

(講師・伊藤成孝)

第四回 十月十二日

「天保の大飢饉と北浦一揆」

(民族芸術研究所理事・茶谷十六)

第五回 十二月一日

「幕末期から明治十年代にかけての秋田のコレラ対策」

(講師・菊池保男)

第六回 二月八日

「秋田県の実業補習学校について」

(講師・煙山英俊)

秋田の歴史に興味のある熱心な受講者がたくさん集まり、会場となった当館多目的ホールは、どの講座も熱気あふれるものになった。

○所蔵資料活用講座 八月八日

「先祖調べを中心として」

(講師・畑中康博)

当館所蔵資料について、利用者の知りたい情報をより効率的に探すための具体的な方法を説明する講座で、主に旧秋田藩士の系図や由緒を調べる上で有効な資料を紹介した。

(畑中康博)

四 研修・協議会等

○第三十三回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国大会(茨城大会)

平成十九年十一月二十日～二十二日の三日

間にわたり、茨城県民文化センター、茨城県立歴史館を会場に、「アーカイブズの新時代―個性ある存在をめざして―」を大会テーマに開催された。当館からは館長をはじめ三名が出席した。

地元茨城県の岩上二郎議員の尽力による公文書館法公布から二十年という節目の年にあたり、総会や全体会では従来からの全史料協の活動を振り返りつつ、今後の発展すべき方向性について様々な意見が交換された。また総会では組織改善についての議論も行われた。研修会や分科会では、企業や市町村へのアーカイブズ意識の浸透、ボランティア活動やNPO活動の展開などが紹介され、資料保存活動の着実な広がりを感じた。一方、専門職問題や図書館・博物館との連携など、従来からの問題に対して依然として努力を要する状況であることも改めて認識できた。

公文書館施設の設置が続くなか、既設館により蓄積されたノウハウの活用は、資料保存活動全体の水準を高めることにつながると思われる。地域の実情にあわせて試行錯誤した各施設の実践例について学ぶことの重要性を

感じることができた大会であった。

(加藤昌宏)

○国立公文書館公文書館専門職員養成課程

平成十九年度国立公文書館公文書館専門職員養成課程は前期平成十九年九月三日(月)

～九月十四日(金)、後期十月二十一日(月)～十一月二日(金)の日程で行われた。この

研修は公文書館専門職員として必要な専門的知識を習得することを目的として、独立行政法人国立公文書館が主催するもので、国、県の公文書館等機関、独立行政法人などから十一名が参加した。

約四週間の研修内容は、公文書館に関する概論から歴史資料論、記録管理論、公文書館関連法令、評価選別論、資料整理論、情報のデジタル化、記録保存論、資料情報サービス論など多岐にわたる内容の講義、実習などが行われた。特に諸外国と比較して、日本における記録管理制度の整備を公文書館の世界のみならず、法制度、行政、社会全体に実現していかなければならない、という熱意を各講師から感じ取ることができた。後期には国際公文書館会議東アジア地域支部(EASTICA)シンポジウムへの参加もあり、国内外の公文書保存に関する情報に触れる事ができた。

また、他の機関からの参加者と、実務に関

する情報交換をすることができたのは貴重な機会となった。今回学ぶことができた内容を活用し、日々の業務に活かしたい。

(煙山英俊)

OEASTICA第八回総会・セミナー、
公開シンポジウム

EASTICAは、ICA(国際文書館評議会)の東アジア地域支部である。東京での総会およびセミナー開催は、一九九七年以来二度目である。総会・セミナーは、平成十九年十一月二十三日から二十四日にかけて、「電子政府化の進展と電子記録管理」をテーマにKKRホテル東京にて開催された。二十四日には、公開シンポジウム「デジタル時代のアーカイブ—アジアからの発信—」も行われた。セミナーの内容は、左のとおりである。

基調講演

①ケネス・テイボード氏

(アメリカ国立公文書館)

「現代の記録を未来へ—米国家文書館の挑戦—」

②杉本重雄氏(筑波大学)

「電子文書の円滑な保存・利用に向けて」
各国報告

中国、韓国、モンゴル、日本、マカオ

テイボード講演では、東アジア諸国が目指

すべき電子記録管理システムの最先端が、NARA(アメリカ国立公文書記録管理局)の事例から示された。続く杉本講演では、電子文書の保存と利用に関し、ソフトウェア工学の面から紹介した。

基調講演をうけ、各国報告では電子記録管理システムの開発状況が報告された。日本は電子政府化では最先端だが、電子記録のアーカイブズ管理面では遅れている。

公開シンポジウムの内容は、左のとおりである。

講演

①保立道久氏(東京大学史料編纂所)

「東アジアにおけるアーカイブズの共有と歴史学」

②シャイディン・シャフイー氏

(マレーシア国立公文書館)

「マレーシアの電子政府イニシアティブと電子記録管理における国立公文書館の役割」

保立講演ではアジアのまとめりと東アジアの文化価値の存在を前提に、アーカイブズが文化の国際性の基礎条件、文化・学術共同体の屋台骨となることを強調した。シャフイー講演では、東南アジア地域支部から、マレーシアの進んだ電子記録管理システムが紹介された。

今回のセミナーとシンポジウムに参加し、

電子文書の登場により我々アーキビストが有史以来の地殻変動に立たされていることを改めて実感した。日本が地方自治体の電子記録保存において東アジア諸国に遅れを取らないことを切に願いたい。

(柴田知彰)

○科研「京都府行政文書を中心とした近代
行政文書の史料学的研究」シンポジウム

八月二十六日に「未来への遺産—重要文化財『京都府行政文書』の保存と活用—」のテーマで、キャンパスプラザ京都を会場に開催された。主催は科研グループ「京都府行政文書を中心とした近代行政文書の史料学的研究」、共催は京都府である。

京都府立総合資料館所蔵の「京都府行政文書—一五、四〇七点は、平成十四年度に国の重要文化財に指定された。同十七年度から科学研究費補助金研究(科研)が開始され、十九年度末に報告書を作成する予定である。研究の目的は、①京都府行政文書の損傷状態の評価方法の検討、②簿冊の形態や劣化状況などのデータベースの作成、③他文書群との比較による近代行政文書の体系的把握である。本シンポジウムは、研究の中間報告として一般公開された。

シンポジウムの内容は、左のとおりである。

基調講演

高山正也氏（国立公文書館）

「公文書の保存と活用の意義―過去は未来を語る―」

報告

① 小林啓治氏（京都府立大学）

「近代行政文書研究の諸課題」

② 飯塚一幸氏（大阪大学大学院）

「近代史研究と行政文書」

③ 石川登志雄氏（京都造形芸術大学）

「文化財としての京都府行政文書」

④ 稲葉政満氏（東京芸術大学大学院）

「近代行政文書のための保存科学」

⑤ 金山正子氏（元興寺文化財研究所）

「近代行政文書の保存と修復」

デイスカッション

京都府行政文書は、都道府県の近代行政文書として最初に国重要文化財に指定された。しかしながら、京都盆地特有の寒暖差に施設の老朽化も重なり、史料保存の問題が緊急性を帯びている。そのため、科研の研究目的の二つは史料保存の関係である。保存科学の研究成果には、学ぶべき点が多かった。三つ目の他文書群との比較に関しては、デイスカッションで秋田県庁文書群と郡役所文書群の分析経験を紹介してみた。また、文化財指定した京都府行政文書の取り扱いについては、大いに示唆をうけた。（柴田知彰）

〇二〇〇七年ICA/SPA（国際文書館会評議会専門家団体部会）運営委員会全史料協交流レセプション

交流レセプション

全史料協が主催する交流レセプションが五月一八日に京都市で開催され石井館長とともに同日開催の全史料協役員会後に参加した。交流会では、参加十二カ国のアーカイブズ団体の現状、課題、及び取り組み状況について発表があり、特にスイスのアーカイブ教育の発展状況、フランスにおける市町村文書館の急増の報告などが印象に残った。また、国際交流の必要性を感じる一方、全史料協として新たな組織目標として掲げる国内の公文書館等の運営・設立の支援等に積極的に取り組むべきことの重要性を改めて認識した。また、参加者一同は、次の決議（要約）を採択した。

- 1 専門家団体は、アーキビストがよりよい専門業務と活動機会が得られるよう協力しあい、その実現に努めること
- 2 アーキビストを雇用し、アーカイブ予算を配分する政府、地方公共団体及び諸機関に対し、アーカイブズの重要性を認識して職員の育成・活動及び、財政・人的支援を行うよう要請すること
- 3 アーキビストは、ICA倫理綱領の精神に基づき、模範的実務に関する情報発信、専門知識の後進への継承・指導・研修等の

諸活動を積極的に推進すること

（戸嶋 明）

〇市町村史料保存機関連絡会議

平成十九年度の市町村史料保存機関連絡会議を十一月十五日（木）、「公文書・古文書の公開と利用」をテーマとして開催した。

1 基調講演

「国立公文書館の公開制度と歴史公文書と個人情報」
米川恒夫

2 報告
（独立行政法人国立公文書館）

① 市町村における公文書公開に向けて
秋田県公文書館 煙山英俊

② 古文書の公開と利用
秋田県公文書館 畑中康博

今年度の会議は、住民の生きた証であり、地域の共有財産である公文書や古文書は保存が目的ではなく、公開され、住民に利用していただくことが大事であり、そのための諸問題について情報交換を行う場とした。米川氏の講演は、公文書館の使命は「国及び地方自治体の説明責任を果たすこと」であることを強調された上で、国立公文書館の取り組みを中心に、情報公開や個人情報保護と公文書館法との関連についてわかりやすく解説された。また情報交換では、能代市における歴史

資料保存のための文書管理規程整備の事例報告や、市町村における公文書保存事例、公文書館機能の検討事例、また公文書のインターネットを活用した検索方法などが紹介された。

(煙山英俊)

五 調査

○市町村公文書等保存状況調査

平成十七年度より市町村公文書等保存状況調査を行っており、平成十八年度までに合併市町村を合併前の市町村単位で庁舎と支所の全てを調査した。当館では昭和の合併の際に公文書が大量に散逸・廃棄された反省等を踏まえ、市町村の公文書の適切な保存・利用の推進に向けて、アンケート調査、公文書等保存マニュアルの作成・配布、市町村史料保存機関連絡会議の開催などに取り組んできた。この調査の目的は合併の有無にかかわらず各市町村を訪問して、公文書の保存に関する状況を把握するとともに、適切な保存と利用に向けた情報交換を行うことにある。

調査では、当館職員が市町村庁舎を直接訪問し、可能な場合は首長に面会し、調査の主旨を説明し、公文書保存についての理解と協力をお願いしている。その上で当該市町村の文書管理担当職員と一緒に庁舎内外の書庫や

自治体史編纂室などをまわり、公文書等の保存状況の実態について情報の共有化を図っている。

今年度は自立を選択した十市町村を対象に行っており、平成十九年度末までに全市町村の調査を終える予定である。

(煙山英俊)

○公文書等所在調査

平成十八年度まで「行政資料所在調査」の名称で実施してきた本調査は、十九年度より「公文書等所在調査」と改めた。目的は、改称前と同じく左の三点である。

①現行文書管理規程上で当館への公文書引渡が規定されていない知事部局と教育庁以外の課所の文書保存状況調査

②専門性ゆえに過去の試験研究記録等を現地保存する地方機関の文書保存状況調査

③当館開館以前に秋田県庁文書群から散逸した公文書及び行政刊行物の調査

地方機関の公文書保存調査を明確とした改称である。今年度は、左の機関につき調査を実施した。

十一月十六日

秋田県中央家畜保健衛生所

(秋田市寺内蛭根)

家畜保健衛生所は、家畜の伝染病の予防や保健衛生上必要な試験及び検査等を行うた

め、昭和二十五年制定された「家畜保健衛生所法」に基づき、県内八か所に順次設置されたが、四十一年に北部(北秋田市)・中央(秋田市)・南部(大仙市)の三か所に再編整備された。秋田県中央家畜保健衛生所は、二十六年に秋田家畜保健衛生所として秋田市手形に設置された。三十九年に現名称に改め、翌年に同市中通に移転、五十六年に同市寺内に再移転した。

今回調査を実施した中央家畜保健衛生所は、高病原性鳥インフルエンザやBSEなどの高度な検査を行う病性鑑定施設が唯一整備されており、全県から集まる検体の精密検査・確定診断の実施、県内の獣医師・畜産技術者への最新技術情報の発信など、中核的な存在となっている。

図書室には、昭和三十年代以来の獣医学専門書籍、学術情報誌、国への報告書「家畜防疫衛生月報」が陳列され、常に閲覧できる状態になっている。また、三十五年以降の獣医学産技術研究発表会の集録及び発表用のスライドが年次別に保存されており、映像資料としても貴重なものである。

ウイルス・細菌・病理・生化学の各検査室には、歴代担当者が蓄積してきた学術文献、検査成績書等が保存整備され、現在も参考資料として活用されている。

今回の調査で、戦前の映画フィルムを多数

所蔵していることが確認された。畜産の他、軍馬の育成や戦線での活躍に関するもの、アニメーション映画も数点混じっていた。公文書館に移管したが、戦前フィルムの素材に自然発火の危険性があり、防火機能のある消毒室に保管し、現在取り扱いを検討中である。

(柴田知彰)

○古文書所在調査

第一回

七月十一・十二日 北海道立文書館

北海道立文書館所蔵の「石井家文書」を調査した。石井家は佐竹氏移封の際常陸より随従した湯沢給人で、慶応二年の禄高は三三九石である。資料は近世後期に秋田藩が携わった蝦夷地警備関係もあるが、圧倒的に秋田での活動を記したものが多かった。また資料の中には実物の丸葉や糊(包みには「筑前米」とあり)が入っているものもあり、薬学・農学系の研究機関の資料となるようなものも含まれていた。

七月十二日 北海道大学附属図書館北方資料室

江戸時代後期に蝦夷地で漁業に従事した伊達林右衛門家文書を調査した。伊達家は蝦夷

地警備を担当する秋田藩に漁場の上納金を納めていたことで、関係する資料が多数あった。

七月十三日 北海道開拓記念館

「松本吉兵衛紀行絵巻」を調査した。安政六年(一八五九)に樺太クシユンコタンに赴いた秋田藩蝦夷地御警衛目付の道中記で、多数の絵を含んでいた。

(畑中康博)

第二回

十月二十三・二十四日 千葉県文書館

千葉県文書館所蔵の「江戸川区佐藤(正)家文書」を調査した。秋田藩重臣である梅津忠宴の日記八冊(天和と元禄期)と梅津忠国(日記一冊(明暦元年分))が確認できた。当館所蔵の忠宴日記原本との比較もできた。

十月二十五日 財団法人千秋文庫

「大和田近江日記」「政景日記」「佐竹日記」「嘉永日記」を調査した。「嘉永日記」五冊については、將軍謁見前の藩主佐竹義睦自筆の可能性が高く、非常に興味深い資料であり、詳細な調査が必要であると考えられる。

(加藤昌宏)

第三回 横手市本町「吉澤家文書」

十一月十九日実施

「吉澤家」は常陸時代より佐竹氏に仕え、佐竹氏の秋田転封以後平鹿郡横手に居住。本知三〇石に新知として開一〇〇石の合わせて一三〇石を拝領。姻戚関係に、同じ横手の戸村組下給人「滑川氏」などがある。

『秋田県史』編纂の際に秋田大学の半田市太郎教授が、最近では横手市史編纂室で調査に入り、ある程度の整理が行われていた。

文書類は段ボール箱四つ程度、他に絵図類・手紙類の入った文箱五つ、さらには墨書類の掛け軸等相当数の史料点数が見込まれる。

(菊池保男・伊藤成孝)

六 古文書班広報紙「古文書倶楽部」

「古文書倶楽部」は、日頃の調査・研究成果をわかりやすく紹介し、当館の所蔵資料をよりよく利用していただくために発行している普及・広報紙である。館内で配布している他に当館ホームページでも公開している。

【第十五号】平成十九年四月

先祖調べから歴史学へ「分限帳」(畑中康博)
・公文書館の蔵書紹介『旧相馬藩家老熊川家文書』三〇十五(相馬市教育委員会編)・古文書こぼれ話 閲覧室書架は歴史の謎解きの

文書』三〇五(相馬市教育委員会編)・古文書こぼれ話 閲覧室書架は歴史の謎解きのショーケース(渡部紘一)

【第十六号】平成十九年六月

先祖調べから歴史学へその2「陪臣家筋取調書」(畑中康博)・今月の公文書館の蔵書紹介 虎屋文庫『和菓子』・『虎屋文庫資料展』・『虎屋の五世紀』(畑中康博)・古文書こぼれ話 天明六年蘭荷一件(越中正一)

【第十七号】平成十九年八月

慶応二年佐竹義堯の大滝温泉湯治(畑中康博)・先祖調べから歴史学へその3「系図を調べる」(畑中康博)・古文書こぼれ話 猪のはなし(嵯峨稔雄)

【第十八号】平成十九年十月

幕末秋田藩士の足跡を京都に訪ねる(畑中康博)・古文書こぼれ話 陪臣への差別か? 狩野良知の上書(加藤民夫)

【第十九号】平成十九年十一月

公文書館所蔵秋田県指定有形文化財展の魅力紹介「出羽一國御絵図」について(伊藤成孝)

【第二十号】平成十九年十二月

秋田藩重臣が記した赤穂事件(伊藤成孝)

【第二十一号】平成二十年二月

今月のおすすめ資料「新版江戸道中廻り」(畑中康博)・戊辰戦争一四〇年目の真実「東山文庫『戊辰勤王懐旧談』も読む」(畑中康博)・古文書こぼれ話 北国大名佐竹氏の残雪期における参勤交代(渡部紘一)

七 寄贈・寄託史料

○「田口勝一郎収集文書群」百七十二点 (平成十九年十月十五日付)

○「吉澤家文書」一式 (平成十九年十二月七日付)

八 秋田県公文書館懇話会の開催

当館の運営について意見交換を行う懇話会を、十九年度は六月七日及び十二月六日の二回開催した。

第一回目は十八年度事業報告、十九年度事業計画及び目標について説明するとともに、利用者の閲覧申請の簡素化、ホームページの充実、所蔵資料の電子化、懇話会の開催概要の広報、及び史料所在調査のあり方等について意見交換を行った。

第二回目は、平成十九年度事業の遂行状況、利用者等の目標達成状況及び県北の豪雨災害時の対応等について報告を行うとともに、市

町村の公文書保存や公文書館機能の設置動向、歴史研究団体やボランティアとの連携方策及び展示のあり方等について意見交換を行った。

いただいた意見や提案を参考に、今後、より県民に開かれた館の運営に取り組みたいと考えている。

なお、委員は次の八名の方々となっている。

- 田口 勝一郎 秋田県歴史研究者・研究団体協議会長
- 茶 谷 十 六 財団法人 民族芸術研究所長
- 渡 辺 英 夫 秋田大学教育文化学部 教授
- 鈴 木 達 郎 ノースアジア大学経済学部教授
- 関 友 征 鹿角市文化財保護協会 員
- 斎 藤 稔 にかほ市文化財保護協会 員
- 山 内 信 弘 湯沢市教育委員会生涯学習課主幹
- 石 井 文 雄 秋田県公文書館長 (平成十九年四月一日)

〈各公文書館からの受贈刊行物〉

発行機関	資料名
北海道立文書館	北海道立文書館史料集 第二十二 北海道庁規程集 第I期 庁令等布達編(九) 明治二九年
福島県歴史資料館	福島県歴史資料館研究紀要 第28号
茨城県立歴史館	福島県歴史資料館収蔵資料目録 第37集 県内諸家寄託文書(31)
	茨城県立歴史館史料叢書 10 府中松平藩史料
	茨城県行政文書目録(6) 行政資料目録 11 (1966~1967)
	「茨城教育協会雑誌」表題総目録 史料目録51
	茨城県史研究 91
	茨城県立歴史館報 34
	茨城県立歴史館運営要覧 平成19年度
栃木県立文書館	栃木県立文書館研究紀要 第11号(開館20周年記念特別号)
	栃木県立文書館年報 第21号 平成18年度(2006年)
	栃木県立文書館企画展示図録 開館二〇周年記念企画展 『『もの』づくりにかけた先人の想い—栃木の近代産業と交通の発達—』 平成18年度
	大島延次郎家文書図録 栃木県立文書館寄託
	栃木県史料所在目録 目録第36集 大島治家文書
	学校教材史料集 第3号 —授業に使うとちぎの史料—
群馬県立文書館	ぐま史料研究 第24号
	群馬県立文書館双文 VOL.24
	群馬県行政文書件名目録 第18集 明治期往復・議会・人事編
	群馬県立文書館収蔵文書目録 25 利根・沼田地区諸家文書(3)
	群馬県立文書館年報 平成18年度版
埼玉県立文書館	埼玉県立文書館紀要 第20号
	埼玉県立文書館要覧 第25号 平成19年度
	埼玉県立文書館収蔵文書目録 第46集 湯本家文書目録
千葉県文書館	千葉県の文書館 第12号
	千葉県文書館収蔵文書目録 第二十集 諸家文書目録8 一宮町史収集文書目録 小南区有文書目録 小 熊家文書目録 堀江家文書目録 小原家文書目録 秋葉家文書目録
東京都公文書館	東京都行政資料集録 平成17年度
神奈川県立公文書館	神奈川県古文書資料所在目録 第26集
	神奈川県立公文書館年報 平成18年度
新潟県立文書館	新潟県立文書館年報 第15号 平成18年度
富山県公文書館	富山県公文書館年報 第19号 (平成17年度)
	富山県公文書館文書目録 歴史文書 二十二
福井県文書館	福井県文書館資料叢書 2 元禄期越前の幕府領大庄屋日記2
	福井県文書館研究紀要 第4号
	福井県文書館年報 第4号 平成18年度
長野県立歴史館	長野県立歴史館企画展示図録 秋季企画展 「戦時下のこどもたち—信州の十五年戦争—」 平成18年度
	長野県立歴史館研究紀要 第13号
	長野県立歴史館年報 No.9 2006年度
京都府立総合資料館	京都府立総合資料館紀要 第35号
	東寺百合文書展 第二十一回 奉書と直状
	東寺百合文書展 第二十二回 国宝指定十周年記念 日本史のなかの百合文書
和歌山県立文書館	和歌山県立文書館紀要 第12号
	和歌山県立文書館収蔵史料目録 七 紀州藩士諸家文書目録 軍学者宇佐美定祐文書 早川家文書 西山 家文書 小川家文書 岡本家文書 大畑家文書
鳥取県立公文書館	鳥取県立公文書館研究紀要 第3号
岡山県立記録資料館	岡山県立記録資料館叢書 2 岡山県史料二
	岡山県立記録資料館紀要 第2号
	岡山県立記録資料館年報 平成18年度
	岡山県立記録資料館所蔵記録資料目録 第2集 岡山藩関係資料1 岡山藩老女中花房亀野関係資料 岡 山藩士永岡家資料 岡山藩士野崎家資料 岡山藩家老伊木家臣近藤家資料 岡山藩士野崎六大夫関係 資料 岡山藩士熊沢家資料 岡山藩士草加家資料
山口県文書館	山口県文書館研究紀要 第34号
	山口県文書館年報 平成18年度
	山口県内所在史料目録 第33集 山口県文書館地方調査員調査報告33
	山口県文書館蔵行政資料目録 10 リーフレット・ポスター 1970年代~1980年代
	毛利家文庫目録 別冊5 諸事少々控総目次Ⅲ
徳島県立文書館	徳島県立文書館年報 第10号 平成18年度
	徳島県立文書館企画展示図録 第33回企画展 「村の公文書—書庫からみえた神山のくらし—」 平成19年
香川県立文書館	香川県立文書館紀要 第11号
	香川県立文書館 収蔵文書目録 第10集 讃岐国阿野郡南川東村稲毛家文書目録
大分県公文書館	大分県公文書館事業年報 平成18年度
沖縄県公文書館	沖縄県公文書館研究紀要 第9号
大阪市公文書館	大阪市公文書館年報 第19号 平成18年度
	大阪市公文書館研究紀要 第19号
広島市公文書館	広島市公文書館所蔵資料目録 第36集 図書目録XVI
	広島市公文書館所蔵資料目録 第37集 受贈資料目録Ⅱ
福岡市総合図書館	福岡市総合図書館研究紀要 第7号
	福岡市総合図書館古文書資料目録 11、12
	福岡市公文書資料目録 (CD-ROM版) 平成18年度版

八潮市立資料館	八潮市立資料館概要 地域文書館機能を有した水と生活を基調テーマとする ―平成5年度―
藤沢市文書館	藤沢市史研究 40 藤沢山日鑑 第二十五巻 藤沢市文書館紀要 第二十九号
松本市文書館	松本市文書館紀要 松本市史研究 第16号 松本市文書館紀要 松本市史研究 第17号
守山市公文書館	守山市誌資料古文書目録 3
尼崎市立地域研究史料館	図説 尼崎の歴史 上巻 尼崎市制九〇周年記念 図説 尼崎の歴史 下巻 尼崎市制九〇周年記念 尼崎市立地域研究史料館紀要 地域史研究 第36巻第1号通巻102号～第37巻第1号通巻104号
寒川文書館	寒川文書館開館記念誌

〈 県内市町村史関連図書 〉

発行機関	資 料 名
秋田市	秋田市史 第17巻 年表 秋田市史 第17巻 索引 秋田市青少年センターの概要 第7号 平成19年度 秋田市の図書館要覧 平成19年度 秋田市湊城跡 ―秋田都市計画道路事業(土崎駅前線)に伴う発掘調査報告書(平成17年度調査区)― 萱ヶ沢番楽調査報告書 秋田市無形民俗文化財指定 国指定史跡 地藏田遺跡環境整備事業報告書 ―市民と生徒による手づくり弥生っ村― 黒澤日記解読資料集(八) 黒澤家日記 天保三年 秋田市歴史叢書 1 平沢通有日記1
横手市	横手市史 資料編 考古 横手市史 史料編 近世 I 横手市史叢書 9 羽後新報復刻版Ⅲ (明治四十一年) 雄物川郷土資料館年報 平成十七年度 横手市郷土資料館資料集 第1集 横手市郷土資料館紀要 横手市郷土資料館資料集第2集 平成18年度 横手市文化財調査報告 第4集 大沼沢A遺跡―赤坂総合公園開発事業予定地内造成に係る埋蔵文化財発掘調査報告書― 横手市文化財調査報告 第5集 東里東遺跡―担い手育成基盤整備事業(里見地区)に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書― 横手市文化財調査報告 第6集 正願谷地遺跡 下作の瀬遺跡―担い手育成基盤整備事業(沼館地区)に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書― 横手市文化財調査報告 第7集 会塚田中B遺跡―担い手育成基盤整備事業(会塚地区)に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書― 横手市文化財調査報告 第8集 遺跡詳細分布調査報告書―担い手育成基盤整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書―
湯沢市 鹿角市	佐竹南家御日記 第六巻 自 宝永元年 至 宝永五年 鹿角市文化財調査資料 87 特別史跡大湯環状列石発掘調査報告書(23) 鹿角市文化財調査資料 88 秋田県鹿角市鹿角沢Ⅱ遺跡―中山間地域総合整備事業関連遺跡発掘調査報告書― 鹿角市文化財調査資料 89 秋田県鹿角市遺跡詳細分布調査報告書―草木地区ほ場整備事業関連遺跡分布調査― 一丸館IV遺跡・草木A遺跡範囲確認調査― 鹿角市文化財調査資料 90 一本杉遺跡―(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北携帯電話無線中継基地局建設に伴う発掘調査―
比内町 山本町	比内町史資料編 第十七集 山本町史(続編) 山本町史(続編)(DVD)
五城目町 大湯村 美郷町	あゆみ(五城目町) 昭和30年～昭和55年 大湯村歴史かるた 美郷町埋蔵文化財調査報告書 第4集 根子荒田Ⅰ遺跡―経営体育成基盤整備事業(六郷西部地区)に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書― 美郷町埋蔵文化財調査報告書 第5集 県指定史跡 本堂城跡―本堂城跡整備第1次3か年計画に基づく調査―
大仙市	太田町史 通史編 地誌・年表編 太田町史資料集 第十三集 大仙市文書目録 第1集 太田地域(1) 大仙市文書目録 第2集 太田地域(2) 太田町史資料集 太田町史編纂のあゆみ～知りたいことがある 伝えたいことがある～ 太田町史資料集 別冊 大仙市太田近世・近代絵図集
にかほ市 仙北市 三種町 八峰町	仁賀保町史 普及版 仁賀保町五十周年記念 角館の武家屋敷 小田野家 三種町埋蔵文化財調査報告書 第1集 館城遺跡・保竜館遺跡―農免農道整備事業金岡西部地区に係る埋蔵文化財発掘調査報告書― 八峰町の古文書 高野々村文書(第2集)

〈 国機関からの受贈刊行物 〉

発行機関	資 料 名
宮内庁	書陵部紀要 第58号 平成18年度
防衛庁	NIDS戦争史研究国際フォーラム報告書 朝鮮戦争の再検討―その遺産― 平成18年9月20～21日

	戦史研究年報 第10号 ノモンハン事件関連史料集
総務省	都道府県別行政投資・実績報告書 行政投資実績 平成16年度
外務省	外交史料館報 第20号
財務省	租税史料目録 昭和編(Ⅲ) ≪昭和21年～昭和30年≫ 租税資料館報 平成17年度版 租税史料叢書 第一号 地租関係史料集Ⅰ～地租条例から宅地地価修正まで～ 税務大学校税務情報センター租税史料室特別展示図録 特別展示「所得税の導入と調査委員制度」平成
文部科学省	史資料ハブ 地域文化研究 No.8 史資料ハブ 地域文化研究 No.9
厚生労働省	インターシップin Akita 伝染病流行予測調査報告書 (DVD) 平成10年度(1998年度) 上期の労働情勢 平成13年 労働基準法のポイント 労働市場年報 平成18年度
経済産業省	工業所有権入門 平成12年度 新産業インフラ整備推進協議会研修会報告書 平成12年度 全国伝統的工芸品 匠の技フェスタin旭川 事業報告書 ふるさと・旭川2000年記念事業 平成12年8月10日(木)～13日(日) パソコン電子出願の概要 平成12年度 みちのく発! 技術情報 東北特許流通フェア2000開放特許ガイド 工業統計表 産業編(概要版) 平成17年
国土交通省	秋田県運輸概況 平成18年版 住宅市街地整備推進協議会全国会議 第10回 平成12年6月1日(木)～2日(金) 東北地方一級河川の水質実況 平成11年 全国地すべりがけ崩れ対策協議会研究発表大会 第54回 長崎県佐世保市 全国地すべりがけ崩れ対策協議会研究発表大会資料集 第54回 長崎県佐世保市
環境省	白神山世界遺産地域管理計画
国立公文書館	アーカイブス 第25～30号 北の丸 第39号 国立公文書館調査研究報告書 電子媒体による公文書等の適切な移管・保存・利用に向けて 公文書館専門職員養成課程修了研究論文集 平成18年度 公文書保存管理講習会受講資料 平成19年6月25日(月)～6月27日(水) 国立公文書館年報 第36号 平成18年度 インターネットで知的大冒険 (DVD) 国立公文書館における資料修復 (DVD) ようこそ歴史資料の宝庫へ ～国立公文書館の紹介～ (VHS) Welcome to a Treasure House of Historical Documents and Records (DVD)
その他	REKIHAKU:The Future of History 歴博のめざすもの 国立歴史民俗博物館要覧 平成19年度版 歴博 第136号、第137号、第139号～144号 国文学研究資料館紀要 アーカイブス研究篇 第3号(通巻第38号) 国文学研究資料館史料目録 第83集 尾張国名古屋元材木町犬山屋神戸家文書(その3) 国文学研究資料館史料目録 第84集 信濃国高井郡東江部村山田庄左衛門家文書目録(その4・完) 女性アーカイブセンター機能に関する調査研究報告書 一女性の歴史を今に生かし、未来へつなぐ一 水産総合研究センター所蔵古文書目録 一山口県関係史料一

〈 県外自治体史 〉

発行機関	資 料 名
北海道	仙台藩白老元陣屋資料館報 第12号
	「北の文化交流研究事業」中間報告 1998
	「北の文化交流研究事業」研究報告 2000
	「北方文化共同研究事業」2000—2002年度調査報告 2003
	北海道開拓記念館一括寄贈資料目録 第1集、第2集、第4～17集、第19集、第21～31集、第33集、第35～37
	北海道開拓記念館研究紀要 第23～26号、第29～33号
	北海道開拓記念館研究年報 第1～6号、第8号～22号
	北海道開拓記念館研究報告 第1号、第2号、第4号～7号、第9号～12号、第15号
	北海道開拓記念館研究報告 北海道の祭りと民族芸能(1)―道南地方を中心として― 1999
	北海道開拓記念館収蔵資料分類目録 1～13
	北海道開拓記念館調査報告 第2～4号、第6～14号、第17号、第20号、第22～38号、第40～44号
	北海道開拓記念館利用の手引き 記念館ってなあに?
	北海道開拓記念館常設展示解説書 1～8
	北海道立アイヌ民族文化研究センター研究紀要 第13号
	北海道立アイヌ民族文化研究センター年報 2006(平成18年度)
	北海道立アイヌ民族文化研究センター企画展示図録 企画展「アイヌ語地名を歩く―山田秀三の地名研究から―」2007
	北海道立アイヌ民族文化研究センター企画展示図録 企画展図録別冊「アイヌ語地名を歩く―山田秀三の地名研究から― 胆振/日高」2007
青森県	青森県史叢書 青森県の暮らしと建築の近代化に寄与した人々 平成18年度
	青森県史 民俗編 資料下北
岩手県	盛岡市中央公民館史料目録 一新訂第五版・五十音編一 盛岡市中央公民館史料目録 一新訂第五版・分類編一

	<p>岩手県立博物館研究報告 第24号 岩手県立博物館調査研究報告書 第22冊 岩手を旅した絵師の足跡—名古屋市・長母寺所蔵『養虫山人絵日記』I 図版編—</p>
宮城県	<p>市史せんだい 特集『資料編 伊達政宗文書』の刊行を終えて Vol.17 東北歴史博物館研究紀要 8 東北歴史博物館年報 平成18年度 町絵図・村絵図の世界 一絵図の時代・江戸時代— 「文化財の震災保護対策に関する調査研究事業」報告書 文化庁委嘱事業 平成17～18年度 東北歴史博物館特別展示図録 特別展「奥州一宮鹽竈神社—しおがまさまの歴史と文化財—」平成19年 あきた 第82～84号、第86～88号、第126号、第136号</p>
秋田県	
福島県	<p>白河市史 三 近代・現代 通史編3 会津若松市史 1 歴史編1 原始・古代1 あいづのあけぼの 石器から古墳の時代へ 会津若松市史 8 歴史編⑧ 近代明治会津近代の始まり 「復興、そして若松市の誕生」 会津若松市史研究 第八号 北会津村史 第1巻 民族編</p>
茨城県	<p>土浦市史資料目録 第二集、第四集～第九集、第十一集～十六集 土浦市立博物館紀要 第2～15号 家事志 第一巻、第二巻 土浦市史資料 家事志 色川三中日記 第一巻、第二巻 写真集 のびゆく日立 写真が語る日立の移り変わり 日立市郷土博物館 開館30周年記念誌 2005</p>
群馬県	<p>新編倉瀬村誌 第三巻 民俗編 自然編 館林市史 資料編2中世 佐貫荘と戦国の館林</p>
埼玉県	<p>埼玉県史料叢書 7(下) 入間・熊谷史料四 さいたま市史料叢書 6 神社明細帳編 寺院明細帳編 堂庵明細帳編 補遺 さいたま市新聞記事目録 平成17年版</p>
千葉県	<p>千葉県の歴史 通史編 原始・古代1 県史1 千葉県の歴史 通史編 中世 県史3 千葉県の歴史 通史編 近世1 県史4 千葉県の歴史 資料編 近現代9(社会・教育・文化3) 県史33 野田市史 資料編 考古 野田市史 資料編 考古 付録 松戸市立博物館紀要 第14号 松戸市立博物館年報 第13号～14号 伊能忠敬記念館年報 第8号 平成17年度</p>
東京都	<p>品川歴史館紀要 第21号 しょうけい館常設展示図録 東京市史稿 産業篇第四十八 東京都江戸東京博物館調査報告書 第19集 江戸東京のモノづくり 科学技術黎明期資料赤木コレクション 東京都江戸東京博物館研究報告 第13号 東京都江戸東京博物館資料目録 長板中形型紙 I (DVD) 豊島区立郷土資料館研究紀要 第16号 生活と文化 2006 豊島区立郷土資料館企画展示図録 第1回企画展「坂・聞く・写す」 2006年度 豊島区立郷土資料館企画展示図録 第2回企画展「豊島区のライフライン～電気と水道の地域史～」 豊島区立郷土資料館調査報告書 第18集 鉄道関係史料 I—日本鉄道編— 2006 豊島区立郷土資料館調査報告書 第19集 旧田島平良家長屋門総合調査 2007 自由民権 20 開館20周年記念号 民権ボックス 20『三多摩自由民権史料集』人名索引</p>
神奈川県	<p>海老名市史研究 第17号 えびなの歴史 海老名市史資料所在目録 第17集 新聞記事目録Ⅶ 神奈川新聞 昭和47年(1972)1月～昭和54年(1979) 金澤文庫研究 第317～319号 寒川町史研究 第20号 新横須賀市史 資料編 近世 I 市史研究横須賀 第6号 横浜開港資料館紀要 第25号 横浜開港資料館企画展示図録 第4回企画展示「開港150プレリュード③ 川の町・横浜 ミナトを支えた水運」平成18年度</p>
新潟県	<p>新潟港 一21世紀のメインポート—</p>
石川県	<p>石川県史資料 近世篇(6)</p>
福井県	<p>春嶽公記念文庫解説目録 一文書編— 福井藩祖 結城秀康 春季特別陳列 没後400年記念 平成19年</p>
長野県	<p>真田家文書 上巻、中巻、下巻 海津旧蹟録 真田宝物館収蔵品目録 真田家旧蔵資料目録—絵画(1)(2)(3)(4)、書跡(1)(2)、墨跡(3) 真田宝物館収蔵品目録 長野県宝 真田家文書(1)～(4) 開善寺調査報告書 開善寺調査報告書 2 松代城絵図集成 佐久市志史料目録 一～五 中野市文化財調査報告書 第4集 東江部村山田庄左衛門家文書目録Ⅱ</p>
岐阜県	<p>岐阜県歴史資料館報 第30号 目次</p>
静岡県	<p>沼津市明治史料館史料目録 35 木負相磯家(上糸)文書目録</p>
愛知県	<p>愛知県史研究 第11号 愛知県史 資料編12 織豊2</p>

	新修名古屋市史 資料編 近世1 杉本健吉遺贈記念作品集 (館藏品図録)
三重県	三重県史 資料編 古代(下) 付:別冊 伊勢神宮系図集 「三重県史」民俗資料集 2 三重県の墓制 三重県の社寺・教会 三重県史研究 第22号 発見! 三重の歴史 桑名藩分限帳 桑名藩史料集成 (刊行物) 桑名藩史料集成 (絵図資料) 桑名藩矢部駿河守預り関係史料
滋賀県	世界湖沼会議 第9回 一ターマー湖沼をめぐる命といとなみへのパートナーシップ～地球淡水資源の保全と回復の実現に向けて～ 2001年11月11日(日)～16日(金)
京都府	京都市歴史資料館紀要 第21号 向日市古文書調査報告書 第九集 京都府向日市寺戸区有文書調査報告書Ⅱ
大阪府	新修大阪府史 史料編 第5巻 大阪城編
兵庫県	兵庫のしおり 9
和歌山県	緑の少年団全国大会記録誌 第10回 「風にのれ世界に広がれ緑の大地」平成11年7月27日(火)～29日
島根県	松江市歴史資料集 1 玉造温泉関係文書 湯之助文書(上)
岡山県	新修倉敷市史 1 考古 新修倉敷市史 2 古代・中世 新修倉敷市史 3 近世(上) 新修倉敷市史 4 近世(下) 新修倉敷市史 5 近代(上) 新修倉敷市史 6 近代(下) 新修倉敷市史 7 現代 新修倉敷市史 8 自然・風土・民俗 新修倉敷市史 9 史料 古代・中世・近世(上) 新修倉敷市史 10 史料 近世(下) 新修倉敷市史 11 史料 近代(上) 新修倉敷市史 12 史料 近代(下)・現代 新修倉敷市史 13 美術・工芸・建築 倉敷の歴史 第1号～17号 邑久町史 史料編(上)(下)
山口県	山口県史 史料編 幕末維新3 山口県史研究 第15号 吉田松陰と塾生たち 松下山塾開塾150年記念
徳島県	徳島市立徳島城博物館絵図図録 第三集 阿波・淡路国絵図の世界
愛媛県	愛媛県歴史文化博物館研究紀要 第12号 2007 愛媛県歴史文化博物館資料目録 第15集 灘口コレクション(戦前絵葉書・近代印刷物等) 付:愛媛県歴史文化博物館収蔵 愛媛県関係絵葉書目録 愛媛県歴史文化博物館資料目録 第16集 今治市相の谷1号噴出土遺物 愛媛県歴史文化博物館年報 平成17年度、平成18年度 愛媛県歴史文化博物館テーマ展示図録 テーマ展 「海と島に生きる～昭和・暮らしの記録～」平成18年度 愛媛県歴史文化博物館企画展示図録 企画展 「ときめくファッション～小町娘からモダンガールまで～」平 愛媛県歴史文化博物館企画展示図録 企画展 「異界・妖怪大博覧会『おぼけ』『あの世』の世界」平
高知県	高知市立自由民権記念館紀要 No.15
福岡県	エイズ予防啓発ポスター・読書感想文集『若い命のためにも、聞いて学んで、エイズのことを』平成11年度 市史研究ふくおか 第2号 柳川の美術 Ⅱ 柳川文化資料集成 第三集一二 柳川の歴史 3 筑後国主 田中吉政・忠政 福岡県地域史研究 第24号
大分県	大分県立先哲史料館研究紀要 第11号 大分県立先哲史料館収蔵史料目録 5
宮崎県	佐土原藩嶋津家江戸日記 (八) 宮崎県地方史研究紀要 第33集 平成18年度
沖縄県	沖縄県史 各論編4 近世 沖縄県史 各論編4 近世 (CD-ROM版) 沖縄県史 図説編 県土のすがた 沖縄県史 図説編 県土のすがた (DVD-ROM版) 沖縄県史研究叢書 16 琉球列島の占領に関する報告書(原文・和訳) 翻訳:外間正四郎 沖縄県史研究叢書 17 植物標本より得られた近代沖縄の新聞 (財)沖縄県文化振興会公文書管理部史料編集室紀要 第31号 (財)沖縄県文化振興会公文書管理部史料編集室紀要 第32号 2000世界エイズデー・おきなわ「エイズを知ってあなたが変わるわたしも変わる」報告書

〈 大学からの受贈刊行物 〉

発行機関	資料名
秋田大学史学会	秋大史学 53
九州大学附属図書館付設 記録資料館九州文化史資料部門	九州文化史研究所紀要 第五十号
京都大学大学図書館	京都大学大学図書館研究紀要 第5号

	『学友会関係資料』解説・目録 総長裁量経費プロジェクト 平成18年度
京都大学総合博物館	石井家文書目録
熊本史学会	熊本史学 第八五・八六号
高知海南史学会	海南史学 第45号
佐賀大学地域学歴史文化研究センター	成り期の小城藩と藩主たち 佐賀大学地域学歴史文化研究センター研究紀要 第1号 佐賀大学・小城市交流事業特別展 佐賀大学地域学歴史文化研究センター開館1周年記念展資料 海外交流と小城の洋学—小城鶴島文庫にみる—
滋賀大学経済学部附属史料館	滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要 第40号
信大史学会	信大史学 第31号 —2006年—
千葉大学文学部史学科菅原研究室	丹後国加佐郡上安久村安久家文書目録 (現京都府舞鶴市上安久)
千葉歴史学会	千葉史学 第50号 記念特集
東北大学学術資源研究公開センター史料館	東北大学史料館紀要 第2号
東北大学国史談話会	国史談話会雑誌 第47号、第48号
奈良女子大学「日本史の方法」研究会	日本史の方法 創刊号～第五号
奈良女子大学史学会	寧楽史苑 第45～52号
新潟大学災害復興科学センターアーカイブズ分野	災害と資料 第1号
弘前大学国史研究会	国史研究 第121～123号
広島史学研究会	史学研究 第255～258号
広島大学文書館	広島大学文書館紀要 第9号
山形大学歴史・地理・人類学研究会	山形大学歴史・地理・人類学論集 第8号
山形大学東北森林科学会第5回大会運営委員会	大会講演要旨集 第5回 平成12年度(2000年)8月17～18日
和歌山大学紀州経済史文化史研究所	紀州経済史文化史研究所紀要 第27号
東京大学史料編纂所	東京大学史料編纂所研究紀要 第17号
秋田県立大学システム科学技術学部	公立大学法人 秋田県立大学システム科学技術学部業績報告書 第2号 (平成15年～17年度)
高崎経済大学経済学部	高崎経済大学特別研究報告書 大学全入化時代におけるスタディ・スキルズ教育に関する基礎的研究 平成高崎経済大学論集 第11巻第1号(第23号)～第19巻第3号(通巻54号)、第21巻第1号(通巻60号)～第31巻第4号(通巻103号)、第32巻第4号(通巻107号)、第34巻第1号(通巻112号)、第35巻第1号(通巻116号)～第50巻第1・2合併号(通巻176・177号)
高崎経済大学学会	地域政策研究 創刊号～第10巻第1号
高崎経済大学地域政策学	秋田公立美術工芸短期大学紀要 第11号
秋田公立美術工芸短期大学	秋田公立美術工芸短期大学 卒業・修了制作作品集
秋田公立美術工芸短期大学2007年卒業・修了制作展実行委員会	
青山学院大学文学部史学研究室	青山史学 第二十五号
青山学院大学史学会	史友 第39号
東北学院大学東北文化研究所	東北学院大学東北文化研究所紀要 第38号
秋田経済法科大学総合研究センター教養・文化研究	教養・文化論集 第2巻第1号 教養・文化論集 第2巻第2号
秋田経済法科大学総合研究センター経済研究所	経済論集 第2号 安保一郎教授・近藤剛教授・山口和男教授 退任記念号
神奈川大学大学院歴史民俗資料科学研究科	歴史民俗資料学研究 第12号
関西大学史学・地理学会	史泉 第105号、第106号
京都西山短期大学	西山学苑研究紀要 第2号
慶應義塾福沢研究セン	近代日本研究 23 特集・大学史研究と大学アーカイブズ 2006 慶應義塾福沢研究センター資料 (11) アジア太平洋戦争における慶應義塾関係戦没者名簿
国史学会	国史学 第64号、第66号、第67号、第88～92号、第95号、第97～100号、第104号、第110・111合併号、第113～115号、第120号、第124号、第129号、第140号、第142号、第143号、第145～155号、第157～191号
白山史学会	白山史学 第四十三号
専修大学歴史学会	専修史学 第42号
鷹陵史学会	鷹陵史学 第30～33号
中央大学百年史編集委員会専門委員会	中央大学百年史編集ニュース 第37号
帝京大学文学部史学科	帝京史学 第22号
日本大学史学会	史叢 第11集 (「研究叢報」改称) 史叢 第12・13合併号、第15～17号、第19号、第20号、第22～38号、第40～47号、第49～75号
花園大学史学会	花園史学 第27号
別府大学史学研究会	史学論叢 第37号
法政大学史学会	法政史学 第12号、第14～17号、第21～24号、第26号、第28～68号 法政大学史学会会報 第2号、第5号
聖園学園短期大学	聖園学園短期大学研究紀要 第37号
明治大学	安藤正楽研究 第11号

明治大学史資料センター事務室	大学史活動 大学史資料センター事務室報告 第28集
宮城学院	宮城学院資料室年報 第12号・第13号『信・望・愛』2005年度・2006年度
皇学館大学人文学会	皇学館論叢 第40巻第4号(通巻237号)、第40巻第5号(通巻238号)
南山大学史料室	アルケイア 1 ―記録・情報・歴史―
武蔵大学人文学会	武蔵大学人文学会雑誌 第39巻第1号(通巻第152号)、第39巻第2号(通巻第153号)
武蔵野美術大学大学史史料室	武蔵野美術大学大学史史料集 第五集 金原吾日記 昭和九(一九三四年)

〈 関係機関からの受贈刊行物 〉

発行機関	資料名
(秋田県知事部局)	秋田県税務統計書 No.54
総務企画部	県税のあらまし 平成18年度、平成19年度
学術国際部	秋田県健康環境センター年報 第1号 平成17年度
	秋田県農林水産技術センター畜産試験場研究報告 第21号
	秋田県勢要覧 平成18年版
	工業統計調査結果速報 平成17年度版
	秋田県の工業 ―工業統計調査結果― 平成17年
	秋田県消費者物価指数年報 平成17年基準 平成18年1月～12月 県平均、市別指数 平成18年
健康福祉部	国民健康保険事業状況 平成17年度
	秋田県衛生統計年鑑 平成17年
	メタボリックシンドローム予備群等調査報告書
	健康づくりに関する調査報告書
	秋田県健康福祉部業務概要 平成18年度
生活環境文化部	秋田中央圏域広域水道整備計画調査報告書
	若者の自立支援マップ (中央地区)・(鹿角・北秋田・山本地域)・(県南地区)
	秋田県宗教学法人名簿 平成18年3月31日現在
	新秋田県男女共同参画推進計画
	秋田県水道施設現況調査 平成17年度
農林水産部	植物防疫年報 (農作物有害動植物の発生及び防除状況) 平成17年度
	農林水産業及び農山漁村に関する年次報告 平成18年度
	秋田県農林水産業関係施策の概要 平成19年度
	稲作指導指針 平成19年度
	家畜衛生30年のあゆみ (家畜保健衛生所法施行30周年記念)
	病性鑑定この10年 病性鑑定集録 自昭和41年 至昭和50年
	病性鑑定課(班)30年の歩み 昭和51年度～平成17年度 1976.4～2006.3
産業経済労働部	職業能力開発関係各種給付金 生涯能力開発給付金 認定訓練派遣等給付金 (平成11年度版)
	産業経済労働部施策の概要 平成19年度
	秋田県計量検定所業務概要 平成18年度
	秋田県観光統計 (秋田県観光客入込・動態調査) 平成18年
建設交通部	秋田県の都市計画 平成18年度
出納局	公有財産内訳書
地域振興局	鹿角地域振興局業務概要 平成19年度
	鹿角地域振興局農業改良普及年報 平成18年度
	山本地域振興局の概要 平成19年度
	能代山本の農林水産業 平成19年度
	秋田地域振興局事業概要 (平成18年度)
	秋田地域農林業施策の概要 平成19年度
	由利地域の農林水産業 平成19年度
	仙北地域振興局業務概要 (平成18年度)
	仙北地域振興局農業改良普及年報 平成18年度
	平鹿地域振興局業務概要 平成17年度
	平鹿地域振興局業務概要 資料編 平成17年度
(秋田県教育委員会)	秋田県遺跡地図 (北秋田地区版)・(仙北地区版)
教育庁各課	出羽路 第140号、第141・142号(50周年記念号)
	秋田県文化財調査報告書 第421集 弘田柵跡調査事務所年報 弘田柵跡第132次～134次調査概要
生涯学習センター	生涯学習推進体制の概要 平成19年度
	秋田県生涯学習センター要覧 平成19年度
近代美術館	秋田県立近代美術館年報 2005年度
博物館	秋田県立博物館研究報告 第32号
	秋田県立博物館年報 平成19年
	北東北自然史博物館 第2回北東北三県共同展～大地と生きものふしぎ旅行～展示図録
埋蔵文化財センター	秋田県埋蔵文化財センター研究紀要 第21号
	秋田県埋蔵文化財センター年報 25 平成18年度
	小又川の一万年 森吉山ダム建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査の記録
	秋田県文化財調査報告書 第416集 虚空蔵大台滝遺跡―主要地方道秋田御所野雄和線秋田空港アクセス道路整備事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書―
	秋田県文化財調査報告書 第417集 三ヶ田館跡―地方道路交付金事業根拠尾去沢線に係る埋蔵文化財発掘調査報告書―
	秋田県文化財調査報告書 第418集 家ノ前遺跡―国道105号国道道路改築事業(岩谷道路)に係る埋蔵文化財発掘調査報告書―

	秋田県文化財調査報告書 第419集 寺ヶ沢Ⅲ遺跡—一般国道7号仁賀保本荘道路建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅰ—
	秋田県文化財調査報告書 第420集 遺跡詳細分布調査報告書
	秋田県文化財調査報告書 第422集 鴨巣館跡・鴨巣Ⅰ遺跡・鴨巣Ⅱ遺跡—一般国道7号琴丘能代道路建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書XIX—
	秋田県文化財調査報告書 第423集 岩倉館跡—日本海沿岸東北自動車道建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書XXIV—
	秋田県文化財調査報告書 第424集 樋ノ口遺跡・葦種坂Ⅲ遺跡—日本海沿岸東北自動車道建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書XXV—
	秋田県文化財調査報告書 第425集 土飛山館跡—片山自歩道事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書—
その他	通常総代会議案書 第59回 平成19年5月29日(火)
	秋田県小児療育センター業務概要 H19
	秋田県立湯沢北高等学校研修集録誌かたくり 22号 平成18年度
	秋田県立増田高等学校研究紀要 平成18年度
	秋田県立雄物川高等学校研究紀要 第7号 平成18年度
	秋田県立雄物川高等学校研究紀要 第7号 (DVD) 平成18年度
人事委員会事務局	人事委員会年報 (平成18年度版)

秋田県公文書館研究紀要 第十四号

平成二十年三月十四日発行

編集
発行

秋田県公文書館

〒〇一〇—〇九五二

秋田市山王新町一四—三一

電話 〇一八（八六六）八三〇一

印刷

有限会社工藤平版印刷

秋田市雄和芝野新田字寺沢三八—一

（題字 寿松木 毅）

この印刷物は六五〇部作成し、

その経費は一部あたり四五二円です